

徳川美術館

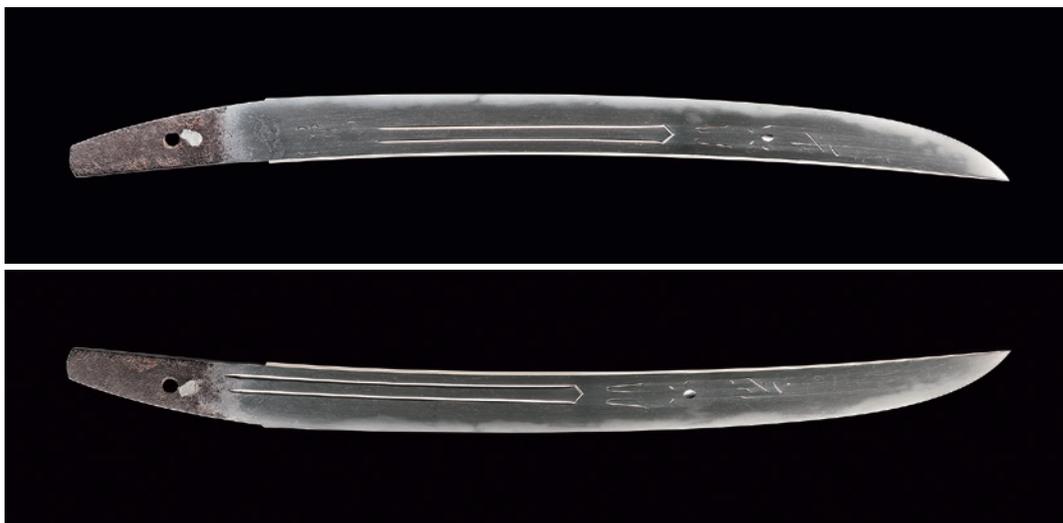


図1 脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗 徳川美術館蔵



図2 白鞘



図3 (上) 蠟色塗合口拵(龍目貫付属) (下)小刀 銘 則宣、鳳凰図小柄



図4 (上) 菱繫唐花文錦刀袋(鞘袋)、黄地菱繫花文縞珍刀袋
 (下) 焦茶地金欄雲鶴宝尽文刀袋、紺地銀欄鶴亀松竹橘宝尽文刀袋



図5 黒塗葵紋付刀箱(鍵附属)、白木刀箱



図1 過去の修理により白濁や光沢が生じている様子(橋姫)



図2-2 修理後



図2-1 彩色層の剝離、剥落、粉状化の様子(橋姫)



図3-2 修理後



図3-1 料紙の劣化(宿木二)



図4-2 修理後



図4-1 縦方向の強い折れと亀裂(横笛)



図5-2 修理後



図5-1 旧装以来残っている横方向の皺(横笛)



図6 台紙に生じた反り(柏木三)



図1 「橋姫」 修理前 額面装



図2 「橋姫」 修理後 卷子装

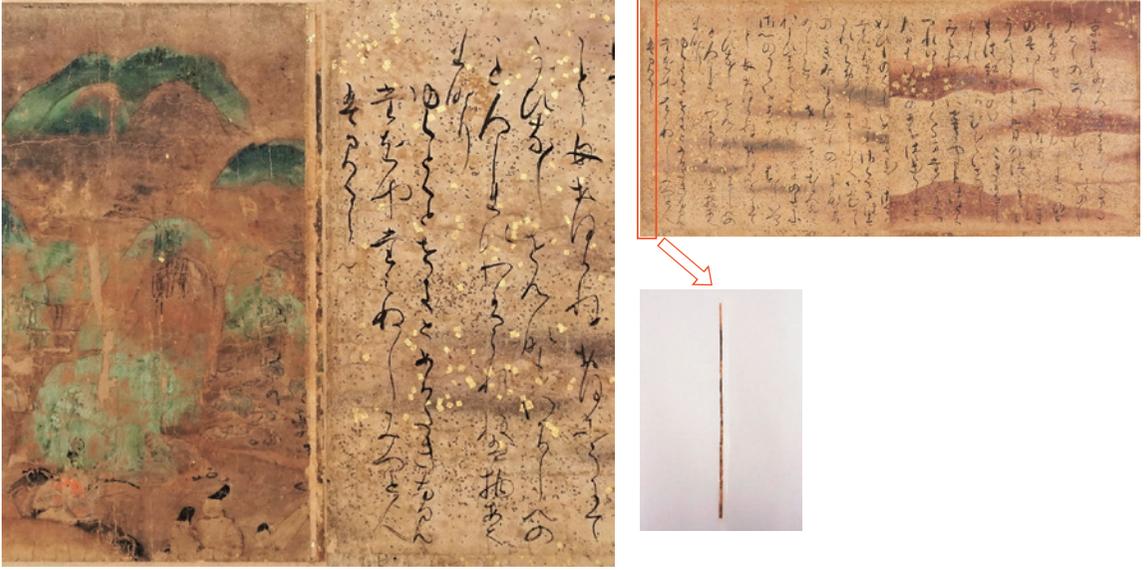


図3 「関屋」詞書の裏面に重なっていた絵の断片を絵の右端に戻した。



図4 「宿木二」詞書第1-2の継目

宝菩提院願徳寺蔵

「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

— 大安寺東塔壁画と大安寺の入唐僧戒明の役割 —

はじめに

一 宝菩提院の概要と本像の尊名

(一) 宝菩提院の沿革

(二) 近世以前の史料にみられる本像についての記録

(三) 近代以降の本像の尊名についての言説

二 「諸観音図像」にみられる白描図像

(一) 「諸観音図像」の概要

(二) 「諸観音図像」の白描図像

三 本像と白描図像の像容の相似

(以下、次輯)

四 大安寺東塔と壁画

(一) 大安寺の沿革と早良親王の入寺

(二) 東西七重塔の建立

(三) 東塔壁画の画題

五 大安寺僧戒明の入唐と宝誌和尚像の請来

(一) 戒明の伝記

(二) 戒明の入唐と宝誌和尚像の請来

(三) 宝誌和尚像の図像と請来

六 戒明の金陵異聞と大安寺東塔壁画の主題

(一) 瑯琊王家大墓訪問

(二) 傳大士影の拝礼

(三) 戒明と鑑真弟子思託の役割

七 戒明の請来と造像

(一) 大安寺木彫群

(二) 本像

おわりに

山本泰一

はじめに

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像（伝如意輪観音）」（以下、「本像」と表記する。挿図1）は、肉体や着衣を完璧に捉え、造形の質も高い、八世紀末に製作された一木彫の傑作として知られ、二重まぶたや瞳に黒石を嵌める面相から「異国の風貌をもつ謎多き菩薩像」などと称されている。

尊名については、左手が後補のため、尊名が確定できないとして、国宝指定名称が「菩薩半跏像」とされ、寺伝による「如意輪観音」を括弧書きで表記している。後述するように研究者の様々な意見が提示されているが、尊名ははまだ確定できていない。また、坐勢・製作地・製作者・製作環境などについても様々な意見が提示されているが、意見の一致をみていない。尊名に関し、本像の製作期より時代が下るが、示唆する資料があるので紹介したい。それは、承暦二年（一〇七八）の年紀奥書のある奈良国立博物館蔵の



挿図1 宝菩提院願徳寺蔵 菩薩半跏像

館蔵「重要文化財 諸観音画像」⁽³⁾であり、この中の一図に本像に相似する白描画像（以下、「白描画像」と表記する。）を見出したので検討したい。さらに、この「白描画像」の註記に「大安寺東塔丑寅角柱」⁽⁴⁾とあるので、本像と大安寺の関係性を探り、本像の成り立ちを解明する手掛かりになると考えるので、検討したい。

一 宝菩提院の概要と本像の尊名

（一）宝菩提院の沿革

宝菩提院願徳寺は、現在、京都市西京区大原野の勝持寺の隣に立地するが、もとは向日市寺戸にあった。京都盆地の西北部、嵐山よりのびる丘陵「長岡」、その南端である向日丘陵の東向き斜面地に所在していた。元禄十四年（一七〇二）九月刊行の刷り物『西岡宝菩提院 修復勸化帳』⁽⁵⁾（以下、「宝菩提院縁起」と表記する。）によると、天智天皇の娘、鷗野讚良皇女（持統天皇）の夢告による発願と伝え、仏華林山願徳寺と号していたとされる。本尊は薬師如来だったが、故あって太秦広隆寺に移したので、聖徳太子作の如意輪観音像を安置したという。

この向日市寺戸の旧寺址周辺から、五重塔の礎石群や七世紀後半の特徴をもつ瓦が出土しており、白鳳寺院の存在が想定されて「宝菩提院廃寺」の遺跡名称がつけられている。創建時の主要堂舎は未確認であるが、七世紀後半に創建され、東西約二町・南北約一町半の広大な寺域を占めていたと想定されている。創建時の軒丸瓦は、秦氏の寺院である京都の北白川廃寺や法観寺（八坂寺）と同範関係にあるとされている。⁽⁷⁾

近年の長岡京研究においては「宝菩提院廃寺」の所在地は、長岡京の右

京、北一条大路と西一坊大路の交点、北側付近に比定されている。⁽⁸⁾宮の西北(乾)角にあたり、まさにここを起点として長岡京が設計計画された可能性も考えられる。丘陵上から内裏全体を見渡せるような場所である。白鳳寺院を復興して、内裏を守護するための寺院として建立されたのであろう。桓武天皇は、他の宮都においても西北の地に御願寺を建立しており、「宝菩提院廢寺」を野寺(常住寺)と呼ばれた長岡京における御願寺「長岡寺」と想定する説がある。⁽⁹⁾また、この「長岡寺」は、願徳寺の、この地域の地名にもとづく別称とする説がある。⁽¹⁰⁾

難波宮より搬入された難波宮式軒瓦が出土している⁽¹¹⁾ので、長岡京造営時に他の施設とともに整備が急がれた寺院と知られる。大衆院や湯屋などの遺構が発掘され、「大膳」「大膳供養」「寺」「山寺」などの墨書土器が見つかっており、宮中の大膳職が関わっていたことが判明している。⁽¹²⁾延暦九年(七九〇)九月、皇太子安殿親王の病氣回復を祈り、誦經を行った「京下七寺」に含まれる可能性が高く、国家的な寺院としての性格を強めていったと想定されている。⁽¹³⁾

広隆寺の縁起、明心八年(一四九九)成立の『広隆寺来由起』⁽¹⁴⁾に、願徳寺の薬師仏について、次のような説話が伝えられている。

願徳寺に、乙訓社の神木を用いて西山の薪人(実は向日明神の権化)が造った靈験あらたかな薬師仏があった。延暦十六年(七九七)に薬師仏は瑠璃光明を放った。貞観六年(八六四)清和天皇の不予に際し、祈祷を命じられた広隆寺僧道昌は、願徳寺の薬師仏は靈験あらたかなので、広隆寺に迎えて祈りたいとし、天皇の勅を得て移し、祈ると天皇の病は癒えた。また、貞観年中に大井川が氾濫して宮都を流そうとした時、道昌が薬師仏に祈ったところ、洪水を防ぐ効験があったので、天皇は薬師仏を広隆寺にとどめ置

き、新しく製作させた薬師仏を願徳寺に送った。しかし、元の座光(台座と光背)が揺れ、安置できず、新仏は送り返された。座光は残されたので「座光堂」とも呼ばれていたとする。

十四世紀の初め、衰退していた願徳寺に天台僧澄豪が、京都小川より宝菩提院を移し、天台密教穴太流の拠点として再興する。これを契機に澄豪は後世、西山流の祖と仰がれ、宝菩提院はその流派の灌室として発展していくとされる。⁽¹⁵⁾

澄豪は、宝菩提院一世承澄が著した事相書『阿婆縛抄』を、ここで書写しており、ことに正和五年(一三二六)書写の『阿婆縛抄』巻第一三〇の奥書に「西山座光寺草庵」との記述があるので、⁽¹⁶⁾台座と光背のみが残されたとする願徳寺時代の伝承が、この頃まで伝えられていたと知られる。

中世の応仁の乱や元亀の乱により、堂舎が焼失して衰微する。江戸初期に再興されたが、寛永年間(一六二四～四三)に西山流の統括が比叡山東塔正覚院に移り、寺勢が次第に衰えた。

元禄十五年(一七〇二)三月三日より本尊如意輪観音像を開帳して、本堂と方丈が修復された。本尊は「寺戸観音」と称され、信仰をあつめていた。昭和三十七年(一九六二)に諸堂の荒廃により、本尊等が勝持寺に移され、同三十九年には残っていた建物も壊された。同四十八年に勝持寺の横に本堂と庫裏が再興された。平成八年(一九九六)に本尊等が遷座し、宝菩提院願徳寺が復興した。

(二) 近世以前の史料にみられる本像についての記録

宝菩提院願徳寺の本尊について確認できる寺院関係の最も古い史料は、文明十一年(一四七九)に宝菩提院七世法印豪憲が記した梵鐘と鐘樓の再建

の勸進状「勸進鑄造楼疏」⁽¹⁷⁾であり、「本尊、聖徳太子所作、二臂如意輪」とある。

次に知られるのは、先に紹介した江戸時代の勸進資料である「宝菩提院縁起」⁽¹⁸⁾で、堂舎や仏像の修復を願って、京都吉田口の清荒神護浄院で配布された趣意書である。本尊の「聖徳太子、一刀三礼の如意輪観音」を、元禄十五年三月三日より開帳するとある。

ついで江戸時代の地誌には、本尊について、以下のように記されている。

地誌(1)「以聖徳太子所造如意輪」

《扶桑京華志》卷之二 松野元敬著 寛文五年(一六六五)⁽¹⁹⁾

地誌(2)「宝菩提院 号仏花林 在寺戸村 本尊如意輪 慈覚大師作也」⁽²⁰⁾

世称寺戸観音」

《山城名勝志》卷之六 大島武好編 正徳元年(一七一〇)⁽²¹⁾

地誌(3)「仏華林山願徳寺 院名法菩提院 在寺戸民家西岡山上 宗旨

天台 門東向 堂同 本尊正観音 坐像三尺計 作不詳」

《山州名跡志》卷之十 白慧編 正徳元年⁽²²⁾

地誌(4)「仏華山願徳寺 在当村西岡山上 号法菩提院 門東向 安二

王 堂東向本尊聖観音 此堂近年荒廢本尊今安方丈」

《山城名跡巡行志》第五 浄慧著 宝暦四年(一七五四)⁽²³⁾

地誌(5)「寺戸の願徳寺は法菩提院と号す 宗旨は天台にして本尊は正観

音なり 開基は慈覚大師 山門の別院とぞ」

《都名所図会》卷四 秋里籬鳥著 安永九年(一七八〇)⁽²⁴⁾

寺伝の「如意輪観音」の他に、地誌(3)・(4)・(5)のように「聖観音」とする説も流布していたと知られる。

(三) 近代以降の本像の尊名についての言説

『古社寺保存法』により、明治四十二年(一九〇九)四月五日に「木造菩薩半跏像(寺伝如意輪観音像)」の名称で国宝に指定されたから、本像についての論考は、七十人の論者による百十二件を数える。これらの論考を、まず寺伝の如意輪観音とする説について検討し、つぎに他の尊名とする諸説を論考発表順に検討したい。

(イ) 如意輪観音

宝菩提院で伝えられてきた尊名を如意輪観音と紹介する論者は多いが、理由を述べる論者は少ない。

「半跏にして二臂の如意輪」は石山寺に遺例があり、「所伝の如く如意輪観音として造顕せられたものであるかも知れない」とする米山徳馬氏の説⁽²⁵⁾に始まり、昭和三十二年(一九五七)の新国宝指定にあたり、解説した文化財保護委員会執筆者は「左手を屈臂し、掌を前にしてたて、右手を膝返に伸して掌を仰ぎ、半跏するもので、その形は二臂如意輪の像容に近く、寺に伝えて如意輪観音というが、その名称はにわかには決し難い」とする⁽²⁶⁾。

この二臂如意輪説を踏襲した文化財保護委員会執筆者は、図版解説に、この説の典拠として「永厳抄」を提示している⁽²⁷⁾。文化財保護委員会技官の倉田文作氏も、この像容は「永厳抄」に「左持蓮華、右說法印」とある姿に近いとし、寺伝が正しいかも知れないが、「左手の前膊半ばから先が今日後補されているので」決定はできないとする⁽²⁸⁾。その後、文化庁執筆者は『阿婆縛抄』巻第九十二に「東寺永厳抄云世多図造左持蓮華右說法印之像」とある像様にも一致するが、尊名を断定することは困難である⁽²⁹⁾としてい

る。以上のように文化財関係の執筆者は、本像の左手が後補でなければ、

石山寺の如意輪観音の印相を述べた「永巖抄」に一致し、寺伝のように如意輪観音である可能性を示唆している。しかし、本像の右手を「説法印」とは認定できず、「与願印」とするのが適当であろう。

ところで『阿婆縛抄』巻第九十二が引用している、永巖が関与して平安時代末期に成立した『図像抄』巻六 観音上には左のように記されている。

但世多凶造左持蓮花右説法印之像。今石山寺如意輪是也。当于先所引如意輪陀羅尼經所説像(中略)右所引二臂像与石山寺像頗有相違。従昔所造画二臂像。皆右手作施無畏。左手於膝上作与願印。垂下左足坐盤石上。大和国龍蓋寺丈六如意輪像亦同之。東大寺大仏殿左方如意輪亦同之垂下左足。但石山寺焼亡之時。寺僧拜見之。左手与願安膝上垂下。右手持蓮花。、上安如意宝珠。其花茎分三枝。一枝未開花。今一枝荷葉也

すなわち、『如意輪陀羅尼經』に説く二臂如意輪は、石山寺の如意輪と相違していて、右手は施無畏印、左手は膝上で与願印を作り、左足を垂下して盤石上に坐すとある。二臂如意輪観音像の図像も添えられ、それはまさに本像を左右反転させたかのような図像である。

二臂如意輪は左足を垂下して、本像のように右足を垂下させたのは、如意輪観音ではないとし、古代の如意輪観音像で、右足を垂下した例は、今日のところ一例も知りえないと久野健氏は指摘する⁽³¹⁾。

さらに石山寺のような像を二臂如意輪と呼ぶようになったのは、十世紀後半の頃とされており、本像の製作年代より後のことである⁽³²⁾。

近年刊行の文化庁監修の『国宝事典』には、尊名についての記述が全くなく、名称からも「伝如意輪観音」が省かれている⁽³³⁾。

以上のように、二臂の如意輪観音とする根拠は、寺伝の他には見いだせ

ない。

(口) 月光菩薩

昭和五年(一九三〇)の源豊宗氏の論考は「美術史雑記」と銘打ってあるものの、本像に関する最初の研究論文である。広隆寺僧道昌が願徳寺の薬師如来を広隆寺に移したとする縁起から「平安朝初頭に成れる薬師像がこの寺にあったとしたならば、今残っている菩薩像がその像の脇侍の一つであったかも知れないという推定は成り立たぬ事もない」として薬師の脇侍像の可能性を述べる。さらに「手は施無畏の相」だが、一般には右手を挙げ、左手を垂らすのが、逆になっているのは「対になるべき他の像との対照上かかる姿勢をとった事は云うまでもない」とし、右脇侍像の月光菩薩像と推定している⁽³⁴⁾。また源氏は、このような像容は、奈良時代に好まれた形式とし、作例として高山寺伝来の東京藝術大学蔵「月光菩薩半跏像」をあげている⁽³⁵⁾。

石崎達二氏は、源氏の月光菩薩説を採り上げ、右脇侍像となるべき印相を有するので、月光菩薩とする⁽³⁶⁾。金子良運氏は、半跏で右手与願印、左手施無畏印は独尊像ではありえず、三尊像であり、上体を右にかたむけているので右脇侍像の「月光菩薩だったかもしれない」とする⁽³⁷⁾。

月光菩薩説は、次項の三尊像の右脇侍像説と関連するので、併せて検討したい。

(ハ) 三尊像の右脇侍像

近年は三尊像の右脇侍像とする見方が有力になりつつあるとする皿井舞⁽³⁸⁾氏の指摘があるが、前述の本像に関する最初の論考である源氏の月光菩薩

説も、三尊像の右脇侍像としての指摘である。

毛利久氏は、「施無畏印は、普通右手であるのに、この像は左手で示し、また半跏形は右足を踏下げているので、三尊像の右脇侍とみられる算段が大きい」とした⁽³⁹⁾。

關信子氏は、「通常の半跏像とは逆に右足を踏み下げているので、三尊像の右脇侍の可能性も考えられる」とする⁽⁴⁰⁾。

松田誠一郎氏は「片足を踏み下げる菩薩像は、単独像では左足を踏み下げるのがふつうである。これに対し、唐時代や奈良時代の三尊像には、両脇侍に左右対称の踏み下げ像を配する例があり、この像の形はその右脇侍像と一致する。その足の形から判断すれば、この像はもと三尊像の右脇侍であった可能性が高い」とする。また作風から推定される本像の製作年代が長岡京の造営期(七八四〜七九四)に含まれることから、本像は、内閣文庫本『広隆寺縁起』によると、台座や光背と共に願徳寺に残された「靈驗薬師像の脇侍像であったと考えることも可能であろう」とした。靈驗薬師像は、寛平元年(八八九)頃の『広隆寺資財交替実録帳』に記される「靈驗薬師仏檀像 壹軀 居高三尺」にあたり、仕上げや像高が、本像によく合っているとする。「もつとも、靈驗薬師像が三尊像であったことを証明する史料的な裏付けはない」とする⁽⁴¹⁾。

この松田説を踏まえ、藤岡穰氏は、背面の宝冠の向きが、腰帯や肉肉に刻まれた光背支柱用の溝よりも左に振れていること、および、懸裳について面部正面から見ると少し右側からの方が立体的かつ整って見えることから腰から上を左にひねっていることが明らかであり、三尊像の右脇侍像に、ほぼ間違いないとする。また、松田氏の提唱する靈驗薬師像の右脇侍像であった可能性が信憑性を帯びてくる。乙訓社が長岡京遷都の

年に社の修理が行われており、延暦四年(七八四)頃の造像とみられるとする⁽⁴²⁾。

福田祐子氏は、独尊像では「右足踏み下げの像容での現存作例がなく、一方、三尊像の脇侍としては右足踏み下げの作例が現存している。また、背面の石帯の中心が背骨の中心からずれていることなどから、上半身がわずかに右に傾いていることも指摘できるため、三尊像の脇侍としての位置づけが自然なように思える」とする⁽⁴³⁾。

山本勉氏は「のちに中尊が太秦広隆寺に移された乙訓社薬師三尊像の右脇侍にあたる可能性もある」とされる⁽⁴⁴⁾。

皿井氏は、「腰から上を左にわずかにひねっていることから、独尊像とみるよりも三尊像の右脇侍であったとする見方が有力になりつつある」とする⁽⁴⁵⁾。

中村恒克氏は、本像を模刻した作者らしい観察眼で、「宝菩提院像が三尊像の右脇侍像であった可能性について」の一項を立て、詳しく分析している。一つに松田氏の説を踏襲し、本像が「右足を踏み下げるもので、独尊ではあまりみられない姿勢であること」、二つめに現存する奈良時代の三尊像の両脇侍が、「みぞおちから上部を本尊の方向に傾ける姿勢」をとると異なり、本像は「前後方向に上半身を回転させる動き」と指摘する。三つめに「背面腰帯の裝飾」が「上半身正中線上からずれるのは、上半身をひねる動き」と推測されること、また台座部分と上半身の正中線ずれているのは、「台座の正面と同じ向きで座り、上半身のみ左側にひねる姿勢である」ことなどから、三尊像の右脇侍像である可能性を推測した⁽⁴⁶⁾。

以上のような諸氏の言説をみると、三尊像の右脇侍像とする根拠の一つは、本像は、右足を踏み下げて坐していることがあげられる。独尊像は左

足を踏み下げるのに対し、本像のように右足を踏み下げて坐す像容が、左に示す奈良時代の三尊像の右脇侍像にみられるからである。

① 奈良・頭塔、西面最下段中央「重要文化財 阿弥陀三尊石仏」の右脇侍像⁴⁷、奈良時代 神護景雲元年(七六七)

② 奈良・興福院蔵「重要文化財 阿弥陀三尊像」の右脇侍像、奈良時代

③ 京都・高山寺伝来、東京藝術大学蔵「月光菩薩半跏像」、奈良時代

(京都・高山寺蔵「重要文化財 薬師如来像」、奈良時代の右脇侍像、

左脇侍像は東京国立博物館蔵「重要文化財 日光菩薩半跏像」、奈良時代)

④ 神奈川・龍華寺蔵「菩薩坐像」、奈良時代

(兵庫・金蔵寺蔵「阿弥陀如来坐像」頭部のみ奈良時代、中尊と推定)

右に掲げた四体の右脇侍像は、いずれも中尊に向けて、明らかにわかるほど、頭や体を傾けている。

根拠の二つめは、右に示した奈良時代の三尊像の右脇侍像は、中尊方向に頭や体を傾けており、本像も腰から上を左にひねっているから、同様に三尊像の右脇侍像として製作された可能性があるとする。

こうした見解に対し、佐藤昭夫氏は当初、三尊像の右脇侍像の可能性を説いていたが⁴⁸、のち、奈良時代の三尊像の脇侍は、「中尊にむかつて体を傾けているのに、これは上半身を直立させているので、独尊像として造られたものである」としている⁴⁹。浅井和春氏は「三尊の脇侍の可能性もあるが、上体をまっすぐ立てて正面を見すえる姿は独尊の像として矛盾はない」とする⁵⁰。久野氏は「その姿は真正面を向いていて、本尊をひきたたせるための脇侍的要素は少ないように思われる」としている⁵¹。以上のように、本

像は、独尊像とする見方があるように、研究者によって、見解の相違がうまれるほどの、体躯のひねりは微妙な差と思われる。

ここで体躯のひねりが、三尊像の右脇侍像の根拠となりえるか検討を加えたい。

中村氏論文中の「図97 宝菩提院像 背面3D画像」を参照すると、上半身の方向をしめす肩の最も高い部分を繋いだ線がやや左下がりになっており、頭部の方向を示す両耳を繋いだ線は、肩の線ほどではなく、ほんのわずかに左下がりになり、下半身の方向を示す腰と蓮肉の設置部分の方向は右下がりに表示されていることがわかる⁵²。中村氏は上半身のみをひねる姿勢とするが、確かにわずかなひねりがあるが、先に紹介した奈良時代の三尊像の脇侍像に比べると、差は歴然としていて、本像が中尊方向に頭体を向けているようにはみえない。

藤岡氏の指摘した蓮肉に刻まれた光背用の柄穴が正中線をはずれることについては、この柄穴は後補との中村氏の指摘⁵³があり、また本像と同時期の製作と目される京都・若王子社伝来の奈良国立博物館蔵「国宝 薬師如来坐像」の蓮肉の柄穴も中心を外しており、特に問題とするにはあたらな

いであろう。

このようなわずかな上半身のひねりを伴う姿勢になったことについては、次のように考えられるのではないだろうか。

頭を前方に向けて台座と同じ向きに腰を下ろし、左足を屈し、右足を垂下し、右手を膝横内側まで伸ばし、左手を屈臂して施無畏印にするか、持物を執る姿勢をした場合には、重心がおのずと右側にかかり、右肩が少し前向きに振れ、下がるので、左肩は連動して後方に引かれるようになり、腰も少し右にひねるような動きになる⁵⁴。このひねりの動きにより、体の正

中線が微妙にずれたと考えられる。

西村公朝氏は、本像の姿勢は、苦しむ衆生を救おうと「蓮台から降りようとして右足を動かした瞬間」とされ、天衣が左肩から「ずり落ち、かろうじて左臂に引き懸けられて」いる形は、「右足の踏み下げる動作と一つになっている」と指摘されているのは参考になる。⁽⁵⁶⁾

藤岡氏の指摘した宝冠の留め具や腰帯の装飾の中心が正中線を微妙にずれたのは、⁽⁵⁶⁾こうした姿勢にすると自然にそうなるのであって、三尊像の脇侍像を意識して造像したのではなく、一瞬の動きを捉えた本像作者の卓越した人体把握と観察による造形の結果と考えたい。

さらに、中村氏が指摘している腹部の二段の括りのうち、上方の括りは左側面のみを表されるのも、⁽⁵⁷⁾動作に伴う微妙な肉体の動きを捉えた感覚の鋭い作者の表現といえるのではなからうか。

以上述べたように、本像の上半身をひねっていることが、三尊像の脇侍像とすることには直接繋がらないことを証しえたと考える。

本像は、上体をほぼ直立させ、顔を正面に向けているようにみられる。像容から独尊像と捉えても何の問題もないであろう。

ただ、独尊像の像容であつても、三尊像の脇侍にもなりえるので、次に、前述の松田氏が提唱している広隆寺に移された願徳寺の薬師仏が三尊像の中尊であつたかどうかを、検討したい。

広隆寺に薬師仏が移されたとする説話⁽⁵⁸⁾に記された薬師仏の名称と移転の経路は左の通りである。

縁起(1) 名称「薬師像一揆手半」

『勝語集』巻上、保延六年(一一四〇)成立

経路「丹後国多原寺↓石造↓広隆寺」

「撰津国多原↓石造↓広隆寺」

縁起(2) 名称「薬師仏一揆手半」

『続古事談』第四、承久元年(一一二九)成立

経路「撰津国富原↓丹後国石造寺↓広隆寺」

「大煩寺↓広隆寺」

縁起(3) 名称「薬師」

『法輪寺縁起』応永二十一年(一四一四)書写

経路「願徳寺↓広隆寺」

縁起(4) 名称「檀像薬師如来像」

『広隆寺縁起』明応三年(一四九四)成立

経路「乙訓社↓大原寺↓丹後国石作寺↓願徳寺↓広隆寺」

縁起(5) 名称「檀仏薬師 立像高三尺」

『広隆寺来由起』明応八年(一四九九)成立

経路「乙訓社↓願徳寺↓広隆寺」

広隆寺の薬師仏の移動に関する説話は、平安時代後期から流布し、広隆寺に薬師仏が安置されるまでの経路について、諸説あつたことが知られる。笹川尚紀氏は「願徳寺の時代に薬師仏が広隆寺へ移動したとする説話が語られていたと推察されるが、今のところそれが古代にまで遡るとは断定できない」とする。⁽⁵⁹⁾願徳寺から広隆寺への移転が語られるのは、室町時代、十五世紀以降であるが、前述の正和五年(一一三六)の『阿婆縛抄』巻第一三〇の奥書に「座光寺」で書写したとの記述があるので、願徳寺薬師仏の確実な移動伝承自体は、鎌倉時代後期にまで遡るのであろう。

また、これらの薬師仏に関しては、大きさや材質がまちまちであり、しかも三尊像であつたとする伝承は全く記されていない。松田氏が「霊験薬

師像が三尊像であったことを証明する史料的な裏付けはない」とする通りである。⁽⁶⁰⁾

以上五点の縁起史料の全てに登場するのは、薬師仏を移動させた人物である広隆寺別当道昌である。

道昌が移動させた薬師仏を、松田氏は寛平元年(八八九)頃の『広隆寺資財交替実録帳』⁽⁶¹⁾(以下、『実録帳』と略称する)の「仏物章」に記される「靈驗薬師仏檀像 老軀 居高(坐像)三尺」(以下、「檀像薬師像」と表記する)の可能性があるとみる。

しかし、源氏がいうように、「檀像薬師像」は「本自所奉安置」とあつて、弘仁九年(八一八)の火災以前から安置されていたとみなされる。⁽⁶¹⁾道昌が、広隆寺に関与するのは、承和三年(八三六)に広隆寺別当に補されてからである。「檀像薬師像」は、承和三年以前にすでに広隆寺に祀られていたのである。したがって、縁起史料の薬師仏と『実録帳』の「檀像薬師像」は同一ではありえない。

それでは『実録帳』の「檀像薬師像」とは、いかなる仏なのか検討したい。

弘仁九年の火災以前に、広隆寺に従来の本尊弥勒菩薩半跏像二軀(国宝「半跏思惟像」二軀)に加えて、新たに本尊として祀られたのが「檀像薬師像」である。寅年の五月五日庚寅日に安置されたとの伝承が、いつ頃から唱えられたかは不明だが、後年の長和三年(一〇一四)寅年の五月五日に、この伝承により、都の貴賤が挙げて広隆寺に参拝したと『日本紀略』に記録されている。⁽⁶⁴⁾藤原実資の日記『小右記』長和三年五月五日条によると平安遷都以降で、干支に合致する日を考証したが、伝承の日時は見つからな⁽⁶⁵⁾いと記述している。

『広隆寺別当補任次第』⁽⁶⁶⁾(天谷大学図書館本・大正十年(一九二一)書写)の「第九大別当道昌僧都」の項に「靈像薬師像一軀、居高三尺、御座内殿、貞觀年中安置云々。桓武天皇御宇自延暦十六年丑歲安置歟。槌可勘之。」とあり、貞觀年中(八五九〜八七七)か延暦十六年(七九七)安置など二説あつたと知られる。

縁起(4)・(5)によると延暦十六年丁丑五月五日(庚寅)に乙訓社の薬師像が瑠璃の光を放つ奇瑞を表したとあり、寅年ではないが、広隆寺に「檀像薬師像」を、五月五日の庚寅日に安置したとする伝承と一致している。しかし、この奇瑞と広隆寺への移転についての関係を、縁起史料は特別に語らないし、この日時が文中で唐突に記述されている感がある。縁起(5)に長和三年に、また薬師像が光明を放つたのは、延暦年中と変わらないとあるので、延暦十六年五月五日が安置の日時として意識されていたことは窺われる。

縁起(4)に関連し、類似する文言のある史料が存在している。

『日本紀略』前篇一三 桓武天皇 延暦十三年(七九四)十二月十一日条。遷置山城国乙訓社仏像於大原寺。初西山採薪人休息此社。便刻木成仏像。称有神驗。衆庶会集驚耳目。故遷。

平安遷都の年の十二月に、山城国の乙訓社にある仏像を大原寺に遷置した。西山の採薪人が乙訓社で休息していた時に、木を刻み仏像を作った。神験があると称えられ、衆庶が会集し、耳目を驚かせた。それ故、大原寺に遷したのである。

ここで注目したいのは、仏像とあるだけで、薬師とも、三尊像とも、坐像か立像かも、いわれていないことである。

縁起(4)には社前に一木の杭があり、樵夫がこの杭で仏像を作り、「南無

薬師仏」と称え、社殿に入れたとある。西山の採薪人は縁起(4)・(5)では、「向日大明神」とされており、長岡京の地主神が仏教と習合して薬師像を製作したと理解される。おそらく神仏習合的な仏像ではなかったかと想像される。

川尻秋生氏は、縁起史料の道昌の記事は後世の潤色とされ、『日本紀略』・『小右記』・縁起(4)などにより、延暦十六年のことだと考えるのがもつとも妥当なように思われるとされる。⁽⁶⁷⁾ さらに像の移転については、長岡京住民の平安京への移住を促進し、精神的な面で長岡京と平安京を結びつけたとされている。⁽⁶⁸⁾

松田氏⁽⁶⁹⁾は、この川尻氏の見解に基づき、延暦三年の長岡京遷都の際に、長岡京の地主神である乙訓社は位階を授けられ、社殿が修理されているので、この頃に、本像は王城鎮護のために造立されたと推察し、平安遷都の三年後、同十六年の五月に広隆寺に移されたとされる。

『実録帳』の「檀像薬師像」が、『日本紀略』の仏像と同一であるかは、この記事だけでは確定できない。縁起史料を援用して、はじめて広隆寺に遷置された可能性を示すにすぎないと思われる。願徳寺から広隆寺への遷置は、十五世紀に創作された縁起史料の記述であることを留意する必要がある。また、延暦十六年五月五日安置説は、歴史史料としては、長和三年までしか遡れないことを確認しておきたい。

しかも『日本紀略』は仏像とするだけであり、縁起史料でも三尊像とはしていない。三尊像とする根拠は史料類には全く見出せないのである。

以上のように、本像と『実録帳』記載の「檀像薬師仏」が一具であることは、ほぼありえないであろう。

伊東史朗氏は、広隆寺の霊験薬師仏は、『実録帳』の金堂に安置された

「本自所奉安置」の檀像薬師像、三尺の坐像と、縁起史料に記される薬師如来檀像、三尺の立像は別物とみている。久安六年(一一五〇)の火災により、本尊交代が起こったのではないかと推定している。⁽⁷⁰⁾ ただし縁起(4)・(5)のように道昌がもたらしたとすると『実録帳』に記載がないのが不審だが、上原真人氏は、道昌は貞観四年(八六二)に広隆寺別当を譲るが、別院の「寺東院」を、その後の活動拠点としていたので、薬師立像をここに安置していた可能性が高いとし、『実録帳』には別院の資財は、別当の管轄外なので記載されなかったとする。⁽⁷¹⁾

広隆寺には、現在、金堂の本尊と伝えられる三尺の天部形の薬師立像が、秘仏として、霊宝館に安置されている。伊東氏は「初期一木彫像に特有の重厚なつくりと奈良時代風の彩色文様が特徴的」で、八世紀末から九世紀前半の製作とし、前述の『日本紀略』に記録される延暦十三年十二月に乙訓社から大原寺に移された像としても不都合はないとした。この像は、長岡京遷都と共に造立された可能性を指摘している。現在の金堂の本尊が、この像にあたりとされており、傾聴すべき見解であろう。⁽⁷²⁾

ところで、桓武天皇は、平安遷都にあたって、内裏の西北にあたる北野廃寺を接収し、野寺(常住寺)の寺籍を長岡京より移し、御願寺とした。桓武天皇御持仏の一丈二尺の薬師仏と八尺の日光・月光菩薩および四天王も移している。延暦五年(七八六)から平安遷都まで、長岡京の「野寺(常住寺)」は御願寺「長岡寺」と称され、これを願徳寺に当てる説がある。⁽⁷³⁾ そうであるならば、願徳寺から京都の寺(北野廃寺・野寺(常住寺))に薬師三尊が移されたという事実が、北野廃寺は広隆寺に統合されているので、後世に混同されて、実態が不明になった可能性も考えられよう。⁽⁷⁴⁾

(二) 普賢菩薩

岡直己氏は、「左半跏」は本尊の脇侍にみられるが、独尊像は少なく、龕像にみられると指摘する。本像は、脇侍とは考えられず、独尊像であるので、龕像との関連においてのみ考えられるとし、作例として高野山金剛峰寺蔵「国宝 諸尊仏龕(枕本尊)」をあげている。この仏龕の右脇扇の菩薩像が本像と同様とし、中尊が釈迦如来なので、普賢菩薩と推定している。⁽⁷⁵⁾

伊東氏は、仏龕の右脇扇の菩薩像は本像と右足を垂下させることや手勢が同様であるが、右手に宝珠を載せるところが異なっている。持物の宝珠と左手臂先が後補であり、他に標識がないため、尊名の判別は困難とされている。⁽⁷⁶⁾

また、岡氏は、平安京遷都にあたり創建された平野神社は、桓武天皇の生母、和斬笠と連なる「帰化人系」の「今木神」を祀っており、その第一殿の本地は、大日如来である。「旧様胎藏界曼荼羅」の中台八尊にあてはめると、本像の所在する願徳寺は、平野神社の南西にあたるので、普賢菩薩であるとする。平野神社は、長岡京時代には創建されていないので、根拠とはなりえず、また、岡氏が「旧様胎藏界曼荼羅」の中台八尊の典拠とした『集古十種』銅器編所載の鏡像に線刻された普賢菩薩は、坐像で足を垂下せず、手勢も本像と異なっているので、根拠とすることはできない。根拠とした仏龕の尊名が不明であり、また、平野神社創建は本像造像より後の事象と考えられる。したがって普賢菩薩とするには更なる史料が必要と思われる。

(ホ) 虚空蔵菩薩

久野氏は、本像と像容の似る個人蔵(下村観山旧蔵・現、東京国立博物館蔵)

の「菩薩半跏像」(久野氏は九世紀中葉から十世紀中葉の製作と推定)について論じた際に、この像や本像が「当初より独尊像として製作されたのならば、(右足を踏み下げることで共通する)金勝寺の虚空蔵菩薩像からも想像できるように、虚空蔵菩薩として製作されたのではないか」と述べ、『阿婆縛抄』巻一〇四に説く求聞持の虚空蔵菩薩像の形相にも一致するとされている。⁽⁷⁹⁾

紺野敏文氏は、本像の後補の左手が宝珠を載せた蓮華を執っていたと想定すれば、「その図像は善無畏訳の『虚空蔵菩薩求聞持法』の本尊形に厳格に則る、わが国初の本格作と称してよい」と述べる。また、ひるがえる天衣や裳は「虚空」を表象していると述べる。そして、空海が長岡京の乙訓寺に在住していた弘仁二年(八二二)十月から翌年十月に高雄神護寺に移る時まで造られたとする。さらに弘仁三年に乙訓寺を訪れた最澄に空海が示した「二部尊像」の一体にあたり、後に願徳寺に移されたと推測している。⁽⁸⁰⁾

紺野氏が想定する求聞持法の本尊に関する図像の典拠である『虚空蔵菩薩能滿諸願最勝心陀羅尼求聞持法』善無畏訳には、左記のように記される。

先画满月。於中画虚空蔵菩薩像。其量下至不減一肘。或復過此任其力弁。菩薩满月増減相称。身作金色。宝蓮華上半加而坐。以右壓左。容顔殊妙作熙怡喜悅之相。於宝冠上有五仏像。結加跌坐。菩薩左手執白蓮華。微作紅色。於華台上有如意宝珠。吠琉璃色黄光髮焰。右手復作与諸願印。五指垂下現掌向外。是与願印相。

紺野氏は「片足を踏下げるかたちにつくるのも、画像法による(半跏坐)の一形式にはかならないから、左手を施無畏印風に表す場合は前記のごとく(右足が左脚部のうえに載せ置いて坐る)うえに組んだ右足を前方にはずし

て下ろすのが自然である」とする⁽⁸²⁾。しかし、「宝蓮華上半加而坐。以右壓左。」とあり、垂下するとは記されていない。また、右手は「五指垂下現掌向外」とあるので、掌を内側に向ける本像とは異なっている。

足を垂下させる虚空蔵菩薩像は左足を垂下させる作例が多く、右足を垂下するのは金勝寺蔵「重要文化財 虚空蔵菩薩半跏像」のみだが、本像とは左右の手勢がほぼ逆である。

本像の造像に空海が関与したのではないかとする説は、岩佐光晴氏が、東寺講堂像とは作風がかけ離れているので、やや疑問が残るとする指摘⁽⁸³⁾に賛同したい。

以上のように、虚空蔵菩薩とするには、本像に共通するところがなく、さらなる資料が必要であらう。

本像の尊名について、五説を紹介し、検討したが、いずれも確定させるには、決め手に欠けているとせざるを得ない。

二 「諸観音画像」にみられる白描画像

(一) 「諸観音画像」の概要

本像の尊名に関し、示唆する資料がある。それは、承暦二年(一〇七八)の年紀奥書のある奈良国立博物館蔵「重要文化財 諸観音画像」(以下、「本図巻」と表記する)である。この中の一図に本像に相似する画像があるので検討したい。

本図巻は、六種類の観音、すなわち「聖観音、五図」・「千手観音、五図」・「馬頭観音、九図」・「不空羅索観音、七図」・「白衣観音、四図」・「如

意輪観音、十五図」の画像を集成した卷子本の紙本白描の画像集である。

全二十紙からなり、縦三〇・〇糎、長一〇六・四糎を算する⁽⁸⁴⁾。奥書に「洛東清水僧定深為興法畧記之于時承暦二年六月而已」とあり、京都・清水寺の僧定深が、承暦二年に書写したと知られる。定深三十三才時の撰述である。ただし、本文中の明らかな脱字や裏書の応保二年(一一六二)の年紀は、定深歿後の年号であることなどにより、平安時代後期の写本とみなされている⁽⁸⁵⁾。

『大正新修大藏経画像』に田中本として公刊されており、また、奈良国立博物館収蔵品データベースにおいて、全巻の図版が公開されている⁽⁸⁶⁾。

本図巻の画像のうちの多くが、京都・高山寺伝来のボストン美術館蔵「諸尊画像集」(以下、「ボストン図巻」と表記する)にも収録される⁽⁸⁷⁾。しかし、掲載順序が異なっており、天部や他の菩薩の画像も含まれている。さらに「不空羅索観音」が含まれていないので、両巻の関連性は複雑で、共通の祖本からそれぞれ抜粋して成立したかと想定される。平安時代後期から鎌倉時代の書写と推定されている。定深撰述の承暦二年原本は、現在みられるよりも大部なものかと想像される。

(二) 「諸観音画像」の白描画像

本図巻の第四図が今回、採り上げる画像である(挿図2)。本図巻の巻頭の部分が欠落しているので尊名の表題が知られないが、「ボストン図巻」にも同様の画像があり、その画像部分には「聖観音」の表題があるので、本図巻の白描画像も「聖観音像」と判明する。

この白描画像に左記の註記がある。

右像大安寺東塔丑寅角柱(金)岡手跡様也 件像者図三十三身所変



挿図2 奈良国立博物館蔵 諸観音図像(部分)

不空縹索經第九云観自在菩薩 左手持蓮花右手仰掌脛上半跏趺坐云々

(金)は「ボストン図巻」により補う。

この聖観音像は、奈良の大安寺東塔の丑寅(北東)角の四天柱に、絵師・巨勢金岡の様式で描かれている。『法華経』「観世音菩薩普門品」に観音が衆生を救うために、三十三種の応現身になって現れると説かれることに基づいている。その像容は、『不空縹索神変真言経』第九に説かれる「广大解脱曼拏羅」中の内院の西面の阿弥陀如来の右脇侍像「観自在菩薩」である。⁽⁹¹⁾左手は蓮華を持ち、右手は掌を仰向きにして腿に置き、半跏趺坐している。

すなわち、承暦二年ころに、定深は、この像容を「聖観音」として認識していたと判明する。

なお、大安寺の東塔の壁面については、後述する。

三 本像と白描図像の像容の相似

本図巻の白描図像は、聖観音像と特定できたので、本像と比較したい。はじめに白描図像の像容を記述し、相異を比較する。

坐勢

右足を垂下し、台座の框上にある小蓮華座に足を載せる。左足を屈する。下段に反花座のある方形框に、天板とそれより大きい底板を蓮華形の柱で繋いだ方形台を置き、その台上の蓮華座上に坐す。二重円相光を負う。

相似	坐勢	白描図像	本像
	右足	垂下する	上に同じ
	左足	屈する	上に同じ
	台座	蓮華座	蓮肉現存(共木)、蓮弁は欠失
相異	坐勢	白描図像	本像
	台座	小蓮華座(右足用)	欠失
	台座	方形台座	欠失、後補(八角框蓮華座)
	光背	二重円相光	欠失、二重円相光カ

白描図像は、右脇侍的に本尊方向に体を傾けているが、これは、壁面ににおける他尊との構成に基づくのであろう。白描図像の右足を垂下し、左足を屈して、蓮華座に坐す姿勢は本像と同様であろう。

本像の台座は後補であるので、元の姿は不明だが、方形の台座もありえよう。ちなみに、製作年代は下るもの本像と同様の坐勢の文化庁蔵「菩薩半跏像」(鎌倉時代 十二〜十三世紀)が、方形の台座に坐す作例としてあげられる。

本像の光背は欠失しているが、中村氏は蓮華座に刻まれた二つの溝に支柱が立てられたと推測し、その想定される支柱の形状から頭光ではなく、二重円相光とされている。⁽⁹³⁾

ここで、本像の坐勢の名称「半跏像」⁽⁹⁴⁾について検討したい。本像は、前述のように明治四十二年(一九〇九)の国宝(いわゆる旧国宝)指定時に「菩薩半跏像」の名称が付けられた。

昭和五年(一九三〇)、本像の最初の論文の筆者である源氏は、「半跏倚坐」とされているが、「倚坐」は椅子に腰かけ、両脚を垂下した坐法であるので、蓮華座に坐し右足のみを垂下した本像には当てはまらないであろう。

この後、本像の坐勢について「半跏像」の呼称が主流となってきた。

これに対し、田村隆昭氏は、昭和四十四年、本像は「半跏像」という名がつけられているが、これまた見当ちがいの呼称である。すなわち、みられる通り、全然半跏をしていないし、片足踏み下げをしているだけである。正確な名称をさがせば、遊戯踏み下げ像⁽⁹⁵⁾とでもいうべきであろうか。「ルビは原文のままである」と異議を唱えられ、さらに、辞典の「半跏趺坐」の項に、半跏とは片足のみを大腿部に上げて坐すのをいうのであって、「片足垂下像や片足踏下げ像を半跏として用いるのは誤用である」と定義づけられた。⁽⁹⁶⁾

これを踏まえたのか「本像の坐り方は(半跏)ではないが、本号では指定名称にしたがって半跏像とする」と註記する論考もある。⁽⁹⁷⁾

この田村説により本像の坐勢について、さまざまに呼称されるようになる。

一つは、「片足踏下げ像」であり、平成九年(一九九七)、松田氏は、名称に「菩薩踏下像」を用いられている。⁽⁹⁸⁾次に、「遊戯踏み下げ像」であり、名称にはないが、解説中に坐勢を「遊戯坐」と記す論者がある。⁽⁹⁹⁾さらに、「坐像」を名称とする論者もある。⁽¹⁰⁰⁾

以上の田村説に基づく名称は「半跏像」とは、片足が必ず腿に上げていなければいけないとの定義に厳密に従ったためと推察される。

一方、久野氏のように、半跏趺坐の「跏している一足を踏み下げのものを半跏踏下げ」というが、半跏踏下げを半跏趺坐ということもある。⁽¹⁰¹⁾とされている。さらに、経軌に「於師子座上半跏趺坐。右足踏於宝座。宝座之下復有白蓮華。」や「復次半跏趺坐垂左足。」とあるように、足を降ろしても半跏趺坐とする例がある。また、白描画像の註記にみられるように、本像のような右足を垂下する像容を半跏趺坐と呼称していたと知られる。

以上のことから半跏趺坐について、半跏にしていた片足を腿からはずして垂下させても、おなじく半跏趺坐と呼称することができると判明する。したがって、田村氏の「片足垂下像や片足踏下げ像」は、半跏ではないとする説は否定できよう。本像を長年呼び慣わされてきた「半跏像」と呼称しても妥当であろう。⁽¹⁰²⁾

手勢

右手は、右腿に腕を降ろし、五指を伸ばし、掌を内側に向ける。左手は屈臂して、甲を前に向けて、湾曲する長い茎の蓮華を執る。両手に腕釧と臂釧を着ける。

相似

手勢	白描画像	本像
右手	右腿上に腕を降ろし、五指を伸ばし、掌を内側に向ける	上に同じ
左手	屈臂して、甲を前向きにして持物を執る	屈臂は上に同じ
装身具	両手首に腕釧	あり、彫出

相異

手勢	白描画像	本像
左手	屈臂して、甲を前向きにして持物を執る	前膊後補
持物	茎付き蓮華	欠失
装身具	上腕に臂釧	欠失、臂釧を留めていた痕跡がある

本像の左前膊は後補であるので、蓮華を執る形もありえる。臂釧を付けていたことは、留めていた痕跡⁽¹⁰⁾により、想定される。

着衣

裙を着ける。腰布を着け、腹前で結び目をみせる。ポストン画像の方が、はつきりと示される。条帛を懸ける。胸下で分かれた条帛の正面垂下部が、腹前の天衣の下を潜り、左足の脛上に達し、先端が渦を巻く。天衣を纏う。右肩から垂れた天衣は、腹前を横切り、左腕に懸かって、左膝上に降り、蓮華座に懸かる。左腕下から垂れた天衣は、左足前をU字型にわたり、左足の踵から右手首、腕釧近くに懸かり、さらに、たわみながら右膝に懸かり、蓮華座下まで垂下する。

相似

着衣	白描画像	本像
条帛	胸下で分かれた条帛は、腹前の天衣の下を潜り、左足の脛上に達し、先端が渦を巻く	上に同じ
天衣、右肩側	右肩から垂れた天衣は、腹前を横切り、左腕に懸かる	上に同じ
天衣、左肩側	左足前をU字型にわたり、左足の踵にいたる	上に同じ

相異

着衣	白描画像	本像
裙	台座蓮弁に裙が懸からない	台座蓮弁に裙が懸かり、蓮弁の輪郭が裙を通して見える
裙、右膝	右膝下にU字状の衣文線がある	U字状の翻波式衣文になる
裙、左膝	左膝下に衣文線なし	左膝下に太い衣文がある
腰布	腹前に結び目がある	腰布を着けるが、結び目は、天衣と裙の折り返しに隠され、表されていない
天衣、右肩側	〈相似部分から〉左膝上に降り、蓮華座に懸かる	〈相似部分から〉腰の付け根に垂れ、蓮華座上に広がったうえ、腿の中央に立ち上がり、膝頭を巻くようにして、蓮華座に懸かる
天衣、左肩側	左腕下から垂れた天衣は、〈相似部分から〉右手首、腕釧近くに懸かり、さらに、たわみながら右膝に懸かり、蓮華座下まで垂下する	右肩より背中を斜めにわたってき、左腹奥に垂れ、〈相似部分から〉下に垂れて、上膊の臂近くに懸かり、蓮華座に垂れて、止まる

本像の特色として、天衣の複雑で躍動的な動きがあり、白描画像においても同様に描いている。本像のように条帛の正面垂下部が天衣の下を潜って、足先にまで達し、そこで渦をまくのは、他に例を見ない特色だが、白描画像は本像と同様に描いている。

頭部

髻を二段に結び、花形の宝冠を着け、観音菩薩の象徴である化仏を付ける。化仏は如来坐像で、反花座に坐し、光背を負う。光背の後ろの花葉状の装飾は宝冠の一部であろう。白描画像の宝冠は、曖昧に描かれるが、ボストン画像では宝冠らしく見える。額上に輪花状の飾りがあり、横から髪の毛が出て見えるように見える。耳上に蓮華の飾りが付き、その後ろに冠繪を花輪状に結び、端を肩に垂らし、先端が大きく広がる。髻髪がカールする。白毫相を表す。垂髪が肩まで蕨手状に広がる。

相似

頭部	白描画像	本像
額中央	輪花状の飾りがあり、横から髪の毛が出て見える	天冠台に付けられた花環の穴より髪束を左右に出す
白毫相	あり	上に同じ

相異

耳上の装身具	蓮華の飾り	欠失。鏝より髪束が忍冬文状に出る
冠繪	花輪状に結び、端を肩に垂らし、先端が大きく広がる。	欠失。右前膊に留めていた金具の痕跡がある
垂髪	肩まで蕨手状に広がる	欠失。天冠台の両側面に装飾を留めていた痕跡がある
髻髪	一筋あり、先端が前方にカールする	三筋あり、うち二筋が耳輪の外側に添い、一筋が耳垂方向に垂れる。耳後方の髪束二筋が、耳の半ばをわたり、二筋の髻髪の下に潜る

白描画像の髻の端が跳ね上がったような髪輪郭は、本像の束ねた髪型を簡略化したように思われる。また、天冠台が描かれず、髻髪部分も簡略化されている。

本像の装飾の多くは、欠失しているが、白描画像のような装飾があった

ことは、各所に残る金具や釘穴の痕跡から想定できる。共木で彫出した額の輪花の穴から、髪束を二筋左右に出すのは、同時代の作例には見当たらず、本像の特異な造形のひとつである。白描画像にも、ほぼ同様な装飾物が描かれている。

白描画像の垂髪は、体に密着せずに、宙に浮いたように描かれている。これに関して、中村氏の左のような指摘が参考になる。⁽¹⁰⁾「菩薩像であれば通常垂髪が両肩の上に垂れるが、今回の調査では両肩に垂髪を留めていた痕跡は認められなかった。しかし天冠台の両側面には装飾を留めていたと思われる痕跡が残ることから、垂髪は両肩に留めず、両肩上に載せていた可能性がある。」とする点である。

肩に留めなくても浮いているように、強度を保てるものとする、奈良・法華寺蔵「国宝 十一面観音立像(平安時代 九世紀)」のような金属製の垂髪が例として挙げられよう。先に「虚空蔵菩薩」の項で述べた本像の像容に近い東京国立博物館蔵「菩薩踏下像(平安時代 九世紀)」も垂髪が銅製である。本像も金属製の垂髪が付けられていた可能性がある。

体部

三道を表す。二重の胸飾を着ける。

相似

体部	白描画像	本像
首	三道を表す	上に同じ

相異

体部	白描画像	本像
臍	なし	あり
装身具	二重の胸飾	胸上部に釘穴の痕跡がある

本像の胸上部に釘穴の痕跡があるので、白描図像と同様な胸飾が取り付けられていたと想像される。

以上述べてきたように、「聖観音像」である白描図像と本像は、白描図像の一部に写し崩れのためか曖昧なところもあるが、おおよその像容は、相似していると判断される。

ことに、額上の花鬘から髪束を出すことや条帛が天衣を潜り、先端が渦をまくのは、他に例がなく、両者が共通する図像を用いて製作されたことを証するものであろう。

本像に現在欠失している装身具類が、白描図像と同様の意匠かは不明である。しかし、胸飾や臂釧などは白描図像と比べ、特に大きな変化があるとは考えられず、印象が大きく変わることはないだろう。本像は「聖観音像」と称するのが妥当である。

註

(1) 所蔵者 宝菩提院願徳寺

住所 京都市西京区大原野南春日町

品質

蓮肉部を含めた一木造。内刳はない。左腕は前膊半ばで、右腕は前膊半ばと手首で各々短ぎ、右膝の前面・両足先別材。

保存状態

別製の宝冠・胸飾・腕釧などが付けられていたと思われる釘穴が残る。右耳垂・左前膊の半ば以下・両足指先・衣の縁の一部・蓮肉部を除く台座は後補。蓮弁と光背を亡失する。

法量(単位種)

全高一二七・〇 像高八六・八 顎高五四・二 顎頂点五五・六 白毫高

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

六六・〇 髮際高六九・四 耳張一九・四 面奥一九・七 面幅二三・五 膝張六六・八 膝高左一四・四、右二二・一 臂張四九・七 右足膝下六〇・二 懸裳張七二・八 腹奥(膝へ胸)二五・九 膝前奥二〇・七 櫃座張七五・一 櫃座奥六六・九

以上の記述は、「研究実績 調査 京都府 仏華林山宝菩提院願徳寺 菩薩半跏像」(年報2013) 東京藝術大学大学院 美術研究科 文化財保存学専攻 保存修復彫刻研究室、二〇一四年、一一八―二二〇頁による。

(2) 『週刊朝日百科 国宝の美 一六 彫刻五 天平後期・平安初期の仏像』(朝日新聞出版、二〇〇九年)、表紙の文言による。

(3) 『奈良国立博物館蔵品図版目録 仏教絵画篇』(奈良国立博物館、二〇〇二年)。

(4) 本図像の註記部分の「大安寺東塔壁画」の研究には、左の論文がある。

① 服部匡延「古史料にみる大安寺七重塔壁画の諸問題」(『美術史研究』一〇、早稲田大学美術史学会、一九七三年)。

② 田中嗣人「大安寺の造営と諸尊の造立」(『佛教藝術』一八七、毎日新聞社、一九八九年)。

いずれも本像との類似についての指摘はない。

(5) 宝菩提院願徳寺蔵。

本史料の翻刻は『向日市埋蔵文化財調査報告書 第六四集(第二分冊)宝菩提院廃寺湯屋跡』(向日市埋蔵文化財センター、二〇〇五年)、一八八―一九二頁。

(6) 高橋美久二「第四章 飛鳥文化から天平文化へ 第一節 寺院の建立」(『向日市史上巻』京都府向日市、一九八三年)、二二二頁。

(7) 令和三年度調査研究成果展リーフレット「向日丘陵の古代寺院 長岡寺と秦氏の寺院」(向日市埋蔵文化財センター、二〇二一年)。

(8) 長岡京の復元図による。國下多美樹「図8 長岡京の完成度」(『長岡京の歴史考古学研究』吉川弘文館 二〇一三年)、三二頁。

(9) 桓武天皇は、各地の宮の西北の地に御願寺を建立している。

平城京西北、秋篠寺

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

一八

平安京西北、右京一条大路の北、野寺(常住寺)
大津宮西北の山中、梵釈寺

平安京は秦氏創建の古代寺院「北野廃寺」(広隆寺の前身寺院)の地、大津宮は天智天皇創建の古代寺院「崇福寺」の隣地に建立している。平城京の秋篠寺の古代寺院は不明である。

西本昌弘「平安京野寺(常住寺)の諸問題」(『仁明朝史の研究』承和転換期とその周辺) 思文閣出版、二〇一一年、一一二～一二八頁。

(10) 菱田哲郎「宝菩提院廃寺と長岡寺」(前掲註(5)書)、一三七頁。

(11) 前掲註(10)菱田論文、一三六頁。

(12) 前掲註(7)リーフレット。

(13) 前掲註(10)菱田論文、一三七頁。

(14) 『大日本仏教全書』第一一九卷(仏書刊行会、一九一五年)。

(15) 笹川尚紀「願徳寺・宝菩提院の沿革」(前掲註(5)書)、一五三～一五四頁。

以下に記述する宝菩提院の沿革については、笹川論文のほかに、前掲註(6)高橋論文・(7)リーフレット・(10)菱田論文および、左の文献を参照した。

① 柏倉亮吉「宝菩提院旧趾及び一二の仏像」(『考古学』六一三、東京考古学会、一九三五年)。

② 大原治三「宝菩提院廃寺の研究」上・中・下(『乙訓文化』五・六・八、乙訓の文化遺産を守る会、一九六六年・一九六七年)。

③ 高橋美久二「第二章 宝菩提院廃寺」(『向日市埋蔵文化財調査報告書 第二〇集 長岡京古瓦聚成(本文編)』向日市教育委員会、一九八七年)。

④ 中村豪瑛「宝菩提院願徳寺の沿革史」(『魅惑の仏像 23 如意輪観音』毎日新聞社、一九九二年)。

⑤ 菱田哲郎「宝菩提院廃寺と山城の古代寺院」(『乙訓文化遺産』一〇、乙訓の文化遺産を守る会、二〇〇三年)。

⑥ 松本公一「西山宝菩提院沿革考―その堂舎と僧侶・典籍―」(『文化史学の挑戦』思文閣出版、二〇〇五年)。

⑦ 梅本康広「第二章 遺跡の位置と環境 二 歴史的環境 (二) 願徳寺・宝菩提院略史」(前掲註(5)書)。

⑧ 梅本康広「(五) 宝菩提院廃寺の研究課題」(『向日市埋蔵文化財調査報告書 第七〇集(第一分冊) 長岡宮「東面北門」・宝菩提院廃寺』向日市埋蔵文化財センター、二〇〇六年)。

⑨ 梅本康広「宝菩提院廃寺」(『古代寺院史の研究』思文閣出版、二〇一九年、一九一三年)。

(17) 「天台霞標」三編卷之三(『大日本仏教全書』第一二五卷、仏書刊行会、一四四年)。

(18) 前掲註(5)書。

(19) 『新修 京都叢書』二二卷(臨川書店、一九九五年)、一四四頁。

(20) 「慈覚大師作也」とあるのは、「宝菩提院縁起」に本像の記述に続けて「元三大師 御自作」とあるのを、本像の作者と取り違えたもので、同寺には自作と伝える元三大師像が別に存在していた。

(21) 『新修 京都叢書』一三卷(臨川書店、一九九四年)、二八五頁。

(22) 『新修 京都叢書』一五卷(臨川書店、一九九四年)、三四〇頁。

(23) 『新修 京都叢書』二二卷(臨川書店、一九九五年)、二二一頁。

(24) 『新修 京都叢書』六卷(臨川書店、一九九四年)、二五九頁。

(25) 米山徳馬 図版解説「七三 宝菩提院伝如意輪観音半跏像」(『京都美術大観 第七巻 彫刻 下』東方書院、一九三三年)。

(26) 文化財保護委員会執筆者 図版解説「二、木造菩薩半跏像(本堂安置)」(『文化財保護委員会監修『日本文化財』二五、新国宝特集号、財団法人奉仕会、一九五七年)。

(27) 文化財保護委員会執筆者 図版解説「32 33 菩薩半跏像」(文化財保護委員会監修『国宝2 平安時代(上) 唐・北宋・新羅』毎日新聞社、一九六四年)。

(28) 倉田文作「平安時代作品の4 京都宝菩提院の菩薩半跏像」(『仏像のみかた(技法と表現)』第一法規出版、一九六五年)、一五四頁。

(29) 文化庁執筆者 図版解説「7 菩薩半跏像(伝如意輪観音(本堂安置))」(文化庁監修『国宝5 彫刻II』(増補改訂版) 毎日新聞社、一九八四年)。
『阿婆縛抄』巻第九(『大日本仏教全書』第三八巻、仏書刊行会、一九一三年)。

東寺永藏抄云。世多図造左持蓮華右説法印之像。今石山寺如意輪是心也。燒亡之時。寺僧拜見之。左手作与願安膝上垂下。右手持蓮花。、上安如意宝珠。其華莖分三枝。一枝未開華。今一枝荷葉也

(30) 『大正新修大藏経図像』第三卷(『SAT大正蔵図像DB』、二八頁。以下、『大正新修大藏経図像』は、本データベースを参照した。

本史料については、上原昭一氏が図版解説「387 菩薩半跏像」(『国宝彫像 第二巻』徳間書店、一九六七年)、一三三頁において典拠と指摘している。

(31) 久野健「銅製の垂髪をもつ菩薩半跏像について―九・十世紀彫刻の一考察―」(『美術研究』一三四、東京文化財研究所、一九六五年)、二六〇―二九頁。

(32) 井上二稔「奈良時代の〈如意輪〉観音信仰とその造像―石山寺像を中心に―」(『美術研究』三三三、東京文化財研究所、一九九二年)、一頁。

(33) 文化庁執筆者 図版解説「菩薩半跏像(本堂安置)」(『国宝事典』第四版、便利堂、二〇一九年)。

(34) 豊秋(源豊宗)「美術史雑記 宝菩提院の月光菩薩像」(『仏教美術』一六、仏教美術社、一九三〇年)、一五五―一六二頁。のち「源豊宗著作集 日本美術史論究 3 天平・貞観」(思文閣出版、一九八〇年)に所収、追加、訂正あり。

一三七―二四三頁。

(35) 源豊宗 図版解説「菩薩半跏像」(『京都の国宝』文化財保護法施行十周年京都記念会、一九六一年)。

(36) 石崎達二 図版解説「宝菩提院蔵菩薩半跏像」(『史蹟と古美術』第十一巻五号、通巻五五、国史普及会、一九三三年)。

(37) 金子良運 図版解説「菩薩半跏像 寺伝如意輪観音」(『日本の彫刻』(『国宝シリーズ』) 現代教養文庫 一三一、社会思想社、一九五九年)。

(38) 皿井舞 図版解説「18 菩薩半跏像」(『日本美術全集 第4巻 平安時代Ⅰ 密教寺院から平等院へ』小学館、二〇一四年)。

(39) 毛利久 図版解説「95 菩薩半跏像」(京都国立博物館監修『平安時代の美術』便利堂、一九五八年)。

(40) 關信子 図版解説「菩薩半跏像」(『仏像百選』(『講談社MOOK』(普及版) 日本の仏像』講談社、一九八七年)。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

(41) ①松田誠一郎「広隆寺の歴史と彫塑」(『週刊朝日百科 日本の国宝 15 京都／広隆寺』朝日新聞社、一九九七年)、一五一―一五三頁。

②松田誠一郎「菩薩踏下像(伝如意輪観音)」(『週刊朝日百科 日本の国宝 16 京都／清涼寺 宝菩提院 大覚寺 長福寺 妙心寺 退蔵院』朝日新聞社、一九九七年)、一七二―一七三頁。

③松田誠一郎「第五〇回全国大会研究発表要旨 山背遷都と靈験薬師仏―京都・宝菩提院菩薩踏下像の彫塑史的な位置づけに関連して―」(『美術史』一四三、美術史学会、一九九七年)、一〇七頁。

(42) ①藤岡穰 図版解説「京都・宝菩提院の菩薩半跏像―大原野の春―」(『電気協会報』九二九、日本電気協会、二〇〇二年)。

②藤岡穰「様式からみた新薬師寺薬師如来像」(『様式論―スタイルとモードの分析―仏教美術論集Ⅰ』竹林舎、二〇一二年)、三八―三九頁・四一頁。のち「東アジア仏像史論」(中央公論美術出版、二〇一二年)に所収、一六二―一六三頁・一六六―一六七頁。

(43) 福田祐子「宝菩提院菩薩半跏像の研究」(二〇〇五年度京都市立芸術大学 同窓会賞論文 概要)。

(44) ①山本勉「菩薩坐像」(『別冊太陽 仏像 日本仏像史講義』平凡社、二〇一三年)。

②山本勉「宝菩提院菩薩像」(『日本仏像史講義』平凡社新書 七七五、平凡社、二〇一五年)、七九―八〇頁。

(45) 前掲註(38)皿井図版解説。

(46) 中村恒克「宝菩提院菩薩半跏像および道明寺十一面観音菩薩立像の作風表 現および造像技法における唐の影響について―両像の模刻制作を通して―」(平成二十七年 東京藝術大学大学院美術研究科博士後期課程学位論文) 二〇一六年、三七―四〇頁。

(47) 中野聰「頭塔阿弥陀三尊石仏の制作」(奈良時代の阿弥陀如来像と浄土信仰) 勉誠出版、二〇一三年)、二九三―三二二頁。

(48) 佐藤昭夫「宝菩提院菩薩半跏像」(『國華』八〇〇、國華社、一九五六年)、三八九―三九五頁。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描画像について(上) 二〇〇

(49) 佐藤昭夫 図版解説「62菩薩半跏像(本堂)」(『国宝大事典 二 彫刻』講談社、一九八五年)。

(50) 浅井和春 図版解説「7菩薩半跏像」(『日本美術全集 第5巻 密教寺院と仏像 平安の建築・彫刻I』講談社、一九九二年)。

(51) 前掲註(31)久野論文、二八―二九頁。

(52) 前掲註(46)中村論文、三八頁、図版九七。

(53) 前掲註(46)中村論文、一四頁。「蓮肉後方上面の二箇所の柄穴は後補と思われる」。

(54) 中村氏も「頭部に対して肩をやや左方向にひねる動きは、左手をやや後ろに引き、右手を前に出す動きと連動した姿勢であることが考えられる。」と指摘する。

前掲註(46)中村論文、三八頁、註五九の記述。

(55) 西村公朝「蓮華から降り立つ観音さん」(前掲註15)④書、三八頁。

本像の背中で、条帛と天衣がX状に交差する表現は他に例をみないが、「蓮台を降りようとして右足を動かしした瞬間に、薄く軽い天衣が左肩からすべり落ちた情態」とされている。

(56) 前掲註(42)藤岡②論文、一六二頁。

(57) 前掲註(46)中村論文、四〇頁。

(58) 広隆寺の霊験薬師仏の移動説話について記述する縁起は、左の文献に詳しく紹介されている。

笹川尚紀「第二節 広隆寺の薬師仏をめぐる」(前掲註(5)書)、一五九―一七二頁。

(59) 前掲註(58)笹川論文、一六六頁。

(60) 前掲註(41)松田②論文、一七三頁。

(61) 「資料『広隆寺資財交替実録帳』」(上原真人「古代寺院の生き残り戦略 資財帳が語る平安時代の広隆寺」柳原出版、二〇二〇年)、二四三―二六四頁。

(62) 広隆寺の薬師像について『実録帳』には「霊験薬師檀像(禿居高三尺とあるが、これは本自所奉安置とあって、弘仁九年の火災以前からあったと見なければならぬので、この像が願徳寺より請来せるものとは見難い」としている。

また、「今の吉祥天風な薬師像が果たしてそれであるかは疑わしい」としている。前掲註(34)源論文、二四二頁。

(63) 道昌について、上原真人「道昌小伝」(前掲註(61)上原書)、六一―六三頁を参照した。

(64) 『日本紀略』後篇二一 三条天皇 長和三年五月五日条(『国史大系』第五巻、経済雑誌社、一八九七年)。

(65) 『小右記』長和三年五月五日条(『増補史料大成』別巻一、臨川書店、一九五五年)。長和三年五月五日条(倉本一宏編『現代語訳小右記』、吉川弘文館、二〇一八年)、一九四―一九五頁。

(66) 林南壽「広隆寺史の研究」(中央公論美術出版、二〇〇三年)、二七一―二七二頁。

(67) 川尻秋生「第四章 広隆寺と薬師信仰―内閣文庫所蔵「広隆寺縁起」の検討―」(『日本古代の格と資財帳』吉川弘文館、二〇〇三年)、三〇一―三〇二頁。

(68) 前掲註(67)川尻論文、三一〇頁。

(69) 前掲註(41)松田③発表要旨、一〇七頁。

(70) 伊東史朗「広隆寺本尊薬師像考―神仏の習合と尊像の複合―」(『学叢』一八、京都国立博物館、一九九六年)、二二頁。のち『平安時代彫刻史の研究』(名古屋大学出版会、二〇〇〇年)に所収、五八頁。

(71) 前掲註(61)上原書、一四三―一四七頁。

(72) 前掲註(70)伊東論文、五六頁。

(73) 前掲註(9)西本論文、一一二―一一四頁。

(74) 網伸也「平安遷都をささえた官寺・常住寺」(『リフレット京都』二九一、京都市埋蔵文化財研究所・京都市考古資料館、二〇一三年)。

(75) 岡直己「宝菩提院菩薩半跏像考」(『美術史』三三二、便利堂、一九五九年)、九九―一二二頁。

(76) 伊東史朗「金剛峯寺諸尊仏龕(枕本尊)について」(『國華』一一一、國華社、一九八八年)、一五頁。

左脇扇の菩薩像は仏化を付けているので、観音菩薩と考えられ、中央扇は如来坐像が左手で大衣の裾を握っているため、釈迦如来とされている。

(77) 東京国立博物館では「菩薩踏下像」と称される。像高五三六糎、ヒノキ材一木造、平安時代、九世紀(『東京国立博物館図版目録』日本彫刻篇、東京国立博物館、一九九九年、C180、五一頁・一三三頁)。

(78) 前掲註(31)久野論文、二六〇二頁。

(79) 『大日本仏教全書』第三八卷(仏書刊行会、一九一三年)。

軌云。画虚空蔵菩薩像。其量下至不減一肘。或復過此。菩薩滿月増減相称。身作金色。宝蓮華上半加而坐。以右押左。容顔殊妙作熙怡喜悅之相。於宝冠上有五仏像。結加趺坐。菩薩左手執白蓮華。微作紅色。於華台上有如意宝珠。吠琉璃色黄光發焰。右手復作与諸願印。五指垂下現掌向外。是与願印相。

(80) ①紺野敏文「長岡京の仏像と空海—宝菩提院菩薩半跏像をめぐって—」(『近畿文化』五六四、近畿文化会事務局、一九九六年)、五〇七頁。

②紺野敏文「虚空蔵菩薩像の成立(中)—求聞持形の展開—」(『佛教藝術』二二九、毎日新聞社、一九九六年)、一五〇三頁。のち「第五編 虚空蔵菩薩像の成立 第二章 求聞持形の展開」(『日本彫刻史の視座』中央公論美術出版、二〇〇四年)に所収、五八七〇四頁。

(81) 『大正新修大蔵経』第二〇卷(SAAT大正新修大蔵経テキストデータベース)、No.14580。以下、『大正新修大蔵経』は、本データベースを参照した。

(82) 前掲註(80)紺野論文、五八九頁。

(83) 岩佐光晴 図版解説「20菩薩半跏像(伝如意輪観音)」(『特別展 仏像 一木にこめられた祈り』図録、東京国立博物館、二〇〇六年)。

本像のように「優れた造形を示す像が造立ないし受容される状況としては、然るべき背景を想定すべきだろう。この像の造立に空海のような時代の先端を行く人物が介在したことは十分にあり得る」こととし、乙訓寺と願徳寺は距離的に近いので魅力的な説とする。だが、東寺講堂像とは作風がかけ離れているので、やや疑問が残るとしている。

(84) ①宮島新一「田中本『諸観音図像』について」(『MUSEUM』四二七、ミュージアム出版、一九八六年)、一九二七頁。

本図巻の研究は、宮島新一氏によって、詳しい分析と全文の翻刻が行われて

いる。注目される図像として、本図像を採り上げ、法隆寺金堂壁画の一図と同じとし、大安寺の塔の壁画について、触れているが、本像との類似については指摘されていない。

②文化庁文化財部「新指定の文化財」(『月刊 文化財』四六四、第一法規出版、二〇〇二年)、六〇八頁。

(85) 定深は、永承元年(一〇四六)に藤原義綱の子として生まれる。保安元年(一一二〇)十一月二十二日、七十五才にて歿する。前年の元永二年歿説あり。四十才、応徳二年(一〇八五)に興福寺維摩会研学堅義の堅者、寛治二年(一一〇八)興福寺上座、長治三年(一一〇六)清水寺別当、天永二年(一一一一)法橋を歴任した。(『大日本史料』三編、二十五卷、保安元年十一月二十二日条。『大日本史料』は、東京大学史料編纂所『大日本史料総合データベース』を使用した。

清水寺別当の時に、『東山往来』を著している。(山内潤三『応永十一年書写本東山往来—解題・翻刻・校異—』古典刊行会、一九七三年)。他に、『胎蔵要義』(『大正新修大蔵経図像』第一卷、二二二頁)を撰しており、また心覚(一一二七〇八〇)撰『四家鈔図像 中卷』醍醐寺蔵(『大正新修大蔵経図像』第三卷、八三二頁・川村知行『四家鈔図像』図版解説「醍醐寺大観 第二卷」岩波書店、二〇〇二年、七六〇七七頁)の弥勒菩薩像の項に「已下清水寺定深集」と註記があり、図像学に通じた人物と目される。「四家鈔図像」の註記については、佐和隆研氏が指摘している。(佐和隆研「密教における白描図像の歴史」『佛教藝術』七〇、毎日新聞社、一九九九年)。のち「白描図像の歴史」(佐和隆研著作集「第一卷 密教美術論」法蔵館、一九九七年に所収、二五六頁)。

(86) 前掲註(84)①宮島論文、二二頁。
裏書にある「応保二年正月十九日 庚寅」の年紀について、「庚寅」にあたるのは、承暦近辺では「応徳二年」であることから、「応保」を「応徳」の誤記とみる宮島氏の説がある。

(87) 「諸観音図像 京都田中忠三郎氏蔵本」(『大正新修大蔵経図像』第一二卷)、九九七頁。

(88) 奈良国立博物館ホームページ内の収蔵品データベース「諸観音図像」の項の

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

解説に、定深が本画像集を製作した動機として、「如意輪」の最後に如意輪観音の六臂が六道・六観音に対応するという定深の独自の解釈、および二臂の如意輪観音像として信仰を集めた石山寺本尊像が、六ヶ月前の承暦二年正月に焼失しており、この出来事が関係していた可能性があるとの指摘がある。

- (89) ポストン美術館蔵「諸尊画像集」卷子本、縦二九・四糎、長九三・八・三糎、平安時代・鎌倉時代、十二世紀。ビゲローコレクション。高山寺伝来。四十五尊が描かれる。

アン・ニシムラ・モース 図版解説「22諸尊画像集」(『アジアの心、仏教美術展』図録、名古屋ポストン美術館、二〇〇二年)、七七〜七八頁。「高山寺の朱印」あり。「大安寺の東塔にかつて安置されていた坐像の観音菩薩とその記述が含まれている。」と解説されている。

「10諸尊画像集」(『ポストン美術館 日本美術調査図録 第一次調査 解説編』講談社、一九九七年)、八頁。同書の「所見」に「四十四体の尊像が描かれている。油紙。柔らかい線描。前半と後半で筆者が異なり、前半の筆者がすぐれている」と解説されている。

ポストン美術館本については、前掲註(84)①宮島論文、二二頁および②文化庁文化財部「新指定の文化財」の解説で触れられている。

また、ポストン美術館のホームページで公開されている。

- (90) 『妙法蓮華経』第七 普門品第二十五(『大正新修大藏経』第九卷、No. 0263.57ab)。

- (91) 『不空羂索神変真言経』は不空羂索観音に関する儀軌や心呪を説く三十巻七十八章からなる大部の密教経典である。唐時代の僧、菩提流志が八世紀初め頃に漢訳した。

『大正新修大藏経』第二〇巻、No. 1092.2705。

「不空羂索神変真言経」卷第九 菩提流志訳 広大解脫曼荼羅品第十二 世尊是不空王広大解脫蓮花曼荼羅像印三昧耶。(中略)

内院 中置釈迦牟尼仏。以右手背押左手掌。面西結加趺坐。(中略)

東面阿闍如来。左手覆伸臍下。把袈裟角外垂。右手揚掌結加趺坐。(中略)

南面宝生如来。左手当胸把袈裟角。出上搏胸。右手揚掌。結加趺坐。(中略)

西面阿弥陀仏。以右手背押左手掌。結加趺坐。

右観自在菩薩。左手持蓮花。右手仰掌髀上。半加趺坐。

後多羅菩薩。左手持青蓮花。右手揚掌。半加趺坐。

後大梵天相観世音菩薩。眉間一眼身有四臂。一執蓮花。一執深罽。一把格。一施無畏。結加趺坐。

後吉祥菩薩。左手把蓮花。右手揚掌。半加趺坐。

後大勢至菩薩。左手按脇執蓮花。右手揚掌。結加趺坐。

後白衣観世音菩薩。左手執蓮花。右手仰伸髀上。半加趺坐。

後彌路积欄菩薩。左手拳按髀上執蓮花。右手揚掌。半加趺坐。

後大吉祥菩薩。左手虚拳按腹執蓮華。右手仰伸髀上。半加趺坐。

北面世間王如来。左手覆置臍下。把袈裟角外垂。右手揚掌。結加趺坐。(中略)

東北方地藏菩薩。東南方弥勒菩薩。西南方普賢菩薩。西北方曼殊室利菩薩。(後略)

「広大解脫曼荼羅」

漢訳の「広大解脫曼荼羅」は、金剛界曼荼羅を思わせる五体の如来、すなわち

内院中央に釈迦如来、東面に阿闍如来、南面に宝生如来、西面に阿弥陀如来、

北面に世間王如来とそれを取り囲む菩薩たちを主要素として、次院に多くの尊

格を配する総計百三十尊以上からなる整備された構造を持つ釈迦曼荼羅の一種

である。

「広大解脫曼荼羅」に関しては、左の論文を参照した。

野口圭也「Amoghapaśāka-parāyaṅa」のマンダラー(1)いわゆる「広大解脫マンダ

ラー」について(『山崎泰廣教授古稀記念論文集 密教と諸文化の交流』永田

文昌堂、一九九八年)、八九〜九〇頁。

野口圭也「Amoghapaśāka-parāyaṅa」のマンダラー(2)「最上広大解脫蓮華マンダ

ラー」について(『密教学研究』日本密教学会、二〇〇一年)、二〇頁。

大西西崖『密教発達志』卷二(仏書刊行会図像部、一九一八年)、三〇九〜

三一二頁に「尊格配置図」を掲載する。

(92) 木造、彩色・截金、像高六九・二糎(なら 仏像館 名品図録)奈良国立博

物館、二〇一一年)、四七頁。

(93) 前掲註(46)中村論文、二二頁。

(94) 仏像の坐法について加藤春秋氏の論文を参照した。

加藤春秋「『踏下像』考」・「遊戯坐像」考」・「半跏像」考」・「坐勢」考」・「坐像と半跏像」考」・「半跏趺坐考」・「半跏趺坐」再考(定義編)〔ホームページ「春秋堂日録」二〇〇八年・二〇〇九年・二〇一二年)。

(95) 坐像の一形態である「半跏像」を指定名称に付けたのは、明治三十年(二八九七)指定の京都・広隆寺の二軀の「国宝 弥勒菩薩半跏像」が最初である。左足を垂下させ、右足を左腿に上げて坐し、右手を頬に近づけるいわゆる「半跏思惟」の像容である。また、足を腿より外して、垂下させる像にも「半跏像」の名称を付けたのは、明治三十三年指定の滋賀・金勝寺蔵「重要文化財 虚空蔵菩薩半跏像」や滋賀・石山寺蔵「重要文化財 如意輪観音半跏像」などが、最初であり、足を垂下させるという、特に目立つ共通性から「半跏像」と国宝指定時に造語して、命名したのではなからうか。この後の、片足垂下像のほとんどに「半跏像」の名称が付けられる。

(96) 前掲註(34)源論文、一九三〇年、二二九頁。

さらに、左の論者が「半跏倚坐」としている。作品名称は指定名称のままが多く、松村氏のみが、名称に使用している。

①前掲註(25)米山図版解説。

②前掲註(36)石崎図版解説、一七頁。

③前掲註(48)佐藤論文、三八九頁。

④松村史郎「宝菩提院、菩薩半跏倚像」(『平安初期彫刻の謎』河出書房新社、一九八八年)、四〇頁。

(97) 久野健編「図説 仏像巡礼事典」(山川出版社、一九八六年)、九八頁。

(98) 田村隆照 図版解説「一四二 国宝 菩薩半跏像」(『京都府文化財図録』京都府教育委員会、一九六九年)、一二二頁。

(99) 田村隆照「半跏趺坐」(『国史大辞典』第十一卷、吉川弘文館、一九九〇年)、七三九頁、のち真鍋俊照編『日本仏像事典』(吉川弘文館、二〇〇四年)に所収、六四頁。

「半跏趺坐 仏教における坐法の一つ。両足をそれぞれ反対の大腿部の上にあ

げる坐法を全跏趺坐(結跏趺坐)というのに対して、いずれかの片足を大腿部からおろして膝前におくのを半跏趺坐という。(中略) 片足垂下像や片足踏下げ像を半跏として用いるのは誤用である。」

(100) 井上一稔「菩薩半跏像 異国の風貌をもつ謎多き菩薩像」(前掲註(2)書)、二二三頁。

(101) 前掲註(41)②松田論文、一七二頁。

なお、名称ではなく、解説文中で「片足踏下の半跏像」の語を用いるのは、昭和十一年(一九三六)の『日本國寶全集』の執筆者が最初である。

筆者不詳 図版解説「一四三三 菩薩像 寺伝如意輪観音像」(文部省編『日本國寶全集』第七十二輯、日本國寶全集刊行會、一九三六年)、八五二―八五三頁。

(102) 「遊戯坐」は「用語解説」(『建長寺創建750年記念 特別展 鎌倉―禅の源流』図録、東京国立博物館、二〇〇三年)、によると「片足を屈して坐り、他方の足を踏み下げる坐り方」とされている。

同図録に、三軀の「観音菩薩遊戯坐像」が収録されているが、このうちの静岡・北条寺像の浅見龍介氏の解説に「片手を地面について、片足を踏み下げるくつろいだ姿の観音像は中国の宋から元時代に大流行し、石造のみならず木彫の遺品も多い。その影響を受けて鎌倉では十三世紀後半からつくられるようになった」とある。他の像の解説にも「くつろいだ姿」とあり、自由な手勢とともに「遊戯坐」とする決め手のように思われる。

こうした「遊戯坐」を、製作年代が遡る本像にも当てはめるのは、疑問である。また、姿勢についても、西村氏が苦しむ衆生を救うために「蓮台から降りようとして右足を動かした瞬間」とされる(前掲註(55)三八頁)ように、緊張感がある姿勢であり、「くつろいだ姿」とは思われず、本像の坐勢を「遊戯坐」とするのは、妥当ではない。

(103) 「遊戯坐」とする論者は左の通りである。

①前掲註(50)浅井図版解説、二〇〇頁。

②関信子 図版解説「菩薩半跏像(伝如意輪観音)」(『山溪カラー名鑑 仏像』山と溪谷社、二〇〇六年)、四八八頁。

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

宝菩提院願徳寺蔵「国宝 菩薩半跏像(伝如意輪観音)」と相似する白描図像について(上)

二二四

③中村豪英「京都で一番小さな拝観寺院」(週刊 原寸大 日本の仏像 31宝菩提院願徳寺 如意輪観音と西山)講談社、二〇〇八年)、三二頁。のち『講談社MOOK 原寸大 日本の仏像 京都編』(講談社、二〇〇八年)に所収、二〇六頁。

④関根俊一「洛西の仏像」(『近畿文化』 八二〇、近畿文化会事務局、二〇〇八年)、四頁。

(104) 坐像とする論者は、左の通りである。

①前掲註(42)②藤岡論文、一六二頁。

②前掲註(44)①山本書、一二〇頁。

(105) 前掲註(97)久野解説、九七〜九八頁。

「結跏趺坐が左右両足を互いに他の足に跏するのに対し、一足をのみ跏するのを半跏趺坐という。その跏している一足を踏み下げるのを半跏踏下げということが、半跏踏下げを半跏趺坐ということもある。」

(106) 『大方広菩薩藏文殊師利根本儀軌經卷』第八 第四幢像儀則品第七(『大正新修大藏經』第二〇卷、No.190864a)。

(107) 『仏説瑜伽大教王經卷』第四 印相大供養儀品第六(『大正新修大藏經』第一八卷、No.890574c)。

(108) 近年の国指定文化財のうち、従来ならば「半跏像」の名称が付されていた左足を垂下させる京都・清涼寺蔵「重要文化財 毘沙門天坐像」(平成二十一年(二〇〇九)指定)や高知・養花院蔵「重要文化財 菩薩坐像」(平成二十二年指定)および奈良・西大寺蔵「重要文化財 如意輪観音坐像」(平成二十七年指定)

などは「坐像」とされている。従来の名称の付け方と異なり、整合性に疑問が残る。

(109) 本像の装身具類を着用していた痕跡については、中村恒克氏の指摘に基づく。以下、痕跡の記述に関しては、前掲註(46)中村論文、二〇〜二二頁による。

(110) 前掲註(46)中村論文、二二頁。

(111) 金属製の垂髪に関して、前掲註(31)久野論文を参照した。

(112) 山形・宝積院蔵「重要文化財 十一面観音立像」や岡山・安住院蔵「重要文化財 聖観音菩薩立像」の条帛は右腰下側にまで垂れ、背中側に回る。右腰下付

近で天衣が条帛を横切るが、本像のように条帛が中央で潜ってはいない。

浅井和春「岡山・安住院所蔵の伝聖観音菩薩立像に関する一考察」(『佛教藝術』 四〇、毎日新聞社、一九九八年)、九六〜九七頁。

【附記】

本像について、中村恒克氏より貴重なご教示を賜りました。末筆ながら、記して感謝申し上げます。

註(1)の本像の記述については、東京藝術大学保存修復彫刻研究室より転載の許可を得ました。記して感謝申し上げます。

挿図1・2は、ご所蔵者の許可を得ました。記して感謝申し上げます。

(徳川美術館 参与)

「物吉貞宗」の継承と権威化

はじめに

一 作品伝来状況

① 作品概要および伝来状況

② 江戸時代後期の管理状況にみる御大切御道具筆頭「物吉貞宗」

二 二代光友の時代

① 「貞宗」継承と権威化

② 名物「物吉貞宗」の成立

③ 尾張家における位置付けの変化

三 四代吉通の時代

① 「物吉御腰物御頂戴」儀式の成立

② 権威化に伴う秘蔵意識の拡大

四 八代宗勝の時代

① 「御譲り」刀剣としての「物吉貞宗」

② 「物吉記」の撰文

おわりに

「物吉貞宗」の継承と権威化

はじめに

安藤 香織

刀剣は本来武器であるが、中世以降の武家社会において、贈答品として用いられ、その宝物としての価値が高められていった。⁽¹⁾鎌倉時代から将軍が名刀を報償として下賜することが始まり、源頼朝が御家人の工藤祐時に下賜した「太刀 銘 成高」(重要文化財・京都国立博物館蔵)などはその代表的な遺例として知られる。こうして下賜された名刀は、家の宝と認識され、代々受け継がれていったのである。

本稿で扱うのも、家の宝とみなされた刀剣であるが、本論に入る前に言葉の整理をしておきたい。尾張徳川家(以下、「尾張家」と略称する)では近代以降、家に伝わった品々を「什器」・「武器」の大分類に整理し、さらにそれらを統合するにあたり「什宝」と呼び習わしてきた。現在一般的に「什宝」や「什物」には「秘蔵の宝物」という意味もあるが、本稿では尾張家に伝来した品々全般を指して「什宝」の言葉を用いる。また江戸時代中期

以降には、什宝の中でも特に歴代將軍や歴代当主に所縁があるなどの理由により重要視されていた、いわゆる家宝にあたる品に「御大切」を冠し、「御大切物」・「御大切御道具」などと呼んでいた経緯がある。実際には時代により用法の違いがあるが、本稿では便宜上、時代の区別なく、家宝としての什宝を指して「御大切御道具」の言葉を用いることにする(ただし引用文は元の用語のまま記す)。

江戸幕府初代將軍徳川家康の九男・義直(二六〇〇〜五〇)を初代とする尾張家における御大切御道具としては、まず義直が譲り受けた家康の遺産「駿府御分物」が想起されるだろう。駿府御分物に含まれている刀剣について、徳川美術館に伝来する刀剣管理のための道具帳各種のなかにその動きを追うと、義直の相続当初は贈答に使用されており、⁽²⁾ 嚴重に保管・保持すべき宝物というより、必要に応じて利用可能な財産としての性質が認められる。この様相からの明らかな転換がみられる時期として、筆者は以前、八代宗勝(二七〇五〜六二)の時代に注目し、この頃には家の当主が代々受け継いできた刀剣や、世に知られた名刀・名物刀剣など、⁽³⁾ 由緒ある品々が門外不出とされ、將軍への献上でさえも禁じられたことを指摘した。この尾張家における一連の動きは、刀剣の、秘蔵意識を伴う権威化と言い表せる。その動きの中でも特に重視されていたのが「脇指 無銘 貞宗 名物 物吉貞宗」(重要文化財、徳川美術館蔵、以下「物吉貞宗」と略称する、⁽⁴⁾ 図一)であった。

「物吉貞宗」は、昭和三十五年(一九六〇)に日本刀剣保存会本部より発行された『黎明会名刀図録』⁽⁴⁾ をはじめ多数の書籍に掲載されている。徳川美術館でも展覧会にて度々紹介しており、その由緒については①家康の愛刀であること、②家康側室で義直の母・亀(相応院)が義直へ伝えたこと、③

家督相続とともに継承されてきた尾張家第一の宝物であることが解説の主旨であった。しかし、重要性は認められているものの詳細な論考はなく、継承の実態や、関連する各史料についての検討が十分なされてきたとは言い難い。そこで本稿では「物吉貞宗」の実像を明らかにすることを目的に、時代ごとの関係史料を取り上げて検討を加えていく。それにあたり、近世大名・旗本家における家督継承と「什物」(本稿における御大切御道具に相当)の相伝について論じた岡崎寛徳氏による、「家督相続と什物相伝は一体的なものであった」という指摘や、「什物は家の宝・象徴であり、(中略)基本的に他見無用で、什物秘匿観念が存在していた」という指摘には大いに啓発されるものがある。⁽⁵⁾ 本稿でも、特に家督相続との関係や秘蔵意識などの観点から改めて解釈を試みることで、江戸時代前期から中期にかけて「物吉貞宗」の性質や取扱いの方法が変化し、段々と求心力が高まり権威化されていく様子を浮き彫りにしていきたい。

一 作品伝来状況

① 作品概要および伝来状況

本論に入る前に、「物吉貞宗」の概要について述べておきたい。⁽⁶⁾ 作者である貞宗は、鎌倉時代から南北朝時代にかけて活躍した相模国の刀工である。明るく輝く地鉄に沸主体の躍動的な刃文を表す作風を完成した正宗の弟子で、その刀剣は正宗とともに後世の武家に大いに好まれた。「物吉貞宗」は貞宗の南北朝時代の製作とされており、刃長三三・〇糎、莖長八・八糎、反〇・六糎の脇指である。

本稿に関わりある附属品と保管状況について述べると、刀身は白鞘(柄

あり、図2)に納められ、刀箆筒に収納されている。他に、「蠟色塗合口拵」一腰〔龍図目貫〕・「鳳凰図小柄」附属、図3)・旧下緒二条・刀袋四枚〔図4)・「黒塗葵紋付刀箱」一合(鍵一本附属)・「白木刀箱」一合(以上、図5)、「物吉貞宗附属文書写」一冊(史料3)があり、大正三年(一九一四)製の箱に一括して収納されている。別に、「小刀 銘則宣」〔図3、白鞘(柄あり)附属)・「本阿弥光温折紙」一枚(史料4)・附属文書一包(史料1)が伝来している。附属文書は本稿にとって重要な位置付けであるため全て翻刻し文末に付したが、史料名のみここに列記しておく(史料名は便宜上のもので、各史料の記述や貼札の内容を基本とし、必要に応じて情報を補った)。

- ・「物吉記(記文案)」〔史料1—A①〕
- ・「物吉御脇差(拵書付)」〔同1—A②〕
- ・「物吉貞宗梵字型1」〔同1—A③〕
- ・「物吉貞宗梵字型2」〔同1—A④〕
- ・「玉置卜之書状」〔同1—A⑤〕
- ・「久野彦八郎書状1」〔同1—A⑥〕
- ・「久野彦八郎書状2」〔同1—A⑦〕
- ・「久野彦八郎目録」〔同1—A⑧〕
- ・「物吉貞宗目録」〔同1—B①〕
- ・「物吉貞宗目録写」〔同1—B②〕

以上の計十点が一包に納められている。史料1—A群は宗勝時代の「物吉記」撰文にかかわる文書、史料1—B群は宗勝の「物吉御腰物御頂戴」儀式にかかわる文書である。また「物吉貞宗附属文書写」〔史料3〕は史料1—A群に加え、「刀 無銘 名物 南泉一文字」(徳川美術館蔵、以下「南泉一文字」と略称する)の由緒を記した「南泉一文字記(記文案)」〔史料2〕、お

「物吉貞宗」の継承と権威化

よび原本は逸失したとみられる「鐔 銘残雪」・「盲亀浮木図小柄」(いずれも徳川美術館蔵)の由緒書を写した史料である。

②江戸時代後期の管理状況にみる御大切御道具筆頭「物吉貞宗」

次に、「物吉貞宗」が尾張家の御大切御道具の筆頭と認識されていたことを、江戸時代後期の保管状況から確認しておく。「物吉貞宗」はこの時期の刀剣の管理台帳「御腰物元帳」(文政七年(一八二四)訂、徳川美術館蔵(武器旧原簿1)六冊のうち)に記載されておらず、他の刀剣とは全く別の扱いがなされていたとわかる。その一方で、当主が管理する御大切御道具を記した史料「御両所様 御太切御半櫃入記写」(徳川美術館蔵(什器古帳15))に記載がある⁷⁾。これは老年の十代斉朝(一七九三〜一八五〇)が前大納言として在世し、かつ十三代慶藏(一八三六〜四九)が当主・中将であった弘化二(三年(一八四五)〜四六)に成立したと考えられる一冊で、御大切御道具を収納した慶藏の所管する「中将様御太切御半櫃」、並びに斉朝の所管する「大納言様御太切御半櫃」の収納品目録である。「物吉貞宗」は、現在まで伝来する附属品のほとんどが備わった状態で、前者の冒頭に次のように記される(翻刻文章中の読点、中黒、()内の注記は筆者が適宜挿入した。以下同じ)。

中将様

御太切御半櫃入記

一、御紋附溜塗箱

内

御物吉白鞘袋入

壺
鍵添箱入

黒塗御紋附箱入
一腰

相模国貞宗折紙添

正真 長卷尺九分半 無銘
表裏銀并梵字蓮花有之

代金子百五拾枚

承応三曆年九月三日

御柄鮫黒御鍬金

金龍御目貫

御小刀則宣白鞘入

御小柄鳳凰置物

右御鞘黒塗袋入 桐木地箱入

一、物吉南泉御腰物并残雪御鍔

浮木御小刀柄等御由緒書

但物吉御腰物并右ニ附候御目貫

其外之御品ハ無之候得共、一緒ニ有之

候旨、此帳面入置候事、

(後略)

注目すべきは、この目録における「物吉貞宗」の記載位置である。この半櫃には他に、二代将軍秀忠が義直に与えた尾張国の領地判物や、義直から三代綱誠(二六五―九九)までの遺訓・遺言・教訓や、御黒印、将軍家・歴代当主・朝廷に関わる各種書付など、文書類を中心とする御大切御道具が入れられている。とりわけ領地判物は、尾張家が尾張国を領することを安堵された唯一の文書として当然重要性も高いはずであるが、「物吉貞宗」はそれを抑え、筆頭に記載されている。「物吉貞宗」の御大切御道具としての確固とした重要性が看取されよう。

記載内容を目を移すと、鍵付きの御紋附溜塗箱の内容品として「物吉貞

宗」の刀身や一連の附属品が挙げられている^⑧。刀身は白鞘に収め、袋に入れ、折紙を添えて、黒塗葵紋付箱(鍵付き)^⑨に収納されていた。折紙の内容の記述に続き、黒い鮫皮の柄、金の鍬、金龍の目貫、白鞘が附属する則宣作の小刀、鳳凰の意匠の小柄と詳細が記載されており、収納時には鮫皮の柄が付けられた状態で、鞘のみ白木の替鞘を用いていたと推察される。小刀にも白木の鞘があるため、小柄を装着し、鞘に収め、刀身と同じ箱に収めていたのであろう。これらとは別に黒塗の鞘があり、袋に入れ、桐箱に収納されていた。以上の二箱および「物吉貞宗」・「南泉一文字」・「鐔銘残雪」・「盲亀浮木凶小柄」などの由緒書一冊が、御紋附溜塗箱に収納され、他の御大切御道具とともに半櫃の中に保管されていたのである^⑩。当主の管理のもと、鍵付きの二重箱に入れ、嚴重に保管されていることには、尾張家における「物吉貞宗」の重要性が強く感じられる。

以上、御大切御道具の筆頭としての「物吉貞宗」、言うなれば権威化された什宝の完成形を、江戸時代後期、慶藏の頃の収蔵・管理状況から確認した。それでは「物吉貞宗」が御大切御道具と認識され、尊崇される状況が作り出されるのは、いつ頃のことであろうか。江戸時代前期の様相から順に追っていききたい。

二 二代光友の時代

① 「貞宗」継承と権威化

家康および義直所縁と伝わる「物吉貞宗」であるが、同時代に遡る史料は見出せない。管見の限りで最も早い記録は、義直が歿し二代光友(二六二―一七〇〇)が家督を継承した翌年、慶安四年(一六五二)に作成された

刀剣相続の目録の一つ「御腰物御脇指帳 慶安四卯合延宝三卯迄」(徳川美術館蔵(武器古帳14)、以下、「慶安四年御腰物帳」と呼称)である。「慶安四年御腰物帳」は、同時に作成された名古屋城小天守に納められていた刀剣の目録があること、義直の指料が含まれていることから、当主の比較的近く、おそらくは江戸の屋敷に所在した刀剣類が記されていると推測される。「物吉貞宗」とみなされる刀剣は、「御太刀」・「御腰物」(刀)に続く「御脇指」の区分のなかの一振として、次のとおり記載がある。

御指料

(貼札)
「物吉」百五拾枚ニ宛

一、貞宗 御拵有御鞆式本 大殿様合被遣内

内吉本ハさめさや、しと、め計

御目貫銀ノ鷹、御小刀柄なし

尾張家の刀剣の道具帳にはしばしば後世の整理・調査の痕跡がみられ、この「物吉」・「百五拾枚ニ宛」の貼札二枚も後から貼られたと考えられる。おそらく、後世の御腰物方などの役人が「慶安四年御腰物帳」のなかに「物吉貞宗」を探索した際、右の貞宗の記録を、義直の指料でかつ大殿様(家康)から遣わされたなどの記述を頼りに「物吉貞宗」と推定したのであろう。附属品については拵が記録されているが、江戸時代後期に備わっていた金製の龍形目貫ではなく、銀製の鷹形目貫が附属している。まずこの点について「物吉貞宗」附属文書(史料1)から読み解きたい。ここで取り上げるのは「玉置卜之書状」(史料1-A⑤)である。「玉置卜之書状」は、幼い頃から光友の側近くに仕えた尾張藩士・玉置市正(卜之、一六六八〜歿年未詳)⁽¹²⁾が、晩年、光友に仕えていた六、七十年前を思い起こしながら「物吉貞宗」・「南泉一文字」についての回想や見識を記した史料であり、極めて重要である。それによると、「物吉貞宗」に附属する「金龍之御目貫」

は後藤家初代祐乗作で、家康が眺めていると龍が瞬いた様に見えたとの伝承を、市正は光友から度々聞いていたようである。また市正は、光友が用いる度に取り扱ってはいたが、その折は小脇指だったので、目貫以外の品についてはわからないと述べている⁽¹³⁾。

「慶安四年御腰物帳」も含めて史料を素直に読めば、光友が継承した時、「物吉貞宗」には銀製の鷹形目貫が附属しており、その後、市正が近侍した頃には家康所縁の金製の龍形目貫に付け替えられていたことになる。小柄は附属しておらず、光友より後の代で拵が一新され、目貫・小柄の附属する形となったと解釈できる。金龍目貫への交換は、家康にまつわる由緒を強化することに繋がるため、光友により「物吉貞宗」の権威化が目論まれた可能性が高い。

②名物「物吉貞宗」の成立

ここで改めて、「慶安四年御腰物帳」編纂当初においては、「物吉貞宗」が「貞宗」としか記されていないことに注目したい。他の名物刀剣は名物名で記載されており、そうした固有名称が認識されていれば当初から記されていたはずである⁽¹⁴⁾。もう一枚の貼紙「百五拾枚ニ宛」の評価額の情報も、承応三年(一六五四)に発行された「本阿弥光温折紙」(史料4)に由来するため、折紙発行後に貼付したことは間違いない。ただしこの折紙には名物名の記載はなく、佐藤豊三氏は、この時期には発行元の本阿弥家側では少なくとも名物との認識がなされていなかったのではないかと推察されている⁽¹⁵⁾。このことについて興味深い史料がある。いわゆる『享保名物帳』⁽¹⁶⁾の伝本の一つ「名物扣」(和銅博物館保管)は、江戸時代中期頃に本阿弥家から八代将軍吉宗に提出された『享保名物帳』の草稿とする説もある史料で、「物

吉貞宗」については次のようにある。

(尾張殿)

一、物吉 同 (貞宗)

一尺九分半

百五拾枚

度々能物切候故、大納言光友卿物吉ト御名付被成候由

申伝、表裏ニ鍔形梵字蓮花有之、

これによれば、物吉という号は度々良く切れるために光友が名付けたという。後世の史料であるものの、「慶安四年御腰物帳」の元々の記録や「本阿弥光温折紙」に名物名が記載されないこと、後に取り上げる元禄六年(二六九三)の道具帳「御指料之御道具 上之御道具」(徳川美術館蔵(武器古帳16))では名物名で記載されることからしても、光友が名付けたとする記述には時期的な符合が認められる。少なくとも、「物吉貞宗」が尾張家で名物として認識され、名物名が公式に認知を得るのは、光友の時代であると推定できる。こうして名物となすことも、光友による権威化の一環と捉えられよう。

③尾張家における位置付けの変化

光友により権威化が進められる中、「物吉貞宗」は尾張家においてどのように位置付けられていたのであろうか、先にも取り上げた「玉置卜之書状」(史料1-A⑤)によると、光友は市正に、「物吉貞宗」は家康がとりわけ大切にしていた道具で、将軍家へ継承されてしかるべきところ、尾張家へ分けられたことは不慮の幸せである、と度々話していたようである。そして狩衣を着用する時は必ず懐剣し、神事など潔斎をする折には袴でも指し、大切にしているという噂は家臣たちの間でも常々承知していたという。市正の一連の証言から、光友が「物吉貞宗」を祖父・家康所縁の品と

認識して大切にし、家中にもその重要性が浸透していた様子がみてとれ、すでに御大切御道具としての素地は整っていたとわかる。ただし、光友の行動には「物吉貞宗」を他者の目にさらさず秘蔵しようとする意識は感じられない。光友はむしろ、祖父所縁の品を日頃から身につけることにより、自らの家督相続者としての正当性を直接的・視覚的に表現しようとしていたと考えられる。こうして伝来の什宝を実用に供する状態は、什宝が他見無用の御大切御道具となるまでの過程において、権威化が進んでいく間の一つの様相と捉えられる。

元禄六年、光友から三代綱誠へ家督が相続された際の史料からも、「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭とまでは至っていないことが判明する。同年に成立した道具帳「御指料之御道具 上之御道具」⁽¹⁸⁾は、光友が隠居するにあたり、指料であった刀剣および尾張家の「上」に格付けられた刀剣のうちから手元に残す品を選んだ際の、記録の控えである。

物吉御指料 源敬様を被進之

(朱書)「御印判」

一、貞宗代金百五拾枚

御拵有
折紙有

「物吉貞宗」は光友の指料の脇指三振の一つとして、「無銘藤四郎」・「正宗」に続き、冒頭から三番目に記されている。指料の筆頭ではないことから、後世にみるような御大切御道具筆頭「物吉貞宗」とは位置付けが異なることが明らかである。また、光友が手元に残すことを示す印があることから、光友は隠居の際にも「物吉貞宗」を綱誠へ譲っていないとわかる。⁽¹⁹⁾このことについて、この時点での「物吉貞宗」は、家督相続を象徴的に示す品とはみなされていなかったという解釈もできる。しかしながら、「物吉貞宗」が家の宝、御大切御道具に等しい品とみなされていたことは間違いない、隠居後も家にとって重要度の高い品を引き続き保有するとい

う点からすれば、光友の意図は権威の健在・保持を示すことにあったと考えるほうが妥当であろう。

綱誠は元禄十二年六月五日、「物吉貞宗」を継承しないまま歿し、その嫡男・吉通が尾張家四代を継いだ。この五ヶ月後、光友は所持していた多数の刀剣を孫の吉通に譲っている。その記録が「御腰物御脇差元帳 元禄十二年卯十一月」(徳川美術館蔵(武器古帳25))である。六年前の「御指料之御道具 上之御道具」とは順序が変わり、「物吉貞宗」は「無銘藤四郎」を抜いて帳の筆頭に挙げられている。

物吉御指料御小脇指 源敬様々被進之

一、貞宗代金百五拾枚 御拵有

記載情報をもみても基本的に「御指料之御道具 上之御道具」の記述を引き継いでいるとわかるが、一方で順序を変え「物吉貞宗」を筆頭にしたことには、「物吉貞宗」の位置付けの変化が反映されているとみるのが妥当である。ここに、尾張家の御大切御道具筆頭としての「物吉貞宗」の第一歩を認めることができると考える。

三 四代吉通の時代

①「物吉御腰物御頂戴」儀式の成立

吉通の時代には、「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭となる。尾張家の記録史料「御家御記録」(徳川林政史研究所蔵)元禄十四年(一七〇二)三月一日条には次のようにある。²⁰⁾

三月朔日

東照宮分 御家御代々御相伝之御脇指物吉貞宗 御頂戴ニ付、

「物吉貞宗」の継承と権威化

成瀬隼人正年寄中罷出、御用人指上之、御頂戴畢而隼人正年寄中江 御手自御熨斗被下置之、

祖父・光友から「物吉貞宗」ほかの刀剣を譲られた翌年、元禄十三年十月に光友が亡くなり、更に年を越して光友の百ヶ月法要も終えた時期である。新当主・吉通が、家康から尾張家へ伝えられ、歴代当主が継承する品である「物吉貞宗」を受け継ぐ儀式が行われ、付家老の成瀬正親(二六三九〜一七〇三)らの前で「物吉貞宗」が差し上げられたという。この記録により、この時点で、「物吉貞宗」が正式に御大切御道具の筆頭と認められたことがわかる。そして、儀式の行われた時期が吉通の家督相続の後でなく、光友の没後であったことからすれば、「物吉貞宗」は家督というよりはむしろ、尾張家における実質的な権力・権威の象徴として、吉通に受け継がれたと考えられる。

「御家御記録」には具体的な儀式の次第は記されていないが、当主が「物吉貞宗」を受け継ぐ儀式は「物吉御腰物御頂戴」と呼ばれ、後の世代にも行われていた。ここでは、儀式次第が記された現在知られている最も古い記録である、宗勝の「物吉御腰物御頂戴」から、儀式の内容を詳しくみていきたい。²¹⁾

宗勝は、元文四年(一七三九)正月十三日、隠居を命じられた七代宗春(二六九六〜一七六四)に代わり、尾張家の家督を相続した。その約二ヶ月後の三月十一日、宗勝は江戸にて「物吉御腰物御頂戴」の儀式を行なっている。この式次第が「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所蔵)元文四年三月十一日条(史料5-A)に記録されている。²²⁾「物吉貞宗 附属文書の中に含まれる同日付の「物吉貞宗目録」(史料1-B①)も参照しながら、式次第を確認すると、次のとおりである。

家臣らが並ぶ中、当主に近侍する御用人の星野八左衛門(円之助、則益生年未詳(一七四九)が「物吉貞宗」を持ち出し、刀袋から出して宗勝に差し上げる。宗勝は「物吉貞宗」を頂戴してすぐに八左衛門に渡し、八左衛門は床に置いてある台の上へ置く。次に、御祝として熨斗を家臣たち一人一人に下賜する。家臣らは御意を賜り、城代に準じた職務にある御国御用人が拝領品の御札を申し上げる。最後に、白鞘や箱などを八左衛門から御小納戸方が受け取り、宗勝の前で鞘を換えるなどして「物吉貞宗」を箱に収め、鍵をかけて封印をし、御大切御道具を取めた「御大切櫃」類と同じ場所に置いたという。⁽²³⁾

この儀式における当主と「物吉貞宗」との関係に注目すると、光友が帯刀していた時期とは全く異なる状況がみとれる。宗勝は「物吉貞宗」を受け取ったのち、身に帯びることもなくすぐに床へ上げ、儀式が終われば箱に収納して鍵をかけていた。そこには秘蔵意識を伴って扱われる御大切御道具としての「物吉貞宗」があり、崇敬の念をもって対峙する当主の姿がある。そして、「物吉貞宗」を頂戴することにより新当主としての正当な立場を指し示すことが儀式全体に意図されている。この儀式の意図は、吉通の時代にも共通していただろう。もちろん宗勝とは儀式の詳細が異なっていた可能性もあるが、「物吉貞宗」を継承することや、家臣から差し上げるといった儀式の骨子は変わらない。従って吉通の時代には既に、「物吉貞宗」は御大切御道具の中でも最も重要な品とみなされただけでなく、新当主の正統性を示すための品として威力を発揮していたと考えられる。

② 権威化に伴う秘蔵意識の拡大

宗勝の儀式次第からは、確たる秘蔵意識が看取された。これに対し、吉通は「物吉御腰物御頂戴」の儀式の他、どのように「物吉貞宗」に接していたのだろうか。

若年の頃に吉通に近侍した尾張藩士・近松茂矩(一六九七～一七七八)⁽²⁴⁾が故事旧聞を書き記した随筆『昔咄』(元文三年(一七三八)序、名古屋市蓬左文庫蔵)巻四⁽²⁵⁾を参照したい。

物吉之御腰之物ハ御狩衣之時其外御座敷之内ニ而も 御祓・日光御鏡御頂戴等之時ハ必御懐剣被遊候由、御道中ハ御駕籠の内へ御入させられぬ、御代替り之時初めて上る、御役人へハ御いわひ被下物等あり、円覚院様御代ハ中御座之間御床之上に箱にいれ有之、急火之時ハ御小姓衆持て御供可仕旨なりし、此御腰物ハ此方にハなき筈なるか不思議に此方に伝われりと 瑞龍院様度々 御意なりし由、をよそ 源敬様御秘蔵之御様子 朝庭の宝釵にひとしき事なりし由、目ぬきハまた、きの龍、これハ枯乗ほりし由、権現様見つめて居れハまた、きする様なりと 上意にてそれよりまた、きの龍といふよし、此御腰之物にハ金輪ありとぞ、

『昔咄』の記事の信憑性については、伝聞をもとにしており、本人も序文にて「真偽不決、誤謬不正事を書あらわす」云々と述べているとおり一考を要する。確かに収録された記事には「し由」と伝聞調で記される部分が多いが、それ以外の箇所には茂矩の知見が含まれているとも考えられる。これを手掛かりに記事を拾ってみると、吉通の頃には「物吉貞宗」は箱へ入れられた上、「中御座之間」の床に置かれており、急な火災の折には小姓衆が持ち出してお供するべきであった、という箇所がある。短期間

でも吉通に直接仕えたことからすれば、この部分については信憑性が高いと判断される。茂矩は江戸で吉通に近侍していたため、これは当主の居住する江戸・市谷上屋敷の様子であろう。⁽²⁶⁾ 岡崎氏によれば諸大名は基本的に「参勤交代で江戸に滞在しているときでも、什物中の什物を国元で保管し続けて」いたとされるなか、⁽²⁷⁾ 「物吉貞宗」は光友の隠居期間中に名古屋の大曾根屋敷へ移されていた可能性が高いものの、吉通への代替わりの後には再び江戸に所在していることが判明し興味深い。

また伝聞調でない部分に、当主が移動する際には駕籠の中へ入れている、という一文もある。その直前の、「物吉貞宗」が帯刀された事例を記す部分は伝聞調で記載されていることから、茂矩が吉通に仕えた時期には、吉通が「物吉貞宗」を実際に身に帯びることは既になかったが、箱に入れた状態で駕籠に持ち込み携帯することはあった、と解釈できる。こうした取扱い方法の変化にも、「物吉貞宗」の権威化が進み、秘蔵意識が拡大していた様子を捉えることができよう。

吉通の後、五代五郎太(一七一〇～一七三〇)から宗春にかけては、現在のところ「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録は確認できず、「物吉貞宗」の継承や扱われ方については未詳である。ただ、黒塗蒔紋付箱の鍵の包紙の一つに「享保十六年三月十一日」の墨書があり、宗春が家督を相続した享保十五年(一七三〇)十一月二十八日の約三ヶ月半後にあたることから、あるいは宗春の「物吉御腰物御頂戴」に関わる包紙かとも想像される。⁽²⁸⁾ いずれにせよ即断はできず、今後の史料発見が期待される。

四 八代宗勝の時代

① 「御譲り」刀剣としての「物吉貞宗」

八代宗勝が家督を相続した時期、既に「物吉貞宗」が御大切御道具の筆頭となっていたことは先に述べた通りである。基本的にこの時点での附属品が江戸時代後期を経て現在まで伝来していることも、「物吉貞宗」の位置付けが不動となっている証左である。「物吉御腰物御頂戴」についても言えるが、尾張家の分家・川田久保家出身で、同じく分家の四谷家当主となっていたところから、急遽、本家の家督を継ぐことになった宗勝の立場からすれば、自らの求心力を高めるためにも、「物吉貞宗」はとりわけ重要な存在であっただろう。こうした「物吉貞宗」の位置付けについては、宗勝の家督相続から数ヶ年の間に編纂・使用された刀剣の道具帳「御腰物元帳」(徳川美術館蔵〈武器古帳22〉)。以下、便宜的に「延享元帳」と呼称)にも明示されている。⁽²⁹⁾ 「延享元帳」は、由緒を軸とする格付け順に編纂されている点に特徴がある。駿府御分物や将軍からの拝領刀などの項目があるなか、最も重視されているのが代々当主の受け継いできた「御譲り」の刀剣である。⁽³⁰⁾ 「御譲り」の刀剣は、名物、または光友の指料、その他良い道具と定義されており、当主の指料にするため他所へ贈答などで遣わしてはならない門外不出の品であった。

「延享元帳」において、「物吉貞宗」は「御譲り」の分類の内、刀の一番「池田正宗」に先行する形で記載されている。

承応三年

折紙有

一、物吉貞宗御脇指

代百五拾枚

「物吉貞宗」の継承と權威化

無銘 長巻尺九分半、表裏種梵字蓮花有

御鑑上下御鷄目 金無垢

御鮫黒

〔朱書〕
御星目釘赤銅

御代々御頂戴 御目貫金這籠

被遊候、尤 御小柄惣金地板斜子鳳凰三羽連

御前二有之、 御小刀則宣、蠟燭透シ

御下緒茶

「物吉貞宗」は通し番号の付かない、いわば別格の扱いである。この状況は、第一章にみた、他の刀剣とは切り離されて保管されていた江戸時代後期の管理状況を彷彿とさせ、既に御大切御道具として扱われていることが確認できる。

朱書の部分は、代々当主が継承してきたことが注記されている。第二章でみた光友隠居の折の道具帳「御指料之御道具 上之御道具」、光友から吉通へ譲られた刀剣目録「御腰物御脇差元帳 元禄十二年卯十一月」を振り返ると、いずれも義直(源敬)に由緒を求める一文が添えられている。第三章の吉通の「物吉御腰物御頂戴」儀式でも、「物吉貞宗」は家康の由緒に加え、歴代当主の継承してきた品として記されていた。すなわち、世代を経るなかで、義直や光友をはじめとする歴代当主が尊重され、尾張家の家としての正統性が確立されていき、その象徴である品々を継承する必然性も認識されていたと考えられる。そうした中で、「物吉貞宗」の御大切御道具としての性質も、「家康の刀剣」に、「歴代当主の継承してきた刀剣」という側面が加わって、それにより一層重視されていたことが、この朱書の内容からも明快にわかる。

また、朱書部分には御前に保管されているともあり、宗勝の時代には基本的に江戸に所在し、当主の身近にて管理されていたと推測される。吉通の時代から引き続き、什宝の中でも重視された御大切御道具の内、とりわけ象徴的な品であった「物吉貞宗」を江戸で管理していたことは、尾張家ならではの特徴と考えられよう。

② 「物吉記」の撰文

宗勝は晩年、「物吉貞宗」の御大切御道具としての位置付けをより強固にする動きに出ている。ここで改めて「物吉貞宗」附属文書(史料1)を取り上げたい。この史料のうち「物吉記」(史料1-A①)は、これまで九代宗睦が作成したとされてきた⁽³¹⁾。しかし、今回改めて関係人物を検討したところ、先述した元文四年「物吉御腰物御頂戴」の折の「物吉貞宗目録」(史料1-B群)を別として、その他(史料1-A群)は宗勝の時代に、「物吉貞宗」および「南泉一文字」の記文作成のため、由緒・伝来の取り調べがなされた際の記録であると結論するに至った。このうち、大学頭・林鳳岡の弟子で当主の側に勤めた尾張藩士・久野彦八郎(俊明、一六九三～一七六五)から、御小納戸頭取を務めた尾張藩士・吉田主水(嘉亨、一七二一～八一)⁽³²⁾に宛てた書状「久野彦八郎書状1」(史料1-A⑥)には、記文作成の経緯が記されている。

それによれば、家の「重器」である「物吉貞宗」・「南泉一文字」の記録を作成し、刀剣に添えておきたいとの当主の意向があり、記文は松平太郎右衛門(君山、一六九七～一七八三)、書は御小納戸頭取の関又右衛門(生年未詳)一七二五～五八(歿年未詳)⁽³³⁾を介して彦八郎が仰せ付けられた。彦八郎は引き受ける際に、当主自身が記文を染筆すれば刀剣二振とともに失われる

はずはないと進言し、聞き届けられたため、当主が行書程度で染筆することを考慮し、かつ長文であるため要約するようにとの意向のもと、案文を認めた。そうしたところ玉置市正に聞き合わせるようにとの意向があり、市正の書付をもとに案文の修正をするよう指示を受けたという。その後、又右衛門が病となり、彦八郎が当主へ直に伺おうと思っていたが段々と長引いてしまった。記文の内容は別紙に認めた案のとおりである、と結んでいる。又右衛門が病で御小納戸頭取を辞職したのは宝暦六年（一七五六）十二月、その翌年二月に同役を命じられたのが主水である。このことから、この書状が記されたのは宝暦七年からそう遠くない時期と推測される。市正の最晩年としても、この時期が適当であろう。宗勝の家督相続時、すでに「物吉貞宗」は御大切御道具筆頭であったが、さらにその由縁を明文化することで、「物吉貞宗」の権威をより強固にする意図があったと考えられる。⁽³⁴⁾

それでは、実際に撰文された「物吉記」(史料1—A①)の内容をみてみよう。「物吉貞宗」は家康が戦の際に身に備え、帯びれば必ず勝つことから「物吉」と号が付けられたといい、また、家康側室で義直の実母である亀(相応院)が義直に伝えたという。確かに、駿府御分物に関わる諸記録に「物吉貞宗」は確認できないため、尾張家にもたらされたのは正式な遺産相続のタイミングではなかったとみられる。しかし、「玉置卜之書状」(史料1—A⑤)には「物吉貞宗」の戦勝にまつわる名物名の由来や、亀がもたらしたという伝来経緯は語られておらず、これらの伝承の真偽を確認できる史料は現在のところ未見である。「久野彦八郎書状1」にあるとおり、記文案は市正の書付をもとに修正するよう指示が出ているが、現状の「物吉記」と「玉置卜之書状」とで記載情報に隔たりがあることを考えると、あ

るいは「物吉記」は実態からは離れた要修正の内容のまま、ひとまず当主へ提出された可能性もあろう。

伝承の真偽はさておき、伝承の生まれた背景について考察するべく、義直が相続した駿府御分物に視線を移したい。家康の遺産である駿府御分物は、家康が晩年に居城とした駿府城に所在していた多様な品々であり、主に將軍家と御三家に分与された。このうち刀剣類については、水戸徳川家に伝来した、いわゆる「駿府御分物刀剣元帳」(徳川ミュージアム蔵、以下「刀剣元帳」と略称)によって分与の詳細が知られる。徳川義宣氏は、本記録に掲載される刀剣の九割以上が御三家へ分与されたこと、数は少ないものの、最高位の「上」に格付けられた腰物・脇指の全て、および「中」の腰物・脇指のおよそ半数が駿府城に残され、後に將軍家にわたったと指摘された。⁽³⁵⁾ また佐藤氏は、「刀剣元帳」には豊臣家伝来品をはじめ名物刀剣に比定される品も多数含まれているが、そのほとんどが將軍家に継承され、御三家へ分与されたのはわずかであることを指摘されている。⁽³⁶⁾ この状況について、改めて「家督相続と什物相伝は一体的なものであった」という岡崎氏の指摘を思い起すと、家康歿後にはまず將軍家への御大切御道具継承が当然優先されたことが想像できる。つまり、尾張家を含む御三家が相続した品々は、將軍家のために名刀・名物を取り分けた残りの品々であり、決して名品ばかりを譲り受けたわけではなかったのである。⁽³⁷⁾ このように家康が歿した当時の義直の所有刀剣の質を考えれば、「玉置卜之書状」(史料1—A⑤)にある光友の言葉のとおり、「物吉貞宗」が將軍家ではなく尾張家へもたらされたことは不慮の幸せと考えられていた状況も、より具体的に理解できる。「物吉貞宗」にまつわる伝承の背景に、義直が遺産を相続した当時の尾張家が置かれていた厳しい状況を捉えておく必要があるのだら

う。

なおこの計画どおりに進んだとすれば、宗勝の記した物吉記・南泉一文字記が存在したはずであるが、現在のところ存在が確認できない。ともすれば案の撰文に終わった可能性もなくはないが、尾張家においてはじめて公式に「物吉貞宗」の由緒がまとめられたことには大きな意義があったと思われる。「物吉貞宗」の求心力や権威をさらに高める契機になったことは想像に難くない。寛政二年（一七九〇）に浦井信順による「物吉貞宗附属文書写」〔史料3〕が作成され、「物吉貞宗」と同箱にて保管されていたことからも、後世に及ぼした記文の影響力が理解できよう。

おわりに

「物吉貞宗」について、時代ごとの関連文献を検討しつつ、その性質や取扱いの方法が変化していく様相を辿ってきた。

「物吉貞宗」の最も早い記録は、光友の時代に遡る。光友は義直から家康所縁の「貞宗」を継承し、目貫を家康の由緒品に換えて由緒を強化し、「物吉貞宗」の名物名を確立することで、「物吉貞宗」の権威化を図っていたと考えられる。家中にもその重要度が浸透していたため、「物吉貞宗」はすでに家の歴史を物語る品、御大切御道具と認識されていたが、光友が度々実用していたこと、光友の指料の筆頭ではなかったことについては、「物吉貞宗」が秘蔵意識を伴う御大切御道具の筆頭へと至るまでの、権威化の過渡的な様相と捉えられることを述べた。続く吉通の時代には「物吉貞宗」が正式に御大切御道具の筆頭と認められ、新当主が「物吉貞宗」を頂戴することで自らの正統性を示す儀式「物吉御腰物御頂戴」が始まった

ことを述べた。儀式が行われたのが光友から「物吉貞宗」を譲られた時期ではなく、光友の歿後であったことからすれば、「物吉貞宗」は家督というよりはむしろ、尾張家における実質的な権力・権威の象徴として吉通に継承されたと考えられる。また吉通は光友のように帯刀することはなかったとみられることから、「物吉貞宗」の権威化の段階がより進み、秘蔵意識が拡大していたことを指摘した。そして宗勝の時代には「物吉貞宗」の「御譲り」の刀剣としての性質も重視される中、権威の更なる強化が図られていき、公式に由緒がまとめられたことが、尾張家における「物吉貞宗」の求心力をさらに高める契機となった可能性を指摘した。

ここで、相違が際立つ光友と宗勝の時代とを比較してみたい。「物吉貞宗」の尾張家における位置付けとしては、光友の時代は御大切御道具と認められるものの権威化の途上であり、宗勝の時代には既に秘蔵意識を伴う権威化された御大切御道具筆頭となって久しかった。「物吉貞宗」の性質としては、「祖父所縁の刀剣」から、「歴代当主が継承してきた刀剣」へと変化していた。当主と「物吉貞宗」との関係も、度々帯刀していた光友に対し、宗勝は儀式の折にも拝するのみであり、大きく異なっている。しかしながら両者とも「物吉貞宗」の権威をさらに高めようとする姿勢は共通しており、「物吉貞宗」を通じて先祖である家康や義直を含む歴代当主の威を借り、自らの正当性や権威を高め、家中に示すことを企図していることでも共通している。ここに、「物吉貞宗」の揺るぎない価値があることが改めて理解できる。他の歴代当主も同様に、それぞれの時期に即した方法で「物吉貞宗」に接し、その権威をさらに高めながら、所有者としてのその価値を享受し、利用していたと考えられる。

本稿では史料の紹介と解釈により「物吉貞宗」の実像を捉えることに終

始したため、他の刀剣類や多様な御大切御道具との関係についての観点や、将軍家や他大名・旗本家を含む広い視野などを欠き、課題も多く残されている。とりわけ家の歴史を物語る御大切御道具が必ず歴代当主に継承されていったのか、という点については疑問が残る。「物吉貞宗」は実質的な権力・権威の象徴として光友が保有し、その結果、綱誠には継承されなかったが、同じ様相を呈しているのが、斉朝から慶藏にかけての代替わりである。斉朝には「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録がある⁽³⁸⁾。そして第一章で取り上げた「御両所様 御太切御半櫃入記写」によれば慶藏が「物吉貞宗」を保有していたことは明らかで、「物吉御腰物御頂戴」の儀式の記録もある⁽³⁹⁾。しかし十一代斉温(一八一九～三九)・十二代斉荘(二八一〇～四五)の儀式の記録は管見の限りでは確認できておらず、あるいは光友と同様に斉朝も、自らが継承した「物吉貞宗」を隠居後も保有して、自らの権威・権力の不変であることを家中に示そうとしていた可能性もあるかと思われる。また、「物吉貞宗」は江戸の市谷上屋敷にて当主の側近くに保管されるのが基本だったとみられるが、これについては他の御大切御道具の保管状況とも照らし合わせる必要がある。いずれもさらなる史料の精査をし、他大名家・旗本家などの事例や将軍家の動向も考え合わせながら、引き続き御大切御道具と、その筆頭「物吉貞宗」を取り巻く様相を検討していきたい。

史料翻刻

凡例

- ・旧字は適宜、新字に直した。
- ・改行は基本的に史料のまま示した。
- ・傍線は史料のまま示し、読点、中黒は筆者が付した。

史料1 「物吉貞宗」附属文書

「物吉貞宗」に關係する書類一包で、現在は刀剣折紙類とともに保管されている。なお、史料1―A①④、史料1―A⑤⑧がそれぞれ包紙で一括されている。

1―A① 「物吉記(記文案)」

(包紙 史料1―A①④一括)
「物吉 南泉 記文案 両通

右御拵書付 一通
梵字型 両通

(包紙貼札)
「南泉ノ記文ハ南泉一文字ニ附属セシム」
(端裏貼札)
「記文案」

物吉記

刺刀長一尺九分余相模国刀工貞宗
所製云刀背面成漕(槽カ)又鑿成悉曇文宝
劍蓮華花様号物吉初

「物吉貞宗」の継承と權威化

東照宮在參河戰鬪常以之為備身臨陣

必帶每獲捷云因号物吉邦語訓毛乃

与之猶言百事吉祥成速治平日囑

太夫人相応院主伝諸我

高祖敬侯以至于予

1—A② 「物吉御脇差(拵書付)」

〔端裏貼札
拵書、付〕

物吉御脇差

装貼

御鍾 上下嵩雀目 金無垢 無垢金

御鮫 黒漆

御目釘 赤銅 栓

御目貫 金籠

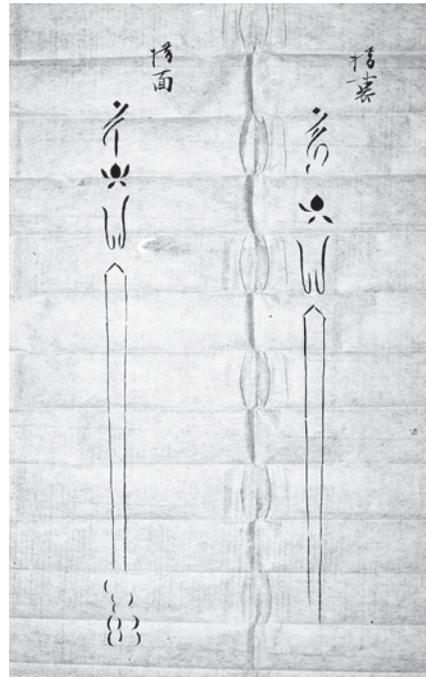
御小杷 金地斜子鳳凰

御小刀 則宣 蠟燭形疏

御下緒 茶 青褐色

1—A③ 「物吉貞宗梵字型1」

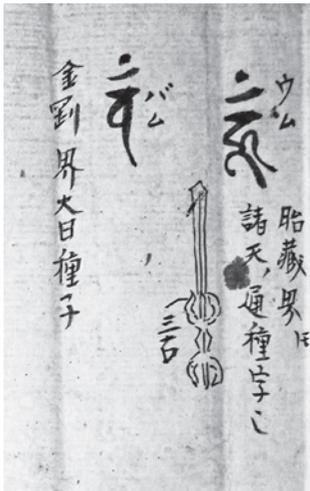
〔端裏貼札
梵字型一〕



挿図1 余白部分を切り取って記載

1—A④ 「物吉貞宗梵字型2」

〔端裏貼札
梵字型二〕



挿図2 余白部分を切り取って記載

1—A⑤ 「玉置卜之書状」

〔包紙 史料1—A⑤〕⑤一括
御物吉 南泉御腰物 玉置卜之書付上候
〔端裏貼札〕
「玉置卜之書翰」

覚

一、物吉御小脇指御目貫之事

右御脇指者

東照宮御道具之内ニ而

分而御大切ニ被 思召、全体

公方様ニ御伝可有之御道

具ニ候得共、御家江御分ケ

被進候事、不慮之御仕合と

瑞竜院様御意度々奉

承知、御狩衣被為 召候節ハ

必御懐劍、其外御神事

御頂戴物等御身清之節ハ

御上下ニ而も御指被遊、御大切之

御噂ハ常ニ承知仕、尤其

御席ニ石金龍之御目貫ハ

祐乗作之内ニ而も勝レ、久敷

御詠メ被遊候得ハ、龍まだ、きを

致候様ニ見ヘ候と

東照宮上意有之候旨

御聞伝之由、

瑞竜院様御意度々奉

承知候、右ハ 御家江被得

候後、まだ、き之御様シ有之候

御様子ニハ無御座、

瑞竜院様共ニ慥成御聞

伝之御噂ニ承受居申候、右

まだ、きの沙汰、下ニ而彼是

申伝候体ニ候ヘ共、御直之

御意折々奉承知候事故

外之雑談ハ耳ニ留リ候儀も

無御座尤覺不申候、右之通

御用ヒ之度々取扱候得共、

御小脇指之事故、御目貫

之外、御拵ニ見留メ候儀も無

御座候、

一、南泉一文字御脇指之事

是も御由緒重ク御大切ニ

思召候御道具之由ニ候ヘ共、私

御側ニ居申候節ハ

泰心院様御部屋之内ハ

御指料ニ御讓、御少サ刀ニ

御用ヒ被成候由ハ承候得共、

御部屋と相停候事故、

終ニ手取致拜見候儀、後迄

無御座、御小道具如何様ニ

御座候歟も不存、下之申

伝も不承候、右御脇指ハ

いつの事ニ而候歟、身を抜キ

取扱候節猫来リ候処、不思議ニ

自然と切レ候付、南泉和尚

猫を被切候依故事ニ其名

附候、銘劍之由承候迄ニ而

委敷儀ハ曾不存候、

一、右一文字之御拵尤透と不存候内、

瑞竜院様御指料御脇指

御小柄之内、祐乗作と哉覽旨

龜ノ浮木之彫リ殊之外古ク、素人

目ニハ見事ニも不見、色絵之

様子も委敷覚不申候得共、

御由緒之御道具之由、御大切ニ

御用ヒ被成候御小柄有之候、右

一文字ニ附候御由緒之御道具ニ

候ハ、一文字と一所ニ可被進所、

御小柄計有之儀、別之離レ物ニ

候哉難計御座候、御書付之

趣ニ合イ候様成御小柄を覚

候ニ付、私共不存、已前

瑞竜院様御脇指ニ而御指

被遊其節ハ盲龜浮木之

御小柄を被附候得共、

泰心院様御少サ刀ニ御讓之

御様子ニ候故、其節三所物等ニ

御改被進御小柄離レ物ニ成候故

残り候儀ニも候哉、右一文字

瑞竜院様御指被遊候節

御脇指ニ候哉、御少サ刀ニ候哉、

夫迄ハ不承置、最初ハ

泰心院様御少サ刀と計覚

居申候事御座候、御書付之面

御小柄之模様右残り候御小柄と

合イ候様ニ被存候故、同様ニ聞ヘ候

名物二ツ可有之儀も不審ニ

被存、若御吟味之為ニ茂と

存候ニ付、乍無覚束記之候、

右之儀私覚居申通為書

候得共、六七拾年以前之儀

殊更当時極老病衰萬

不慥候故、右ニ記候趣茂覚

違失念等も難計候ヘ共、當時も

慥成様ニ任覚候趣ニ為書

進之候、以上、

十一月十七日 玉置卜之

1—A⑥ 「久野彦八郎書状1」

〔端裏貼札〕
「久野彦八郎調書」

「久野彦八郎ノ目錄ニ関又右衛門書付トアルハ本書歟」

物吉

南泉

右御腰物之儀、至而

御家之御重器ニ被

思召候付、右之記録相認

御添被指置候様ニ可被遊と之

御儀ニ而、記文ハ松平太郎右衛門ニ

被 仰付、相認候儀ハ私江

可被 仰付旨関又右衛門を以

被 仰出奉畏候旨御請

申上、其節又右衛門迄私申候ハ

此御腰物御各別之御重器

永々

御賢子孫様江御伝之

御儀御座候得は、同しくハ

御上御染筆被遊御添之

指置候ハ、御記文御腰物と

永々迄も御退転有御座

間敷と乍憚奉存候旨申上候、

右之趣又右衛門達

高聴候処、尤ニ被

思召候間左候ハ、記文行書位ニ

御染筆可被遊候間、其心得ニ而

御案相認候様ニと之御儀御座候、

且又記文長過候間随分

要文之所、專一ニ仕御案

相認候様ニと被

仰付、記文御案簡要相認

置申候処、玉置卜之江聞合

候様ニと之御儀御座候而、又右衛門江被

仰付卜之返事又右衛門之指上

御覽相濟、先私江御預リニ

仕書加候事相見候ハ、無抛事ハ

記文之中江書入候様ニと之御儀

御座候、其後又右衛門病身ニ

罷成候故、私乍憚御直ニも

御機嫌之御様子見合、何とぞ

可奉伺成と奉存候中、

追々遅引ニ罷成候事ニ

御座候、右記文之趣別紙

認置候案之通御座候、已上、

八月十四日 久野彦八郎

吉田主水様

1-A⑦ 「久野彦八郎書状2」

〔端裏貼札〕
「久野彦八郎書翰」

御手紙致拜見候、

頃日御咄申上候

御腰物記之儀、

昨日以御席

御耳御達ニ成候処、

何れにも先

御覧可被遊候間、書付

不残差上候様ニ可仕候間、

御紙面之趣承知仕

則御使江相渡進之候、

被受取可申候、

八月十四日 久野彦八郎

吉田主水様

1-A⑧ 「久野彦八郎目録」

〔端裏貼札〕
「久野彦八郎書目録」

記文案 一包 五通

外ニ 玉置卜之返書

関又右衛門書付

右之通御座候

八月十四日

1-B① 「物吉貞宗目録」

〔包紙〕
「物吉御腰物 目録」

〔包紙貼札〕
「第二号」

覚

一、御物吉 白鞆 袋入 一腰

折紙添

御柄鮫黒御鍔金

金籠御目貫

御小刀 則宣

御小柄金 鳳凰置物
白鞘添

右黒塗箱入 御紋付
右箱鍵添

黒塗 御鞘袋入

御下緒 茶

金鷄目

右桐箱入

右外家之箱鍵添

右之通ニ御座候、以上

元文四未

三月十一日

1—B② 「物吉貞宗目録写」

1—B① 「物吉貞宗目録」の写しで、末尾の年月日(二行分)の書き入
れがない。ここでは包紙の記載情報のみ翻刻する。

(包紙)
「物吉御腰物目録」

(包紙貼札)
「写」

「物吉貞宗」の継承と権威化

史料2 「南泉一文字記」

史料1と本来一具であったが、後に「南泉一文字」附属文書として別置
されたとみられる。

南泉一文字記

研上無銘刺刀長二尺三分余号南泉一

文字刀相伝室町家在軍府之日命工礪之

挂壁之際有一猫兒跳而触刃断為兩段驚

異以為神物乃号南泉蓋取之普願禪師斬

猫之話云一文字者後鳥羽朝刀工之称也

嚮慶長辛亥春故内府豊臣公会

東照宮于洛來献物刀亦在献中

命藏諸駿州秘府

台廟纂統秘府之藏尺頒錫於 宗室以故刀

又歸於我

高祖敬侯伝至于予

史料3 「物吉貞宗附属文書写」抄録

「物吉貞宗」附属文書(史料1)と「南泉一文字記」(史料2)を写した史料で、
浦井信順なる人物の寛政二年(一七九〇)の奥付がある(「物吉貞宗」拵に附属
して保管)。史料1—A①、同②、史料2、1—A④、同③、同⑤、同⑦、
同⑥の順に筆写している。本論ではその性格から「物吉貞宗附属文書写」
と仮称することにする。ここでは史料1・2にはない部分を抄録する。

(表紙)

物吉 南泉 記文案 両通

右御拵書付 壹通

梵字型 両通

残雪御鐔 盲亀浮木御小柄書付 壹通

久野彦八郎手紙 貳通

(1—A⑤と同⑦の間)

一、残雪御鐔

玉はこの道ある御代にふる雪は 昔のあとそ猶残りける

一、盲亀浮木御小柄

東照宮御指料之由

(1—A⑥の後、奥付)

于時寛政二年庚戌七月 浦井信順謹写

史料4 「本阿弥光温折紙」

相模国貞宗

長サ壹尺九分半無銘
表裏剣并梵字蓮
華有之
正真

代金子百五拾枚

承応三曆年

九月三日 本阿(花押)

史料5 「江戸御小納戸日記」抄録

尾張徳川家当主の側に仕える御小納戸役人が記した日々の記録で、そのうち当主が江戸在府の時期に書かれたのが「江戸御小納戸日記」である。「物吉御腰物頂戴」について確認できた元文四年(一七三九)の八代宗勝、寛政十二年(一八〇〇)の十代斉朝、弘化二年(一八四五)の十三代慶藏の三件を翻刻する。

5—A(元文四年)

三月十一日

(中略)

一、物吉御腰物御頂戴ニ付御臣下老衆 御目通江被

出、但南御縁
かわニ出座取扱御用人星野八左衛門御腰物持出

御頂ニ而御袋
取之持出ル差上、御頂戴被遊、直ニ御渡被遊候、八左衛門

御床江上置退之、尤右御腰物被候臺御包のし添兼而
奥江廻り申衆先達而御床江出シ置御のし出

御祝被遊、老衆へも銘々御のし被下退被申候、其後

御用列一等ニ被為召、御意有之、退而八左衛門召之

御のし被下、于時御小袖壹御広蓋ニのせ仲ケ差上ル、

直ニ御取八左衛門江被下置、御のし御広蓋引、八左衛門罷出、

御国御用人披露拝領物之御礼申上ル、

御召服御のしめ御半上下、将又御国御用人披露ハ先例

同心頭取扱と相見候付、思召ニ而御国御用人取扱ニ相成候、

一、物吉御替鞆御上箱等(八左衛門)ハ左方ニ受取、於、御前

夫々ニ取扱納置、御直符被為付候、右御鍵ハ仲ケ

致封印、御大切櫃類と一所ニ差置之候、

可有之候、

但右御次第ニ相見候白木台ニ御熨斗

添并御熨斗鮑共、各江懸合相廻候様

御賄頭江申渡候、

一、御目通江罷出候輩并御腰物取扱候輩

熨斗目麻上下着用之事、

一、御頂戴相濟候上、御腰物取納方等各御取扱

可有之候、

右之通御心得、奥向之衆江も御申通可有之候、

物吉御腰物

御頂戴之御次第

一、御座之間御褥御刀
懸無之

御着座御熨斗目御褥
御半袴

御着座以前白木台ニ御熨斗添

御床ニ置之、御正面江御熨斗鮑

出置之、

一、御年寄共三之間南之方着座、

物吉御腰物御用人持出之袋ニ

出シ

御前江差上之、

御頂戴被遊、相濟而御用人江御渡

被遊、御床ニ有之台之上ニ置之退去、

御年寄一同座を進ミ御祝詞申上、

次ニ御側大寄合御用人一同出座

5 | B (寛政十二年)

三月十三日

(中略)

一、左之通申聞有之候、

袖書

御小納戸頭取衆

物吉御腰物御頂戴被遊候間、右

御腰物当朝御書院二之間後ニおゐて

御用人江御差出可有之候、

右御腰物、御用人ハ御納戸江相渡

御仕組等取扱、

御頂戴之節御座之間江御用人

持参致候事、

一、於御座之間 御頂戴有之、御次第別紙

之通ニ候間、御召服其外諸事宜御取扱

「物吉貞宗」の継承と權威化

御目見相濟而退去、

以上

三月十三日

一、右物吉御腰物御頂戴相濟而、宜段御用人

言上、表御座之間江 渡御、

彈正大弼様御位階御昇進、

撰津守様御官位被 仰出候御礼被

仰上候、 下ケ札

但今日ハ

撰津守様御不快御断被 仰上候、

(後略)

5—C(弘化二年)

九月廿八日 主水、多門、志津摩、録之助新太郎

(中略)

一、今日物吉御腰物

御頂戴前日御用人申聞候
趣御相統留ニ見ニ付、四半時頃

御召廻為相触、御用人は
打合候上

御召替被遊、御年寄衆

御座間江被相廻候上、宜段申上

御座間江 出御、

御着座被遊候、境ニ而御下段御敷居外ニ

罷在候同役主水取扱之御用人江具合

候上、同役八犀之御杉戸際江披キ左之御次第

書之通時服差上方御次第書ニハ御小納戸
取扱之様ニ相見候得共多門取扱相濟而、昨記ニ

相見候通紅白御反物十反、大隅守殿江

御手自被下筭候間、

御前江差上候様申聞候付、御熨斗鮑

引候上、右御反物十反紙包水引懸
御広蓋ニ載

御前江御右之御膝前江御前ヲ
申上ニ被罷出候上、同役ハ差上候と隼人正殿

御手自被下之老年迄健ニ而相勤候付紅裏相
用依而被差遣旨 御意有之頂戴、

退去、再被罷出御礼、御年寄衆御取合

之上都而退去、

但時服差上方之儀、御広蓋ニ載

御前御右之御膝前ニ御熨斗鮑出居

候付、御左之御膝前江襟之方御右ニして

差上ル、

一、

内記拝領之時服、大隅守殿拝領之御反物、

為請取、御小納戸兩人犀之御杉戸内江

出張、夫々請取、御広蓋ニ載役所江相廻

候付、御用部屋坊主江相渡之、

物吉御腰物

御頂戴之次第

御座間御上段御褥御刀
懸無之

御着座御熨斗目
御半襦

御着座以前御熨斗鮑御床ニ飾置

物吉御腰物広蓋ニ載之御用人

持出

御前ニ備之、

御頂戴相濟而御用人江御渡被遊、広蓋

之俣御床ニ置之退去、御褥御刀懸出之御熨斗鮑

御小性持出

御前ニ備之、

両家御年寄

御年寄

一同御下段御敷居外江出席、

〔朱書〕御意之上御下段中程江座を進ミ

御目見、

〔朱書〕御意有而忝人充

御側江進ミ

御手自御熨斗鮑被下置退去、

御側御用人

取扱之外御用人

一同御下段御敷居外江出席、

御目見、

〔朱書〕御意有而退去、于時時服広蓋ニ載之

〔目出度下〕

御意有而退去、于時時服広蓋ニ載之

「物吉貞宗」の繼承と權威化

御小納戸持出

御前ニ備之、

取扱之御用人成瀬内記

御下段御敷居外江出席、

御目見、

〔朱書〕御意有而

御側江進ミ

〔朱書〕御意之上

御手自御熨斗鮑被下置、次ニ時服

被下置頂戴退去、広蓋御熨斗鮑

引之、重而内記御敷居外江出席、御年寄

御取合申上退去、

以上

九月廿八日

一、右都而相濟候上、引続

摂津守様・中務大輔様

御対顔之筈今日

御二方様御参 殿御機嫌御伺有之候而

之有無も御伺有之候処 御代替御初而之御事ニ付 御先代之御振合御〔朱書〕

縫殿下及談判候処同人ノ御年寄衆江御相談申上候上ニ而 御前之御様子次第

御先代之振 御対顔之儀取扱候様申聞御対顔被遊之ニ付、其段

御事ニ候ハ、同人江可申聞旨をも申聞候付右之通取計

御小性頭取初、御案内之御小納戸江も相達、御褥

取扱之奥之番江も相達、御年寄衆江も

申上置、前頭

御前御用等相済候上御褥御刀懸引之

御着座之御様子奉伺、

撰津守様・中務大輔様江申上同役御案内

申上候上、御出座、

御対顔相済而 入御、

一、前頭御腰物、御床上三有之候付、同役持参

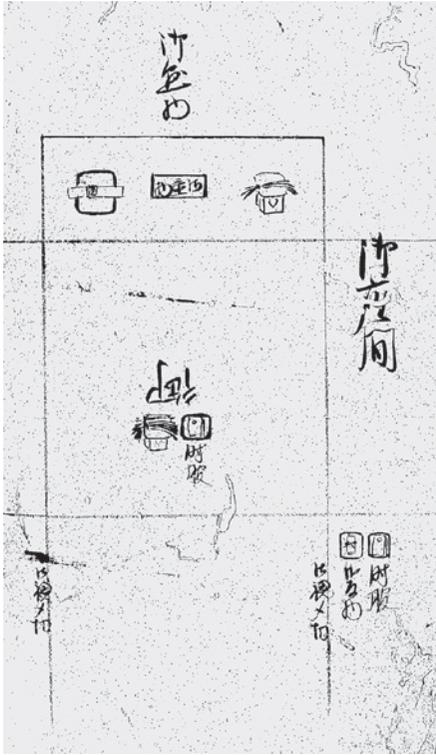
御休息江出候御半櫃江直ニ相納、如元白鞘等江

納方ハ於同役取計候付、其段御側懸并ニ

御腰物方御納戸江も為承知談置、

一、右ニ付例朝 御目見不被 仰付候、

一、前頭 御頂戴等之節御間図面を  (虫損)



挿図3 余白部分を切り取って記載

註

(1) 武家と刀剣のかかわりについては次の論考に詳しい。

・佐藤豊三「室町時代の贈答刀剣について」(『金鯢叢書』一五、徳川黎明会、一九八八年)。

・佐藤豊三「名物刀剣の銘について」(『金鯢叢書』三一、徳川黎明会、二〇〇四年)。

・山本泰一「尾張徳川家と将軍家の贈答について―献上および拝領の大名道具―」(徳川美術館編『尾張徳川家の家宝―里帰りの名品を含めて―』徳川美術館、二〇一〇年)。

・佐藤豊三「日本の伝統的美的価値「名物」と刀剣」(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣―宝物の日本刀―』佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。

(2) 前掲註(1)山本論文を参照。

(3) 安藤香織「尾張徳川家伝来の刀剣と道具帳」(『徳川美術館展 尾張徳川家の至宝』石川県立歴史博物館、二〇二一年)。

(4) 近藤周平・吉川賢太郎共編『黎明会名刀図録』日本刀剣保存会本部、一九六〇年。

(5) 岡崎寛徳「近世武家社会の儀礼と交際」(校倉書房、二〇〇六年)。主に第十一章・第十三章を参照。

(6) 刀剣そのものについての情報は、徳川美術館編『新版徳川美術館藏品抄』③刀剣・刀装具(徳川美術館、一九九八年)、徳川美術館編『徳川美術館所蔵刀剣・刀装具』(徳川美術館、二〇一八年)を参照。

(7) 「御両所様 御太切御半櫃入記写」について詳細を記しておく。「御太切御目録 写共四冊」と外題のある文書に含まれる一冊で、「御太切御半櫃入記全」(A)・「御太切御半櫃入記 赤革御長持入記 控」(B)・「御本丸小天守納御道具并御屏風類 御小納戸頭取」(C)・「御両所様 御太切御半櫃入記写」

(D、本文で引用)の四冊が合綴されている。Cを除き、皆、「物吉貞宗」を収納する「御太切御半櫃」を中心に記している。収納品に示される当主の院号に着目すると、A・Bは十三代慶藏まで、Dは九代宗睦までが諡号で記載されて

(後略)

おり、書写または原本成立の時期はDが遡るとわかる。Dの中将様について十四代慶勝の可能性もなくはないが、Dの情報を更新してA・Bが編纂されていることからすれば、慶藏とするのが妥当と考ええる。

- (8) 前掲註(7)にて紹介した「御太切御半櫃入記」(A)の「物吉貞宗」部分は、内容はほぼ同一だが、「御物吉」と「右御鞘黒塗」の箇所が一つ書きで示されており、「御柄」から「御小柄」までの附属品が刀身と同箱で、黒塗鞘のみが桐箱にて別に保管されていたことが明確にわかる。また黒塗鞘には「御物吉鍵共入」と添え書きがあるため、刀身用の黒塗御紋付箱が鍵をかけられる品で、その鍵は桐箱へ保管されていたことも判明する。

- (9) 前掲註(8)を参照。

- (10) 御紋付溜塗箱は現在確認できないため、伝来の途次で失われたかとみられる。白鞘の柄は江戸時代末期以降に補われたのであろう。

- (11) 光友相統時の道具帳については前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」、前掲註(3)安藤論文を参照。なお、「慶安四年御腰物帳」には遺産相続を示す「御分物」や、將軍からの「御拝領」、義直自身による購入など、義直が各刀剣を所蔵するに至った理由が簡潔に記されている。他に紀伊徳川家・水戸徳川家からの進上なども散見されるが、「大殿様分被遣内」の刀剣は比較的数量が多く、太刀一振、刀十一振、脇指九振が記録されている。大殿とは、この場合は義直の父・家康のことを指す。この記録により遺産相続より以前に家康から贈られた刀剣があったことがわかるが、名物刀剣や、吉光・正宗といった最高位に位置付けられる品は含まれていない。

- (12) 『士林派廻(名古屋市蓬左文庫蔵)』による。同史料によると、父・嘉季は義直の側室さい(貞松院)の姪の子で、幼い頃から義直の側に仕えた後、光友にも仕えていたが病で致仕・隠居したため、市正の兄弟・直承が家領を継ぎ、市正は光友の小姓として召出された。この世代交代の時期は未詳だが、直承の記録には、相続に続き、延宝六年(一六七八)に大番頭となったとあるため、それ以前とみて良いだろう。市正は光友に重用されていたとみられ、元禄六年(二六九三)に光友が隠居すると家老を仰せ付けられ、そのまま光友最晩年の元禄十二年まで仕えたことがわかる。なお、生年は近松茂矩『昔咄』巻五(名古屋)

「物吉貞宗」の継承と権威化

屋市蓬左文庫蔵)に、光友の隠居に伴い家老職となった時が二十六歳とあることから算出した。

- (13) 小脇指には目貫のみが附属するものと読めるが、越前松平家十四代慶水(春嶽、一八二八〜九〇)が著した『幕儀参考』(松平春嶽全集編纂刊行会編、原書房、一九七三)によれば、脇指は小脇指とも言い、合口拵で二所物(目貫・小柄)が附属するという。このように江戸時代後期には脇指と小脇指に違いはないようだが、江戸時代前期には異なっていた可能性もあり、その精査は今後の課題としたい。

- (14) 前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」を参照。

- (15) 前掲註(1)佐藤論文「名物刀剣の銘について」を参照。

- (16) 『享保名物帳』については前掲註(1)佐藤論文「日本の伝統的美的価値「名物」と刀剣」の他、次の論考に詳しい。

- ・辻本直男『図説刀剣名物帳』(雄山閣出版、一九七〇年)。
- ・渡邊妙子「名物・名刀の銘が語るもの」(佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館編『名物刀剣―宝物の日本刀―』佐野美術館・徳川美術館・富山県水墨美術館・根津美術館、二〇一一年)。
- ・川見典久「享保名物帳」の意義と八代將軍徳川吉宗による刀剣調査」(『古文化研究 黒川古文化研究所紀要』一五、黒川古文化研究所、二〇一六年)。
- ・酒井元樹「いわゆる『享保名物帳』に関する一考察 島根・和鋼博物館保管『名物扣』影印・翻刻」(『東京国立博物館紀要』五六、東京国立博物館、二〇二一年)。

- (17) 前掲註(16)酒井論文を参照。

- (18) 正本は失われたとみられるなか、本史料は控えとはいえ刀剣と道具帳を光友の隠居先へ移動させた旨の同年の書付が貼り込まれるなど、この刀剣贈与の現場で用いられた可能性が高い。内容は、光友指料が脇指・太刀・刀・中脇指の順に一つ書きで挙げられ、続けて尾張家の「上」の刀・脇指が列記される。正本では、光友の元に留める品に御印判が捺されたようで、この史料では方形印の外形が写され、朱で「御印判」と書き添えられている。また御印判の捺されなかつた品は、当主となった綱誠に譲られるとの旨が記載されている。「物吉

貞宗」以外も、指料は十八振のうち三振のみ贈与に選んでおり、大方手元に残したようである。「上」の刀剣は八振のうち五振を贈与している。

- (19) この家督相続時には光友から綱誠へ「刀 金象嵌銘 正宗磨上 本阿弥(花押) 名物 池田正宗」(重要文化財、徳川美術館蔵、以下、「池田正宗」と略称)および「短刀 無銘 貞宗 名物 奈良屋貞宗」(徳川美術館蔵。以下、「奈良屋貞宗」と略称)が大・小で組み合わせられ、祝儀として贈られたことが、尾張家の記録史料「御家御日記」・「事蹟録」や、朝日重章著『鸚鵡籠中記』(いずれも徳川林政史研究所蔵)の元禄六年五月一日条に確認できる。「御腰物請取方帳」(元和七年・寛永十五年(一六二一〜三八)、徳川美術館蔵(武器古帳21))によると、「池田正宗」は伊達政宗―池田長吉―二代將軍秀忠と伝来し、寛永十三年(一六三六)九月二十一日の三代將軍家光の御成において義直へ下賜された品である。「奈良屋貞宗」は奈良屋宗悦―豊臣秀保―秀吉―秀頼―二代將軍秀忠と伝来し、元和九年二月十三日の秀忠の御成で義直が拝領した品である。その後、一旦將軍家へ献上されたようである。寛永十七年五月十四日、家光の紀伊徳川家への御成で同家初代頼宣へ下賜された際に、尾張家の「和泉藤四郎」と交換することによって再び尾張家に渡ったと記録にある(「御腰物請取方帳」・「慶安四年御腰物帳」による)。
- (20) 元禄十四年三月一日の「物吉御腰物御頂戴」儀式については、徳川美術館学芸部部長代理・吉川美穂氏よりご教示いただいた。なお、幕末の尾張藩士・阿部直輔による尾張藩の通史『尾藩世記』元禄十四年三月一日条にも同様の記録がある。
- (21) 志賀太郎「改革の時代 八代宗勝と九代宗睦」(徳川美術館編『尾張の殿様物語』徳川美術館、二〇〇七年)に紹介されている。
- (22) 他に、「御家御記録」(徳川林政史研究所蔵)の元和三年三月十一日条にも簡単な次第が記録されている。
- (23) 式では黒塗鞘を使用したはずであり、式後に持ち出された「御替鞘」は白鞘のことと考えられる。「御上箱」は鍵付きの黒塗葵紋付箱、もしくは鍵付きの外箱(外家・御紋付溜塗箱)のことであろう。「御大切櫃」は「御両所様 御太切御半櫃入記写」にも記された御大切御道具を納めた櫃を指すとみられるが、
- 「御両所様 御太切御半櫃入記写」では溜塗御紋付箱(外箱)ごと半櫃に収納されているように記録されているのに対し、この「江戸御小納戸日記」の記述では櫃に収めたとは読めないため、管理状況としては全く同一ではないようである。
- (24) 『稿本藩士名寄』・「士林浜廻」(いずれも名古屋市蓬左文庫蔵)によると、茂矩は正徳二年(七一二)から吉通に近侍し、その翌年に吉通・五代五郎太が相次いで歿し六代継友が家督を相続するまで、短期間であるが小姓を務めた。
- (25) 名古屋市蓬左文庫の著者写とされている写本七冊を参照した。「名古屋叢書 二四 雜纂編(一)」(名古屋市教育委員会、一九六三年)にも翻刻されている。
- (26) 中御座之間は名古屋城二之丸御殿にも所在したことが知られているが、『昔咄』には他にも江戸下向中のこととして中御座之間の様子が語られる箇所がある。また徳川林政史研究所非常勤研究員・渋谷葉子氏より、吉通在任中の市谷上屋敷の絵図「尾州侯市買御屋敷絵図」(名古屋市鶴舞中央図書館蔵(市谷25))に「中御座之間」と記される部屋はないものの、「御家御記録」元禄十四年十月十日条・宝永五年四月三日条・同七年四月七日条に市谷上屋敷内の中御座之間の記載があるのご教示をいただいた。以上により、この場合には市谷上屋敷として良いと考える。
- (27) 前掲註(5)岡崎論文を参照。
- (28) 黒塗葵紋付箱の鍵には現在、二重の包紙があり、内に「元文四年三月出来、外に「享保十六年三月十一日」の墨書がある。前者は宗勝の「物吉御腰物御頂戴」の時期であり、鍵がその際に作られたとも解釈できる。外包に古い年号があることの理解に苦しむが、あるいはこれは外包ではなく、現在は確認できない外箱(外家の鍵の包紙の可能性もあろう)。
- (29) 「延享元帳」については前掲註(3)安藤論文、同「文政年間における刀剣蔵帳の分類について」(徳川美術館編『徳川美術館所蔵 刀剣・刀装具』徳川美術館、二〇一八年)を参照。宗春を「前中納言」と表記し、宗勝の側室で元文五年(一七四〇)九月二十三日に歿した三保を「教性院」と院号で表記すること、また各項目に付された追記の年号などから、「延享元帳」の編纂の上限は元文五年と推定できる。下限の目安はこの帳面の冒頭の書き付けにある延享二年

(二七四五)十二月であり、この時期に新たに「御大切」・「義」・「礼」・「智」・「信」の五つの分類による仕分けと編入が実施され、新しい道具帳が編纂されたと思われることから、「延享元帳」は比較的短期間に使用されたと推測される。

- (30) 目録や見出しに記された分類名を順に表記すると、「御譲り」・「駿河御分物」・「御拝領」・「御太刀」・「御天守物」・「御小サ刀」・「御代々御指料下り」・「紀州様水戸様御被進」・「寄物」・「御買上」・「田緒出所不知」となる。駿府御分物(駿河御分ケ物)は二番目である。

- (31) 前掲註(4)近藤周平・吉川賢太郎書。

- (32) 彦八郎は大学頭・林鳳岡の弟子で正徳六年(一七一六)に六代継友に召出され、以来、御書院番や奥御番、御供などを務めた尾張藩士(「稿本藩士名寄」〈名古屋市蓬左文庫蔵〉・「士林浜洄続編」〈名古屋市鶴舞中央図書館蔵〉)、主水は享保十六年(一七三二)に父の遺領を継ぎ馬廻組を仰せ付けられ、宝暦七年(一七五七)から明和六年(一七六九)にかけて御小納戸頭取を務めた尾張藩士で(「稿本藩士名寄」・「士林浜洄」へいずれも名古屋市蓬左文庫蔵)、いずれも当主の側に勤める役職である。

- (33) 『士林浜洄続編』(名古屋市鶴舞中央図書館蔵)による。

- (34) その他の書状についても通りみておくと、「久野彦八郎書状2」(史料1—A⑦)は、当主へ上申するべき内容として書かれた「久野彦八郎書状1」を差し出すにあたり、主水への説明として添えた書状とみられる。それによれば、昨日、記文について当主に報告したところ、いずれにせよまずはご覧になるということで、書付を残らず差し上げることになった。ついでには御使に渡すので、受け取ってほしい、という内容である。「久野彦八郎目録」(史料1—A⑧)はこの時、主水に受け渡された書類の目録である。現在これらの史料をまとめる包紙の墨書内容も考え合わせると、彦八郎は主水に「物吉記」(史料1—A①)・「物吉御脇差」(同1—A②)・「南泉一文字記(記文案)」(同2)・「物吉貞宗梵字型1」(同1—A③)・「物吉貞宗梵字型2」(同1—A④)の五通と、「玉置卜之書状」(同1—A⑤)、現在は伝存しない「関又右衛門書付」を渡したとみられる。
- (35) 徳川義宣「水戸家本「駿府御分物刀剣元帳」について」(徳川美術館編「駿府御分物刀剣と戦国武将画像」徳川美術館、一九七四年)、同「徳川家康の遺産」

「物吉貞宗」の継承と権威化

(徳川美術館編「家康の遺産—駿府御分物—」徳川美術館、一九九二年)。徳川氏は「物吉貞宗」の伝承も取り上げ、亀が密かに取り分けて義直へ与えたのは、「物吉貞宗」が当然將軍家に伝えられるとわかっていたための仕業だったと述べられている。

- (36) 佐藤豊三「徳川美術館の刀剣と刀装小道具」(徳川美術館編「新版 徳川美術館藏品抄③ 刀剣 刀装具」徳川美術館、一九九八年)、前掲註(1)佐藤論文を参照。

- (37) 義直が相続した品について、今少し補足しておきたい。元和四年、駿府御分物が実際に尾張家へ譲られた際の遺産受け渡し帳「駿府御分物御道具帳」(徳川美術館蔵(記録・古文書1)十一冊のうち、刀剣は第一冊「駿府御分物之内御太刀御腰物御脇指御長刀御鑓帳」(A)に掲載されている。ここに掲載される四百六振は、「刀剣元帳」で「中」以下に分類されていた刀剣を、種別ごとに「上」・「中」・「下」の格付けで再度編成し直している。この内容を、慶安四年(一六五二)成立の「御殿守三有之御腰物御脇指帳」(徳川美術館蔵(武器古帳19)A)と比較する。Bは義直が慶安三年に歿した翌年、名古屋城小天守に所在した刀剣類が二代光友へ譲渡された際の目録で、Aの分類を引き継いでいるため作品の同定が比較的しやすい。これらによれば、光友が受け継いだ時点で、名古屋城小天守にはAの「上」に格付けられた太刀・腰物・脇指を除く、刀剣類約三百振が概ねそのままの状態で保管されていたことがわかる。これは、「上」の刀剣のみ、使用の痕跡があると言い換えられる。尾張家には後の將軍家・大名家等との贈答により名刀・名物もたらされていくが、義直が家康の遺産を相続した時期には、他家への贈答に用いたり、義直自身の指料として使用したりするのに相応しい品は百振程度の優品に限られていたのである。
- (38) 斉朝については寛政十二年(一八〇〇)一月二十九日に家督を相続し、三月十三日に儀式を実施していることが「江戸御小納戸日記」(史料5—B)に記載されている。準備等に関する記録が補足されており、式当日の朝、「物吉貞宗」は御小納戸から御用人へ引き渡され、御納戸で拵などが整えられた後、式の際には御用人が御座の間へ持つていくことや、前もって式で用いる鬘斗・鬘斗鮑を送り渡すよう賄頭へ申し渡すことなどが記録されているが、基本的な式次第

は宗勝の代と変わっていないことがわかる。

(39) 慶臧については弘化二年八月二十六日に相続し、九月二十八日に儀式を実施していることが「江戸御小納戸日記」(史料5-1C)から判明する。情報量は最も充実しており挿図も加えられている。儀式後に、「物吉貞宗」を納めており、「御両所様 御太切御半櫃入記写」との整合性が確認できる。慶臧の御意(発言)が書き留められていることも興味深い。なお、九代宗睦についても「物吉御腰物御頂戴」儀式の記録は現段階では確認できていない。

[附記] 本稿執筆にあたり、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏にご協力いただきました。また市谷上屋敷について名古屋城調査研究センター主査・原史彦氏、徳川林政史研究所非常勤研究員・渋谷葉子氏よりご教示を受けました。ここに記して感謝申し上げます。

(徳川美術館 学芸員)

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)

加藤 祥平

はじめに

一 徳川美術館所蔵の唐絵の基礎情報の提示をめぐって

二 箱・附属品から読み取れること

資料(一) 徳川美術館所蔵の唐絵の基礎情報

おわりに

はじめに

徳川美術館は、尾張徳川家(以下「尾張家」と略称する⁽¹⁾)の収蔵品を保存・公開・研究する施設として昭和十年(一九三五)に開館した。近代にかけて尾張家は開館前後に売立を行い多くの作品を手放しましたが、それでも同家の収蔵品の全容をうかがい知るに足る作品群を、徳川美術館は収蔵している。また、一つの大名家の道具帳がまとまった数で伝存していることが少ないなか、その全てが遺されているとは言えないまでも、江戸時代に尾張家で作成された道具帳は、細かに数えれば五百冊にもものぼる点数が遺さ

れている⁽²⁾。尾張家の道具帳と作品群が揃って収蔵されていることは、各作品の収集時期のみならず、同家における総体的な収集過程や傾向、管理方法などをたどることを可能とする。

こうした徳川美術館の収蔵品の特色に基づき、名古屋蓬左文庫で令和三年(二〇二二)十一月十三日から十二月十二日まで開催した徳川美術館・名古屋蓬左文庫企画展「唐絵―尾張徳川家の中国絵画―」(以下「唐絵展」と略称する⁽³⁾)では、中国絵画史的観点ではなく、受容史的観点に基づいた展覧会構成・作品紹介を主眼とした。受容史的観点とは、尾張家という大名家において唐絵がどのように使用・収集・管理されていたか、という三つの視点である。その準備として、徳川美術館でこれまで中国絵画として紹介された経歴のある作品について、箱・附属品を含めた悉皆調査を行った上、尾張家の道具帳に記載された情報を翻刻し、作品同定を行った。

唐絵展の開催に際しては、これまで徳川美術館の所蔵する唐絵をまとめて刊行物として紹介したことがなかったため、簡易図録を刊行した⁽⁴⁾。しかし、わずかな紙数では、準備段階で得られた知見を紹介しきることは難し

かった。このため、数回に渡り、尾張家における唐絵について、受容史的観点に基づいて考察する。初回となる本稿では、徳川美術館が所蔵する尾張家伝来の唐絵の基礎情報を提示する。

一 徳川美術館所蔵の唐絵の基礎情報の提示をめぐって

本稿は、作品の基礎情報(法量・材質・表装裂)に加え、箱(形状・紐・墨書(箱書)・貼札(箱に貼られた紙札)や包装・外題・書付(添状)といった附属品の情報を重視する立場をとる。

従来、(特に絵画史を主として)美術史学では、作品の内容や作品の真贋に重きが置かれ、表装や箱・附属品の情報は割愛される傾向にあった。作品に込められた芸術性を読み取り、作品を芸術の展開に位置付けながら、芸術の展開を追うことを命題とした美術史学では、作品そのものが検討の対象であり、作品の製作に携わった当事者たちや製作時に添えられた附属品はともかく、後世の受容者や受容されていく過程で附された事物は主たる対象とならなかった。

一方、茶道文化史学の分野では、作品本体と同様に、表装や箱・附属品の情報が伝統的に重んじられてきた。高橋箒庵(義雄。一八六一〜一九三七)によって編纂され、大正十〜十五年(一九二一〜二六)に刊行された『大正名器鑑』を例にとると、法量・重量・重量・文献情報・観察記録のみならず、箱や御物袋・仕覆・書付といった附属品の情報が詳細に列記されている。⁶ こうした傾向の下地には、茶の湯における作品の評価が、鑑賞性のみならず由緒を重視してきた蓄積がある。⁹ そして、両者の観点の差異は、展覧会図録での図版や解説の在り方に少なからず反映されてきた。

こうした状況については、昭和五十九年(一九八四)から平成九年(一九九七)にかけて、玉蟲敏子氏と山下裕二氏が既に言及している。¹⁰ 両氏の指摘から、しばらく年月を経て、現在では、絵画史からの附属品の積極的な情報提示が見られるようになってきた。代表例を挙げれば、題簽や跋文・箱書といった本紙以外の情報を積極的に活字化・公開している、平成二十三年(二〇二一)に発足した「関西中国書画コレクション研究会」による『関西西九館所蔵 中国書畫録』が特筆されるだろう。¹¹ 令和二年(二〇二〇)には、廣海伸彦氏によって、鑑定史の視点を交えながら、出光美術館所蔵の狩野派関連の絵画作品に附属する箱書・外題・添状の情報が詳細な図版とともに紹介されたことも注目される。¹² また、附属品そのものではないが、令和元年(二〇一九)五月に東京文化財研究所により公開された「売立目録デジタルアーカイブ」は、作品移動史や伝来、作品・作家研究の保管材料としての売立目録の重要性に着目した、作品本体以外の情報を積極的に評価・公開していくきわめて画期的な事業と言える。¹³

しかし、未だ文字情報に重きが置かれ、箱の形態や箱に貼られた貼札、紐、包装といった附属品の情報が積極的に提示されることは少ない。

箱は、造りを見ることによって、旧蔵者や内容品が享受された文化圏(人物の交流圏や茶道の流儀など)を読み取れることもある。¹⁴ 旧蔵者の好みによって仕立てられる箱にはそれぞれ特徴があり、著名な例では、広島藩浅野家十代斉賢(二七七三〜一八三〇)の蒐集品に知られる、糸柱目桐箱を特徴とする「浅野箱」や、紀伊徳川家伝来品に知られる、杉材の外箱を特徴とする「紀州箱」などが名高い。寛永期に作られた箱の一部には、小堀遠州(一五七九〜一六四七)所用品や大徳寺龍光院に伝わる江月宗玩(一五七四〜一六四三)所用品に代表されるような、蓋や側面の稜に面取を施した印籠蓋

造の桐箱が散見される⁽¹⁵⁾。また、箱の造りのみならず、同一の所蔵元の作品の場合、箱書も同一の筆者によってされることがあり、箱書の筆致も旧蔵者の判断材料となりうる。

一般には「蔵札」とも呼ばれる貼札は、整理・点検や近代の売立などの際に貼られていることが多い。実際、市場に出た尾張家の旧蔵品の箱で見かけることの多い、葵の葉が刷られた貼札は売立に際して付された貼札である(挿図1)。貼札は、旧蔵者の庵号や斎号などが記されていることも多く、旧蔵者の特定に用いられやすい⁽¹⁶⁾。

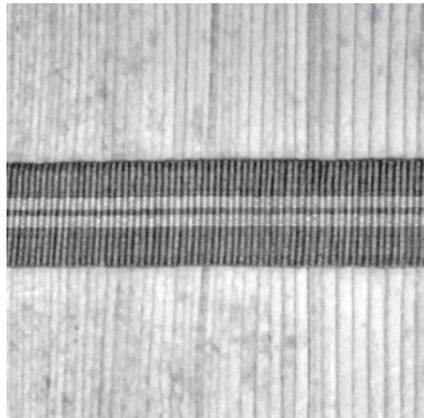
紐の場合、摩耗しやすく、箱の造りによっては取り替えることも容易であることから、当初からの紐であることは少ないが、所用者の好みによって仕立てられていることもあり、旧蔵者の情報を得られることもある。例えば、尾張家では、萌黄真田紐や萌黄地二本白筋真田紐(挿図2)が用いられていることが多く、出雲国松江藩十代藩主松平不昧(治郷。一七五一～一八一八)の用品では、茶地紺安良筋真田紐や白地紫筋真田紐などいくつか常用された紐が見受けられる。

作品を包む包装や風呂敷にも、旧蔵者によって傾向がある。代表例としては、更紗製の帙が添えられることの多い「浅野箱」が挙げられる。尾張家の場合は、添えられた時期はそれぞれ未詳ながら、作品本体の包装に浅葱平絹や鬱金木綿が用いられ、そのほとんどに墨書で内容品の名称が記されている(挿図3)。また、近代の数寄者の場合、益田鈍翁(孝。一八四八～一九三八)や馬越恭平(一八四四～一九三三)の旧蔵品に、それぞれ特定の文様の風呂敷が附属していることも多い。

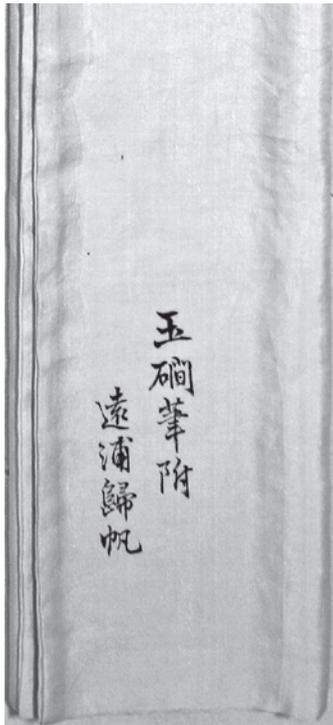
こうした附属品の情報は、美術史学においては一部で信憑性に疑問が抱かれてきたことも事実だろう。実際に、いつの時点の作為か未詳ながら、



挿図1 趙昌筆 花籠図
外箱蓋表の貼札



挿図2 萌黄地二本白筋真田紐



挿図3 玉潤筆・同賛 遠浦歸帆図
浅葱地絹袷包装(部分)

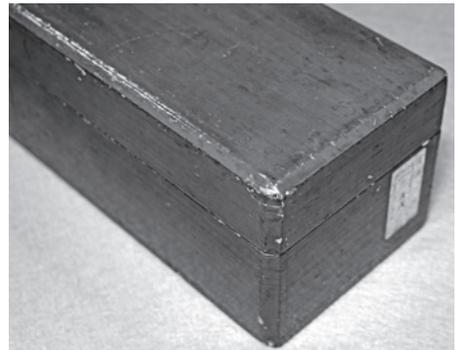
意図的な貼札の貼り替えや箱の入れ替えがなされた作品に、筆者は遭遇したこともある。諸所におけるそうした事例が、附属品類を重視する考え方への批判的意見の根拠にもなっているのだろう⁽¹⁷⁾。しかし、書画であれば本紙への補筆や落款の後入れなども頻繁に見受けられ、箱や附属品にのみ後世の意図的な変更が加えられるわけではないだろう。よって、いかなる分野であっても、偏見なくかつ慎重に、作品本体と箱や附属品を注視することがより確かな情報へ近づく方法と考える。

二 箱や附属品から読み取れること

では、実際、尾張家の唐絵の箱や附属品・表装裂から、どのような情報を得られるのだろうか。わかりやすい例を挙げてみよう。

まず、箱に注目すると、①玉潤筆・同賛「遠浦帰帆図」(重要文化財。以下、資料二)に記載の作品については、資料中の番号を掲げる)は、華麗なる伝来経歴を持ちながら、一重箱という簡素な次第となっている。これは①が徳川家康から尾張家初代義直(一六〇〇〜五〇)へ遺品として譲られ、以後一度も他家へ譲与されることがなかったことに起因する。一般に、箱が追加されるのは所蔵者が変わる時で、新たな所蔵者の好みに仕立てたり、旧蔵者の情報や好みを尊重しつつ保存したりするために箱が追加される。言い換えれば、所蔵者がほとんど変わらなかった作品は新たに箱を添えられる機会がない。①に箱の少ないことは、①が尾張家から一度も出なかったことの裏返しでもある。なお、①のみならず、市場に出ずに徳川美術館へと収まった尾張家の伝来品は、箱の少ないことが共通している。

また、①の箱は溜塗となっており一見分かりづらいが、面取の幅や竹釘



挿図4 玉潤筆・同賛 遠浦帰帆図 箱(部分)



挿図5 孫億筆 花鳥図 箱(部分)

の太さなどから、寛永年間(一六二二〜四四)前後に作られた箱とみられる(挿図4)。同様の造りである、②伝張路筆「山水図」の箱もほぼ同時期に作られた箱とみられるが、箱書の書体や字の配置から、箱書がされたのは時代が下るようにも見受けられる。②孫億筆「花鳥図」の箱も(挿図5)、一見これらと同じ造りに見えるが、面取りの幅はやや狭く、竹釘の位置が面取部分より内側にあり、竹釘を差し込んでから面取りがなされている①や②とは明らかに造りが異なっている。

元禄十一年(二六九八)三月十八日、五代將軍徳川綱吉が尾張家麴町邸へ御成した際に、二代光友に下賜された、⑨伝牧谿筆「柳燕図」(重要文化財)の箱は二重箱で、内箱は白木である(挿図6)。白木の箱は、一見簡素に見えるが、柾目の整った桐が用いられ、箱の稜に几帳面取が施してあり、紐の座金は銀製の四花弁形で、手の込んだ意匠となっている。白木で几帳面取の施された箱は、徳川將軍家に伝来していた作品に多く、内箱は⑨が徳



挿図6 伝牧谿筆 柳燕図
内箱(部分)



挿図7 趙昌筆 花籠図
外題

川将軍家にあつた頃に添えられたと考えられる。

次に箱の貼紙に注目すると、⁽¹⁷⁾伝謝時臣筆「夏木垂陰図」の箱の蓋裏には、「御表具和物切 巳三月伏見屋甚衛門申聞」という貼札がある。伏見屋甚衛門は、正しくは伏見屋甚右衛門のこと、江戸の唐物屋である。ある時期に尾張家と伏見屋甚右衛門の交流があつたことがうかがえるが、売買関係にあつたかは未詳である。⁽¹⁸⁾

鑑定に際して付される外題も、鑑定者と鑑定結果以外の情報を提供してくれる。⁽¹⁰⁾趙昌筆「花籠図」は、現在は「花籠図」と通称されるが、箱書には「芙蓉図」とあり、江戸時代の道具帳にもおおよそ「芙蓉図」と記されている。さらに八双傍らに「雑花 趙昌筆」と墨書のある外題が貼られている(挿図7)。それを手掛かりに道具帳を徴すると、享保六年(一七二一)に作られた「御数寄屋方御道具帳 張札九拾四鈞成 享保六年丑三

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)

渡四冊之内改御用人幡野弥五兵衛 大目付埴原金左衛門 壺(什器古帳六・一)に記された、「趙昌筆」と添書きのある「一雑花の絵御掛物 一箱」に⁽¹⁰⁾を同定できる。そして、外題をよく見れば、経年の摩耗によって見えづらいが、「雑花」の右下に薄らと「左」と書かれており、元は対幅の左幅であつたのが分割され、のちに尾張家に入ったことも判明する。

展覧会図録の図版で省かれがちな表装裂からも、美的趣味を伝えるのみならず、旧蔵者の情報を得られる。⁽⁸⁾伝陳容筆「籠図」・伝牧谿筆「虎図」(重要文化財・重要美術品)については、従来『豊臣御数寄屋記録』(東京藝術大学附属図書館ほか蔵)に記載があることが指摘されていた。⁽¹⁹⁾それによると、文永四年(一二六七)に高麗から鎌倉幕府七代将軍惟康親王に贈られ、弘安六年(一二八三)に小鹿島公業に下賜されたという。その後、暦応二年(一三三九)に小鹿島氏から足利尊氏に献上され、十四代将軍足利義栄から織田信長へ譲られ、さらに豊臣秀吉から木村重成、島左近へ伝わったことが記されている。しかし、『豊臣御数寄屋記録』については後世の記述が少なからずあることも指摘されている。⁽²⁰⁾記載品の内、現存品は⁽⁸⁾のみであり、一方で、併記される表具裂と現状の表具裂が一致しない。また尾張家の道具帳には、『豊臣御数寄屋記録』に記される伝来経緯についての記録は全く記されていない。⁽²¹⁾そこで、改めて『豊臣御数寄屋記録』を検証すると、いくらか不可解な点に気づく。⁽²²⁾本品に関する『豊臣御数寄屋記録』記載の伝来情報については、偽書である可能性を含め、検討の余地を残す。

表装に着目してみると、⁽¹²⁾や⁽¹⁶⁾呉偉筆「許由巢父図」、⁽²¹⁾劉俊筆「仙人図」(重要美術品)などは、本紙を囲む中廻に大きな丸紋の金欄が用いられている点共通しており、大名家の書院などの広い壁面の床で映えるように表装されていたことがうかがえる。

また、⁽²⁶⁾「柳鷺図」は、表装裂と同じ裂が徳川美術館に現存している。⁽²³⁾

道具帳を調べると、文政十一年(一八二八)頃に作られた道具帳に初出が確認でき、未表装の状態であったところ、天保十四年(一八四三)八月に当時の当主であった十二代斉荘(一八一〇～四五)の手元へ移され、そこで掛幅装とされたことがわかる。⁽²⁴⁾ 尾張家の唐絵に当主の好みが反映されたことがわかる作品が乏しいなか、斉荘の関与が確実である本幅は貴重である。

おわりに

以上のように、箱や附属品からの情報の読み取りは、これまでの作品からの情報をより多彩なものにしてくれる。こうした読み取りによって、眠っていた情報が各地で再発見され、より多角的で包括的な研究が活発化することを願う。

今回は、尾張家の道具帳から伝存する唐絵の記録をすべて紹介するとともに、道具帳からうかがえる唐絵の管理実態などについて詳しく述べる。

註

- (1) 本稿では、特に記さない限り、「尾張家」は江戸時代の同家を示すこととする。
- (2) 尾張家の古文書・古典籍類は、徳川美術館の姉妹機関である徳川林政史研究所や名古屋蓬左文庫にも収蔵されている。尾張家の道具帳については、以下の研究がある。
- ・佐藤豊三「將軍家使者饗応についての一考察」〔『金鯢叢書』一九、徳川黎明会、一九九二年〕。
 - ・佐藤豊三「享保時代における尾張徳川家の蔵帳整理について」〔『金鯢叢書』二五、徳川黎明会、一九九八年〕。

・山本泰一「尾張徳川家の幕末期における什宝(収蔵品)の種類と数量について(一)―絵画・書跡編―」〔『金鯢叢書』三一、徳川黎明会、二〇〇四年〕、同「尾張徳川家の幕末期における什宝(収蔵品)の種類と数量について(二)―陶磁器・硝子器編―」〔『金鯢叢書』三三、徳川黎明会、二〇〇六年〕。

- (3) 「唐絵」という語句は、広義には中国の景物や人物を描いた中国絵画・日本絵画をも示すが、唐絵展および本稿においては、江戸時代以前に中国絵画と認識されていた絵画とし、現在では中国以外で作られたと見なされる絵画も含む。
- (4) 「唐絵―尾張徳川家の中国絵画―」(徳川美術館、二〇二一年)。なお、本冊子収録の絵画は、唐絵展の出陳作品の内、徳川美術館が収蔵する尾張家伝来の唐絵に限定した。

- (5) 美術史研究の役割については、先学諸氏の論究があるが、以下がもっとも端的な論考として挙げられる。家永三郎「美術史学の対象」〔『美術史』三、美術史學會、一九五一年〕、中村二柄「美術史学の対象―家永教授に問ふ―」〔『美術史』五、美術史學會、一九五二年〕、家永三郎「美術史学と歴史学―中村氏の批判に答ふ―」〔『美術史』八、美術史學會、一九五三年〕。これらの議論を簡潔にまとめた言及として、塚本磨充「はじめに」〔『美術』から「文物」へ―「交流史」を結節点とした方法論的な若干の考察―〕第三節「美術史学と歴史学」〔『北宋絵画史の成立』中央公論美術出版、二〇一六年〕がある。

- (6) 美術史と茶道史の観点を比較しながら記述するが、筆者は両者を二項対立的に捉えているわけではなく、美術史の検討対象を再確認するため、便宜的に両者を比較する。

- (7) 高橋義雄編『大正名器鑑 第一〜九編』(大正名器鑑編纂所、一九二一〜二六年)。

- (8) 『大正名器鑑』の網羅的な情報提示は、十八世紀前半に成立した「名物記三冊物」や寛政元年(一七八九)に成立した『古今名物類聚』といった、先行する「名物記」の影響を受けている。

- (9) 熊倉功夫「茶の美学の試み」〔名宝日本の美術 第16巻 利休・織部・遠州〕小学館、一九八三年)。

- (10) 玉蟲敏子「道具と美術のあいだ―茶の世界における造型作品の鑑賞について」

『季刊日本思想史』二三、ペリかん社、一九八四年）、山下裕二「道具としての「唐絵」・美術としての「唐絵」―牧谿・玉潤を中心として」、『山上宗二記研究三』茶の湯懇話会、一九九七年。

(11) 『関西九館所蔵 中国書畫録Ⅰ・Ⅲ』（関西中国書画コレクション研究会、二〇一三―一八年）。

(12) 廣海伸彦「所蔵絵画作品の付属品に関する基礎的考察（一）―狩野家発給の資料を中心に」、『出光美術館研究紀要』二五、出光美術館、二〇二〇年）、『狩野派 画壇を制した眼と手』出光美術館、二〇二〇年。また、関連する論考としては、野田麻美「真贋論の行方―添帖のこと」、『アマリス』一四一、静岡県立美術館、二〇二二年）が挙げられる。

(13) 『売立目録デジタルアーカイブの公開と今後の展望―売立目録の新たな活用を目指して―』（東京文化財研究所、二〇二二年）。本事業の企図については、同書籍中の安永拓世「売立目録デジタルアーカイブの概要」が詳しい。

(14) 箱や箱書、その他附属品については、以下の論考・書籍が詳しい。

・竹内順一「箱書の整理」、『茶の湯美術館』二二 角川書店、一九九七年）。

・小田榮一「茶道具の箱と箱書」、『淡交社』二〇〇三年）。

(15) もちろん、後世にこれらを模して作られた箱もあるが、材の厚薄や竹釘の寸法などにより、おおよその区別が可能である。

(16) ただし、売立時に際してのみ貼られた貼札もあり、注意が必要である。この貼札の場合、いわゆる「売立目録」に作品の名称か図版が掲載されていないければならないが、「売立目録」に記載がないにもかかわらず貼札が貼られている作品も散見される。明らかな後世の意図的な貼り替えの事例とみられる。

なお、近年の論文・展覧会図録では、貼札の印を拡大して実寸大で掲載する例もあるが、一方で偽造に悪用される可能性も否定できない。かつて某美術倶楽部で各旧蔵者の貼札をまとめた書籍を刊行する計画が立ち上がった際、悪用され却って市場を混乱させかねないとして、中止になったと聞く。掲載に当たっては、図版に意図的な改変を加えつつその旨を併記する、といった対策をとることも必要だろう。

(17) 箱書への批判については、前掲註(9)熊倉氏論文が詳しい。

(18) 伏見屋甚(右)衛門は、亀田宗振との同人説もあるが、矢野環氏によって、別人の可能性が指摘されている。矢野環「名物記の生命誌24 『名物記三冊物』―土屋蔵帳・神尾蔵帳―」、『茶の湯』三九二、茶の湯同好会、二〇〇六年）。

(19) 井手誠之輔「李禎筆 竜虎図について」、『大和文華』七五、大和文華館、一九八六年）、志賀太郎「作品解説」龍図 陳容筆」、『室町將軍家の至宝を探る』徳川美術館、二〇〇八年）。

(20) 『豊臣御数寄屋記録』については、以下の文献を参照した。

・黒田智「史料紹介「豊臣御数寄屋記録」」、『金沢大学人間社会学域学校教育学類紀要』八、金沢大学人間社会学域学校教育学類、二〇一六年）。

・宮下支覇「研究ノート「豊臣御数寄屋記録」の史料的价值」、『茶書研究』五、茶書研究会、二〇一六年）。

・黒田智「天皇と天下人の美術戦略」、『天皇の美術史3 乱世の王権と美術戦略 室町・戦国時代』吉川弘文館、二〇一七年）、一九三―二〇〇頁。

(21) 道具帳での初出は享保六年（一二二二）の「御讓道具」〔什器百帳四・二〕だが、当時「御讓道具」〔当主代々の相続品〕と記され、また朱書で「権現様御讓」〔家康所用品〕と書き添えられている。

(22) 『豊臣御数寄屋記録』に関する具体的な疑問点は、以下のとおり。

(1) 秀吉の所蔵品として茶会記に出てくる作品が登場しない。

(2) 現在同定可能な作品が⑧以外に確認できない。

(3) ⑧の表具に記された、「満洲（錦）」という表現が、これまで管見に入った室町時代末期から江戸時代初頭までの史料に見いだせない。

(4) 淀屋辰五郎の所蔵情報に異常に多い。註(20)宮下氏論文で指摘。

(5) 織部の旧蔵情報が異常に多い。註(20)宮下氏論文で指摘。

(23) 一文字は裂四二、中廻は裂一〇三二、上下は裂一二二の裂が該当する。

(24) 拙稿「尾張徳川家の唐絵を探る―『柳鷲図』をめぐる―」、『葵』一二二〇、徳川美術館、二〇二二年）。

（徳川美術館 学藝員）

資料(一) 徳川美術館所蔵の唐絵の基礎情報

〔凡例〕

- ・本資料は、現在徳川美術館が所蔵する、江戸時代の尾張家において「唐絵」として認識されていた絵画の基礎情報および伝来に関する情報を提示することを目的とする。
- ・絵画の図版については、『唐絵―尾張徳川家の中国絵画―』（徳川美術館、二〇二一年）を適宜参照されたい。掲載頁は「『唐絵』四」などと表記し、徳川美術館での作品番号に続けて記した。
- ・作品の掲載順は、尾張家の道具帳全体で存在が確認できる順とした。
- ・作品の記載項目は、材質・法量、表装、賛・落款印章・鑑蔵印、箱、附属品、近年の修理記録、文化財指定、備考、参考文献を掲げた。
- ・一般的に江戸時代以前では、掛物の左右幅の区別・表記を作品本位で行っており、尾張家もその例にもれない。ただし、本資料では便宜上、左右幅の区別・表記を鑑賞者本位とする。
- ・記載項目「法量」の単位は、センチメートルである。表装の総幅は、軸首を除いた値である。
- ・記載項目「箱」では、貼札の内容は「□」の中に記した。
- ・判読困難な字は「□」とし、摩耗や欠損など状態による場合は、右側にその理由を記した。朱書の部分は、『朱書』のように表記した。印は『〇〇』〔朱文印〕のように記したが、現在徳川美術館で使用されている整理用の貼札については、本資料に反映しない。また、現行の作品管理で用いられている作品番号入りの貼札や、徳川美術館設立以後に付された整理用の貼札については省略した。
- ・記載項目「備考」には、補足情報および尾張家以前の伝来に関する情報

を記述した。

- ・記載項目「近年の修理記録」では、軽微な修理は省略した。
- ・記載項目「参考文献」には、各作品に直接言及したり、重要な関連作品に言及し、特に注目される文献を挙げた。
- ・文の改行は基本的に原文の配置の再現を目指した。ただし、文字列の配置を再現する必要性がなかった場合など、一行に複数行を記す際は「」を加え、改行箇所がわかるようにした。
- ・本来の文字の配置通りとなるよう努めたが、朱書や貼札・印の箇所は本来の位置からズレが生じることがある。特に表記の位置に注意書きを要する場合は、「○上ノ付箋ノ下ニアリ」のように表記した。なお、文字の配置が原文の配置通りとすることによって、却って翻刻文が解釈しづらくなる場合は、解釈しやすいように配置を改めた。
- ・当時の文字表記も重要な情報であり、箱書や道具帳の照合とも関わってくる可能性が高いため、基本的に異体字もそのまま活字化した。ただし、変体仮名は原則として仮名に直した。
- ・文字のサイズについては、史料や箱ごとでサイズを定めたが、全史料・箱を通した文字サイズの統一は行っていない。
- ・なお、以下の作品については、徳川美術館で中国絵画として展示した履歴があるものの、左記の理由から、本稿では採り上げなかった。
- ・牧谿筆 洞庭秋月図(掛物二〇六)
- ・観音・梅竹図(掛物八〇)
- ・白衣観音像(神仏画二二)
- ・瓦字筆 米法山水図(掛物一三五)
- ・牧谿筆「洞庭秋月図」は徳川宗家(将軍家)に伝来しており、経緯が未詳

ながら、昭和十八年（一九四三）に徳川美術館の蔵品となったため、本稿では対象としない。

「観音・梅竹図」は、近年元時代の絵画として展示されていた。しかし、画絹から室町時代の水墨画とみなされることと、尾張家の道具帳などにおいても「可翁筆」と伝称・記録されてきたことを考慮し、本稿では対象としない。

「白衣観音像」については、画絹から室町時代の水墨画とみなされることと、尾張家においても中国絵画として扱われた形跡はなかったことから、本稿では対象としない。

弭字筆「米法山水図」については、江戸時代の全ての道具帳を徴したが、同定できる道具が見当たらなかった。また、明治五・六年（一八七二～七三）頃に作成された「什器目録」（全十九冊）、同十三年七月に作成された「道具目録」（全八冊）、同二十四年八月以前に作成された「道具目録」（全九冊）の掛物（懸物）の項にもはっきりと同定できる道具を見出せなかった。

弭字筆「米法山水図」は二重箱で、外箱の身の底裏には「明治四十五年三月新調」と墨書があり、蓋表には「弭字筆山水」と記されている。この掛幅の筆者について印章を解読し「弭字」という情報を提供したのは、明治四十三年以降に、尾張家が鑑定を依頼した今泉雄作（一八五〇～一九三二）である。外箱より以前に製作されたとみられる内箱の蓋表には、「墨画山水 一軸」とのみあり、筆者未詳の掛幅として扱われていたことがわかる。また本稿で採り上げた中国絵画の多くは、江戸時代に貼られた複数の紙札が箱の蓋裏に貼られていたが、「弭字筆 米法山水図」には、近代に身短側面に付けられた「上三拾六号 墨画山水」（番号は朱書）とい

う貼札と同内容の「上三拾六号」（朱書）と記された貼札しか確認できない。これらの事実から、弭字筆「米法山水図」は、明治時代の後半になって尾張家にもたらされた道具と見なせるが、その経緯については本稿の方針から、本稿では追及しない。

また、高麗仏画については、尾張家の記録上ではあくまで「仏画」という認識であり、本稿の対象としない。

① 重要文化財 名物 遠浦帰帆船 玉潤筆・同賛

一幅（掛物六六・『唐絵』四）

〔材質・法量〕

掛幅装 紙本墨画

本紙縦三〇・四 横七六・六、表装総丈一〇八・〇 総幅八四・三

〔表装〕

一文字・風帯 薄茶地角龍文金襴、中廻紺地一重蔓牡丹唐草宝尽文金襴、上下 萌黄地亀甲文に蔓牡丹文金地金襴、軸首象牙寸切

〔賛・落款印章・鑑蔵印〕

・賛

無邊刹境入毫端

帆落秋江隱暮嵐

残照未收漁火動

老翁閑自説江南

遠浦帆帰

・落款印章あるいは鑑蔵印

〔三教弟子〕（朱文方印）

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・溜塗印籠蓋造(蓋表・側面の稜に面取) 萌黄真田紐 真鍮製梅花形座金

蓋表・金粉字「遠浦帰帆 玉瀾筆」【墨書】「名物」

〔附属品〕

・浅葱絹袷包装・墨書「玉瀾筆附／遠浦帰帆」

・書付1(賛の写)一枚・墨書「無邊ノ刹ノ境入ニ毫端ニ帆落テ秋ノ江隠ル

暮ノ風ニ殘テ照未ク取漁ノ火ノ動ノ老ノ翁閑ニ自ラ説ニ江ノ南ニ遠浦帆歸」

包紙・墨書「玉瀾筆遠浦帰帆讚之詩寫」

・書付2(印章の写)一枚・墨書「玉瀾印 印章寸如斯／「三教弟子」(墨文

方印の写)三教弟子／右遠浦帰帆画讚之印／宋朝之人」

包紙・墨書「遠浦帰帆玉瀾筆御懸物印之寫／朝陽對月牧溪筆自讚御懸

物印之写／但中布袋直夫筆朱印中ハ一向不相見／無準筆三幅對

御懸物同寫」

〔近年の修理記録〕

・平成十四年(二〇〇二)七月一日〜同十五年三月三十一日、国庫補助金指

定文化財保存事業により修理。その際、解体時に旧軸の墨書「安政二年

乙卯十一月御修復出来 表具師小松屋治兵衛」が確認される。現在、旧啄木・

旧八双・旧軸は再使用せず別保存。

〔文化財指定〕

・昭和二十七年(一九五二)三月二十九日、重要文化財指定。

〔備考〕

・尾張家以前の伝来情報については、次のとおり。

紙横

八景 玉瀾

※「八景 玉瀾」の一行は、各字が擦られ抹消されている。

・永享九年(一四三七)「室町殿行幸御飭記」(徳川美術館蔵)

於此御座敷三船之詩御披櫛
あり廿五日夜時御繪卷申

西御七間 八景玉瀾 東西にかゝる

・「清玩名物記」(小浜市立図書館(酒井家文庫)蔵)

繪 玉瀾之類

(中略)

帰帆 駿河

・「茶湯道具名寄」(茶道古典全集「遠州御蔵元帳」)

散在分

一京極茄子 一趙昌けしの繪 一玉瀾帆歸八幅之内

・「山上宗二記」(今日庵蔵)

玉瀾之八幅墨繪也 紙二書候

(中略)

其古ハ連歌師宗長所持

一遠浦帆歸 昔雪齋 北条殿ニ在 所持 其後今川義元所持

(中略)

右ノ繪何も讚あり 玉瀾ノ朱印也 どれも横繪也

・「山上宗二記 天正十七年二月江雪斎苑」(今日庵蔵)

御掛繪

(中略)

一遠浦帰帆

北条殿ニ有

ナシ本ハ連歌師宗長、其次今川義元

(中略)

イツレモ

右八幅ハ紙地、玉礪筆、朱印讚アリ、皆横画ナリ、口伝アリ

・「宗及茶湯日記(天王寺屋会記)」天正十八年(一五九〇)九月廿三日

九月廿三日朝 於聚楽、

殿下様 御茶被下候、 黒田勘解由殿 はりや宗和 宗凡

一床ニ帆帛御絵 但、今度北条殿より取候也、

・「松屋名物集」

(前略)

今川雪齋 歸帆玉礪

・慶長三年「(西笑和尚文案 第二冊79)(相国寺蔵)

当月十三日之尊書十六日拜見候、先度預貴札候、其折節御返事可申

入之處、一日相延候て其後取紛無沙汰非本意候、(中略)一太閤様御

気色一段能御座候由候、昨日者为御遺物先諸大名・諸奉公衆色々拝

領候、玉礪帆帛軸并金三百枚内府、御脇指・金三百枚大納言殿、中

納言殿へもすて子御壺其外金子等、備前中納言殿へハ初花の小壺、

安芸中納言殿へ七ツ台、其外諸大名過半御腰物、御はなし衆・諸奉

公衆大半金子十枚・五枚・三枚拝領候、小馬廻之衆金子一枚充、其

上誓詞各仕候、御祈禱ニ成可申候間弥可為御快気存候、御病中奇特

成被仰付様人間ならぬと申儀候(中略)七月十六日 山口玄蕃殿

〔参考文献〕

・高木文『玉潤牧谿瀟湘八景繪と其傳來の研究』聚芳閣、刊行年未詳。

・谷信一「御物御畫目錄」(『美術研究』五八、美術研究所、一九三六年)、

尾張徳川家における唐繪の受容史的考察(一)

四四五頁。

・永島福太郎校訂「松屋名物集」(『茶道古典全集 第十二卷補遺二』淡交社、一九六二年)、四七頁。

・「遠州御蔵元帳」(『茶道古典全集 第十二卷補遺二』淡交社、一九六二年)、三二〇頁。

・永島福太郎編『天王寺屋会記』(淡交社、一九八九年)、四三二頁。

・塚原晃「牧溪・玉潤瀟湘八景図―その伝来の系譜―」(『早稲田大学大学院文学研究科紀要別冊文学・芸術学編』一七、早稲田大学大学院文学研究科、一九九一年)。

・伊藤真昭・上田純一・原田正俊・秋宗康子編『相国寺蔵 西笑和尚文案 自慶長二年至慶長十二年』(思文閣出版、二〇〇七年)、二八―三一頁。

・「清玩名物記」(『茶道学大系 第十卷 茶の古典』淡交社、二〇〇一年)、三九四頁。

・衣若芬(田中伝訳)「玉潤「瀟湘八景図」の詩画と印章の研究」(『國華』一四一二、國華社、二〇一三年)。

・「資料一 山上宗二記 今日庵本」(『茶道文化研究』六、今日庵文庫、二〇一四年)、八九頁。

・「資料四 山上宗二記 天正十七年二月江雪齋宛」(『茶道文化研究』六、今日庵文庫、二〇一四年)、一八七頁。

②重要文化財 名物 布袋図 伝胡直夫筆・偃谿廣聞賛 朝陽・対月図 伝牧谿筆(無住子筆)・同賛 三幅対(掛物)二〇・『唐絵』六

〔材質・法量〕

掛幅装 紙本墨画

三

六

三

三

三

三

三

三

三

三

三

三

- ・中幅…本紙縦八三・九 横三三・〇、表装 総丈一七四・四 総幅五二・八
- ・左右幅…各本紙縦八〇・三 横三三・二、各表装 総丈一七四・四 総幅四八・五

〔表装〕

- ・中幅
- 廻一文字・風帯 紫地牡丹唐草宝尽文金襴、総縁 白茶地二重蔓大牡丹唐草文金襴、軸首象牙寸切
- ・左右幅

一文字・風帯 紫地牡丹唐草宝尽文金襴、中廻 白茶地二重蔓大牡丹文金襴、上下 萌黄地牡丹唐草文金襴、軸首象牙寸切

〔賛・落款印章・鑑蔵印〕

- ・賛・落款印章
- 中幅(布袋図)
- 長汀江上汝即大
- 士雲黄山前大士

即汝許汝換面改頭

決定當來補處 只不

許汝教壞人家男女

南山 黄聞 題

〔廣聞之印〕(白文方印) 〔偃溪〕(朱文方印) 〔起於潤東〕(朱文鼎印)

右幅(朝陽図)

趁暖做工夫 遇寒便得著

牽断一絲頭 金針好抛却

從今過老不知休 一任雪風

鳴屋角 元貞乙未夏午
 悠山自青 無住子作并書
 有人問我經中意 雲自悠
 黄昏對明月 了此數行經
 頭髮白如雪 老眼亮似星
 鑑蔵印

中幅…〔道有〕(朱文重廓方印)
 左右幅…〔天山〕(朱文方印)

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・外箱…溜塗印籠蓋造 萌黄地二本白筋真田紐

蓋表…黒漆書 〔中〕布袋 〔左〕朝陽 〔右〕對月
直夫筆 繪直夫筆 牧溪自畫自讀 牧溪自畫自讀

三幅對 〔納〕(墨文円印)
 墨書 〔三番〕

・内箱…蠟色塗印籠蓋造(合口金沃懸地、蓋表・側面の稜に几帳面取) 紫組紐 金製葵紋座金

蓋表…金粉字 〔中〕布袋 〔左〕朝陽 〔右〕對月
直夫筆 繪直夫筆 牧溪自畫自讀 牧溪自畫自讀

三幅對

〔附属品〕

・外題(各幅の八双脇に貼付)三枚

中幅(布袋図)…墨書「布袋」
直夫筆 偃溪賛

右幅(朝陽図)…墨書「朝陽」
直夫筆 偃溪賛

左幅(對月図)…墨書「對月」
直夫筆 偃溪賛

・鬱金木綿単包裂(内箱用)一枚・墨書「牧溪直夫偃溪三幅對／御掛物中箱附」

・白絹袷包裂(掛物用)三枚・各墨書「中／直夫画偃溪賛／御掛物附」
墨書「左／牧溪自画讚／御掛物附」、墨書「右／牧溪自画讚／御掛物附」

・書付1(賛の写)三枚

中幅・墨書「布袋／長汀江上汝即一即一大士／雲黄山前大士即汝／許汝換レ面改ルヲ決一定當来ノ補レ處、只不レ許サレ汝ノ教ニ壞レ人家ノ男女ノ南山、黄聞題」※端裏に墨書「中」。

右幅・墨書「朝陽／趁暖作二工夫退レ嚴便子得レ褥ヲ／南断一糸頭／金針好抛却却却法令過レ老ヲ不知レ休」

左幅・墨書「對月／頭髮白ノ如レ雪ノ老眼亮ノ似レ星ニ／黄昏對二明月ノ上レ此ノ數一ノ行ノ經ニ有レ人心一我經一ノ意ノ雲ハ自悠一々山ハ自ラ青シ／無住子作并二書ス」※端裏に墨書「右」。

・書付2(賛の写)三枚

中幅・墨書「長汀江上汝即大士／雲黄山前大士即汝／許汝換レ面改レ頭決定當来補處 只不レ許レ汝ノ教ニ壞レ人家男女ノ南山 黄聞 題」※端裏に墨書「中」。

右幅・墨書「朝陽／趁レ暖做二工夫ノ遇レ寥便得レ著ノ牽ニ断レ絲頭ノ金針好抛却／從レ今過レ老不レ知レ休ノ一任雪風鳴ニ屋角ノ元貞乙未夏午」

左幅・墨書「對月圓ノ頭髮白如レ雪ノ老眼亮似レ星ノ黄昏對二明月一了二」

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)

此數行經一ノ有レ人間レ我經中意ノ雲自悠々山自青ノ無住子作并書」※端裏に墨書「右」。

包紙・墨書「左朝陽中布袋三幅對讚之写／寛政九巳閏七月此訂ハ磯谷寛左衛門拜見之節」

・書付3(鑑識印の写)一枚・墨書「有仙不祥／(墨文方印の写)九分五厘強九分五厘／右牧溪自画讚印章」

〔近年の修理記録〕

・昭和六十三年(一九八八)五月十三日〜十二月十四日、修理。その際、旧啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず別保存。

〔文化財指定〕

・昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品指定。
・昭和二十六年(一九五二)十一月十四日、重要文化財指定。

〔備考〕

・尾張家以前の伝来情報については、次のとおり。
・室町時代「御物御畫目録」(東京国立博物館蔵)

紙

(中略)

偃溪賛

布袋梁楮 臨人形 自賛牧溪

・「舜旧記」慶長十五年十二月十一日条

・「舜旧記」慶長十五年十二月十一日条

・「舜旧記」慶長十五年十二月十一日条

次萩原殿御禮卷物十卷・太万折紙・三幅文字牧溪直夫筆也、此分進

上也、

・書付2の包紙に記された「磯谷覚左衛門」は、寛政三年(一七九二)に留書奉行となった人物である。磯谷覚左衛門が本品を拝見した経緯は未詳だが、唐絵を管理する職掌にあった御小納戸や御数寄屋方の藩士以外が本品のように尾張家でも重要視されていた道具を拝見する機会があった例として興味深い。

〔参考文献〕

- ・谷信一「御物御書目録」(『美術研究』五八、美術研究所、一九三六年)、四四五頁。
- ・『史料纂集 舜旧記第三』(統群書類従完成会、一九七六年)、一九三―一九四頁。
- ・志賀太郎「無住子筆「朝陽対月図」対幅の主題と作者」(『金鯨叢書』三四、徳川黎明会、二〇〇八年)。

③重要美術品 名物 達磨・郁山主・政黄牛図 伝無準師範筆・同賛 三幅対

(掛物六七・『唐絵』五)

〔材質・法量〕

掛幅装 紙本墨画

- ・中幅：本紙縦八九・一 横三三・〇、表装 総丈一六四・六 総幅四四・三
- ・左右幅：各本紙縦八四・一 横三〇・〇、各表装 総丈一六四・一 総幅四四・二

〔表装〕

・中幅

廻一文字・風帯 紺地唐花唐草文金紗、上下：中廻 紫地二重蔓牡丹唐草

文金地金襴、軸首象牙寸切

・左右幅

一文字・風帯 紺地唐花唐草文金紗、中廻 紫地二重蔓牡丹唐草文金地金襴、上下 萌黄地牡丹唐草文銀襴、軸首象牙寸切

〔賛・落款印章・鑑蔵印〕

・賛・落款印章

中幅(達磨図)

径山 師範 挥手「無準」(朱文方印)「師範」(朱文方印)

意吹

分披不在春風着

話墮一花五葉自

江九年冷坐重々

觸忤梁王恚々渡

右幅(郁山主図)

無準 師範賛

山主

不怪它々是村

張無價数我儂

取得蚌蛤珠誇

「仏鑑禪師」(朱文方印)「無準」(朱文方印)「師範」(朱文方印)

左幅(政黄牛図)

千巖風悄々黄

犢歩遅々拳目

誰知己溪邊白

鶯鷺

無準師範題

「仏鑑禪師」(朱文方印)「無準」(朱文方印)「師範」(朱文方印)

・鑑威印(三幅とも)

「道有」(朱文重廓方印)が捺されている。

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・外箱：溜塗印籠蓋造(現状の紐は新物に替えられているため、省略。)

蓋表：黒漆書「左郁山主無準自画自讀 三幅對」〔納〕(墨文円印)墨書

右政黄牛

〔五番〕

・内箱：蠟色塗 印籠蓋造 合口金沃懸地(蓋表・側面の綾に几帳面取)

紫組紐 銀製菊花形座金

蓋表：金粉字「左郁山主無準自画自讀 三幅對」

右政黄牛

〔附属品〕

・鬱金木綿単包裹(内箱用) 一枚：墨書「無準師範禪師自画讀／御掛物附」

・白絹袷袷(掛物用) 三枚：各 墨書「無準師範禪師自画讀三幅對ノ内／

中達磨御掛物附」、「無準師範禪師自画讀三幅對ノ内／左郁山主御掛物

附」、「無準師範禪師自画讀三幅對ノ内／右政黄牛御掛物附」

・防虫香二点(各々、萌黄地二重蔓牡丹唐草文金襴、白茶地撫子文金襴に

包まれる)

・伝相阿弥極札(打曇紙) 一枚：墨書「無準」

包紙：墨書「無準札／筆者相阿弥ト／古筆了伴申聞候」

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)

・書付1(名物道具に関する書付)・・・

墨書「覚／一一休一行物是ハ御物之内ニ有 一花生きぬた青地 紹翁所持／紀伊様と

有／右二色御家御所持之内ニ同様の物有之候へ共／一行物者文字之儀

不相知御花生ハ紹翁所持之儀古帳ニも不相見其上右二色／傳來

之儀も不相知故／次かた／依之名物記ニ載候御道具之内ハ此度入

不申事／一霰姥口御釜之儀／江戸鹿ノ子ニハ紀州様御所持之内ニ相

見候得共是ハ右之／書物ニせめひほと云釜／書落シ相見候其上／此方

御帳ニも織部所持と有之候姥口霰御釜／之由役所ニ而慥ニ覚／候之由

申候依テ名物記ニ載候御道具之内ハ書入／申候 尤玩貨名物記ニハ御

家御所持と相見候／一無準筆三幅對之／絵中古之御帳ニは／驢馬乘連運

と有之／名物記等ニハいくさんしゆと相見 不分明ニ付禪宗迄／相尋

候処 郁山主ニ相極り候間 此度文字共／書改候／但左右之書付此方ハ

進候書付書誤り進候故／違申候 馬之方ハ左／牛ノ方ハ右也 禪隆寺ハ

来り候書付此内へ入置候」

包紙：墨書「名物御道具書付」

・書付2(禪隆寺よりの書付。書付1に添う)・・・

墨書「左 政黄牛 僧宝傳ノ十九ニ豆／錢塘人也ハ／偈頌有リ今マ茲ニ略ス／中

達磨／右 郁山主／五ノ灯會元傳有リ茶陵人也ハ／乘一駒馬ニ渡レ橋ヲ

墮忽然大ニ悟リ遂ニ有レ頌云我ニ有二神珠一／一ノ類一久一——文長ノ故ニ略ス／茲ニ不レ記セ

／右之三帖共ニ禪家之祖師ニ而御座候／運運ハ宗門之祖師ニハ 覺不申候／詩人ニも及所不申候以

上」※端裏に墨書「禪隆寺ハ来ル書付」。

・書付3(賛の写)三枚

中幅：墨書「蘆葉達磨／觸コ忤コ梁一王一恹一々ト渡レ江ヲ／九一年冷坐レ

重々ニ話一墮ダ／一一花五葉自三分一披フ／不レ在三一春一風着レ意一吹ニ徑キ

山 師範^{ハイレン}拜手」※一二三点については原文ママ ※端裏に墨書「中」。

右幅・墨書「郁山主^{シヨトク}／収^{トク}得^{トク}蚌^{カク}蛤^{カク}珠^{カク}／誇^ホ張^{ハル}ニ無^ム價^ゲ數^スヲ／我^ガ儂^クス^アヤシマ^タタ^ラ／它^コハ^レ是^コレ^ン山^シ主^シ／無^ム準^シン^シノ^サズ^ス」※端裏に墨書「左」。

左幅・墨書「政^セ黄^ン牛^ウ／千^{セン}巖^ガ風^フ／悄^{シヤウ}々々^{シヤウ}／黄^{カウ}犢^{トク}歩^ブ遲^チ々々^{シヤウ}／舉^コレ^メ目^メ誰^レ知^レ己^キノ^チ溪^{ケイ}邊^{ヘン}白^{ハク}鷺^ロ／無^ム準^シノ^サズ^ス」※端裏に墨書「右」。

包紙・墨書「無準御掛物讚之写」【墨書「上御教寄御供ノ式番」】
書付4(賛の写)三枚

中幅・墨書「蘆^ロ葉^{エフ}達^{タク}摩^マ／觸^{シュク}忤^ブ梁^{リヤウ}王^{ワウ}ニ^ニ恟^{シウ}々^{シヤウ}渡^{タク}江^{カウ}／九^ク年^{ネン}冷^{レイ}坐^サ重^{ジュウ}々^{シヤウ}話^ワ墮^ダ／一^{イチ}花^カ五^ゴ葉^{エフ}自^ジ三分^{サン}披^ヒ／不^フレ^レ在^ニ春^{シュン}風^{フウ}着^{シヤク}レ^レ意^イ吹^フ／徑^{ケイ}山^{サン} 師^シ範^{ハン} 拜^{ハイ}手^テ」※端裏に墨書「中」。

右幅・墨書「郁^ウ山^{サン}主^シ／収^{トク}得^{トク}蚌^{カク}蛤^{カク}珠^{カク}／誇^ホ張^{ハル}ニ無^ム價^ゲ數^スニ^ニ我^ガ儂^ク不^フレ^レ怪^クレ^レ它^カノ^チ是^コレ^ニ村^{ムラ}山^{サン}主^シ／無^ム準^シノ^サズ^ス」※端裏に墨書「左」。

左幅・墨書「政^セ黄^ン牛^ウ／千^{セン}巖^ガ風^フ悄^{シヤウ}々々^{シヤウ}／黄^{カウ}犢^{トク}歩^ブ遲^チ々々^{シヤウ}／舉^コレ^メ目^メ誰^レ知^レ己^キノ^チ溪^{ケイ}邊^{ヘン}白^{ハク}鷺^ロ／無^ム準^シノ^サズ^ス」※端裏に墨書「右」。

包紙・墨書「無準御掛物讚之写」

書付5(鑑蔵印の写) 一枚・墨書「無準御懸物画之印」(墨文方印の写)

道有 八分五厘弱 八分ノ(墨文方印の写)

仏鑑禪師 一寸二分五厘 一寸三分 (墨文

方印の写) 無準 九分二厘 九分半ヨハリ

(墨文方印の写) 四分五厘 四分五厘ノ右無

準讚之印 明人ノ金山寺之和尚

〔近年の修理記録〕

・昭和五十八年(一九八三)四月十三日〜十月二十二日修理。その際、旧啄

木三点、旧八双三点、旧軸木三点は、再使用せず別保存。旧軸木は各中央部に鉛の錘が埋め込まれており、現在は鉛が腐食・粉状化している。

〔文化財指定〕

・昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品指定。

〔備考〕

・尾張家以前の伝来情報については、次のとおり。

・室町時代「御物御畫目録」(東京国立博物館蔵)

紙

渡江達磨

脇牧黄牛郁山主無準和尚畫并賛

・従来、十七世紀中に成瀬家から献上されたことは知られていたが、尾張家の蔵帳類にその時期を示す記述はなく、献上された時期や成瀬家で所用した当主などの具体的な詳細は未詳であった。しかし、「成瀬氏世譜国字伝」(犬山城白帝文庫蔵)に、左記の通り書き留められていることが判明した(参考文献参照)。

寛文元年辛丑年九月廿四日剃髮シテ改テ一岳ト号ス同三癸卯年五月九

日名古屋ニ卒ス享年七十

(中略)

光友卿御在江戸ニテ此ノ計ヲ開セ給ヒ御使ヒニテ御香典トシテ銀五

拾枚ヲ賜フ正虎遺物献進左ノ如シ

家綱公へ 御刀^{三代金拾} 一腰

光友卿へ 御刀^{青江} 一腰 基俊集^{定家ノ手跡}代金^{三百枚}

松ノ木盆

光友卿成瀬四郎左衛門ヲ以テ御望ミニテ無準ノ讚牧溪ノ絵三幅対ヲ

進上ス此掛物往年

秀忠公上覽可レ有旨日上意ニ依テ指上ケレバ暫ク留置レ名物ノ由家
宝トナスヘキ旨上意ニテ正虎ニ返賜フ掛物ナリ

これによると、寛文三年（一六六三）に成瀬正虎が歿した際に、尾張家
二代光友の所望により、正虎の遺物として献上されたことがわかる。さ
らに、成瀬家にあつた頃、上覧のために秀忠の元へ送られていたが、「名
物」であることから家宝とすべきであるとして、正虎に返されていたこ
とが判明する。

・書付1については、現行の台帳にも特に内容が記されず、書かれた時代
なども検討された形跡が見られなかった。しかし、道具帳の記録を追っ
ていく中で、享保十三年（一七二八）三月に「上御数寄御道具帳写 享保
十三年三月改」（什器古帳四・五）を作成する際に書かれた書付であるこ
とが判明した。正徳四年（一七二四）六月の「上御数寄道具 正徳四年午
六月」（什器古帳三・四）の表記と比べると、書付1での調査が反映されて
いるのがわかる。

・書付2は、書付1に「禅隆寺今来り候書付」と記載されている。禅隆寺
は元和九年（一六三三）に初代義直から寺地を拝領して創建され、八代宗
勝の生母円珠院、九代宗睦生母英巖院の菩提所であった。当時の寺派は
未詳ながら、現在は妙心寺派の禅寺であり、おそらく当時も臨濟宗で
あつたとみられ、そのために画題について尾張家から尋ねられたのだら
う。

〔参考文献〕

・白水正解題・寺岡希華翻刻「成瀬氏世譜国字伝」〔研究紀要〕一、犬山
城白帝文庫、二〇〇七年、七四頁。

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察（一）

④ 墨竹図 二幅対（掛物一〇七七・「唐絵」二二）

〔材質・法量〕

掛幅装 紙本墨画

各本紙縦一〇六・二 横四四・八、各表装総丈二〇二・五 総幅五六・九

〔表装〕

一文字・風帯 白地輪無唐草文金欄、中廻 薄萌黄地木目文に雲花鬼文金
欄、上下 薄縹地紗綾形に二葉葵文銀欄、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

各幅「江朝鼎印」（白文方印）

※ただし、印より上部に画絹を切り取り補絹した形跡が確認できる。

〔箱〕（現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。）

・椀二方棧蓋造 萌黄地茶筋真田紐

蓋表・墨書「御懸物 竹之絵 二幅對」

蓋裏・朱書「地三十一号」朱書「上老番」墨書「四拾二番」

朱書「改」

身短側面・朱書「地三十一号」墨書「竹之畫」二幅

〔附属品〕

・鬱金木綿単包装（掛物用）二枚・墨書「竹之繪／御掛物附／二枚之内」

〔近年の修理記録〕

・平成六年（一九九四）八月二十日～十月三十一日、修理。その際、旧啄木
二点、旧八双二点、旧軸木二点は、再使用せず別保存。

〔備考〕

・明治～大正時代に現在の掛幅装になったとみられる。なお、昭和十五年

(一九四〇)一月十八日名古屋別邸にて売却処分の子定であったが、残留した。

⑤ 琴棋書画図 伝趙子昂筆 四幅対 (掛物八七・『唐絵』一三)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

各本紙縦一三三・六〇一三九四 横七四・二、各表装 総丈一四三・三〇

一五九・一 総幅九三・七

〔表装〕

一文字・風帯茶地大丸龍文金欄、中廻紺地四合雲龍文金欄、上下薄茶

地唐花文綾、軸首象牙寸切

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・ 琴幅・棋幅

桐印籠蓋造 萌黄真田紐 真鍮製精円形座金

蓋表・墨書「十番之ぬ巻 掛物子昂筆 二幅対」【墨書「琴碁」】

蓋裏・【数】(墨文円印) 【納】(墨文円印) 墨書「拾五番貳箱之内」

【朱書「上六号上」】 【朱書「天東掛物」】 墨書「第六拾九号ノ下」

身短側面・【朱書「三号」】 / 墨書「子昂筆 / 琴 / 基 / 二幅」

・ 書幅・画幅

桐印籠蓋造 萌黄真田紐 真鍮製精円形座金

蓋表・墨書「〇「十一」ハ「六一」ニ上書 掛物子昂筆 二幅対」【墨書「書畫」】

蓋裏・【納】(墨文円印) 墨書「拾五番貳箱之内」 【朱書「上六号下」】

【朱書「天東掛物」】 墨書「第六拾九号ノ上」

身短側面・【朱書「三号」】 / 墨書「子昂筆 / 書 / 画 / 二幅」

〔附属品〕

・ 鬱金木綿単包装(掛物用) 四枚・各墨書「子昂筆琴碁書画之圖 / 御掛物附 / 四枚之内」

〔近年の修理記録〕

・ 平成三年(一九九二)七月十一日〜同四年十月十五日、修理。その際、旧

啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず別保存。旧八双・旧軸木に以下の

墨書が見いだされる。

(琴) 八双墨書「碁二」

(棋) 軸木墨書「□□□□」(判読不能) 八双墨書「ぬ引 □□ち

ん」・墨書「各 一」

(書) 軸木墨書「ひく、御座候哉 み行

(画) 軸木墨書「九」 八双墨書「其許三」

〔文化財指定〕

・ 昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品指定。

〔参考文献〕

・ 佐藤豊三「描かれた茶の湯―館蔵「琴棋書画図」四幅対をもとにして―」

『金鯨叢書』二三、徳川黎明会、一九九六年。

⑥ 三教図 伝趙雍筆(鄭顛仙筆) 梅竹錦鶏・柳白鷺図 伝周之冕筆 三幅

対 (掛物九二・『唐絵』一五)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

各本紙縦一四三・八 横七八・五、各表装 総丈二五五・〇 総幅九三・四

〔表装〕

一文字・風帯 紺地梅鉢文唐草金襴、中廻 白茶地牡丹唐草文金襴、上下
茶地靈芝文緞子、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

・左右幅

〔汪氏元遇〕〔白文方印〕 〔釋印維謙〕〔朱文方印〕

〔箱〕（現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。）

・桐印籠蓋造 萌黄真田紐 真鍮製丸形座金

蓋表・墨書「五番之 中仙人趙雍筆 三幅」
ほ四 左右花鳥周之冕筆

蓋裏・朱書「掛物」墨書「九號」「良順」〔朱文円印〕

〔附属品〕

・白絹袷包裂（掛物用）三枚・各 墨書「中趙雍筆／仙人」、墨書「左周之
冕筆／花鳥」、墨書「右周之冕筆／花鳥」

・狩野安信添状 一通・墨書「中仙人趙雍筆／左右花鳥周之冕／真筆無疑／
者也」法眼永真「安信」墨文円印／酉十二月一日

※墨書の二行目と三行目の間の上端裏面に、「安信」墨文円印の割印あり。

外包紙・墨書「中趙雍左右周之冕筆／御懸物法眼永真添状／壹通」

内包紙・墨書「中趙雍左右周之冕／狩野法眼添状」

〔近年の修理記録〕

・平成十五年（二〇〇三）七月二十三日～同十六年七月二十七日、修理。そ
の際、旧啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず別保存。

〔参考文献〕

・湊信幸「〔図版解説〕三教図」〔吉祥—中国美術にこめられた意味〕東京
国立博物館、一九九八年。

⑦ 山水図 伝牧谿筆 一幅（掛物七八）

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

本紙縦二六・二 横二七・五、表装総丈一一七・五 総幅四〇・六

〔表装〕

一文字・風帯 白地二重蔓牡丹唐草文金襴、中廻 鼠地花唐草文金紗、上
下濃茶地宝尺文緞子（高橋緞子）、軸首象牙寸切

〔箱〕

・外箱・桐印籠蓋造 萌黄地白二本筋真田紐

蓋表・墨書「牧溪筆山水之繪 壹幅」

蓋裏・朱書「数」〔墨文円印〕 〔朱書「上壹番」／墨書「二拾九番」〕〔墨書
「上下高橋純子」〕〔朱書「上三拾一号」〕

身裏底・墨書「大正四年八月新調」

・内箱・桐印籠蓋造 鹿革紐

蓋表・墨書「御供 御掛物 牧溪筆 一幅」
る四 山水之繪

身短側面・朱書「上三拾一号」／墨書「牧溪筆／山水」

〔附属品〕

・薄茶絹単包裂（内箱用）一枚・墨書「牧溪筆 山水」

・浅葱絹単包裂（掛物用）一枚・墨書「牧溪筆墨画山水／御掛物附」

・狩野安信外題 一枚・墨書「山水牧溪筆」「安」〔朱文円印〕

包紙（外題および左の代付）・墨書「外題并代付」

・狩野安信代付 一通・墨書「口上之覚／牧溪之山水／代三百貫／五月十日」
・狩野安信添状 一通・墨書「山水掛物紙之内／豎五寸五分横／壹尺六寸

八分牧溪／真筆無疑者也／以上／五月十日／狩野法眼 永真(花押)」

包紙・墨書「添状」

・書付 一枚・墨書「栄川院拝見牧溪ニ而ハ無御座候／高然暉ニ似寄申候由
以上／午七月」

⑧ 重要文化財 龍図 伝陳容筆 重要美術品 虎図 伝牧谿筆 二幅対

(掛物一四二・『唐絵』八)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

・龍図・本紙縦一八九・五 横一一二・三、表装 総丈三〇三・一 総幅
一三三・五

・虎図・本紙縦一八九・五 横一一二・三、表装 総丈三〇三・一 総幅
一三三・一

〔表装〕

一文字紺地牡丹唐草文金欄、中廻・風帯 白地唐花虫文銀欄、上下茶地
絁、軸首象牙寸切

〔賛・落款印章〕

・右幅(龍図)

所翁 「所翁」(朱文方印) 「蠹電室」(朱文円印) 「九淵之珍」(朱白文相
間重廓方印)

帝所

於毫茫 握天瓢於

漠而霖雨 歛神功

接崑崙之氣脈 決河

・左幅(虎図)

牧谿 「牧谿」(白文方印)

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・桐印籠蓋造 萌黄地二本白筋真田紐

蓋表：【御供式番】 墨書「五番之 掛物左龍 所翁筆 右虎右虎 牧谿筆 二幅対」【朱

書「上尙号」】【朱書「天東 墨書「第六拾五号」】

身短側面：【朱書「上尙号」】／墨書「掛物 所翁筆 龍／虎／二幅」

〔附属品〕

・浅葱絹袷包装(掛物用)二枚

・書付類包紙・墨書「所翁 牧谿筆 二幅対／書付 四」※左の書付の包紙。ただし、包

紙に混乱が生じている。

・覚書 一枚・墨書「覚／二幅対／龍 所翁筆／虎 牧谿筆／右御掛物享保
十三申年／御所望ニ付八月十六日／若年寄衆本多伊豫守殿／宅江御城附

尾崎右衛門八／持参差出之／公方様上覽相濟同／廿八日戻り申候 御用

人衆／成瀬大膳方取扱／ 西七月」

包紙・墨書「所翁牧谿筆二幅対二添／覚書」

・狩野洞雲添状一通・墨書「(端裏書)狩采女／(宛名部分は切取)□□／
「追而書」猶々懸絵御使へ／御渡シ申候／「本文」龍之繪一覽申候／所翁

真筆一段見事ニ候／代之儀御使へ口上ニ申／達候猶期後面之時候／恐惶
謹言／五月朔日(花押)」

※紙背に付箋・朱書「所翁／牧溪／懸物／之事」墨書「公方様上覽ニ

付享保十三申八月十六日／若御老中本多伊豫守殿屋敷江／御歩行衆宰

領ニ而参り同廿八日ニ／戻り申候御用人衆成瀬大膳方取扱」

包紙・表面墨書「所翁筆 龍之絵御掛物添状／但所翁 牧溪龍虎二幅／

「對のカタ方也」裏面墨書「此所翁御掛物極書付者／下条庄右衛門より將之極札／添手侍等相渡吟味之上／其内分添置候／宝曆四戊年」

※もとは狩野洞雲添状の付箋の包紙か

包紙・墨書「延享元年子四月／所翁（牧溪付札）」

・龍図賛点字・墨書「接セツ崑コン崑クンノ之氣キ脈マク決ケツ河カ／漢カン而霖リンス雨アメ歛メシ神シ功カウヲ／於毫ガウ汪ニギル握ニギル天ヒヤウ飄ヒヤウ於テ帝テイ所シヨ一ニ

※表題に墨書「所翁筆龍之絵御懸物」

〔近年の修理記録〕

・左幅（龍図）

平成十二年十二月七日～同十三年四月十六日、平成十二年・十三年度国库補助金により、修理。その際、上下の表装裂・旧啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず別保存。上下の裂については、展示を考慮し、元の縦幅が「上・五四・五、下・二〇・五」であったところを、「上・四六・四、下・二六・二」へ変更した。風帯の裏打紙に用いられていた反古紙については、別に保存。反古紙には、墨書「雪村布袋但たうほうゑ／一文字風帯白地きりからくさ金入／中もへき龍丸／上下浅黄絹／さうけ軸桐之箱／采女龍但りんほうゑ／酒井助右衛門」とある。

・右幅（虎図）

平成十二年十二月七日～同十三年四月十六日、平成十二年・十三年度文化財学術研究基盤整備事業により、修理。その際、上下の表装裂・旧啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず別保存。上下の裂については、展示を考慮し、元の縦幅が「上・五四・五、下・二〇・五」であったところを、「上・四六・四、下・二六・二」へ変更した。

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察（一）

〔文化財指定〕

・昭和九年（一九三四）九月一日、重要美術品指定

・昭和二十八年（一九五三）十一月十四日、右幅（龍図）、重要文化財指定

〔参考文献〕

・井手誠之輔「李禎筆 竜虎図について」（『大和文華』七五、大和文華館、一九八六年）。

・志賀太郎「作品解説 龍図 陳容筆」（『室町將軍家の至宝を探る』徳川美術館、二〇〇八年）。

⑨ 重要文化財 柳燕図 伝牧谿筆 一幅（掛物六八・『唐絵』九）

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

本紙縦八七・六 横四三・九、表装総丈一九〇・六 総幅五九・四

〔表装〕

一文字・風帯濃萌黄地宝尽文金襴、中廻白茶地連雲文金襴、上下茶地唐花唐草文金襴、軸首象牙寸切

〔箱〕（現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。）

・外箱・蠟色塗印籠蓋造 萌黄真田紐 銀製円形座金

蓋表・【数】（墨文円印） 金粉字「柳燕繪 牧溪筆」

身短側面・【朱書】「上拾号」／墨書「牧溪筆／柳燕」

・内箱・桐印籠蓋造（蓋表・側面の稜に几帳面取） 萌黄真田紐 銀製鍍

金花形座金

蓋表・墨書「柳燕繪 牧溪筆」

〔附属品〕

・鬱金木綿単包裂(内箱用) 一枚・墨書「牧溪筆／墨画無落款／御掛物附」

・白絹袷包裂(掛物用) 一枚・墨書「柳燕 牧溪筆」

〔近年の修理記録〕

・昭和五十八年(一九八三)五月三十一日、国指定文化財保存事業による修復(完了)。

〔文化財指定〕

・昭和四十五年五月二十五日、重要文化財指定。

〔備考〕

・元禄十一年(一六九八)三月十八日、五代將軍徳川綱吉が尾張家麴町邸へ御成した際に、尾張家二代光友に下賜された。『常憲院殿御實紀』巻三十七にも次の通り記されている。

十八日尾張中納言綱誠卿の筈に臨駕したまふ。(中略)けふ賜物黄門に長光御太刀。(中略)内々より綱誠卿に茶壺。(繁雪肩衝)吉通朝臣に丁子釜。光友卿に牧溪畫柳燕の掛幅。

〔参考文献〕

・『徳川實紀第六編』(吉川弘文館、一九六五年)、三三三頁。

⑩ 花籠図 伝趙昌筆 一幅 (掛物二四六一・『唐絵』七)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

本紙縦二五・九 横二四・四、表装総丈二二四・一 総幅三九・〇

〔表装〕

一文字・風帯紺地鳥菱連雲文金襴、中廻白地二重蔓小牡丹文銀襴、上下茶地紗綾形に桐文金襴、軸首象牙印可

〔箱〕

・外箱・桐溜塗印籠蓋造 薄黄地茶筋真田紐

蓋表・黒漆書「芙蓉之繪 趙昌筆 壹幅」〔葵紋〕第貳四〇號

※墨書「貳四〇」以外は朱文印(挿図1)。

蓋裏・朱書「上廿一号」

身短側面・朱書「上廿一号」墨書「趙昌筆／芙蓉」〔墨書「掛物／

第四十二号／趙昌／芙蓉」〕※二枚目の貼紙は、「掛物」を

除き全て横書きで、第一回目の売立以後の所有者によって

貼られたと見なされる。

・内箱・蠟色塗印籠蓋造 紫組紐 銀製菊花形座金

蓋表・金粉字「芙蓉之繪 趙昌筆 壹幅」

〔附属品〕

・紫絹単包裂(掛物用) 一枚

・外題(背の八双傍らに貼付)一枚・墨書「雜花 趙昌筆」

〔備考〕

・大正十年(一九二二)十一月七日入札の売立で売却されており、『尾州徳川家御藏品入札』に「二七 趙昌 芙蓉 竪八寸五分幅八寸一分」と記載されている。その後、平成二年(一九九〇)十月四日に古美術商より徳川美術館が購入した。

⑪ 寿老人・竹に鶴・桐に鳳凰図 伝呂紀筆

三幅対 (掛物一三〇・『唐絵』一九)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

各本紙縦一六七・〇 横八五・〇 各表装 総丈二一〇・四 総幅
一〇〇・八

〔表装〕

一文字・風帯 白茶地唐花宝尽文金襴、中廻 紺地大牡丹丸文金襴、上下
白茶地雲文緞子、軸首象牙寸切

〔落款印章・鑑蔵印〕

・落款印章(左右幅)

〔松雪斎(朱文長方印) 四明呂廷振印(朱文方印) 雪清斎書畫
印(朱文長方印)

・鑑蔵印(左右幅)

〔緝熙殿寶(朱文方印)

〔箱〕

・外箱・桐二方棧蓋造 萌黄地二本白筋真田紐

蓋表・墨書「掛物

左梅竹鶴 呂紀筆
中壽老人
右桐鳳凰

三幅對

蓋裏・【墨書「風帯黒舩／一文字同」】「数」(墨文円印) 【納】(墨文
円印) 墨書「七拾四番」 【〇】(朱円印) 【朱書「第
掛物」 墨書「第

廿七号」

身底裏・墨書「大正二年四月新調」

・内箱・桐印籠蓋造 紐・座金欠失

蓋表・墨書「

左 梅竹鶴
中 壽老人
右 桐鳳凰

呂紀筆 三幅對

※「十九番之 っ十式」と「中 梅竹鶴
右 桐鳳凰」の下に削り痕あり。

身短側面・【朱書「天三拾八号」】墨書「呂紀筆／左鶴梅竹／中壽

老人／右桐(欠損)】

〔附屬品〕

・鬱金木綿(裏白絹) 袷包裂(掛物用) 三枚・各墨書「呂紀筆左梅竹鶴右桐
鳳凰中壽老人／御掛物附／三枚ノ内」

〔備考〕

・左右幅に呂紀の使用印である「四明呂廷振印」(朱文方印)と同文の印が
捺されているが、真筆の印とは異なり、日本で元禄七年(一六九四)に刊
行された「古今和漢万寶全書」巻四の印譜に掲載されている同文の印に
酷似している。また、「緝熙殿」は南宋の内府であり、「松雪斎」は趙子
昂(孟頫)の号である。

⑫ 山水図 伝張路筆 一幅 (掛物八四・唐絵) 一八

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

本紙縦一三三・〇 横八五・四、表装 総丈二三三・八 総幅九九・二

〔表装〕

一文字・風帯 白地九つ七宝文金襴、中廻 茶地宝尽文緞子、上下 白茶地
唐草二向獅子文緞子、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

凸凸^⑩

〔箱〕

・桐印籠蓋造(蓋表・側面の稜に面取) 萌黄真田紐 四分一製花菱形座金

蓋表・墨書「十番之 ぬ十三 御懸物山水繪 平山筆 極札添 一幅」

蓋裏・【納】(墨文円印) 百四番 【朱書「上廿六号」】

身短側面・【朱書「上廿六号」】墨書「平山筆／山水」

〔附属品〕

- ・鬱金木綿(裏白絹)袷包裂一枚・墨書「平山筆山水／御掛物附」
- ・狩野探幽・尚信・安信添状一通・墨書「山水之繪平凸真筆／無疑者也
／已上／寛永十七曆辰」霜月廿日／狩野法眼(花押)／狩野主馬(花押)／狩野右京(花押)」

⑬ 満畦生意図 陳佑筆 一幅 (掛物一〇〇二・『唐絵』二一〇)

- 〔材質・法量〕 掛幅装 絹本著色 本紙縦四二・一 横八〇・九、表装総丈一三五・四 総幅九二・五
- 〔表装〕 一文字・風帯 茶地四合雲文金襴、中廻 白地卍入子菱鳳凰文金襴、上下 薄茶地絁、軸首象牙寸切
- 〔題・落款印章〕 「味澹」白文長方印 満畦生意

蕭山陳佑寫 「(印文未詳)」「(朱文方印)」「漢陰遺蹟」(朱文方印)

- 〔箱〕 桐二方棧蓋造 萌黄真田紐
- 蓋表・墨書「^{廿番}ね十四 菜蕭山陳佑筆 一幅」
- ※「蕭山陳佑」の下と「二幅」の右横に削り痕あり。
- 蓋裏・墨書「満畦生意圖／蕭山陳佑／関防味澹」
□^(方印の枠のみ)「漢陰遺蹟」(方印)」「墨書「蕭山陳佑」」「数」(墨文円印)」「納」(墨文円印)
- 墨書「百番」「朱書「天拾二号」」

身短側面・【朱書「天十二号」／墨書「蕭山陳佑筆／満畦生意圖」】

- 〔附属品〕 鬱金木綿(裏白絹)袷包裂一枚・墨書「蕭山陳佑筆満畦生意之圖／御掛物附」
- ・伝狩野安信外題一枚・墨書「菜蕭山陳佑筆」「安」(朱文円印)
- 包紙・墨書「菜之繪／蕭山陳佑筆外題／狩野永真法眼」
- 〔参考文献〕 志賀太郎「(作品解説)満畦生意図 蕭山陳佑筆」(徳川美術館展 大名文化の華 尾張徳川家の至宝)徳川美術館展実行委員会、二〇一二年)。
- ・Christina Yu Yu「20 VEGETABLES 満畦生意圖」『Chinese Paintings from JAPANESE COLLECTIONS』(the Los Angeles County Museum of Art 1101-114年)。

⑭ 重要美術品 飯牛鋤田図 伝閻次平筆(石鋭筆) 王一寧・王振・李庭脩

- ・黄鍵賛 二幅対 (掛物一二九・『唐絵』一一)
- 〔材質・法量〕 掛幅装 絹本著色 各本紙縦八六・六 横四七・八、各表装総丈一七九・九 総幅六一・二
- 〔表装〕 一文字・風帯 白地紗綾形に葡萄栗鼠・靈芝唐花文金襴、中廻 茶地唐草に鳳凰丸紋金襴、上下白茶地唐花唐草文緞子、軸首象牙寸切
- 〔賛・落款印章〕 賛・落款印章 右幅(飯牛図)

「文□□」(白文方印)

飯牛至夜半長夜其如何

不逢堯舜世懷哉扣角歌

一寧「□□土□」(朱文方印)「節齋」(朱文方印)

「幸罷罷□蒙」(白文角丸長方印)

飯牛憶當時簡編日興俱浩

歌發長嘆千載思唐虞商

調正激切魚水情相孚霸業

重齊桓賢哉一丈夫

蒙城王振「□□□」(白文方印)「東閣餘閒」(白文方印)

「□易」(白文長方印)

伊人叩角歌商聲何激烈唐虞

已云遠憂世心憤結相齊成霸

功千載名昭晰

莆易李庭脩「庭脩」(白文方印)「□□雖□」(白文方印)

「吉齋」(白文長方印)

扣角商歌片月孤飯牛曾以憶唐虞賞音莫道無

知己却與齊侯載後車

「□□□」(白文方印)「□□□」(白文方印)

左幅(鋤田図)

「文□□」(白文方印)

鋤田□忘倦還復窮遺經逢

時致□位□哉儒雅名 一寧「□□土□」(朱文方印)「節齋」(朱文方印)

「幸罷□蒙」(白文角丸長方印)

青陽□東陸南畝足靈雨萬

彙競芳華驅犢晨舉趾展

卷耕□讀悠然會斯□愜彼

幽風詩應之勤仰止

蒙城王振「□□□」(白文方印)「東閣餘閒」(白文方印)

「□易」(白文長方印)

東臯已俶載薄言事園田一

犁未及終心惟存耑編布

衣至卿相視回想當年

莆易李庭脩「庭脩」(白文方印)「□□雖□」(白文方印)

「吉齋」(白文長方印)

凌晨草際帶經犁一段烟隴畝西試問當年耕讀

處青山無恙白雲低

三山黃鍵「□□□」(白文方印)「□□□」(白文方印)

・落款印章(左右幅)

「錢塘」(朱文長方印)「石氏以明」(朱文方印)

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・外箱・桐溜塗印籠蓋造 薄黄・丹段替に茶筋真田紐

蓋表・黒漆書「牛之繪 閩次平筆 二幅對」

蓋裏・「納」(墨文円印) 墨書「三拾卷」【朱書「卷号」墨書「拾六号」】

【朱書「上八号」】

身短側面・【朱書「上八号」】／墨書「閩次平筆／牛之画」

・内箱・蠟色印籠蓋造(蓋表・側面の稜に几帳面取) 紫真田紐 銀製菊花

形座金

蓋表・金粉字「牛之繪 閩次平筆 二幅對」

〔附属品〕

・鬱金木綿単包装(内箱用)一枚・墨書「閩次平筆／二幅對中箱附」

・浅葱平絹袷包装(掛物用)一枚・墨書「牛 閩次平筆」

・白平絹袷包装(掛物用)一枚・墨書「牛 閩次平筆」

〔近年の修理記録〕

平成九年(一九九七)四月十九日、修理(完了)。旧啄木・旧八双・旧軸木は使用せず別保存。

〔文化財指定〕

昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品指定。

〔備考〕

・上方には絹を継ぎ足し、明朝の官僚であった王一寧(生年未詳)一四五二・王振(生年未詳)一四四九・李庭脩・黄鍵(一四〇三)歿年未詳)の賛が付せられている。

・本対幅同様の賛は失われているが、同じ画風・構図の「朱買臣図」(インディアナポリス美術館蔵)が伝わっており、もとは本対幅と合わせた複數幅で製作されたと考えられている。本対幅は「朱買臣図」に比べると本紙上部の余白が狭く、おそらくは日本で改装され、切り詰められたとみられる。その際、上部にあった落款部分を切り取り、余白に嵌め込んでいる。

・木挽町狩野家の門人である竹沢養溪(生年未詳)一八〇八)による、右幅の模本が東京国立博物館に収蔵されている(管理番号A6436)。

⑮ 牡丹図 伝王若水筆

三幅對(掛物八六・唐絵) 一一二

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

・中幅・本紙縦一四七・八 横八一・〇、表装 総丈二五三・九 総幅九九・八

・左右幅・本紙縦一五〇・五 横八五・七、表装 総丈二五六・〇 総幅一〇一・五

〔表装〕

・中幅(見切表具)

廻一文字・風帯茶地蓮唐草文金襴、中花色地唐花唐草文金襴、総縁浅葱地菊唐草文緞子、軸首象牙寸切

葱地菊唐草文緞子、軸首象牙寸切

・左右幅

一文字・風帯茶地蓮唐草文金襴、中廻紺地丸繫文金襴、上下浅葱地菊唐草文緞子、軸首象牙寸切

落款印章

・右幅

・清蒼(白文方印)「華氏尚綱」(朱文方印)「功臣後裔」(朱文方印)

〔箱〕(現在は近年の修欠失理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・桐印籠蓋造 紐欠失 銀製菊花形形座金

蓋表・墨書「廿一番之 牡丹画 王若水筆三幅對」

蓋裏・墨書「廿一番之 牡丹画 王若水筆三幅對」

蓋裏・狩野周信外題一枚・狩野常信外題二枚(三枚揃えて貼付、目の粗い裂で覆ってある。本文は「附属品」に別記。)

周信左右常信極」【墨書「御懸物中御表具／中安楽庵／一文字

古きらん／上下唐ものとなす】【墨書「風帯一文字茶地古き

古きらん／上下唐ものとなす】【墨書「風帯一文字茶地古き

らん／中古金らん／上下唐物とんす】〔納〕(墨文円印) 墨

書「百二十三番】〔朱書「上四号】〔朱書「天^東掛物」 墨書「第

六拾七号】

身短側面：〔朱書「上四号】／墨書「王若水筆／牡丹／三幅】

〔附屬品〕

・狩野周信外題 一枚：墨書「牡丹^中白鶴 王若水筆」 「周信□印」(朱文方印)

・狩野常信外題 二枚：墨書「牡丹左 王若水筆」・「養朴」(朱文方印)、墨

書「牡丹右 王若水筆」・「養朴」(朱文方印)

・白絹袷包裂(掛物用) 三枚：各墨書「王若水」

〔近年の修理記録〕

・平成九年(一九九七)三月四日～同十二年四月三日、文化財学術研究基盤整備事業にて修理。その際、旧啄木・旧八双・旧軸木・白平絹袷包裂は、再使用せず別保存。なお、旧軸木には四文字程度の墨書あるが、判読不能。

〔備考〕

・「江戸御小納戸日記」(徳川林政史研究所蔵)の寛政六年(一七九四)十月廿四日条に、「一牡丹三幅対元王若水筆御懸もの今般御買上三相成 御数寄屋御預けいたし候様ニとの御事ニ付 安藤祐斎へ相渡申候」とあり、寛政六年十月に購入されたことがわかる。徳川美術館学芸部部长代理・吉川美穂氏の御教示による。

・本品の左右幅から、画面のモチーフを微妙に変更して、狩野伊川院栄信筆「牡丹図」(個人蔵)が描かれている。静岡県立美術館学芸員・野田麻美氏の御教示による。

〔参考文献〕

・志賀太郎「作品解説 牡丹図 伝王淵筆」(王者の華 牡丹) 徳川美術館、二〇一〇年。

・野田麻美「作品解説 狩野栄信 (倣王淵) 牡丹図」(幕末狩野派展) 静岡県立美術館、二〇一八年)。

⑯ 許由巢父図 呉偉筆 一幅 (掛物八九・唐絵) 一八

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

本紙縦一四四・六 横七八・三、表装総丈二五五・三 総幅九四・〇

〔表装〕

一文字・風帯丹地雲龍文銀欄、中廻紺地大唐花文金欄、上下茶地唐花虫文緞子、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

湖湘呉小僊寫「魯夫」(朱文方印)

〔箱〕(現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。)

・桐印籠蓋造 萌黄真田紐 座金欠失

蓋表：墨書「廿一番之 御掛物 呉小僊筆 許由巢父之絵 一幅」

蓋裏：〔墨書「呉小僊明画ニテ御座候ノ名ハ偉字ハ次翁號ニ小仙一ノ明ノ成

化中ノ人】〔納〕(墨文円印) 墨書「百二十一」〔朱書「天四

拾一号】〔朱書「天^{掛物}掛物」 墨書「四拾壹號」

身短側面：〔朱書「天四拾一号】／墨書「呉小僊筆／許由巢父圖】

〔附屬品〕

・鬱金木綿(裏白絹)袷包裂(掛物用) 一枚：墨書「呉小僊許由巢父圖／御

掛物附

〔近年の修理記録〕

・平成八年(一九九六)二月十七日、修理(完了)。旧啄木・旧八双・旧軸木は、再使用せず保存。旧八双に墨書「此繪□分ふさ□□」と記されていることが確認された。

〔参考文献〕

・板倉聖哲「作品解説」許由巢父図 吳偉筆〔『明代絵画と雪舟』根津美術館、二〇〇五年)。

⑰夏木垂陰図 伝謝時臣筆 一幅 (掛物一一四・『唐絵』一七)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本墨画

本紙縦一一六・一 横五七・六、表装総丈二三四・六 総幅七三・四

〔表装〕

一文字・風帯濃萌黄地唐花唐草文金襴、中廻花色地紋尺風通、上下茶地大唐花文緞子、軸首紫檀寸切

〔題・落款印章〕

夏木垂陰 楞仙謝時臣 「吳中謝老」(白文方印) 「七十式翁」(白文方印)

〔箱〕

縦二方棧蓋造 薄黄地茶筋真田紐

蓋表・墨書「十九番之
つ廿三 山水 謝時臣筆一幅」

蓋裏・墨書「御表具和物切／巳三月伏見屋甚衛門申聞」〔「教」(墨文)

円印)〕〔「納」(墨文円印) 墨書「七拾三番」〕〔朱書「上廿四号」〕

身短側面・朱書「上二拾四号」／墨書「謝時臣筆／山水」

〔附属品〕

・白絹袷包裂(掛物用)一枚・墨書「周之冕筆芙蓉鴛鴦／御掛物附」

⑱重要美術品 官女図 伝仇英筆 一幅 (掛物一〇四・『唐絵』一七)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本著色

本紙縦一一八・三 横五八・八、表装総丈二三九・九 総幅七一・七

〔表装〕

一文字・風帯薄黄地紋尺金襴、中廻花色地雲鶴文金入緞子、上下茶地雲二菱龍文緞子、軸首象牙寸切

〔箱〕

縦二方棧蓋造 萌黄地白二本筋真田紐

蓋表・朱書「九十二」 墨書「御掛物」右に朱書官女
婦人之絵 一幅

蓋裏・墨書「仇英筆」〔「納」(墨文円印) 墨書「百一番」〕〔朱書

「天」 墨書「三拾貳號」〕

〔附属品〕

・鬱金木綿(裏白絹)袷包裂(掛物用)一枚・墨書「仇英筆官女之画／御掛物」

〔文化財指定〕

昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品。

⑲芙蓉鴛鴦図 伝周之冕筆 一幅 (掛物九一・『唐絵』一六)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本著色

本紙縦一一一・〇 横五六・一、表装総丈二〇〇・八 総幅七〇・一

〔表装〕

一文字・風帯 黄地飛雲文金襴、中廻 白地蓮菊文唐草金襴、上下 薄茶地
小葵文緞子、軸首 象牙寸切

〔落款印章〕

「周之冕印」(白文方印) 「字服卿」(白文方印)

〔箱〕

・桐二方棧蓋造 萌黄真田紐

蓋表・墨書「御懸物 芙蓉鴛鴦 周之冕筆一幅」

蓋裏・【納】(墨文円印) 墨書「百三拾四番」【朱書「忝号」／墨書「拾

号】【朱書「天拾一号」

身短側面・【朱書「天拾一号」／墨書「周之冕筆／花鳥」

〔附属品〕

・白絹袷包裂(掛物用) 一枚・墨書「周之冕筆芙蓉鴛鴦／御掛物附」

〔備考〕

・狩野探幽による古画の鑑定記録である「探幽縮図」のうち、「筆園佚遊」
(ベルリン東洋美術館蔵)に、本図が記録されている。留書には「同九月
十一日松平伊豆守殿今来 呂記之由其ハおとり候由申遣候」とある。こ
れより川越藩主松平信綱(一五九六～一六六二)の所持品であり、当時は
呂紀の作品として探幽へ鑑定が依頼されたことがわかる。その際、探幽
は呂紀作品とするには不足があると返答している。

〔参考文献〕

・ベッティーナ・クライン「研究資料 ベルリン東洋美術館蔵 縮圖畫帖
「筆園佚遊」(『國華』一〇九一、國華社、一九八六年)。

②〇 花鳥図 伝周之冕筆

一幅 (掛物九〇・唐絵) 一六

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本著色

本紙縦一三三・六 横六八・八、表装総丈二一五・二 総幅八三・〇

〔表装〕

廻一文字・押風帯 白地重松皮菱二唐草文錦(大正時代に成立した現役の
台帳には、「秋田織」と記されている)、総縁 茶地梅竹尾長鳥文緞子、
軸首 堆黒模菊花文浮彫

軸首 堆黒模菊花文浮彫

〔落款印章〕

萬曆辛丑夏日周之冕寫 「周之冕印」(白文方印) 「服卿」(白文方印)

〔箱〕

桐二方棧蓋造 濃縹地白筋真田紐

蓋表・墨書「三番之 花鳥 周之冕筆一幅」

蓋裏・【朱書「上忝番」／墨書「四十三番」朱書「改」【朱書「上廿

三号】 墨書「寛政十一年」

身短側面・【朱書「上廿三号」／墨書「周之冕筆／花鳥」

〔附属品〕

・鬱金木綿(裏白絹)袷包裂(掛物用) 一枚・墨書「周之冕花鳥之繪／御掛
物附」

〔備考〕

・廻一文字・押風帯に用いられた裂の残りが現存している(裂一〇五四)。
その当て紙の裏に、「文政十年亥十一月改／凡金壹分式朱位」と墨書が
あるが、表装に用いられた時期は未詳である。

② 重要美術品 仙人図 劉俊筆 一幅 (掛物 一・一三〇・『唐絵』二〇)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

本紙縦一三三・二 横八一・六、表装総丈二三一・八 総幅九七・一

〔表装〕

一文字・風帯薄茶地雲文金襴、中廻茶地大牡丹唐草文金襴、上下浅葱

地丸龍紋に宝尽文緞子、軸首黒塗撥形

〔落款印章〕

廷偉「錦衣都指揮」(朱文方印)

〔箱〕現在は近年の修理の際に新造された新箱に収納。新箱については省略。

桐印籠蓋造 萌黄真田紐 銀製梅花形座金

蓋表・墨書「□番之御掛物劉俊筆 仙人之繪」

蓋裏・〔数〕(墨文円印)「朱書〔天掛物〕墨書「四拾貳號」良順」(朱文円印)

身短側面

・劉俊筆／仙人之画

〔附属品〕

・白平絹袷包装

・鬱金木綿(裏白絹)袷包装(掛物用) 一枚・墨書「劉俊筆仙人之画」御掛物附

物附

・伝狩野安信外題 一枚・墨書「仙人劉俊筆」「安」(朱文円印)

外包紙・墨書「極札入」

中包紙・墨書「極札入」

内包紙・墨書「仙人劉俊筆極」

〔近年の修理記録〕

・大正二年(一九一三)七月、修理(完了)。

・平成十年(一九九八)十一月二十八日、修理(完了)。旧啄木・旧八双・旧軸木は再使用せず別保存。

〔文化財指定〕

昭和九年(一九三四)九月一日、重要美術品認定。

〔備考〕

MOA美術館蔵本の「探幽縮図」に記載。「同四月十三日／長谷川甚五郎来／中古ノ上々也」と留書が添えられる。なお、探幽縮図については、東京大学の秋山聰氏・板倉聖哲氏・高岸輝氏・玉川潤子氏・増記隆介氏の御厚意により、河野元昭氏を研究代表者とする科学研究費補助金研究「探幽縮図の総合的研究」(平成十年度～十三年度科学研究費補助金基盤研究A2研究成果報告書)でまとめられたCD-Rのデータを参照した。

昭和二十四年三月三十一日、徳川義親氏より寄贈。

② 花鳥図 孫億筆 一幅 (掛物 一・一三三・『唐絵』二二)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

本紙縦一四七・一 横八一・九、表装総丈九七・四 総幅二四五・七

〔表装〕

一文字・風帯紺地雲文金襴、中廻茶地二重蔓大牡丹文金襴、上下浅葱

地中唐花唐草文緞子、軸首黒塗撥形

〔落款印章〕

康熙壬辰春三月于峰孫億寫「于峰道者」(朱文方印)「孫億之印」(白文方)

康熙壬辰春三月于峰孫億寫「于峰道者」(朱文方印)「孫億之印」(白文方)

印)「惟年」(朱文方印)

〔箱〕

桐印籠蓋造(蓋表・側面の稜に面取) 薄黄地茶筋真田紐

蓋表・墨書「廿一番之
な廿九 桃文鳥絵 孫億筆 一幅」

蓋裏・【朱書「上七号」】【朱書「老号」墨書「拾四号」】

身短側面・【朱書「上七号」】／墨書「孫億筆／桃文鳥」

〔附属品〕

・白絹単包裂(掛物用) 一枚・墨書「孫億筆附／桃文鳥繪」

②3 花鳥図屏風 孫億筆 六曲一双 (屏風七・『唐絵』二四〇二五)

〔材質・法量〕

屏風装(十二図を一扇に一図ずつ、金箔地に押絵貼) 絹本着色

各本紙縦二三〇・〇 横五四・七、各表装総高一六五・八 総幅三八七・〇

〔表装〕

椽朱塗唐草文蒔絵、飾金具四分一製牡丹唐草文透彫

〔落款印章〕

右隻第一扇、左隻第三・四・五扇・康熙丙戌花朝于峰孫億寫「于峰道

者」(朱文方印)「孫億之印」(白文方

印)「惟年」(朱文方印)

右隻第二・三扇、左隻第一・六扇・康熙丙戌仲春于峰孫億寫「孫億之

印」(白文方印)「惟年」(朱文方印)

右隻第四・五・六扇、左隻第二扇・康熙丙戌孟春于峰孫億寫「孫億之

印」(白文方印)「惟年」(朱文方印)

〔附属品〕

尾張徳川家における唐絵の受容史的考察(一)

・鬱金木綿(裏白絹)袷包裂 一枚・墨書「孫億筆花鳥ノ画六枚折ノ御屏風附」

・戸田禎佑・小川裕充編集『花鳥画の世界第十卷 中国の花鳥画と日本』(学

習研究社、一九八三年)。

・板倉聖哲「(作品解説)花鳥図屏風 孫億筆」(『対幅—中国絵画の名品を

集めて—』大和文華館、一九九五年)。

・黄立芸(植松瑞希訳)「孫億とその花鳥画について—東アジア絵画史の観

点から—」(『大和文華』二二五、大和文華館、二〇一三年)。

②4 菜に蝶図 伝趙昌筆 一幅 (掛物一三三・『唐絵』七)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

本紙縦二三・一 横二・五、表装総丈一一七・五 総幅三五・九

〔表装〕

一文字・風帯紺地に二重蔓牡丹唐草文金襴、中廻茶地唐花唐草文金襴、

上下萌黄地青海波金襴、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

「徐澤」朱文長方印

〔箱〕

・外箱・桐溜塗印籠蓋造 薄黄地茶筋真田紐

蓋表・黒漆書「菜蝶之繪 趙昌筆 壹幅」

蓋裏・【数】(墨文円印)【納】(墨文円印)墨書「四拾番」【朱書「上

老番」／墨書「二拾三番」／朱書「改」【朱書「上二拾号」】

身短側面・【朱書「上二拾号」】／墨書「趙昌筆／菜蝶」

・内箱・蠟色印籠蓋造 紫組紐 銀製菊花形座金

蓋表・金粉字「菜蝶之繪 趙昌筆壹幅」

〔附属品〕

・白木綿袷包装(内箱用) 一枚・墨書「趙昌筆／掛物内箱附」

・白平絹単包装(掛物用) 一枚・墨書「趙昌筆／掛物附」

・外題(八双脇に貼付) 一枚・墨書「雜花 趙昌筆」

〔備考〕

・画面右上(右端から八・三種、上端から七・八種前後の部分)、画面左上(左端から四・九種および八・四種、上端から三・三種の部分)に画絹の切り継ぎ跡が見られる。

〔参考文献〕

・榎原悟「眼の極楽32 花と鳥のかたち」(『岡崎市美術館博物館ニュースA R C A D I A』八三、岡崎市美術館、二〇二〇年)。

②6 柳鷺図

一幅 (掛物九九・『唐絵』一二三)

〔材質・法量〕

掛幅装 絹本着色

本紙縦三七・一 横三六・三、表装総丈一二五・五 総幅五二・五

〔表装〕

一文字・風帯 萌黄地星入菱に梅花虫文金襴、中廻 薄茶地二重蔓桐唐草
文金襴、上下紺地作土花兔文金襴、軸首象牙寸切

〔落款印章〕

「潤城清趣」白文方印

〔箱〕

桐二方棧蓋造 薄黄地茶筋真田紐

蓋表・墨書「掛物 柳鷺 一幅」

蓋裏・【納】(墨文円印) 墨書「百七十四番」^{〇三二・七見せ消}【墨書「良」 朱書「五」

墨書「十四」【朱書「天拾三号」】

身短側面・【朱書「天拾三号」】／墨書「柳鷺」

〔附属品〕

・鬱金木綿(裏白絹)袷包装(掛物用) 一枚・墨書「柳鷺／御掛物附」

②7 十六羅漢渡川図 張成龍筆 一卷 (巻物二二・『唐絵』一二二)

〔材質・法量〕

卷子装 絹本淡彩

本紙縦二八・三 長四六一・一、表装総幅三〇・五 総長五一六・八(軸は除く)

〔表装〕

表紙 浅葱地龍花卉文緞子、紫平紐、見返・台紙 蠟箋、軸首象牙木口挽込

〔落款印章〕

大梁張成龍寫「張成龍印」(白文方印)「白雲長」(白文方印)

〔箱〕

桐二方棧蓋造 萌黄地二本白筋真田紐

蓋表・墨書「唐画 張成龍筆一卷」

蓋裏・【墨書「十六羅漢河渡繪」】【朱書「上五号」】

〔附属品〕

・浅葱絹袷包装(掛物用)・墨書「唐画十六羅漢河渡圖／御巻物附」

(続)

近世大名家における鉄炮管理と記録

——尾張藩の御側御筒の事例から——

はじめに

一 御側御筒の管理にかかわる記録

二 御側御筒の貸借と記録作成

(一)「御鉄炮拝借留」に見える貸借の実態

(二)「慶応三年卯正月の御側御筒拝借留」の位置づけ

三 御側御筒の取り扱い

(一)松明方と安藤雲平の関係性と貸借

(二)御側御筒の管理にかかる変遷

おわりに

はじめに

大名家が所有する道具には、茶道具や絵画など御教寄道具と呼ばれる一群と並び、重要視される道具として武器がある。武器は刀剣をはじめ甲冑や鉄炮^①など多岐にわたる。これら大名道具の研究は、道具の種類によって

板谷 寿美

研究の厚みに差があるが、本稿では研究があまり進展していない鉄炮を取り上げて検討する。大名道具を研究するにあたり研究の視角は様々にあるが、その一視点として、道具帳からの分析が挙げられる。道具帳は、大名家がいかなる道具を所有していたかを知る基本史料に位置づけることができ、その分析は重要である。尾張徳川家の道具帳は、数寄屋方や腰物方などの各役所や懸^{かかり}ことに作成されている。鉄炮の場合も同様で、手筒方や御小納戸頭取道具懸が道具帳を作成している。つまり、鉄炮の管理状況を検討するにあたり、道具帳の検討が有効なのである。

尾張藩における鉄炮の研究として、第一に安田修氏の研究が挙げられる。安田氏は、尾張藩における鉄炮の研究がほとんど進展を見ない中で、精力的に研究に取り組まれてきた。その内容は、尾張藩領内の矢田河原や山田河原で実施された炮術訓練の検討^②と、江戸時代末期に尾張藩が所有した鉄炮についての検討^③の二つに大別可能である。後者の研究では、鉄炮製作にも関心に向けており、尾張藩の鉄炮鍛冶の紹介もされている。しかしながら、とりわけ本稿の内容にもかわる尾張藩が所有した鉄炮の検討に

については、数量的な分析が中心となっている。どのように鉄炮が管理されていたか、という点まで考察は至っていない。

また、専論ではないものの、本稿での検討対象の時期にあたる江戸時代末期の尾張藩の海防政策を考察する中で、鉄炮が一事項として取り上げられる場合がある。例えば知多半島の師崎・内海の砲台設置や、西洋砲術の導入に関する検討の中で鉄炮が言及される。ただし、これらの研究目的は、尾張藩がどのように対外的危機に向き合ったかを明らかにすることであり、海防政策の展開や尾張徳川家十四代慶勝（一八二四～八三）の西洋科学技術への関心⁽⁴⁾に向けられており、鉄炮を主眼に置いた分析ではない。知多半島の師崎・内海の砲台設置については、鉄炮というより大砲であるが、古くは大村有隣氏の研究がある⁽⁵⁾。西洋砲術の導入については岩下哲典氏が慶勝の海防政策への関与を検討する中で的確にまとめている⁽⁶⁾。それによると、『粉炮考』⁽⁷⁾を著した吉雄常三に始まり、その門人である上田仲敏や伊藤圭介に継承される形で、尾張藩の西洋砲術の導入が始まっていったとする。加えて岩下氏は、慶勝が藩主である時期は、外国船が日本に來航し、対外的な危機に直面していた時期にあたっていることから、尾張藩「家中一統の銃炮訓練」が必要で、それが「可能となるためには、現実問題として、使用可能な大量の銃器が必要」となったことを指摘する。これについて、「ほとんどの藩士に行きわたるだけの銃器は保管されていたと考えるとよい」と評価しており、その根拠として安田氏の研究成果を引用している。しかし安田氏の示した鉄炮総数は、藩所有の鉄炮と藩主所有の鉄炮が混在している。同じ尾張藩内であるとは言え、鉄炮の性格を区別することなく扱うことには注意を要する。

以上のような研究状況を踏まえて今回、検討の対象とする鉄炮は藩主の

所有である御側御筒とする。藩士が備えるべき鉄炮についても考察を加えてこそ、尾張藩の鉄炮管理の全体像を把握できることは承知しているが、これまで藩所有の鉄炮と藩主所有の鉄炮が区別なく論じられてきた問題点を踏まえ、本稿では、藩主所有の鉄炮である御側御筒に限ることに意義があると考える。また、徳川美術館に所蔵される鉄炮にかかわる道具帳を中心に考察を進め、御側御筒の管理という制度的側面に着目する。現在、鉄炮についてのまとまった道具帳は江戸時代末期のものしか残されていないという史料的制約はあるものの⁽⁸⁾、当該時期は先述の通り、日本が対外的な危機に直面した時期に相当する。このような政治的・社会的危機に直面した状況の中で、御側御筒の管理にも影響があったのか否かを検討する契機ともなる。さらに御側御筒の管理を考える上で、御側御筒が貸借されていたことは特筆すべきである。残念ながら、史料の残存状況は決してよいとは言えず、個別具体的な事例の蓄積から検討を加えていくほかない。しかし御側御筒の貸借を取り上げて検討することは、尾張藩内における物品管理システム的一端を明らかにすることにつながる。さらに物品管理システムには藩役人が関与するため、藩内の組織の指揮系統や藩主の側近くに仕えた人々の動向をも解明できる契機となる。なお、尾張藩では尾張と江戸の双方の地で御側御筒を管理しており、藩役人も双方の地で職務を担っているが、本稿では煩雑さを避けるため、尾張での動向を中心に追うことをあらかじめ注記しておく。

一 御側御筒の管理にかかわる記録

徳川美術館には、「駿府御分物御道具帳」十一冊を筆頭に、江戸時代以

来作成され続けてきた道具帳が約五百冊伝存している。そのうち、鉄炮に関係する道具帳は十冊程度である。⁽⁹⁾ いかなる道具帳が残っているかについては安田氏が一部を表で掲出している。⁽¹⁰⁾ また道具帳のうち、尾張藩で導入されていた主要な砲術・田付流の鉄炮に関する道具帳については既に内容が紹介されている。⁽¹¹⁾ しかし鉄炮に関する道具帳の内容の紹介は一部に留まる上、大半の道具帳はこれまで徳川美術館から詳細を明らかにしていない。本稿では管理、とりわけ貸借を中心とした制度的側面に焦点を当てて検討するため、史料の全てを紹介することはできないが、所蔵館としての責を果たす一機会としたい。

鉄炮に関する道具帳は、内容の性格上、二種類に分類することが可能である。一種は鉄炮の名称や形式などを列記した、いわゆる管理台帳である。まさに江戸時代末期の尾張藩において、いかなる鉄炮が管理されたかを確認できる道具帳である。もう一種は留帳である。こちらは主として日記のように日を追って書かれる形式である。はじめに御側御筒の管理にかかわる徳川美術館所蔵の五冊の帳簿⁽¹²⁾について、それぞれの基本的な情報を提示する。

帳簿(1)「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 壹」(武器旧原簿9)

縦三〇〇〇糎、横二一・四糎、共紙表紙を含め全四十九丁の帳簿である。共紙表紙には「御小納戸頭取 御道具懸」とあり、御小納戸頭取のもとで管理されている御側御筒に関する帳簿である。同じく表紙に「尾口」と見え、これは尾張で管理されていることを指す。「壹番 御鉄炮箱」に入る十一挺から始まり、「三拾九番」まで番立てが続く。中には「拾壹番上」「拾壹番下」のように、一つの番立ての中で上下に分けられる場合もある。

る。一丁目には「御明松方御手入引請之分⁽¹³⁾ 壹番より」と書かれた付箋が付けられている。鉄炮あるいはその附属品の情報が書き込まれた短冊がおよそ一丁に二枚貼り込まれる形で構成される。一枚の短冊に記載される鉄炮は原則一挺だが、セットで保管されている鉄炮に関しては複数挺がまとめて記載される。また鋳形や鋳鍋など附属品に関しては、それぞれの鉄炮の情報に附属する形でまとめて記載される場合が多い。なお本帳の記載内容は文化六年(一八〇九)以前のものだけではない。例えば「三拾壹番」に記載される「鉄百五拾目玉抱御筒」は「文化十一年戊七月御買上」とあり、文化六年以降に買い上げた鉄炮も記載されている。こうした帳簿作成以後に追記されていた情報のみならず、明治時代に入って行われた鉄炮整理時の書き込みが朱字で多々入る。この朱字の内容は「壹番へ入」や「申三月御払」などで、何を残し、何を払ったのかが確認できる。つまり、伝存する本帳は、文化六年に作成された当時のままの帳簿ではなく、それを短冊に書き写したか、文化六年に作成された帳簿を短冊状に切り貼りし、明治時代の整理の際に再構成した帳簿であると位置づけられる。文化六年に作成された帳簿を便宜上「帳簿(1a)」と称しておく。

帳簿(2)「御側御筒目録」(武器旧原簿10)

縦二四・五糎、横一七・一糎、後世に付けられた表紙と江戸時代段階で付けられたもとの表紙を除き、全五十六丁、袋綴じの形式である。後世に付けられた表紙には「御側御筒目録」とだけあるが、もとの表紙には「御小納戸頭取 御武備懸」との記載もあり、帳簿(1)と同様に御側御筒が御小納戸頭取の管理であることが確認できる。また表紙には「尾州口 末二東京口」とあり、江戸での鉄炮管理にかかわる「文久三年亥九月 戸山御土

蔵入御鉄炮并諸色類御差登セ之入記」が合綴される。鉄炮および附属品が「老番」から「三拾八番」まで番立てされている。この番立ては帳簿(1)の番立てと対応し、情報に若干の異同はあるものの、鉄炮および附属品の情報がほぼ一致する。本帳にも後筆の追記が見られるが、鉄炮および附属品の基本的な情報については文久三年(一八六三)から元治元年(一八六四)頃まで、同筆で記録されていることに鑑みれば、この頃の成立であろうと考えられる。

帳簿(3)「享和三亥年改 御鉄炮帳」(武器古帳64)

縦二九・一糎、横二〇・二糎、表紙を除き全三十一丁、袋綴じの形式である。享和三年(一八〇三)の改めの際に作成された帳簿である。表紙裏には「此御帳之内御座候分ハ新帳文化巳年正月改相成候付不用」と書かれた貼り紙が付されている。文化巳年とは文化六年である。つまり帳簿(1a)の作成にあたり、本来、本帳は不要になった帳簿である。文化六年段階で廃棄されていても不思議ではないが、運よく現在まで伝来した。鉄炮および附属品が「壹番」から「廿三番」まで番立てされている。ただし「廿一番」から「廿三番」が付される三挺については、他の番立てが同筆の墨字で書かれているのに対し、異筆の朱字で番号が付されている。したがって「廿一番」から「廿三番」までは後に追記された情報で、享和三年の改めの際には番立てされていなかったであろう鉄炮と言える。また「廿一番」から「廿三番」までとは別に、最終丁には朱字で「廿四番」に番立てされた鉄炮の情報があり、加えて貼り紙で帳簿(1)(2)では「番外」とされている「玉箱 一荷」の記載が見える。「廿四番」の「鉄百匁玉抱御筒」は文化四年に買い上げ、玉箱は文化三年にできているので、明らかに享和三年以降の

追記である。このように享和三年以降の書き継ぎが本帳内に確認できるが、帳簿(1a)が作成されて以後の本帳はどのように扱われたのだろうか。表紙裏の貼り紙の通りに解釈すれば、帳簿(1a)成立以後、利用されなくなったとみるべきだが、例えば「拾五番御鉄炮」記載の丁には左の内容を記した付箋が貼られている。

天保十亥年新規御張立
一、鉄五拾匁玉抱御筒 壹挺 芝辻茂右衛門作

長式尺式寸御金具真鍮御台檜⁽⁴⁾

天保十年(一八三九)は無論、文化六年よりも後の年代である。頻繁に本帳が用いられていたかどうかは確定できないものの、帳簿(1a)が作成されて以降でも、本帳が利用されていた様子は窺える。とはいえ、現存する帳簿の中では、本帳が御小納戸頭取で管理していた御側御筒を確認できる最初の帳簿と言えることに変わりない。

帳簿(4)「安政二卯八月分田付流御鉄炮取扱留」(武器古帳65)

縦二五・〇糎、横一七・四糎、後世に付けられた表紙が添う。もとの表紙は共紙表紙で、それを含め全五十二丁、袋綴じの形式である。また、四通の文書も共に綴じ込まれている。安藤次三郎(後に雲平と名乗る。安藤次三郎の詳細については第三章で後述する。)が鉄炮取り扱いのために日記形式で記録した帳簿である。およそ年月日ごとに記載され、鉄炮の取り扱いに関する内容が主で、中には安藤次三郎の養父が記した控えからの書き抜きや御小納戸頭取とやり取りした文書の写しなども記されている。左の通り、安政二年(一八五五)八月四日条から記録が始まる。

卯八月四日
一、近日分田付流御鉄炮磨御用引請取扱候様、宗兵衛殿被申聞候付、

御締筋之儀、御道具懸江談判之上、左之通夫々申達候、

岸上染三郎

安井常次

馬場吉六

工藤田三郎

右之者共御番間繰合、田付流御鉄炮磨御用為相勤候様仕度、依之申上候、

八月 安藤次三郎

右の通り田付流の鉄炮の手入れを引き受けたところから記録を付け始めていった様子が窺える。本帳の具体的な内容については第三章で考察する。

帳簿(5)「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留(武器古帳66)

縦二五・〇糶、横一七・二糶、後世に付けられた表紙が添う。もとの表紙は共紙表紙で、それを含め全四十四丁、袋綴しの形式である。袋綴しの間に二通の文書が挟み込まれているが、うち一通は下部が本帳に糊付けされている状態で、開くことができない。御小納戸頭取により管理されている御側御筒の貸借について記録した帳簿である。本帳には、「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留」・「無題(尾張における鉄炮の員数を示した帳簿)」・「銃番号無之分」・「明治五年十月勤薬掛御邸江相越番号改候節銃員数帳 御道具懸」の計四冊が合綴されている。「慶応三年卯正月分御側御筒拝借留」に該当する部分には、いつ、誰が、何を借り、いつ返納したのかが列記されている。ただし、冒頭に慶応三年(一八六七)の貸借が書かれて以降は、慶応三年以外の記録が散見される。本帳の位置づけについては第二章で後述する。

本章冒頭で述べた通り、紹介した五冊の帳簿を二種類に分類すると、帳簿(1)・(2)・(3)¹⁵がいわゆる御側御筒の管理台帳であり、帳簿(4)・(5)が留帳と言える。帳簿(1)・(2)・(3)を参照すれば、江戸時代末期の尾張徳川家がいかなる御側御筒を保管していたかを確認できる。帳簿(1)・(2)・(3)に記載される鉄炮および附属品を一覧にしたのが(表1)から(表3)である。帳簿(1)・(2)・(3)の記述の全容を紹介したことにより、表が長大になったため、本稿の末に掲載した。安田氏は、尾張藩所有の鉄炮の員数を算出するため、帳簿(1)・(2)および「三階槽始御道具帳」(名古屋博物館所蔵)に記載の員数を合計していた¹⁶。しかし、これについては二点の補足と訂正を加えたい。一点目は、先述の通り、藩所有の鉄炮と御側御筒を区別なく合計している点である。帳簿(1)・(2)は御側御筒を記した帳簿である一方、「三階槽始御道具帳」は名古屋城の三階槽に保管されていた鉄炮の員数を記録した史料で、藩所有の鉄炮を記している。藩所有の鉄炮と御側御筒を区別して計算することで、尾張藩における鉄炮の所有量の正確な実態を把握することができるだろう。二点目に帳簿(1)・(2)の鉄炮の計算方法である。安田氏は帳簿(1)・(2)の鉄炮の員数を合計している。しかしながら、例えば帳簿(3)の「一番」は帳簿(1)・(2)の「一番」に相当し、帳簿(1)・(2)・(3)に記載されている御側御筒の番立てが共通している。番立てが共通していることを示すため、(表3)の左側に帳簿(1)・(2)・(3)の通し番号(通番)および「通番との対照」の項を記し、対照できるようにしたので参照されたい。したがって、帳簿(1)・(2)を合計すると、同じ御側御筒を二重に計算していることになる。帳簿(3)記載の御側御筒が一番から二十一番までの番立てで最も記載内容が少なく、そこに番外と二十一番以降の番号(三十九番まで)が加えられる

形で帳簿(1)・(2)が構成されている。鉄炮のみを数え直すと帳簿(1)で百四十八挺、帳簿(2)で百四十四挺、帳簿(3)では百九挺となる。現在確認しうる中で最も記録の古い享和三年段階で百九挺だったところ、明治時代に整理されるまでに御側御筒は帳簿上、最大百四十八挺、さらにその附属品が保管されていたことが確認できる。

御側御筒は御小納戸頭取管理のもと、原則、享和三年から引き継がれながら、時に新規購入分も含めつつ、明治時代に至った。また、番立ての早い御側御筒については「駿府御分物ニ似寄候御品々書拔」(徳川美術館所蔵)でも確認できる、駿府御分物ではないかと捉えられていた鉄炮である。さらに、江戸時代末期における対外的な危機に直面した情勢との関連を論じるとすれば、尾張藩でも西洋砲術の導入が試みられ、尾張徳川家十四代慶勝が西洋科学技術に興味を示し、西洋銃にも関心を向けていた一方で、それに連動するような形で御側御筒に西洋銃が追加されたり、これまでの御側御筒と入れ替えられたりして西洋化が図られたわけではなかったと言えよう。

また、帳簿の利用については、管理台帳である帳簿(1)・(2)へは帳簿作成以後にも多くの情報が書き加えられている。新たな帳簿が作成され、利用が開始されても参照・利用していた形跡がみられ、一冊の帳簿の中に異なる時期の情報が記載されている状態である。以上のことを踏まえると、改めなどで新たな帳簿が作成されても、古い過去の帳簿を全く利用しなくなったわけではなく、並行して記録・利用されていたと考えられる。帳簿の伝存には偶然的な要因もあるにせよ、本来、文化六年段階で明らかに不要となった帳簿(3)が、文化六年以降にも利用され、現在まで残されてきたことがその根拠となろう。なお、現在伝存しない帳簿ももちろんあ

ると思われるがひとまず、御側御筒の管理台帳的な性格を持つ帳簿について、その成立の変遷を示すと次のようになる。

帳簿(3)↓帳簿(1a)↓帳簿(2)↓帳簿(1)

また、帳簿の作成状況から、少なくとも、帳簿が作成・整理された享和三年、文化六年、文久三年から元治元年頃と、明治五年(一八七二)正月の太政官布告第二十八号第五則「銃砲取締規則」により私蔵されている鉄炮の管理統制(壬申刻印)を受ける際には改めが行われたと言える。

さらに史料上、嘉永元年(一八四八)に改めが実施されていた形跡が帳簿(1)から確認できる。帳簿(1)記載の「拾番 御鉄炮御長持」に保管されていた三匁五分玉の鉄炮一挺の記録には二枚の付箋が付されている。そのうちの一枚が左記の通りである。

右、御鉄炮壹挺不相見処、御長持之内ニ此書付有之候付、追而吟味之ため爰ニ張置、嘉永元年申十月廿八日、

史料中の「此書付」とはもう一枚の付箋のことである。

外ニ
七印御鉄炮火打付も同日出ス、

都合一挺十番之内卯九月八日出ス、

つまり、嘉永元年段階で、「拾番 御鉄炮御長持」の中には、二枚目のような付箋だけが残されており、鉄炮自体は嘉永元年の改め段階では確認できなかったと推測できる。また帳簿(4)嘉永元年十月十日条には、「扣御土蔵之内ニ有之候一番分之御鉄炮久々御改等無之候付、御番立茂破れ分兼候付御改有之様、進四郎左衛門殿江申達置候処、申合候様被申聞候¹⁷⁾」とあり、長らく改めをしていないことで、おそらくそれぞれの鉄炮箱に貼り付けられていた番立ても破れてわからなくなっている様子が窺える。そこで、「御鉄炮御改之儀、来ル^(十月)廿八日四ツ時頃分取計⁽¹⁸⁾」うこととなったよう

ある。これは帳簿(1)の先に記した一枚目の付箋に書かれた年月日とも一致する記述であり、帳簿を相互に参照することで、嘉永元年十月二十八日に改めが行われたことが裏付けられる。

改めの実施については、享和三年から文化六年までの間が数年間空いていること、嘉永元年の改めが、箱に付された貼り紙が破れるほど久々の実施であったことから、定期的に改めが実施されていたとは到底言い難い。また、文久三年段階になって、松明方に貸し出されていた鉄炮の所在がわからなくなってしまうこともその傍証となる⁽¹⁹⁾。では、改め以外では御側御筒の管理はどのように行われていたのだろうか。結論から述べると、江戸時代末期の御側御筒は毎年、一定数の貸借が行われ、また時には手入れも行われていた。このような御側御筒の貸借と手入れの際に員数や状態などの確認がなされていたのではないだろうか。次章では、御側御筒の貸借と記録の作成について検討する。

二 御側御筒の貸借と記録作成

(一) 「御鉄炮拝借留」に見える貸借の実態

鉄炮の貸借の実態について、名古屋市蓬左文庫所蔵の「御鉄炮拝借留」(本稿では「拝借留」と略記する。)を用いて検討する。「拝借留」は縦三二・五糎、横二三・六糎、紺色の表紙を除いて十八丁の冊子である。表紙には題簽に「御鉄炮拝借留」が墨書されるほか、朱書きで「三」と書かれた貼り紙が付く。したがって、本来は少なくとも「一」と「二」は存在したと推察できるが、管見の限り確認できない。「拝借留」には鉄炮の名称・鉄炮

の附属品・員数・貸借の目的・貸借年月日・借主についての記載がある。「拝借留」は、雲母の引かれた厚手の和紙の上に、薄手の和紙の短冊が一ページにつき三枚貼られる形式となっている。短冊が剥がされている部分もあれば、白紙の短冊が複数枚ついたままの部分もある。「拝借留」は短冊が剥ぎ取られている箇所と白紙の箇所が大半で、記録として残るのは八件の事例のみである。ひとまず鉄炮を借りた人物ごとに一件ずつ検討を加えていきたい。

① 中嶋東三郎

慶応二年(一八六六)二月に鉄拾刃玉御筒一挺を借りている。本事例の貸借目的としては「御内々拝借仕候」とあって詳しい理由はわからない。借主の中嶋東三郎は、もとは御庭預見習で、明治二年(一八六九)には御道具懸を務めている人物である⁽²⁰⁾。

② 借主名不明(矢部彦右衛門が関与)

鉄三刃玉短御筒一挺を借りている。本事例には、誰がいつ借りたのかについての記載はない。しかし、「文政四巳五月二日矢部彦右衛門承知、書直、」とあり、文政四年(一八二二)の段階で一度貸し出され、その後何らかの事情があつて再び「拝借留」に記録されたと思われる。その際、矢部彦右衛門が貸し出しに関与している。矢部彦右衛門は、文化二年(一八〇五)に御小納戸頭取となり、後には御側物頭や尾張徳川家十一代斉温の継室である俊恭院福君(八二〇〜四〇)の御用人なども兼務している人物である⁽²¹⁾。矢部彦右衛門が承知して書き直した件については、先述の帳簿(1)・(2)にも同様の記載がある。まず帳簿(1)には、「此御鉄炮壹挺、矢部彦右衛門承知之

旨拝借帳二見ル、嘉永元年十月廿八日」とある。また帳簿(2)には「文政四年巳五月二日、矢部彦右衛門承知三而出候旨、拝借帳二見ル」とあり、それぞれ異なる時期に作成された帳簿(1)・(2)・「拝借留」の三冊の記載が一致している。ここに見える「拝借帳」が本帳であるかどうかは確定できないものの、拝借帳なる本帳のような「拝借留」と管理台帳を相互に用いて管理が行われていたと言える。また、本事例の記載から、「拝借留」と帳簿(1)・(2)の内容を照らし合わせて考察することが可能であることも判明する。「拝借留」には鉄炮の情報として「鉄三匁玉短御筒」の他に「拾九番之内」^(朱字)「老」とも書かれている。この番号は、まさに帳簿(1)・(2)記載の御側御筒に振られた管理番号である。それによると、この鉄炮は享和元年(一八〇二)二月に買い上げた御側御筒である。また長さ一尺一寸四分で、「丸筋八重小路口」^(榎子)であり「無銘」である。鉄炮に付けられた金具は真鍮製で、台には樞が用いられており、台の製作者は中川孫平治であると、貸し出された鉄炮の詳細まで確認できる。帳簿(1)には御側御筒が保管されたのか、払われたのかについて、朱字で書き加えられており、この御側御筒は「十五番入」との記載があるため、明治時代の整理段階では尾張徳川家に残されたこともわかる。

③ 加藤鋏太郎

鉄五分玉御筒一挺と鑄形を共に、また鉄柑子口拾匁玉御筒一挺と尺八胴薬入を共に元治元年(一八六四)六月に借りている。本事例が書かれた短冊は下部の糊付けが剥がされており、裏側に「壬申四月返納」と墨書がある。「壬申」は明治五年を指す。借主の加藤鋏太郎は御小納戸見習である。

④ 青山儀兵衛

鉄四匁玉御筒一挺を尺八胴薬入および口薬入と共に元治元年七月に借りている。この鉄炮にも管理番号が振られており、「拾九番之内四印」とある。②で確認した通り、この管理番号は帳簿(1)・(2)と照合することが可能である。帳簿(1)・(2)の「拾九番之内四印」に該当する御側御筒は三匁五分筒の五挺揃いであり、銃弾の重量も鉄炮の形状も異なる。四匁玉の御側御筒は、同じ十九番の中でも二印のものが当てはまる。おそらく、「四」は「二」の書き間違いではないかと思われる。

⑤ 加藤平八郎・森嶋鋏太郎・鈴木助七郎

三人が鉄十匁玉大筒を一挺ずつ元治元年九月に借りている。しかしそれぞれの返納の時期は異なる。加藤平八郎は「寅正月」、森嶋鋏太郎は元治元年十二月、鈴木助七郎は「壬申四月」に返納している。「壬申」は先述の通り明治五年にあたりと考えられ、元治元年から明治五年までの間の「寅」は慶応二年と比定できる。本事例も①と同様、貸借理由については「御内々拝借仕候」とある。森嶋鋏太郎は元治元年二月に御小納戸詰役懸、鈴木助七郎は元治元年五月に御小納戸詰組頭格を仰せ付けられている人物である。⁽²²⁾加藤平八郎については、詳細は不明だが、御小納戸詰に関係する者であろうと推測される。各人物の名前の下には黒印が押しており、ミセケチとなっている。これは三挺とも返納されたことを意味する。

⑥ 瀬田太郎吉・徳本弥九郎

貸借の理由は「当年私共為稽古拝借仕候」とあり、稽古のために合計七挺とそれに附属する鑄形を二人が借りている。本事例のみ、他の事例とは

異なつて「請取申御筒之事」から始まる御小納戸役所宛の書付が貼り付けられる形となつている。瀬田太郎吉と徳本弥九郎は共に松明方である。本事例にかかわる松明方における御側御筒の貸借については、第三章で触れることとする。

⑦服部鑛吉

文久三年（一八六三）二月に鉄拾匁玉御筒を一挺、尺八胴薬入と口薬入と共に借りている。服部鑛吉は「卯十一月十六日」に返納しており、この卯年とは慶応三年と比定できよう。「森居傳郎九取扱三而、御筒斗十二月五日中野殿江出居候事」とあり、森居傳郎九が「御筒斗」を十二月に中野なる人物に渡ししている。服部鑛吉は安政六年（一八五九）に御小納戸を仰せ付けられているが、尾張徳川家十四代慶勝のお付きや後に御膳番を兼帯するなど藩主に近いところで務めていた人物であることが窺える。森居傳郎九は元治元年二月に御小納戸詰並に仰せ付けられ、筆役を務め、後に寄物金懸や御道具懸も務めている。²³ 明治元年十一月には森居傳郎九は病死するたぬ、森居傳郎九がこの鉄炮を取り扱ったのは、慶応三年か明治元年のことであろう。

なお、鉄拾匁玉御筒の管理番号として肩に「三拾^{（五または六）}番之内六印」とある。番立てでは三十五とも三十六とも読めるが、帳簿（一）にも帳簿（二）にも三十五番の管理番号に六はない。というのも、三十五番は、文政三年七月に芝辻茂右衛門・芝辻小兵衛・国友鉄三郎・芝辻傳左衛門によつて新規に製作された鉄百目玉火門自開抱御筒であり、この一挺しか該当しないからである。そこで、帳簿（一）・（二）の管理番号の三十六番に目を移すと三十六番の中には「壹」から「十四」まで枝番号が存在し、そのうち「十

壹」までが鉄炮で、その他は鑄形や鑄鍋といった鉄炮の附属品である。この中で、鉄拾匁玉御筒は「壹」「三」「四」「五」「六」「七」のいずれかである。よつて、三十六番の六ではないかと思われる。

⑧松山延吉正利

鉄三匁五分玉御筒を寅三月に一挺、附属品と共に借りている。「寅三月」とあるのは、慶応二年と比定できよう。本事例も①や⑤と同様、貸借理由については「御内々拝借仕候」とある。本事例が書かれた短冊は③と同様に下部の糊付けが剥がされた状態となっている。

以上のように、「拝借留」では、八件の事例が見え、稽古のために貸借される事例以外では、多くが「内々」とされており、具体的な理由が明確にされないことが特徴である。なぜ貸借理由が明確に示されないかは定かではないが、むしろ理由が明確に書かれないことが御側御筒という藩主所有の鉄炮であるがゆえの特徴と言えるのではないだろうか。

ここで「拝借留」の利用方法も小括しておく。御側御筒の貸借が決定し、貸し出す際には、「拝借留」にいつ誰が何を借りたかが記録される。前章での帳簿の分析や⑥で確認できた通り、御側御筒は御小納戸頭取が管理しているため、御小納戸と借主との間で、⑥のような文書のやり取りもあつたのだろうと推測される。そして御側御筒が返納される際には、「拝借留」に返納時期を書き入れたほか、③のように一部を剥がしたり、借主の黒印部分に墨引きをして、どの鉄炮が返納されたかが明らかにするように記録した。本節冒頭でも述べた通り、「拝借留」には短冊が剥がされた跡が多く残っている。現在となつてはその詳細を知る術はないが、本節で取り上

けることのできた八件の事例以外にも鉄炮の貸借は行われており、御小納戸頭取へ返納されると短冊が剥がされるなどして記録されていたのであると考えられる。

(二)「慶応三年卯正月〆御側御筒拝借留」の位置づけ

前節では「拝借留」の記録の分析をした。「拝借留」の中では八件の事例しか残されていないが、徳川美術館所蔵の「慶応三年卯正月〆御側御筒拝借留」(以下、本帳は第一章で用いた番号である「帳簿(5)」と記載する。)では、より多くの貸借事例を確認できる。「拝借留」と照らし合わせることでできる事例もあり、本節では帳簿(5)の位置づけについて論じたい。帳簿(5)は前節で検討した「拝借留」と同様、誰がいかなる鉄炮を借りているかを書き記した冊子で、御小納戸頭取によって作成された帳簿である。帳簿(5)の中には、先述の通り別の帳簿も合綴されているが、本稿では、貸借に関する部分のみを主たる検討対象とする。帳簿(5)の冒頭の記載は左の通りである。

慶応三年卯年

一、鉄百目玉抱御筒 乾坤 弍挺

但御鑄形添

一、同五拾目玉抱御筒 壹挺

一、唐銅五拾目玉抱御筒 壹挺

但御鑄形添

一、同百目玉九寸棒火矢御筒 壹挺

一、鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺

但御鑄形添

一、鉄六匁玉柑子口御筒 壹挺

但御鑄形添

右之通御松明方江拝借、

慶応三年、松明方が鉄百目玉抱御筒をはじめ合計九挺の鉄炮と鑄形などの附属品を借りていることが確認できる。しかし丁を進めるにつれて左のような記載がみられるようになる。

一、鉄三匁五分玉御筒一挺 廿一月晦日 此御筒辰八月返上相成、 辰巳文次郎

但尺八胴葉入添

慶応三年は卯年であるにもかかわらず、こちらには「丑十一月晦日」とあり、明らかに慶応三年以外の年代の鉄炮の記録である。単なる干支の書き間違いの可能性もあるが、この他にも例えば「鉄拾匁玉御筒 壹挺」と年代が明確に記される事例もあることから、単なる書き間違いではなく、慶応三年以外の記録が帳簿(5)に記載されていることは間違いない。帳簿(5)の表紙の通りに理解すれば、「慶応三年卯正月〆」借りた御側御筒のリストであるはずのところ、丑年といった慶応三年とは異なる年代の記録はもちろん、慶応三年「〆」とありながら、文久四年など慶応三年以前の記録も含まれている。では、帳簿(5)は何を記録しているのであろうか。帳簿(5)と「拝借留」には共通する事例が登場する。これら二冊の照合に妥当性があるかどうか、一事例を確認した上で、それを手がかりに帳簿(5)の位置づけを明らかにしていきたい。なお、小見出しの数字と名前は、前節の事例の数字と同一のものを指す。

④ 青山儀兵衛

帳簿(1)・(2)の管理番号から、この時、青山儀兵衛が借りた鉄炮は「拾九番之二印」ではないかと推測した。帳簿(5)における青山儀兵衛の記録は左の通りである。

一、鉄六匁玉御筒一挺 子七月廿四日 三拾六番之内貳印

松井市兵衛

但尺八胴薬入并口薬入添

辰七月八日返納相成、

一、同三匁八分玉御筒一挺 同日三番之内七印 同人

但同断

一、同六匁玉御筒一挺 同日十九番之内三印 正木宗兵衛

一、同三匁五分玉短御筒一挺 同日十九番之内四印 同人

但尺八胴薬入口薬入式夕通添

一、大鑄鍋一枚 同日十貳番之内 同人

但小ズクヒ壺本添

一、鉄四匁玉短御筒一挺 同日十九番之内貳番 青山儀兵衛

但尺八胴薬入口薬入添

右松井初胴薬入ハ十八番之内三印、口薬入ハ

江戸廻り四十五番より出来五ッ通り也、

青山儀兵衛が借りた鉄炮はやはり十九番の二印であったことが確認できる。また、「拝借留」のみでは詳細不明だった附属品は、胴薬入が十八番の三印より、口薬入が江戸廻り四十五番より出されていたことがわかる。尾張での管理番号だけでなく江戸で用いられた管理番号が振られた品も交えて貸し出されていたことが窺える。なお、帳簿(1)・(2)によると管理

番号の「拾八番」には胴薬入をはじめ、口薬入・鑄形・銃卵・弾など様々な鉄炮の附属品が収められている。このうち十八番の三の箱には胴薬入が二十三合保管されており、この中から出されたと考えられる。貸借の年月日についても、「拝借留」と合わせることで元治元年七月二十四日であることが確認できる。なお、「拝借留」ではこの時、青山儀兵衛しか借りていないように見えたが、実際には青山儀兵衛を含め御小納戸頭取の三人へ計五挺と附属品の貸し出しが行われていた。このように、二冊の帳簿を並行して検討することで双方の情報的一致などから、より具体的な状況を確認していくことが可能である。「拝借留」と帳簿(5)の照合が可能であることが確認できた上で、帳簿(5)の位置づけを考察できる事例を取り上げる。それが⑤である。改めて「拝借留」の記載を確認したい。

⑤ 加藤平八郎・森嶋鉞太郎・鈴木助七郎

一、鉄十匁玉大筒 三挺 内壱挺御小道具共

尺八胴薬入口薬入共 元治元年十二月

右者御内々拝借仕候事 鉞太郎返上

同断一挺寅正月

平八郎返納

加藤平八郎(由黒印)

元治元年子九月 森嶋鉞太郎(由黒印)

鈴木助七郎(由黒印)

壬申四月返納

鉄十匁玉大筒を三人で三挺、元治元年九月に借りている。しかし、森嶋

鐵太郎は同年十二月のうちに、加藤平八郎は「寅」^(慶応二年)に返納している。よって末尾の「壬申四月返納」は鈴木助七郎の返納を指す。次に帳簿(5)の記載を挙げる。

一、^{同日}同拾^{江戸廻り式拾貳番}弍玉御筒壹挺 御筒斗申四月返納鈴木助七郎

但尺八胴薬入口薬入添

史料中の「同日」とは右史料の前の記事より「子九月九日」^(元治元年)であることが確認でき、返納時期や弾の大きさも「拝借留」の記載と合致する。しかし⑤の内容のうち、帳簿(5)では鈴木助七郎の貸し出ししか記録されていない。なぜ鈴木助七郎の記録しか帳簿(5)に出てこないのだろうか。二つの史料からわかることは左の通りである。

(あ)帳簿(5)は慶応三年以降に作成されている。

(い)⑤に見える三挺は元治元年九月九日に貸し出されている。つまり慶応三年以降の事例ではない。

瀬田五助	瀬田太郎吉	吉田岡右衛門
		松明方 矢田河原炮術清町を 務める
		病死
松明方		
病死 →	松明方	
	松明方廃止	

(う)鈴木助七郎以外の二挺は元治元年・慶応二年に既に返納されている。つまり慶応三年以前に返納済みである。

(え)鈴木助七郎が借りた鉄炮は明治五年に返納された。

以上の点で重要なことは、慶応三年段階で御側御筒がどういふ状況にあったかということであろう。つまり、既に鈴木助七郎以外の二人が借りた二挺は慶応三年までに返納されているため、帳簿(5)には書かれなかつたということである。帳簿(5)は「慶応三年卯正月、御側御筒拝借留」(傍点筆者)という名称であるものの、実際の内容に即して解釈し直すと、慶応三年までに返納されていない鉄炮やその附属品を調査し書き上げた帳簿であるといえる。そして、返納された段階で、その年月を書き入れていたのであろう。

帳簿(5)には、七十六件の貸借記録が記載されている。管理番号が書かれていない鉄炮もあり、全ての鉄炮や附属品について比定できるわけではないが、帳簿(1)・(2)と照合することで、どの御側御筒かを確実に比定できる鉄炮も複数挺ある。また御側御筒を借りる者としては御小納戸頭取のほか、御広敷や奥陸尺なども見受けられる。御側御筒は藩主所有の鉄炮であるという性格から、借主もまた藩主の近くで務めていた人物が大半であったことが、御側御筒の貸借の特徴として挙げられる。

三 御側御筒の取り扱い

(一)松明方と安藤雲平の関係性と貸借

帳簿(5)の位置づけを明らかにしたところで、特に松明方の事例を取り

〈表4〉松明方一覧

	浅野三蔵	半田(浅野)鉄吉	浅野竹之丞	徳本弥九郎	徳本銀之丞	瀬田助三郎
寛政8年(1796)	御徒格 6/15松明方と唱える			松明方		松明方
享和2年(1802)						
文化4年(1807)						
文化15年(1818)						
文政8年(1825)						
文政9年(1826)						
天保3年(1832)	小十人組 松明方もこれまで通り 務める			小十人格 松明方もこれまで 通り務める		病死→
天保9年(1838)						
天保13年(1842)						
弘化2年(1845)	病死→	松明方				
文久3年(1863)						
慶応2年(1866)				病死→	松明方	
慶応3年(1867)		病死→	松明方			
明治2年(1869)			松明方廃止		松明方廃止	

※本表は松明方であると確認できた人物を抽出し、その経歴を示した表である。表中の記載方法について2点
 注記する。

- ・二重の罫線は、死去した年代を示すために用いた。
- ・「→」は松明方が引き継がれたことを示す。

上げて貸借や手入れの様子について述べてみたい。松明方を務めたことが確認できる人物は(表4)の通りである⁽²⁴⁾。これらの人物の経歴から、松明方は寛政八年(一七九六)から明治二年(一八六九)までその存在が確認できる。およそ二、三人が固定で松明方にいたこと、また親から子へ引き継がれていたことが確認できる。後に述べる通り、御側御筒の貸借・稽古と手入れをしていることから、藩主の側近くでの炮術に関する職務を担い、鉄炮を取り扱える技術を持った者であったと考えられる。改めて「拝借留」で確認できる松明方への貸借は次の通りである。

⑥瀬田太郎吉・徳本弥九郎

請取申御筒之事

- 一、鉄百目玉抱御筒 乾坤式挺
但御鑄形共
 - 一、同五拾目玉抱御筒 壹挺
 - 一、唐金五拾目玉抱御筒 三挺
但御鑄形共
 - 一、同百目九寸棒火矢御筒 壹挺
 - 一、鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺
但御鑄形共
 - 一、同六匁玉柑子口御筒 壹挺
但御鑄形共
- 右之通、当年私共為稽古拝借仕候事、
 慶応元年丑八月 瀬田太郎吉(白黒印)
 徳本弥九郎(白黒印)

番立てと名称						
拾四番	拾五番	式拾壹番	番外	一	一	一
鉄百目玉引落御筒 壹挺	唐銅五拾目玉御筒 三挺 鑄形壹筋添	唐銅百目玉九寸御筒 壹挺	玉箱 壹荷	鉄五拾目玉抱御筒 壹挺	鉄拾匁玉柑子口御筒 壹挺 御鑄形共	鉄六匁玉柑子口御筒 壹挺 御鑄形共
○	○	○	○			
○	○	○	○		○?	○?
	○	○		○	○	
	○	○		○	○	○
	○	○		○	○	○
	○	○		○	○	○
○	○	○	○			
			一旦返納方申達候処差 当り不相分旨淺野三藏 申出候付、吟味中、			
	○	○		○	○	○
	○	○		○	○	○
明治6年(1873)6月杪	明治6年(1873)6月杪	御残十八番分廿七番迄之間江組入				

御小納戸御役所

右は慶応元年（一八六五）の事例だが、松明方の御側御筒の貸借は、経年でその様子をたどることができる。それを示したのが〈表5〉である。〈表5〉から、基本的に毎年同じ鉄炮を松明方は借りていることが確認できよう。稽古の内容は、火薬を使った実射だったのか、構えだけを行う稽古だったのかは定かではないが、百目玉など比較的大きな口径の鉄炮が使われ、毎年同じ流儀の稽古が行われていたであろうことが推測される。ところで鉄炮を借りる場合、基本的にはたとえ同じ鉄炮を毎年借りるとしても、一年のうちに一旦返納することが原則であった。それは「尾州御小納戸日記」安政四年（一八五七）十二月五日条に、「願済之上、拝借相成居候御鉄炮小道具并御書物類等、年境ニ付、来ル十五日迄ニ不残致返納、猶又拝借相願度輩ハ改済之上、致拝借候様、左之御役々江相達候」とあることがその根拠となる。松明方も御側御筒を返納する必要があったことは、左の史料からも窺える。

一、松明方之輩拝借罷在候

御側御筒、是迄拝借続相成居候付、御締筋おいて不可然候間、以来年々返上方取計候様致度旨御側懸江相達置候処、左之通今日右役申聞候付、安藤雲平^{支配ニ而}御筒取扱^江申談候、

御小納戸頭取衆

御松明方之輩、

御側御筒返上方之儀、頃日被申達候、右者毎年三月御貸渡相成、八月返上之筈、相心得拝借罷在候、御筒此節其役所江返上可取計旨申渡候、仍申談候、

九月⁽²⁵⁾

十月十二日、本文御筒令以返上不致候付、来ル十六日昼前之内、返上いたし候様且若雨天ニ候ハ、日送ニ心得候様、今日御松明方申達、安藤雲平^江申談候、同十六日、本文御筒令日御松明方申出致返上候付、謹取候。

〈表5〉松明方が借用した御側御筒一覧

		番立てと名称			
		九番	拾壹番上	拾壹番下	拾三番
		唐金百匁玉五寸御筒 壹挺	鉄百目玉抱御筒 壹挺	鉄百目玉抱御筒 壹挺	朱塗鉄百目玉引落御筒 壹挺
根拠となる 史料と年代	帳簿(3)	享和3年(1803)	○	○	○
	帳簿(1)	文化6年(1809)	○	○	○
	帳簿(4)	安政3年(1856) 2月13日条		○	
	帳簿(4)	安政3年(1856) 3月20日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	安政4年(1857) 5月28日・晦日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	安政5年(1858) 2月14日条		○	
	「尾州御小納戸日記」	万延元年(1860) 正月10日条		○	
	帳簿(4)	文久2年(1862)条		○	
	帳簿(2)	文久3年(1863)頃	○	○	○
	帳簿(1)	元治元年(1864)12月	一旦返納方申達候処、 差当り不相分旨浅野三 藏申出候付、吟味中、		
	拝借留	慶応元年(1865)8月条		○	
	帳簿(5)	慶応3年(1867)条	○	○	○
	帳簿(1)～ 現在に至るまでの動向			明治6年(1873)6月払	明治6年(1873)6月払

※本表は松明方が江戸時代末期にいかなる御側御筒を借りていたのかを経年で示した表である。表中の記載方法について3点注記する。

- ・「尾州御小納戸日記」以外の根拠となる史料の表記は、本稿で紹介した帳簿・略称と対応する。
- ・番立ての表記方法や御側御筒の名称は、史料に準じて表記した。
- ・「○?」となっている箇所は、該当項目に比定できる可能性があることを示している。

松明方は御小納戸頭取から御側御筒を三月に借り、八月に返納をするこ
とになっていたものの、この時は九月になっても返納していない。さらに、
書き入れによると、十月十二日になっても御小納戸頭取へ返納されず、も
し雨天でなければ十六日に返納するよう御小納戸頭取から松明方へ催促し
ている。

しかし実は例外的に、松明方には毎年返納する必要のない鉄炮も存在し
た。それらは「拝借留」ではなく、帳簿(1)・(2)に記載されている。例え
ば帳簿(2)には次のようにある。

九番 御鉄炮箱
一、唐金百匁玉五寸御筒 壹挺

御紋附

右者御松明方之者定御預りニ而年々不及返上、御松明方ニ差置候、
このように松明方への貸借は「拝借留」に登場する他の事例とは若干異
なる部分があった。

簡単に松明方の貸借手続きもたどっておきたい。まず、願書を提出し、
そこから御小納戸頭取へ申し伝えられる。ただし願書の提出先は御用人で
あったようである。⁽²⁶⁾「拝借手形」を取り調べ、請取の日時が御小納戸頭取
から申し伝えられる。安政五年の場合は二月十四日にこの旨が伝えられ、
「拝借手形取調、来ル廿日受取可罷出⁽²⁷⁾」とこのことが松明方へ伝えられてい
る。帳簿(4)にも安政五年二月十四日の状況が書き残されている。

一、御松明方御筒拝借方之儀相願候付、例年之員数ニ引当、来ル廿日
引渡候筈、筆役共談判之上相済御取調大森勘之丞殿江差出置候⁽²⁸⁾、
帳簿(4)の記主である安藤雲平は松明方に御側御筒を渡すための準備を
していたようである。また年によっては左のように記録されている。

一、御松明方之輩拝借之御筒、別帳之通村瀬（行瀬左三郎）江申達候上、今日瀬田五助江引渡ス、⁽²⁹⁾

この場合、安藤雲平が御小納戸頭取に報告した上で、直接松明方の瀬田五助に渡したと解釈できる。御側御筒の管理主体はあくまで御小納戸頭取であるので、安藤雲平の判断で活動するのではなく、あくまで御小納戸頭取から安藤雲平が指示を受けて御側御筒を準備し、しかるべき日に松明方へ渡されたと考えられる。⁽³⁰⁾

ところで、松明方が御側御筒を貸借・返納するにあたり、御小納戸頭取以外に登場する人物である、安藤雲平についても合わせて着目したい。先に引用した「尾州御小納戸日記」安政四年十二月五日条には続きがあり、「但、御松明方之輩江、安藤雲平分爲相達」るように指示されている。やはり松明方は御小納戸頭取ではなく、安藤雲平とのやり取りの様子が窺えるのである。では、松明方はなぜ毎年返納する必要のない鉄炮を持つことができ、また、安藤雲平なる人物と個別にやり取りしていたのだろうか。そのために、安藤雲平が何者なのかを明らかにしておきたい。

安藤雲平は尾張藩内に二人確認でき、一人は安藤雲平、もう一人は後に安藤雲平を名乗る次三郎である。本稿で用いる史料には、この二人とも登場している。まず一人目の安藤雲平は文政十三年（一八三〇）に御小納戸詰、天保十三年（一八四二）に御小納戸頭取支配を務めている。⁽³¹⁾便宜上、本稿ではこの人物を「初代雲平」と呼ぶこととする。初代雲平は天保十三年段階で既に、「是迄通」御側組同心の砲術世話も任り、御側御筒御手入方なども務めるとある。田付流の鉄炮を取り扱うことができ、天保三年に病死した箕浦貞助⁽³²⁾の職務を初代雲平が引き継いだと思われる。もう一人の安藤雲平は初代雲平の養子で、もとは次三郎といい、安政二年から雲平を名乗り始め

る。安政元年に初代雲平が病気を患い、翌年に御暇となっており、⁽³⁴⁾その後を安藤雲平が引き継いだと考えられる。養父である初代雲平と同じく、御側組同心の砲術世話を任り、御側御筒御手入方などを務めている。帳簿（4）は安藤雲平が次三郎を名乗っていた時代から控えのために残した記録であり、安政二年から始まっていることは、まさに初代雲平の後を継いだことを示すのであろう。

以上のことから、初代雲平および安藤雲平は鉄炮の取り扱いに長けていた人物であるとみなせる。⁽³⁵⁾そして、二人の安藤雲平と松明方が関与する理由は、双方が鉄炮の手入れを担っていたためではないかと考えられる。左の史料は嘉永四年（一八五二）の御側御筒の手入れに関する問い合わせとその回答である。

尾州御小納戸頭取様 正木宗兵衛

以手紙申進候、其表各様御預り、御土蔵人

御側御鉄炮御手入方之儀、当時安藤雲平并同心江御談為御取計之趣、兼而承知いたし居候、右ハ箕浦貞助在勤中ハ同人も相勤候儀与存候、其已前往古之処ニ而ハ御松明方江御談候儀ニも候哉、此段致承知度可成丈
甲行御吟味御否御申越被下度、仍之御問合申進候、以上、

七月十七日

右委細御紙面之趣致承知及吟味候処、留等も無之に与いたし候儀ハ不
相分候得共、田付流御筒之儀ハ箕浦貞助在勤中ハ同人相勤、其後安藤
雲平引受ニ而同心共ニ為取計、田付流にて無之御筒御磨之儀ハ以前より
当時ニ至候而も御松明方ニ而為取計候事ニ有之候、依之及御報候、以上、

七月廿四日

猶々貞助以前田付流御筒無之、貞助時代ニ御張立相成候、此段も申送

候、以上³⁶、

御側御筒の手入れに関しての問い合わせにはこのようである。初代雲平と御側組同心で相談し、御側御筒の手入れを取り計らっていることは承知している。箕浦貞助在勤中は箕浦貞助も務めていたことを知っている。それ以前の昔のことは松明方にも相談していただけないか、とある。それに対しての返事はこうである。調査したが留などがないためわからない。田付流の鉄炮は、箕浦貞助在勤中は箕浦貞助が務め、その後、初代雲平が引き受けて御側組同心とともにに行っている。田付流ではない鉄炮の手入れは以前から現在に至るまで松明方で取り計らっている、とのことである。ここから窺えるのは、田付流の鉄炮は初代雲平、田付流ではない鉄炮は松明方が手入れを担っていたという区別があったことである。また帳簿(一)には「御明松方御手入引請之分^{廿番}」の付箋が付けられている上、田付流の鉄炮は製作と管理に関して別の帳簿が存在し、それが取り扱い上での区別があったことの傍証ともなる。田付流の鉄炮は、文化十一年(一八一四)に製作がはじまり、各鉄炮には『千字文』から字があてられ、その字が銃身に象嵌された鉄炮である。最終的に天から冬まで二十目筒一挺・三十目筒一挺を一セットとして、合計二十三セットが完成する³⁸。製作後の見分は箕浦貞助やその門弟の他、細野篠兵衛・松平甚之進・長谷川惣蔵・中野惣右衛門・大森勘之丞など御小納戸頭取たちが二、三人で実施している。田付流という流儀に則った形式の鉄炮であることから、その流儀を心得た箕浦貞助などが、管理主体である御小納戸頭取とともに見分を実施したのであろう。

(二)御側御筒の管理にかかる変遷

さて、田付流の鉄炮かそうでないかという点が松明方と安藤雲平の取り扱い基準の一つとなっていた。初代雲平が田付流の炮術に詳しくたため、田付流の鉄炮を取り扱うという点は極めて合理的で納得がいく。しかし、安政年間に入ると、状況が次第に変化してきたようである。一つは貸借規定の変化、もう一つは管理の一元化についての变化である。松明方は御小納戸頭取へ返納する必要のない鉄炮を所有できるなど、特殊性を持っていたことは先述の通りである。ただし、松明方にかかわらず、元来、藩主所有の鉄炮を藩役人などが貸借できることが特殊な状況であることは忘れてはならない。この点について、帳簿(4)安政二年十二月二十一日条に書き写された「伺」の中に左の通り、記録されている。

(前略)

一、御側御筒之儀、近来格別之

思召を以奥向之輩初御配下向江茂一般ニ拝借相済、且御貸渡可相成御筒数も少キ事ニ付、以来ハ表御筒拝借方江付、兼而御触極之通於奥も左之通根之儀役々江御申談之方候半哉、

一、御筒拝借願之儀、正月廿日迄ニ相願候事、

一、右御筒返納方之儀、十二月廿日迄ニ必返納可致事、

一、御鉄炮拝借之願書一手ニ御渡相成候得ハ御筒吟味之上、夫々前頭御用留江記、印紙与引替御貸渡方之事、

一、御松明方之輩、御筒拝借返納方之儀茂前頭同様為相心得候事、
(以下略)

御側御筒は、「近來格別之思召」によつて貸し出されていたのである。史料中の「表御筒」はいわば藩所有にかかる鉄炮を指すと思われる。ここから、「表御筒」の貸借規定を御側御筒の貸借にも適用する様子が窺える。「表御筒」がいかに貸借されていたのか、これまで言及された研究が管見の限り見当たらないため、参考として論じておく。「表御筒」の貸借は、藩法によつて規定されている。鉄炮の貸借について比較的時期の早い法令は天明六年（一七八六）二月十日付の触留記載のものである。

触留³⁹二月十日

一、例年夏中御筒拝借相願候輩、向後二月晦日迄ニ可相願候、右已後願出之分ハ願書不受取筈之事、

ここには、二月晦日までに願書を出すよう規定される。また「例年夏中御筒拝借相願候輩」とあることから、鉄炮の貸借は毎年継続的に行われていたことが窺える。しかしその二十数年後には、願書の提出について変更が加えられる。文化九年の『類聚尾藩諸法度』ならびに『尾州触帖通辞留』⁴⁰によると、これまでは年寄中へ願ひ出していたが、今後は城代へ申し出るよう規定されている。つまり、願書の提出先がこの時変更された。なお、願書の提出時期に関してはこれまで通りとされているので二月晦日までであり、変更はない。さらに文政七年になると、願書を提出する時期が早まり、正中中に城代へ差し出すよう規定される。⁴¹そして嘉永五年の『尾州触帖通辞留』には「御筒拝借願、正月廿日迄ニ御城代へ差出」とあり、文政七年段階より願書の提出時期が若干早くなった。このように藩法を参照すると、藩所有の鉄炮の貸借に関して、願書の提出先と提出時期に変遷があったことが確認できる。帳簿（⁴²）安政二年十二月二十一日条に記録されている規定は、藩法の嘉永五年の「表御筒」の貸借規定を反映していると言え、さらに松明方もこの規定に準じて「御筒拝借返納方之儀茂前頭同様為

相心得候事」とされている。ある種、特別扱いされていた松明方がここで他と足並みを揃えることが求められている。また、管理の一元化という点からも安政二年に動向が見える。

一、今般御改革ニ付御道具懸引揚り候付、御鉄炮等可引渡旨、山田誠四郎より申越、御松明方おいて彼是申立候由申聞半然分相分兼候付、左之通渡辺弥十郎殿江申達候、

御側御有合御鉄炮之内、御手入引請取扱候御筒等之儀、御締筋江付可相渡旨、先シ御道具懸引申聞候、就夫是迄ハ田付流御鉄炮を初其余共御改仕、鏑多之御筒等追々御手入仕候付、私引請之御筒辺尔与差定候儀無御座、并御筒等御用と相成候節者、養父在勤中ハ御道具懸とも申合、都而養父取扱申候処、於御松明方御手入取扱候御筒之儀ニ付、今般申立之趣茂有之由付而ハ、於右役秘し候御筒之儀如何程ニ候哉相弁不申候間、篤与御吟味被成下候様仕度、且御鉄炮御目録帳之儀御品与符合不仕分茂相見候付、今般御締筋等専引請相勤候儀ニ候得ハ、相懸之者も無御座事故仕来ニ、泥モ其俣請取置候而ハ、追而御吟味等御座候節、誠以及迷惑可申候間、何卒私引請取扱候御鉄炮等御品数ニ引当、御目録帳御改正之上、右下帳御渡被成下候様仕度、仍之申上候、

十二月

安藤雲平⁴²

今回の改革で、御道具懸が引き上げることになった。鉄炮引き渡し旨が山田誠四郎から安藤雲平に申し伝えられた。安藤雲平は、これまで、田付流の鉄炮をはじめ、その他の御側御筒も改めて手入れたことがあると述べた上で、御筒御用となった時は、養父（初代雲平）在勤中には、御道具

懸と申し合わせて全て養父が取り扱っていた、という。しかし、松明方で手入れをして取り扱っている鉄炮の詳細までは把握していなかったよう
で、松明方で秘している鉄炮はどれくらいあるのか調査をしたい旨を安藤
雲平が御小納戸頭取に対して申し入れていた。また「御鉄炮御目録」と実
際に保管されている鉄炮を照合するために、「下帳」も必要としている。
さらに四日後には安藤雲平が御小納戸へ伺いを提出している。

伺 雲平

(中略)

一、右役おいて御手入筋引請之御筒御手入方之儀申上候得者、御締之
為メ御筒等出入共夫々相改候方候半哉、

附、本文御筒之儀、年々御手入茂不仕儀ニ付、萬一御手扱之御
筒出来候而ハ御締筋ニ茂拘り候事ニ付、一手ニ御改仕如何之儀相
見候得ハ、其段申通御手入為取計候方候半哉、併御秘筒等之訳
持方江付申立之儀茂有之候ハ、猶御評議之上、根之儀御取極
之事、

(以下略)⁽⁴³⁾

松明方でも御側御筒の手入れを実施していたが、これからは安藤雲平の
もとで改め、手入れに手扱きがあつてもいけないので一手に引き受けたい
旨を記している。

一、前頭申通候御松明方之儀、病氣等ニ而引籠多ニ付 御迎下相済候
上ニいたし度旨申出候由、就夫鏑多之御筒等こなたニ而一手ニ御
磨取計候答申談候間心得候様、宗兵衛殿被申間候、⁽⁴⁴⁾

また右の通り、二年後の安政四年三月十日条でも、松明方が病気で引き
こもりも多いため、鏑の多い鉄炮なども当方(安藤雲平)のもとで一手に

磨きたいとの旨を安藤雲平が御小納戸頭取へ申し出ている。

これらを踏まえると、松明方と二人の安藤雲平による御側御筒の管理と
手入れについてはこのようにまとめられる。大前提として、御小納戸頭取
のもと、御側御筒が管理されている。ただし取り扱いについては、松明方
に稽古や手入れのために貸し出される形で行われていたが、特に文化十一
年以降に田付流の鉄炮が製作されてからは、箕浦貞助や初代雲平などの鉄
炮の取り扱いに長けた人物が関与するようになった。さらに安政二年の貸
借規定の変化や御道具懸の引き上げ、さらに松明方の病氣などにより、安
藤雲平が一手に鉄炮の手入れを引き受けるといふ変遷をたどることとなっ
たのである。安政二年を画期として、御側御筒の管理の一元化が進められ
たと言えよう。特に、安政二年の御道具懸の引き上げと安政元年からの初
代雲平の病氣が重なったことは、安藤雲平にとっては急なことでその大変
な様子が窺われる。安政二年十二月二十八日の安藤雲平の記録が参考とな
ろう。

一、御松明方拝借罷在候御筒返納ニ付、請取方之儀渡^(渡辺弥十郎)刃殿^(渡辺弥十郎)御談ニ
候処、御貸渡之御筒数等不相分候付、山田誠四郎江申通、同人立
合、扣御土蔵江相納候、委細之儀ハ誠四郎承知也、就夫左之通組
頭を以申達候、

御側御筒出入等之御用向、養父在勤中者御道具懸共申合、次々
取扱来申候処、去冬^(去冬)養父病氣ニ付御道具懸^(御道具懸)専引請相勸申候
間、私儀当役蒙仰候而茂、右御用筋更ニ相弁不申候、然処今般
右役御引揚ニ付差懸り急御用等被 仰付候節、是まで取扱之手
続相分兼御用支ニ茂相成、甚迷惑仕候間、右御用向都而私江被
仰付候御儀ニ茂御座候ハ、以後相懸り之者茂無御座候付、

行々彼は疑惑無之のため御品数等御目録帳ニ引当人念相改、夫々篤与承計置候様仕度奉存候、就夫御締筋之儀等委曲頃日奉伺候趣、早行御評議被成下候様仕度、依之申上候、

十二月

安藤雲平⁽⁴⁵⁾

まず、松明方からの返納を受けるにあたり鉄砲の受け取りについて安藤雲平が渡辺弥十郎に相談したところ、貸し渡した鉄砲が何挺であるかをそもそも把握していなかったようである。ひとまずは扣御土蔵に返納されたようであるものの、結局、御側道具や書物の取り扱いを引き受けていた御小納戸詰の山田誠四郎が立ち会い、返納を把握する形でその場は収束している。しかし、これについて安藤雲平は今後の状況も踏まえて危惧したようである。御小納戸頭取へ次のような意見を申し述べている。御側御筒の出入りの御用向きについては、養父である初代雲平が在動中は御側具懸と申し合わせて取り扱ってきた。しかし安政元年から初代雲平が病気になり、御側具懸がもっぱら引き受けており、私(安藤雲平)がこの鉄砲出入りの役をこうもつてもよくわからない。そのような時に、今度は御側具懸が引き上げるとのことである。急に御用を命じられた。これまでの手続きがわからず、御用に差し障りがある。この御用向きを私に命じられるならば、以後は、「相懸り之者」いわば担当者がいなくても疑惑のないように品数などの目録帳を準備し、入念に改め、それぞれわかるようにしたい。これについて伺いたく、早く評議をしてほしい、と。これまでの御側御筒の管理は御側具懸がいたことに加え、鉄砲を熟知する箕浦貞助や初代雲平をはじめ立ち会った御小納戸頭取など、個々の能力によることも大きかったであろうことが推察できる。先述の、御側御筒の手入れを一手に引き受けたいという安藤雲平の意見も、全体を一括に取り仕切ることで、御側御筒の状況を

把握しやすくするために必要となったからであろう。こうした動きは安藤雲平個人に集約したいがためではなく、懸りの者がいなくても管理できるように制度を整えようとする、特筆すべき動きである。これについては、先に引用した史料の中でも「御鉄砲御目録帳」と実際に保管している鉄砲を照合して、現状を把握し直そうとしている点から、誰でもいつでも把握可能な、帳簿の管理番号に基づくシステムティックで一元的な管理を目指す意識があったことが窺える。

以上のことから、当初は松明方と安藤雲平で鉄砲の種類によって区別されており、なおかつ松明方については返納する必要のない御側御筒を所有することができると、特殊性が明らかになった。一方で、安政二年を画期に、御側御筒の管理の一元化が進むことになる。この背景を裏付ける確固たる要因は史料制約により詳らかにしたが、安政二年は奇しくも尾張徳川家十四代慶勝による海防政策がピークを迎える時期に近い⁽⁴⁶⁾。こうした尾張藩における物品管理のあり方の変化は、当時の社会状況と連関させて検討していく必要があることを示唆する。ただし管理という制度的側面が変化したのであって、御側御筒における西洋銃の割合が増大したり、長く保管されてきた御側御筒の性格が変化したわけではないことにも目を向けるべきであろう。

おわりに

尾張藩における鉄砲の管理を貸借や手入れの視点から、御側御筒の帳簿を用いながら論じてきた。また、貸借に伴う記録の作成および帳簿の位置づけについても考察を加えた。本稿で明らかになったことをまとめつつ、

今後の課題を提示して結びとしたい。徳川美術館が所蔵する御側御筒に係る帳簿の性格として、管理台帳的性格と留帳的性格の二種類を確認することができた。帳簿(1)・(2)・(3)は管理台帳的性格の帳簿で、改めの際に作成されていたと考えられる。改めが行われて新たな帳簿が作成されても過去の帳簿が全て廃棄されたわけではなく、情報を書き加える形で、明治時代の管理まで記載が見られる。

御側御筒の貸借は、管理台帳とは別に「拝借留」のような帳簿が作成されて管理された。貸借理由のうち具体的に確認できるのは砲術稽古のためであるが、大半は「内々」というように理由不明であった。「内々」であることがむしろ、藩主の道具である御側御筒の性格が貸借にも表れていると言えよう。

また、御側御筒の手入れも貸借をした上で実施することとなる。御側御筒の管理主体は御小納戸頭取であるが、実際に御側御筒を取り扱うのは、砲術や鉄砲の取り扱いに長けた箕浦貞助や初代雲平・安藤雲平であった。特に彼らと松明方との関係は密接で、両者ともに御側御筒の手入れをするという点において職務に重なりがあることが理由であると考えられる。御側御筒の手入れについては、当初は田付流以外の御側御筒を松明方が、田付流の鉄砲を箕浦貞助や初代雲平が行うという区別があった。しかし、安政二年の御道具懸の引き上げや松明方の病気により、次第に安藤雲平が一手に引き受ける傾向へ方針転換していった。また、安藤雲平から御小納戸頭取へ出された意見からは、安政二年の藩の職務にかかわる改革を経験したことにより、帳簿の管理番号に基づくシステムティックな管理方法の確立を目指していたことも確認できた。御側御筒の管理は、貸借規定の変化もあり、安政二年が御側御筒の管理の一つの画期であったことが明らかと

なった。

今回、本稿では管理に焦点を絞って考察したため、新たな鉄砲の製作(新規張立)に関わる事例には触れることができなかった。新規張立には国友氏・芝辻氏をはじめ水野氏などの職人が関わり、その費用が藩から支給されていることが確認できる⁽⁴⁷⁾。鉄砲の製作にも多くの職人が関与しており、製作を中心とした人的関係や製作システムが別に存在するはずである。また稽古などで鉄砲を使用する場合には、鉄砲を構えるだけの稽古もあるが、実射での稽古が行われる場合もある。鉄砲は銃身だけでは単なる青銅や鉄の筒でしかなく、火薬があつて初めて威力を発揮する。鉄砲が貸借され、稽古が行われていることは、ある一定量の火薬が使用されていることも想定しうる。火薬の原料である硫黄や塩硝は御側御筒と同じく御小納戸のもとで管理されている。鉄砲は手入れや修復が必要なことはあつても、完全に失われるわけではない。一方、火薬は使用されればその場で一定量が消費されてしまい、買い足す必要がある。御側御筒以外にも、こうした様々な物品の動向を検討することで、当時の管理状況を把握できるとともに、尾張藩にかかわる人々の動きを複合的に解明する手立てとなろう。なお火薬の購入・使用については今後、考察を進め、報告の機会を得たい。

註

(1) 鉄砲には、鉄砲・鉄砲・御筒など様々な呼び方があるが、本稿で検討の対象とする藩主所有の鉄砲の場合は、「御側御筒」と示し、それ以外の一般的な事項として論じる場合には「鉄砲」の表記を用いた。また、砲術や大砲などに使われる砲または砲の字は、「砲」に統一した。ただし、史料や先行研究を引用する場合の表記はこの限りではない。

(2) 安田修氏の研究は次の通りである。

- ・「尾張藩の矢田河原砲場について」〔「もりやま」二、守山郷土史研究会、一九八三年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場の砲術訓練について」〔「もりやま」三、守山郷土史研究会、一九八四年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場に関する一考察(一)」〔「銃砲史研究」一七八、日本銃砲史学会、一九八六年〕。
- ・「尾張藩矢田河原砲場に関する一考察(二)」〔「銃砲史研究」一八〇、日本銃砲史学会、一九八六年〕。
- ・「矢田河原における稲富家の鉄砲稽古場について」〔「もりやま」十一、守山郷土史研究会、一九九二年〕。
- ・「幕末尾張藩の山田河原における軍事訓練について」〔「もりやま」十二、守山郷土史研究会、一九九三年〕。
- (3) 安田修氏の研究は次の通りである。
 - ・「幕末尾張藩所有の鉄砲について」〔「郷土文化」第四十四巻一号、名古屋郷土文化会、一九八九年〕。
 - ・「尾張藩での鉄砲鍛冶・台師・金具師の作業状況―天明三年より文化九年までの二十九年間―」〔「銃砲史研究」三〇七、日本銃砲史学会、一九九九年〕。
- (4) 慶勝の手にかかる史料の中で、西洋砲術にも目が向けられている。それについては、岩下哲典「改革指導者慶勝の思想的背景―慶勝直筆「目録」の分析をもとに―」〔「幕末日本の情報活動―「開国」の情報史―」、雄山閣出版、二〇〇〇年、初出一九九四年。なお本書は二〇〇八年に改訂増補版、二〇一八年に普及版が出されている。〕や藤田英昭「徳川慶勝「諸品新聞書」に関する一考察―ペリー来航・異国関連図像の紹介を兼ねて―」〔「金鯢叢書」四十七、公益財団法人徳川黎明会、二〇二〇年〕の研究が挙げられる。
- (5) 大村有隣「名古屋城並尾張藩国防の研究」(助愛社、一九三七年)。また、木原克之「尾張藩の幕末・維新」(ブックスヨップマイタウン、二〇一〇年)でも、尾張藩の海防政策について鉄砲にも触れながら述べられている。
- (6) 岩下哲典「幕末尾張藩の海防と藩主慶勝の役割―慶勝による海防整備の実態とその出発点―」〔「幕末日本の情報活動―「開国」の情報史―」、雄山閣出版、二〇〇〇年、初出一九九一年〕。
- (7) 前掲註(3)論文「幕末尾張藩所有の鉄砲について」。
- (8) 「駿府御分物御道具帳」や「駿府御分物三似寄候御品々書抜」(いずれも徳川美術館所蔵)にも鉄砲の記載はあるが、限定的である。
- (9) 合綴されている道具帳や、番号の振られていない冊子もあるためこのような記載に留めた。
- (10) 前掲註(3)論文「尾張藩での鉄砲鍛冶・台師・金具師の作業状況―天明三年より文化九年までの二十九年間―」。
- (11) 安田修「尾張藩の田付流千字文の鉄砲について」〔「銃砲史研究」三七二、日本銃砲史学会、二〇一二年〕。
- (12) 徳川美術館では道具帳あるいは蔵帳と呼んでいるが、そのような表記であると、所有する道具類を列記したような冊子が想定される。しかし、本文でも触れている通り、留帳のような日記形式のものも含まれていることから、本稿ではまとめて帳簿と称することとする。
- (13) 江戸時代段階に付けられたもの表紙と、後世に史料保護のため付けられた表紙の二種類がある帳簿があるが、帳簿のタイトルを示す際には、もとの表紙の外題を記載した。
- (14) 以下、本稿で史料を示す場合には、原則、常用漢字で表記した。また筆者の史料解釈を明示するため、適宜説点を付した。また史料中に「同」や「右役」などが出てきた場合や人名を比定する必要がある場合は「」で補った。翻刻した文字のうち、置き換えるべき文字や、文字自体に対する補足については「」で補った。
- (15) 以後、本稿では、帳簿名ではなく「帳簿(1)」などのように番号で記すこととする。
- (16) 前掲註(3)論文「幕末尾張藩所有の鉄砲について」。
- (17) 帳簿(4)嘉永元年(一八四八)十月十日条。
- (18) 帳簿(4)嘉永元年十月二十五日条。
- (19) 帳簿(5)に次の通り記録されている。
 九番 一、唐銅百目玉五寸御筒 志挺

右者御松明方江定御預りニ而年々不及返上筈候処、文久三亥御吟味之節、古采紛失之由ニ而不相分旨、浅野三藏申出候事、

右の御側御筒は帳簿(1)の「九番 御鉄炮箱」に入る唐金百目玉五寸御筒のことである。帳簿(1)ではこの御側御筒の情報が書かれた短冊に付箋が貼り付けられ、そこには次の通りある。

本文御筒元治元年子十二月、一旦返納方申達候処、差当り不相分旨浅野三藏申出候付、吟味中、

(20) 「デジタル版名古屋城下お調べ帳」(名古屋博物館、二〇一三年)の「名古屋藩士大全」による。

(21) 前掲註(20)。

(22) 前掲註(20)。なお、鈴木助七郎は明治三年(一八七〇)に尾張徳川家の家従となっており、この時、山田誠四郎の次座となっている。

(23) 前掲註(20)。

(24) 前掲註(20)のほか、「尾州御小納戸日記」によった。なお「尾州御小納戸日記」はいずれも徳川林政史研究所所蔵である。松明方の人物経歴について、徳川林政史研究所研究員・藤田英昭氏からもご助言をいただいた。

(25) 「尾州御小納戸日記」弘化三年(一八四六)九月十日条。

(26) 「尾州御小納戸日記」安政四年(一八五七)五月二十八日条、「尾州御小納戸日記」安政五年二月十四日条から確認できる。場合によっては御側懸の場合もあつたようだ(「尾州御小納戸日記」万延元年(一八六〇)正月十日条)。例えば、「尾州御小納戸日記」安政四年五月二十八日条のうち、手続きが確認できる部分は左の通りである。

別紙御松明方御筒拝借之儀、願之通相済候間、拝借手形取調明後晦日請取可罷出旨、稽古相済次第返上可致并御用之節ハ直ニ可取計旨をも夫々御申談有之様存候、仍右壱通返戻申達候、

五月廿八日 御小納戸頭取

(27) 「尾州御小納戸日記」安政五年二月十四日条。

(28) 帳簿(4)安政五年二月十四日条。

(29) 帳簿(4)安政七年正月十七日条。

近世大名家における鉄炮管理と記録

(30) これについては、例えば、帳簿(4)安政三年三月二十日条で、

一、御松明方御鉄炮拝借願相済候付、立合可相渡旨、松井市兵衛殿被申聞候由筆役申越候付、今朝出勤徳本弥九郎・瀬田五助江左之通引渡、其段西郷重太夫殿江申達候、

と、立ち会って渡すよう命じられていることから確認できよう。また返納時の状況が確認できる史料も参考のために記しておく(帳簿(4)安政六年十二月二十七日条)。

一、御松明方拝借之御筒返納ニ而(村瀬左三郎)村瀬殿江申達、封印請、御土蔵江相納候、返納時も、御小納戸頭取の村瀬彦三郎に報告し、封印を請けて土蔵に納めていることから、実際に取り扱っている者は安藤雲平であると思われる。

(31) 前掲註(20)。

(32) 前掲註(20)。

(33) 箕浦貞助については、「尾州御小納戸日記」や「尾州御留守日記」(徳川林政史研究所所蔵)、前掲註(20)で確認することができる。また岡本柳英「尾藩史余録」(黎明書房、一九六五年)でも紹介されている。それらによると、寛政四年(一七九二)に御庭御足輕から御歩行格御小納戸詰になった。天保三年(一八三三)には田付流砲術の修行を命じられているもの、同年病死した。箕浦貞助自身も御歩行格御小納戸詰の頃に御側御筒を借りている。参考のため、「尾州御留守日記」文政八年(一八二五)四月九日条を紹介する。

一、左之願書指出候付、例之通済口付札を以申談候、

一、田付流荒之字御筒 一箱

一、唐金式百目居台御筒 一挺

御鑄形共

右

御側御筒当夏中拝借仕度奉願候、

已上、

四月 御徒格 御小納戸格箕浦貞助

(34) 帳簿(4)安政二年十二月二十八日条に「去冬々養父病氣ニ付」とあるため、

安政元年に病氣を患つたとわかる。

(35) 安藤雲平は砲術にも長けていた。例えば、「尾州御小納戸日記」嘉永五年正月十二日条に所収の、初代雲平および御小納戸頭取が出した文書の写しには、左のように記されている。

(前略)

私儀星山流砲術打方等之儀、小十人格に而病死仕候箕浦貞助門弟ニ而、皆伝相済居申候付、別紙ニ奉願候、

公義御秘事三拾目玉打試方等之儀、願相済申候ハ、前頭星山流抱打方之儀も町前等打試申度奉願候、以上、

正月

御徒格
御小納戸頭取
安藤雲平

御徒格御小納戸頭取支配安藤雲平儀今般田付四郎兵衛

公義御秘事三拾目玉車台伝授相済候付、年々於矢田河原打試并右節御側組同心共中筒之儀も為打試度旨且右願相済候ハ、星山流抱打方之儀茂町前等打試度旨、夫々別紙之通願出候付、右二通指出申候、宜御評議御座候様致度、仍之申達候、

正月

御小納戸頭取

安藤雲平は田付流の師範である田付四郎兵衛から秘事の砲術を伝授されたのみならず、星山流の砲術も身に付けていたようである。

(36) 「尾州御小納戸日記」嘉永四年七月二十四日条。

(37) 「田付流鉄砲目録」徳川美術館所蔵。なお本帳簿については、安田氏が前掲註(11)論文で取り上げている。

(38) 前掲註(11)論文。現在、徳川美術館で確認できる田付流の鉄砲は「天」象眼および「地」象眼の鉄砲のみである。

(39) 徳川林政史研究所所蔵「尾州惣留記便覧」天明六年(七八六)二月十日条。

(40) 名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第二巻 法制編(一)』(名古屋市教育委員会、一九六〇年)。

(41) 『尾州触帖通辞留』(前掲註(40)所収)および『藩士必携』(名古屋市教育委員会編『名古屋叢書 第三巻 法制編(二)』名古屋市教育委員会、一九六一年)。

(42) 帳簿(4)安政二年十二月十七日条。

(43) 帳簿(4)安政二年十二月二十一日条。

(44) 帳簿(4)安政四年三月十日条。

(45) 帳簿(4)安政二年十二月二十八日条。

(46) 前掲註(4)岩下氏論文。

(47) 例えば、「御鉄砲御用留」(名古屋市蓬左文庫所蔵)。

(徳川美術館 学藝員)

表1 「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 巻」(帳簿(1))

通番	箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	貝数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	払・組替	その他情報
1	六番 御鉄炮箱	壹	御鉄炮 清克張	1	3尺3寸2分	四匁玉御筒金御紋万字象眼御金具赤銅 慶長十八年丑十一月吉日	樫	十二番江入	
2		ニ	御鉄炮 清克作	1	3尺4寸7分	三匁四分玉角御筒金象眼香車御金具赤銅 (朱字)「入記ニハ五分トアリ」	樫	此分、申三月御払	
3		三	刃鉄重張御鉄炮 清克張	1	3尺4寸9分	三匁八分玉角御筒御紋筆金象眼御金具赤銅 慶長十九年戌五月吉日	樫	十二番江入	
4		四	南蛮鉄火矢鉄面二重張 御鉄炮 野田善清克作	1	3尺5寸5分	四匁玉角御筒桐之塔金象眼御金具赤銅 慶長十五年戌二月吉日	樫	申三月御払	
5		五	刃鉄重張御鉄炮 清克作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具赤銅、 巢内疵有り、	樫	申三月御払	
6		六	三重張御鉄炮 清克作	1	3尺6寸7分	三匁五分玉角御筒金御紋 亀甲象眼御金具赤銅 慶長拾六年十月吉日	樫	十二番江入	【銃砲3】
7		七	巻張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	四分七厘梅金象眼角御筒 御金具赤銅 地板=金之丸象眼入 延宝七未十一月吉日	樫	壹番へ入	
8		八	御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺3寸	八分玉角御筒御金具赤銅、 鏡疵不足、	樫	壹番へ入	(貼紙)「御屋形御用=而廻ス、」
9		九	以南蛮鉄大筒鉄重張 御鉄炮 芝辻作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼 御金具赤銅筋入り、 巢内不勝かまで先ま割レ 有、	樫	申三月御払	
10		十	惣巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
11		かるこ	4						
12		御鉄炮袋 内 萌黄羅紗 九ッ 内御ひも不足 黒羅紗 貳ッ	11					申三月御払	
13	七番 御鉄炮箱	壹	イギリス御鉄炮 無銘	1	5尺4寸8分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、 金銀重象眼火蓋金御紋附御 金具真鍮惣毛彫	桐	四番江入	(付箋)「安政四巳七月朔日、 御側江上ル、大森殿御承知也、」 【銃砲1】
14		二	御鉄炮 無銘	1	3尺9寸7分	五匁四分玉角御筒御金具 四分一	樫	申三月御払	
15		三	御鉄炮 無銘	1	4尺1寸3分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼御金具鉄、	しをし (塩地)	四番江入	【銃砲4】
16		四	巻張御鉄炮 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	三匁五分玉御筒御金具真鍮	桑	申三月御払	
17		五	青符巻張御鉄炮 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	壹匁玉御筒御金具四分一	樫	四番江入	嘉永七寅二月御用=付出、 【銃砲56】
18		六	南蛮下張御鉄炮 清克作	1	4尺4寸9分	玉目差渡四分九厘六匁玉=候哉、 金爪之象眼御金具四分一 慶長十六年亥五月吉日	樫	申三月御払	
19		七	御鉄炮 野田善清克作	1	4尺	玉目差渡四分四厘四匁五分 玉=候哉、 御金具四分一	樫	申三月御払	
20		八	御鉄炮 無銘	1	3尺6寸9分	渠口五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼人形毛彫御金具赤銅	樫	四番江入	
21			かるこ	3					
22		九	鉄六匁玉角御筒 無銘	1	4尺3寸	御金具真鍮	樫	申三番御払	右者嘉永六丑年、元御筒江戸表江 御廻相成、其後此御筒相渡候付 吟味中、先々相納置、
23	三番 御鉄炮箱	壹	以青符鉄三重張 御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同(芝辻)彦八清元	1	2尺5寸3分	三匁五分玉御筒金象眼 御金具赤銅	樫	申三月御払	
24		二	以青符鉄重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同(芝辻)彦八清元	1	2尺5寸	但八分玉御筒御金具赤銅	樫	申三月御払	
25		三	御鉄炮 清克張	1	2尺4寸6分	六匁玉角御筒御金具四分一	樫	申三月御払	
26		四	完栗刃張御鉄炮 国友甚兵衛重当作	1	2尺3寸	十匁玉小路口御筒銀=而 桜象眼御金具鉄象眼入	樫 但 接 臺 也、	式番江入	「拝借等=不出管、」 「明曆三年西正月吉日、」 【銃砲29】
27		五	地鉄鍛張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒、 五十匁玉田村矢御筒、 真鍮矢倉付御金具赤銅、	樫、 黒付、	申三月御払	

28	六	南蛮御筒鉄炮 無銘	1	1尺6寸	六匁玉筋小路口御筒彫物有 御金具鉄真鍮、	樫、 黒付、	申三月御払	
29	七	南蛮御鉄炮 無銘	1	1尺1寸1分	三匁八分玉小路口鍾馗象眼 御金具真鍮	樫、 黒付、	申三月御払	
30		かるこ	2					
31	八	鉄式弋玉短御筒	2				十五番江入	桐箱入
32		御鉄炮下袋	2					
33		緋羅紗上袋	1					附属之品々高麗ろ 長持入
34		御紋附黒塗口葉入	1					
35	壹	御鉄炮 野田善清克張	1	4尺5分	四匁八分玉角御筒金御紋 御金具四分一	樫	申三月御払	
36	二	御鉄炮 善四郎 無銘	1	4尺8分	六匁玉角御筒御金具四分 一、 但竈鉄損シ、	樫	申三月御払	
37	三	御鉄炮 無銘	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒巴筋真鍮 象眼御金具赤銅	樫、 損有り、 火皿損、	申三月御払	
38	四	御鉄炮 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但目当なし、渠中疵、	樫	申三月御払	
39	五	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但間之金不足、	樫	申三月御払	
40	六	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但二之鉄不足、	樫	申三月御払	
41		かるこ	3					
42	壹	以青背鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同 (芝辻)彦八清元作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒象眼 御金具赤銅	樫	十二番江入	
43	二	御鉄炮 芝辻清吉助倉作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
44	三	御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮	樫、 御臺金物 共損シ、	申三月御払	
45	四	御鉄炮 桑屋清太夫常長作	1	2尺3寸	壹匁五分小路口御筒ぶどう 象眼御金具真鍮	樫	四番江入	【銃砲65】
46	五	御鉄炮 芝辻藤右衛門(勝左衛門) 作	1	3尺	三匁五分玉角御筒御紋桔梗 象眼御金具赤銅	樫	十二番江入	この鉄炮の製作者は「芝辻藤右 衛門」と書かれているが、そこ に合点を付し、「勝左衛門」と追 記されている。
47	六	御鉄炮 銘不見	1	3尺3寸5分	三匁四分玉角御筒御金具 真鍮	樫	申三月御払	
48	七	御鉄炮 清克作	1	3尺1寸8分	三匁五分玉角御筒御紋鷹之 羽金象眼御金具四分一	樫	十二番江入	
49	八	刃鉄二重張御鉄炮 長政作	1	2尺3寸	三匁五分玉小路口御筒重象 眼御金具赤銅、 火蓋雨覆象眼入、	樫	十二番江入	【銃砲66】
50	九	鉄三匁五分玉角御筒 清克作	1	3尺5寸	桔梗金銀鷹之羽金紋象眼 御金具四分一	樫	十二番江入	右者嘉永四亥年五月六日、元御 筒御用ニ而出、安政四巳十一月、 此御筒御下相成候付吟味中、 先々相納置、
51	十	鉄三匁五分玉御筒 芝辻理三郎作	1	3尺3寸	金具真鍮	樫	申三月御払	弘化元年辰十二月御道具掛受 取相納、
52	十一	鉄三匁五分玉鑄形	1				御払候	鑄形の名称の右肩に朱字で「九」 とあり。
53	十二	ヒ鑄鍋	3				御残	「箱入、」 「弘化元年辰十二月御道具掛御受 候相納、」
54	壹	御鉄炮	1	3尺	但壹匁角御筒御金具赤銅	樫	納番壹番江入	
55	二	とんぼう御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺8寸5分	但四分七厘玉角御筒御紋金 高象眼蜻蛉象眼入御金具真 鍮、 但雨覆間之金不足、 (付菱)「鉾抜かたく籠鉄 損シ」	槐	壹番江入	【銃砲20】
56	三	茶のミ三星御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺	三匁五分玉筋小路口御筒 茶之実三星象眼入御金具 真鍮	樫、 但御臺損 し有り、	申三月御払	
57	四	南蛮御筒鉄炮 無銘	1	3尺4寸5分	三匁五分玉筋小路唐草人形 象眼入御筒御金具四分一	樫	十二番江入	
58	五	二文字御鉄炮 芝辻清正張	1	3尺3分	三匁五分玉角御筒金ニツ引 象眼御金具四分一	樫	十二番江入	
59	六	桔梗御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉筋小路御筒御紋 金象眼桔梗象眼入御金具赤 銅	樫	十二番江入	
60	七	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 四分一、 但損シ有り、地板鉄一本 不足、	槐	申三月御払	

61	八	御鉄炮 芝辻基三郎張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具 四分一	しをし (塩地)	申三月御払	
62	九	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	三匁五分玉筋小路口象眼入 御筒御金具赤銅、 但間の金不足、先キせん穴 一ツ損し、	樫	十二番江入	
63	十	御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺8分	三匁五分玉筋小路口御筒象眼 入史魚文字有之御金具四分 一、 但地板鉄不足、	樫	拾貳番江入	【銃砲25】
64	十一	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮、 但御金具不足、	樫	申三月御払	
65	十二	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	三匁五分玉角御筒御金具 四分一、 用心金上鉄不足、	樫、 但御臺 損、	申三月御払	
66		鑄形 三匁五分	1					
67		銅火繩懸	1					
68	七番 七	御鉄炮 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮帶懸ヶ付、 但腰差、	沢栗	拾六番江入	
69	二	玉薬袋 早合拾放分ツ、 火繩老懸ヶツ、 口薬入老ツツ、 火打帯車二入 老ツツ、	10				御残	
70	八番 御挾箱老 荷	御鉄炮 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具 真鍮帶懸ヶ付、 但腰差、	沢栗	拾六番江入	【銃砲37】【銃砲38】
71	二	玉薬袋 早合拾放分ツ、 火繩老懸ヶツ、 口薬入老ツツ、 火打帯車二入	10				御残	
72	九番 御鉄炮箱	唐金百目玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附			「御松明方之者定御預り=而、年々 不及返上御松明方=差置候、」 (付箋)「本文御筒元治元年子 十二月、一旦返納方申達候処、 差当り不相分旨浅野三藏申出候 付、吟味中、」
73	拾番 一	唐銅折返シ御筒 無銘	1	1尺8寸	小路口御筒三匁五分玉三放 出御金具真鍮、	御臺樫	申三月御払	箱入、
74		鑄形 (朱字)「鉄唐銅」	2					
75		瓢形胴薬入	1				御残、 無点之品々ハ長持 入、	
76		同断(瓢形)口薬入	1				御残	
77		御筒笠	1					
78		斗合	1					
79		かるこ	1					
80	二	腰差御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸小路口御筒三匁五分玉御 金具真鍮火挾ひとり上り口 薬火蓋之内江入帯懸付	樫、 臺裏=早 合八放分 付、	十五番江入	「箱入、」 「損し、」
81	三	三挺仕込御鉄炮	1		(朱字)「損し」		申三月御払	
82	四	唐金百目玉御鉄炮 辻弥兵衛作	1	9寸		御臺付	御残十八番シ廿七 番迄拾挺番へ組入	
83	五	三匁五分玉小御鉄炮	1		南蛮象眼	臺なし	申三月御払	此御筒稻留平左衛門方=而御吟味 之処、臺被御付候得ハ御用立候 由申上ル、
84	六	小御鉄炮	1		金具損し	基損し	申三月御払	「右同断(御筒稻留平左衛門方=而 御吟味)之処臺鉄物損し御用立不 申旨申上ル、」 「(朱字)「但火打付」」 「右老箱=入ル、」
85	七	御鉄炮	1		三匁五分玉金物不足、 右同断之処、御修覆雖(難) 成旨申上ル、 かるこなし、(朱字)「但火 打付」、			(付箋) 「外=七印(貼紙朱字)「右御鉄炮 老挺不相見処、御長持之内=此書 付有之候付追而吟味之ため爰=張 置、嘉永元申十月廿八日、」御鉄 炮火打付も同日出ス、都合二挺 十八番之内シ卯九月八日出ス、」
86	八	御鑄鍋	5				御残	「箱入、」 「宝暦四年戌壬二月廿六日閏又右 衛門方請取此所江入置、」
87	九	御鉄炮	1	3尺3寸	角御筒三匁玉御金具真鍮、 御鑄形添、	樫	申三月御払	寛政元酉年芝辻長三郎差上ル、
88	十	御鑄鍋 御鑄形老箭添	5				御残	
89		かるこ	1					

90	拾叁番上		鉄(朱字)「銅」百目玉抱打御筒 国友甚六郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄	樫	明治六六月払	「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相濟、」	
91	拾叁番下		鉄百目玉抱打御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄	樫	明治六六月払	「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相濟、」	
92	拾貳番		唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			御残十八番分廿七番迄之間へ組入	「箱入、」 「此御筒延享四年卯七月遠山大膳へ相廻ス、」	
93	拾三番		朱塗鉄百目玉引落御筒芝付 無銘	1	2尺4寸5分	御金具真鍮火挾鉄、 但尾ねし、		明治六六月払	「(朱字)「浅野三蔵張札」」 「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相濟成り候御筒、」	
94	拾四番		鉄(朱字)「銅」百目玉御引落筒芝付 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	御金具真鍮火挾鉄、 但巻金付、		明治六六月払	「(朱字)「瀬田勘三郎張札」」 「箱入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相濟成り候御筒、」	
95	拾五番		唐銅五十匁玉御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮、 鑄形老筋添、	樫	明治六六月払	「三箱二入、」 「右ハ御松明方之者年々拝借相濟成候御筒、」 「(付箋朱字)「此内老挺御松明」」	
96			天保十亥年新規御張立鉄((朱字)「唐銅」)五十目玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樫	明治六六月払	「箱入、」 「(付箋)「吟味、」」	
97	拾六番 御鉄炮箱		御鉄炮 清堯作	2	3尺7寸	小路口御筒御金具赤銅、 但三匁五分玉、	樫、 黒塗金御紋付、	十二番江入		
98			下袋浅黄羽二重萌黄初			(朱字)「不足」		御袋明治六十月御払		
99			上袋猩々皮御紋付裏萌黄茶丸							
100			胴薬入セ、り口薬玉袋共						御残	
101	拾七番上	壹	御鉄炮 芝辻理右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樫	申三月御払		
102		二	御鉄炮 芝辻藤右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樫	申三月御払		
103		三	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)	(樫)	申三月御払		
104		四	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)、 用心金銀老本不足、	(樫)	申三月御払		
105		五	御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(角御筒三匁五分玉御金具真鍮)	(樫)	申三月御払		
106	拾七番下	杖箱 のうち	緋羅紗御鉄炮袋	5				明治六五月払		
107			胴薬入	5		臘色中貫菱御紋付		吟味、御残、		
108			玉袋	5		萌黄紋羅紗初萌黄緋打		御残		
109			口薬入	5		黒革中貫菱御紋付		御残		
110			疾筒	20		黒塗				
111			胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付、 初萌黄緋打、		御残		
112			火縄紺もめん	5				明治六五月払		
113	拾八番 御長持	壹 箱 の うち	真鍮屋ぐら	1				御残		
114			象牙口薬入	1				御残		
115			せ、り	4						
116			合	5						
117			二 箱 の うち	御染火縄	17				明治六五月払	
118			三 箱 の うち	尺八御筒薬入	23		(貼紙)「さめ青貝其外品々」		明治六五月払	
119			四 箱 の うち	御口薬入	28		内御紋付三ツ		内六ツ申三月御払、 明治六五月払、	
120			五 箱 の うち	御胴薬入 品々	4		(付箋)「三 水牛、老金唐革、」		御残	
121	六 箱 の うち	御玉袋、玉	28		内四不足		明治六五月払			
122	七 箱 の うち	御鑄形 大小	32				御残			
123	八 白木 箱 の うち	御早合	五ツ宛入	10		内七包玉添		明治六五月払		
124			上革御銃卵	1						
125			御早合	20				明治六西五月払		
126			上革紋印傳御銃卵	1						
127			御早合	5				明治六西五月払		
128			御口薬入	1		損し				

129		御紋付 金摺はがし御銃卵	1					明治六西五月払		
130		御早合	5							
131		上革金唐革御銃卵	1							
132		御早合	6		内三ツ玉添					
133		御口薬入	1					明治六西五月払		
134		せ、り	1							
135		早合	35						(付箋)「御用=而御側へ上ル」	
136	九 桐の 箱ヅツ のうち	御鑄鍋 大小	15					御払候		
137		衾ち抜	7		内沓本壘			内五本御残		
138		御火繩挟	2		但銅一、真鍮一			明治六五月払		
139		目釘抜	2		樋五本添			御残		
140		釘	1					不見		
141		栓抜	2					御残		
142			真鍮矢倉	3						箱入
143	十 桐の 箱ヅツ のうち	煮黒め 目札	2							
144		銅定合 大小	2		壱ツ損し					
145		合	14		内沓ツ柄付			明治六五月御払		
146		せ、り	4					同断(明治六五月御 払)		
147		定合 小	3		内二ツ象牙、壱ツ木			御残		
148		真鍮御ヒ	2					申三月払		
149	十一	革御鉄炮袋	10		但金御紋付			申三月御払		
150	十二	春慶塗箱	1		引出し九ツ			明治六五月□□御 払		
151		御早合	140					同断(明治六五月□ □御払)		
152		御鑄形	1					御残		
153		御口薬入	1		せ、り添			御払候		
154	十三 白木 御箱	銀唐革御銃卵	1		御早合式拾玉共、 御初祭上袋萌黄木綿、			明治六五月払		
155	ツツ のうち	銀唐革御銃卵	1		御早合式拾玉共、 御初祭上袋萌黄木綿、			明治六五月払	此御初、安政元辰十月九日御用 =而出入、大森勘之丞承知、	
156	十四	鉄百目玉御鑄形	1							
157	拾九番	一 御鉄炮 無銘	1	1尺1寸4分	三匁玉丸筋八重小路口御筒 御金具真鍮、 (朱字)「袋入、」	樞、 御臺中川 孫平治 作、		十五番入	「拾九番」に記される品々は「享 和元年西二月御買上ヶ。」である。 「(貼紙朱字)「此御鉄炮老提矢部 彦右衛門承知之旨、拜借帳=見 ル、嘉永元申十月廿八日、」	
158		二 御鉄炮 無銘	1	1尺2寸3分	丸小路口四匁玉ニ候哉、 御筒御金具真鍮火鉄鉄、 袋入、	樞、 御臺中川 蔵有作、 □□し□ □、		納番吟味		
159		三 御鉄炮 無銘	1	1尺6寸6分	六匁玉角格子口御筒御金具 真鍮	樞 御臺中川 孫平次作		申三月御払		
160		四 御鉄炮 五挺揃 松屋作	1	1尺2寸	三匁五分玉御筒御金具真鍮	樞		申三月御払		
161		五 六匁玉鑄形	1					御払候		
162		六 三匁三分五厘玉鑄形	1							
163		七 三匁五分玉同断(鑄形)	1							
164		八 三匁三分玉同断(鑄形)	1						御払候	
165		衾ち抜						御残		
166	貳拾番	御買上 唐金五拾目玉御筒	1	1尺7寸	藤唐草、 唐金鑄形沓箭、	槐		未三月御払		
167	貳拾壹番	唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	真金鉄火矢筒、 (付箋)「吟味中、」	御臺付		御残十八番分廿七 番迄之間江組入、	「箱入、」 「右、御松明方之者年々拜借相済 候御筒、」	
168	貳拾貳番	御買上 鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	金具真鍮火鉄鉄、 鑄形沓箭、 (朱字)「共」	樞		申三月御払	箱入	
169	番外	玉箱	1		棒せたとも、 金御紋付革覆懸り、				「文化三年寅九月出来御松明方江 渡シ切=相成ル、」 「(付箋)「本文御玉箱元治元年子 十二月、一旦返納方申達候処差 当り不相分旨浅野三蔵申出候付、 吟味中、」	
170	貳拾参番	唐銅貳百目玉御筒	1	2尺5寸	地紋雲形 鑄形添	樞、 共臺、		未十二月御払	「文化元年子四月御買上ヶ、」 「箱入、」	
171	貳拾肆番	鉄百目玉地御筒 芝辻傳左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐銅 沓箭添、 象眼木瓜二ツ引、箱入、			申三月御払	「文化四年卯九月御買上、」 「右御筒之儀江戸表江御廻=付、 御小道具類出来、委細別帳=記、 嘉永七寅三月江戸表へ御下ヶ成 ル、」	
172	貳拾伍番	貼紙が上部で止めてあり、読めず。							文化五年辰十二月御買上、	

173	貳拾六番		唐金貳百目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐金鑄形壱箭箱入添	椶、摺臺添、	未十二月御払	文化五年辰十二月御買上、	
174			鉄百目玉抱御筒 乾	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄、唐金香箱鑄形壱箭、芝辻小兵衛、同(芝辻)佐蔵作、	椶	明治六六月払	「文化九年申二月、新規張立力様濟乾坤式挺、」 「右式箭文化十一年戌十二月、原田清蔵作、」 「右式挺共嘉永七寅二月、江戸表へ差下ニ付、御小道具類等出来、委細別帳ニ記ス、」	
175	貳拾七番		鉄百目玉抱御筒 坤	1	2尺3寸	御金具真鍮火挾鉄、唐金香箱鑄形壱箭、国友勝左衛門重當、同(国友)鉄三郎作、	椶			
176	貳拾八番		唐金三百目揚矢御筒	1	1尺8寸	萩野流ト有リ			文化七年午十一月御買上、	
177	貳拾九番		唐金四百目玉田村矢御筒	1	1尺9寸	金具真鍮	椶	明治六五月御払	文化七年午十一月御買上、	
178	三拾番		伊賀張鉄百目玉抱御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	椶	明治六六月払	文化七年午四月御買上、	
179			唐金香箱鑄形	1		文化十一年戌十二月、原田清蔵作、				
180	三拾壹番		鉄百五拾目玉抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、新規出来唐金香箱鑄形壱箭水野猪之次作、	椶	明治六六月払	「文化十一年戌七月御買上、」 「右者百目玉之処百五拾匁玉ニ繰広々箕浦貞助流義之仕立ニ相成候事、」	
181	三拾貳番		唐金百目玉棒火矢居臺御筒	1	2尺1寸			未九月御払	文化十一年戌七月御買上、	
182	三拾三番		唐金百目玉居臺御筒 辻弥兵衛政種作	1	3尺		椶	未十二月御払	「文化十一年戌七月御買上、」 「嘉永七寅二月、江戸表へ御差下ニ付、御小道具類出来、委細別帳ニ記ス、」	
183			唐金香箱鑄形	1		文化十一年戌十二月、原田清蔵作、				
184	三拾四番		星山流唐銅百目玉棒火矢居臺御筒 原田清蔵作	1	2尺2寸				「右者文化十二亥冬、代金貳拾兩ニ而中山文左衛門ノ御買上之趣、天保十四卯五月、同流都筑熊治ノ願之趣有之、蛭江理満右衛門殿御取扱、中野惣右衛門殿御承知にて、右御筒御差戻ニ相成候、但代金之儀者蛭江殿御承知ニ候、明日御目録めぐり揚之事、弘化三年五月四日一、右御筒其後段々稽古場ノ願之趣有之、代金上納之上、都筑熊治江再御差戻相成候付、御目録御取追而御番立直し候答、中野清右衛門殿初御承知ニ候事、」その他、安政二年二月二十日の鉄炮取り扱いについて記載あり。	
185			鉄巻張拾匁玉角御筒	2				御残、式百番江入、		「春慶塗御筒(箱)入、」 「是者嘉永六丑年新規御出来、御上下之節々為御持相成、安政三辰年此御番立江札込、」 【銃砲41】 【銃砲42】
186			袋	2		白羅紗紋附		明治六五月御払事		
187	三拾五番		鉄百目玉火門自開抱御筒 芝辻茂右衛門 芝辻小兵衛 国友鉄三郎 芝辻傳左衛門作	1	2尺3寸	鑄形壱箭、御金具真鍮、	椶	明治六六月払	文政三年辰七月箕浦貞助流義を以新規張立、但他流ニ拜借不相濟事、	
188	三拾六番	一	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	椶	式番入	先年御買上、	
189		二	鉄六匁玉巻張御筒 国友弥兵衛尉作	1	2尺	丸柑子、金具真鍮、	椶	式番入	享和元酉年御買上、	
190		三	鉄拾匁玉御筒 無銘	1	2尺5寸	金具真鍮	椶	式番入	享和元酉年御買上、	
191		四	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	柑子付、金具真鍮、	椶、但臺黒塗、(貼札)「御基ニ損し有、」	式番入		文化十年御買上、
192		五	鉄拾匁玉御筒 松屋二作	1	2尺1寸7分	金具真鍮	椶	式番江入		文化十三年子年御買上、
193		六	鉄拾匁玉御筒 国友九左衛門重當	1	2尺5寸	金具真鍮	椶	式番江入		文政元年寅十二月御買上、
194		七	鉄拾匁玉御筒 藍屋勝左衛門作	1	2尺3寸	金具真鍮	椶	式番江入		文政三年辰十二月御買上、
195		八	稲留流 藤巻張鉄三匁五分玉御筒 江州国友藤兵衛能當作	1	3尺3寸	御金具真鍮	椶		十二番江入	この鉄炮の記載は、貼紙に書かれており、貼紙の下には「藤巻張三匁五分玉御筒」の記載がある。 「天保五年午九月高木八郎左衛門ノ御買上、嘉永六年丑九月御臺金具出来、別箱江入、」 【銃砲10】
196	九・十		安政四巳年、右九番拾番之内江去去年、御在國中御鉄炮張芝辻理右衛門ノ差上候三匁五分玉御筒式挺、御鑄形壱箭添割入ル、委細別帳ニ記ス、					九十之御筒共申三月御払		
197	十壹		鉄六匁玉御筒 無銘	1	2尺2寸7分	金具真鍮	椶	式番	文化十三年子冬御買上、	
198	十貳		拾匁玉鑄	1					享和元酉年御買上、	

199		十三	拾丸玉鑄形	1			御払	「文政四巳年御買上、」 「(貼紙)「此鑄形一箭植田九郎左衛門返納、残り子十二月、」」
200		十四	ヒ鑄鍋	3			御残	天保十四年卯閏九月、芝辻理三郎御指上、
201	三十七番		鉄式拾丸玉御筒 重當作	1	2尺3寸	雨覆鉄、 金物真鍮、 鑄形沓箭(朱字)「共」、	樫	申三月御払 文政三辰十二月御買上、 (鑄形)文政四巳年御買上、
202	三十八番		沓式三印 沓貫目玉背負練筒	3				明治六五月払 「(付箋)「三挺高麗」 「是者安政二卯年藤村庄太郎稽古場において製作方被仰付、カ様糺明濟、御開江差出ス、」 「右御筒之儀当分御手入方藤村庄太郎江御任ニ而御渡切ニ相成候事、但沓挺毎ニ御半横江入、棒細引共添渡ス、安政二卯年十月、」
203			四五六印 沓貫目玉背負練筒	3				明治六五月御払 是者安政四巳年於御側藤村庄太郎江製作方被仰付、同年カ様糺明濟、
204	三十九番	沓式三	唐銅式百目玉御筒	3				未十二月御払 「三十九番」の上部に付箋で「来冬御払」とあり。 「是者文久三年亥八月鷲見傳三郎より献上相成、」
205		四	唐銅式百目玉御鑄形	1				御払候 文久三年亥十二月御出来、
206		五	大鑄鍋	1				御払候 文久三亥年十二月御出来、

※本表は「文化六年巳正月改 御鉄炮帳 沓」(帳簿(1))に記載された鉄炮および附属品を一覧にした表である。

- ・ 事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・ 通番は筆者が整理のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・ 「同断」や補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・ 徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄炮は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・ 判読不明の文字は□で示し、読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

表2 「御側御筒目録」(帳簿(2))

通番	箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	員数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	その他情報
1	忝番	壹	鉄四匁玉御筒 清堯張	1	3尺3寸2分	金御紋万字象眼御金具赤銅 慶長十八年丑十一月吉日	樫	
2		貳	鉄三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺4寸7分	角御筒金象眼車御金具赤銅	樫	
3		三	刃鉄重張鉄三匁八角御筒 清堯作	1	3尺4寸9分	御紋筆金象眼御金具赤銅 慶長十九年戌(寅)五月吉日	樫	
4		四	南蛮鉄石火矢鉄面二重張 同(鉄)四匁玉御筒 野田善清堯作	1	3尺5寸5分	桐之塔金象眼御金具赤銅 慶長十五年戌二月吉日	樫	
5		五	刃鉄重張 同(鉄)三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺3寸	御金具赤銅、 巢内キス有、	樫	
6		六	三重張 同(鉄)三匁五分玉御筒 清堯作	1	3尺6寸7分	金御紋亀甲象眼御金具赤銅 慶長十六年十月吉日	樫	【銃砲3】
7		七	巻張四分七厘玉御筒 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	梅金象眼御金具赤銅 地板ニ金之丸象眼入 延宝七未十一月吉日	樫	
8		八	八分玉御筒 同人(芝辻小兵衛清正)作	1	3尺3寸	御金具赤銅	樫	
9		九	以南蛮鉄大筒鉄重張三匁五分玉御筒 御筒 芝辻作	1	3尺5寸	御金具赤銅銀筋入、 巢内不勝かまで先キ刻有ル、	樫	
10		拾	惣巻張三匁五分玉御筒 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	
11			かるこ	4				
12	御鉄砲袋		11		内、萌黄羅紗九ツ 内御ひも不足、 黒羅紗式ツ			
13	忝番	壹	イキリス六匁玉御筒 無銘	1	5尺4寸8分	金銀重象眼火蓋金御紋附 御金具真鍮惣毛彫	桐	【銃砲1】
14		貳	五匁四分玉御筒 無銘	1	3尺9寸7分	御金具四分一	樫	
15		三	六匁玉御筒 無銘	1	4尺1寸3分	銀象眼御金具鉄	しおし (塩地)	【銃砲4】
16		四	巻張三匁五分玉御筒 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	御金具四分一	桑	
17		五	青苳巻張壹匁玉御筒 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	御金具四分一	樫	【銃砲56】
18		九	鉄六匁玉御筒 無銘	1	4尺3寸	御金具真鍮	樫	
19		六	南蛮下張六匁玉御筒 清堯作	1	4尺4寸9分	巢口四分九厘金爪之象眼 御金具四分一 慶長十六年亥五月吉日	樫	
20		七	四匁五分玉御筒 野田善清堯作	1	4尺	管筥四分四厘 御金具四分一	樫	
21		八	六匁玉御筒 無銘	1	3尺6寸9分	銀象眼人形毛彫御金具赤銅	樫	
22			古臺	1				是者嘉永七寅年五印青苳巻張壹匁玉御筒 附御臺、新規出来候付御不用之分、
23			かるこ	3				
24	壹		以青苳鉄三重張三匁五分玉御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸3分	金象眼御金具赤銅	樫	
25	三番	貳	以青苳鉄重張八分玉御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸	御金具赤銅	樫	
26		三	六匁玉御筒 清堯張	1	2尺4寸6分	御金具四分一	樫	
27		四	完栗刃張拾匁玉柑子口御筒 国友甚兵衛重当作	1	2尺3寸	銀桜象眼御金具鉄象眼入 明暦三年酉正月吉日	樫、 但接臺、	拝借不相濟管、 【銃砲29】
28		五	地鉄鍛張五拾匁玉田村矢御筒 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒真鍮矢倉附 御金具赤銅	樫、 黒附、	
29		六	南蛮御筒六匁玉筋小路口御筒 無銘	1	1尺6寸	彫物有御金具鉄真鍮	樫、 黒附、	
30		七	南蛮三匁八分玉柑子口御筒 無銘	1	1尺1寸1分	鍾鬼象眼御金具真鍮	樫、 黒附、	
31		八	鉄式匁玉短御筒	2	1尺	御金具真鍮	樫	
32			御鉄砲下袋	2				
33			緋羅紗上袋	1				
34			黒塗御紋付口薬入	1				
35		四番	壹	四匁八分玉御筒 野田善清堯張	1	4尺5分	金御紋御金具四分一	樫
36	貳		六匁玉御筒 善四郎 無銘	1	4尺8分	御金具四分一 (合点)箆鉸損し、	樫	
37	三		三匁五分玉御筒 無銘	1	3尺3寸	巴筋真鍮象眼御金具赤銅	樫	
38	四		三匁五分玉御筒 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	御金具真鍮、目当なし、	樫	
39	五		三匁五分玉御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	御金具真鍮、 留之金不足、	樫	

40		六	三匁五分玉角御筒 同人(芝辻勝左衛門)作	1	3尺1寸	御金具真鍮、 二之鉄不足、	樫	
41			かるこ	3				
42		卷	以青存鉄三重張 三匁五分玉角御筒 芝辻小兵衛清正 同彦八清元作	1	3尺5寸	金象眼御金具赤銅	樫	
43		式	三匁五分玉角御筒 芝辻清吉助舎作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	
44		三	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	御金具真鍮、 御臺金物共損、	樫	
45		四	壹匁五分玉柑子口御筒 桑屋清太夫常長作	1	2尺3寸	ぶどう象眼御金具真鍮	樫	【銃砲65】
46		五	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門作	1	3尺	御紋桔梗金象眼御金具赤銅	樫	
47	五番	六	三匁四分玉角御筒 銘不見	1	3尺3寸5分	御金具真鍮	樫	
48		七	三匁五分玉角御筒 清亮作	1	3尺1寸8分	御紋鷹之羽金象眼 御金具四分一	樫	
49		八	刃鉄二重張 三匁五分玉柑子口御筒 長政作	1	2尺3寸	重象眼御金具赤銅 火蓋雨覆象眼入	樫	【銃砲66】
50		九	三匁五分玉角御筒 清亮作	1	3尺5寸	桔梗金銀鷹之羽金象眼 御金具四分一	樫	
51		拾	三匁五分玉御筒 芝辻理三郎作	1	3尺3寸	金具真鍮	樫	
52		拾一	同(三匁五分玉)鑄形	1				
53		拾二	ヒ鑄鍋	3				箱入
54		卷	九やう四分七厘玉角御筒 讃州国友七左衛門張	1	2尺5寸	御紋金高象眼九囉象眼入 御金具真鍮、 天井銀丸座なし、	樫、 但御臺先 キ損シ、	(挟み込みの紙片) 「卷式番御筒式挺、御鑄形卷筋添、文久 三亥年九月廿四日 御屋形御用ニ而差上 置候処、慶応二年春玄同様 御參府之 御、式印御筒卷挺御下ケ相成、」
55		式	とんぼう四分七厘玉角御筒 同人(讃州国友七左衛門張)	1	2尺8寸5分	御紋金高象眼蜻蛉象眼入 御金具真鍮、 但雨覆間之金不足、 鉾抜かたく籠鉄損、	槐	【銃砲20】
56		三	茶のミ三星 三匁五分玉筋柑子口御筒 松屋半九郎張	1	3尺	茶之夾三星象眼入御金具 真鍮	槐、 但御臺二 損し有ル、	
57		四	南蛮筒三匁五分玉筋柑子口御筒 無銘	1	3尺4寸5分	唐草人形象眼入御筒御金具 四分一	樫	
58		五	二文字三匁五分玉角御筒 芝辻清正張	1	3尺3分	御紋金ニツ引象眼御金具 四分一	樫	
59		六	桔梗三匁五分玉筋小路口御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	御紋金象眼桔梗象眼入御金 具赤銅	樫	
60		七	三匁五分玉角御筒 松屋久太夫張	1	3尺3寸	御金具四分一、 但損シ有、地板鉄卷本不 足、	槐	
61		八	三匁五分玉角御筒 芝辻甚三郎作	1	3尺3寸	御金具四分一	しをじ (塩地)	
62		九	三匁五分玉筋柑子口御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	象眼入御筒御金具赤銅、 但間之金不足、先キせん 穴壹ツ損し、	樫	
63		拾	三匁五分玉小路口御筒 松屋半九郎張	1	3尺8分	象眼入史魚文字有之御金具 四分一、 但地板鉄不足、	樫	【銃砲25】
64		拾一	三匁五分玉角御筒 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	御金具真鍮、 但御金具不足、	樫	
65		拾二	三匁五分玉角御筒 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	御金具四分一、 用心金上鉄不足、	樫、 但御臺損、	
66			三匁五分玉鑄形	1				
67			調火繩懸	1				
68		卷	三匁五分玉角御筒 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	御金具真鍮帶懸ヶ附、 但腰差、	沢栗	
69		式	玉葉袋 内ニ 早籠 拾放分ツ、 火繩 壹懸ツ、 口薬入 壹ツ、 火打道具帶車ニ入 壹ツ宛	10				
70		卷	三匁五分玉角御筒 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	御金具真鍮帶懸付、 但腰差、	沢栗	【銃砲37】 【銃砲38】
71	八番 御扶箱 卷荷	式	玉葉袋 内 早合 拾放分宛 火繩 壹懸宛 口薬入 壹宛 火打帶車ニ入 壹ツ宛	10				
72	九番 御鉄炮箱		唐金百匁玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附		右者御松明方之者定御預リニ而、年々不 及返上御松明方ニ差置候、

73			唐銅折返御筒 無銘	1	1尺8寸	但柑子口御筒、 三匁五分玉三放出、 御金具真鍮、	樞	箱入
74		壱	鑄形 鉄唐銅	2				
75			瓢形胴薬入	1				
76			桐断(瓢形)口薬入	1				
77			御筒笠	1				
78			斗合	1				
79			かるこ	1				
80	拾番 御鉄炮長 持	式	腰差御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸柑子口御筒三匁五分玉 御金具真鍮、火拵ひとり 上り口薬火蓋之内江入帯 懸付、 臺裏早籠八放分付、	樞	箱入
81		三	三挺仕込御筒	1				
82		四	唐金百匁玉御鉄炮 辻弥兵衛作	1	9寸			御臺附
83		五	三匁五分玉短御筒	1		南蛮象眼		臺なし
84		六	三匁五分玉短御筒	1		金物損し、 火打附 _二 面 _一 壱箱 _二 入 _一 、		臺損し
85				七印三匁五分玉御筒之儀者、箕浦貞助在勤之頃、卯九月八日出候趣、元帳 _二 見 _一 ル、				
86		八	鑄鍋	5				「箱入」 「宝曆四年戌壬二月廿六日関又左衛門の 請取、此所江入、」
87		九	三匁玉角御筒	1	3尺3寸	御金具真鍮、 御鑄形添、	樞	寛政元酉年、芝辻長三郎の差上ル、
88		拾	鑄鍋 御鑄形壱箭添	5				
89			かるこ	1				
90	拾壱番上		鉄百目玉抱御筒 国友甚太郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄	御臺樞	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」
91	拾壱番下		鉄百目玉抱御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	御金具真鍮火拵鉄	樞	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」 「右拾壱番上下御筒之儀、嘉永七寅年三 月江戸表江御差下 _二 付、式挺入御箱新規 出来之上、左之通附屬之品出来、 一、鑄鍋 壱枚 一、捻抜 壱本 一、銚抜 壱本 一、口薬入 式ツ 一、洗軽子 壱本 一、雑巾 式ツ 一、斗合 四ツ 一、玉 式拾 一、火打道具 壱通 一、セ、り 四本 一、櫛大小 式本 一、油紙 式枚 一、火縄 六把 以上」
92	拾貳番		唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			「箱入、」 「右御筒延享四年卯七月遠山大膳の相廻 ス、」 【銃砲52】
93	拾参番		朱塗鉄百目玉引落御筒 無銘	1	2尺4寸5分	御金具真鍮火拵鉄		右者御松(明)方江年々拝借相済、
94	拾四番		鉄百目玉引落御筒 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	御金具真鍮火拵鉄、 但遺金付、		右者御松明方江年々拝借相済、
95	拾五番		唐銅五拾目玉御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮、 鑄形壱箭添、	樞	「三箱 _二 入 _一 、」 「右者御松明方江年々拝借、」
96			鉄五拾目玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樞	「箱入、」 「天保十亥年新規御張立、」
97	拾六番		三匁五分玉小路口御筒 清亮作	2	3尺7寸	御金具赤銅	樞、 黒塗金御 紋付、	
98			下袋			浅黄羽二重萌黄紵付不足		
99			上袋			猩々緋御紋付裏萌黄茶丸		
100			胴薬入玉袋口薬入		2通り 宛添	何連茂革包青染塗金御紋 金物赤銅 紅紵付		
101		セ、り			銀筒赤銅			
102	拾七番上	壱	三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門張	1	3尺	御金具真鍮	樞	
103		貳	三匁五分玉角御筒 芝辻藤右衛門張	1	3尺	御金具真鍮	樞	
104		参	同(三匁五分玉角御筒) 無銘	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)	(樞)	
105		四	同(三匁五分玉角御筒) 同(無銘)	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)、 用心金鉄壱本不足、	(樞)	
106		五	同(三匁五分玉角御筒) 同(無銘)	1	(3尺)	右同断(御金具真鍮)	(樞)	
107			緋羅紗御鉄炮袋	5				

108		胴薬入	5		臙色中貫菱御紋付			
109		玉袋	5		萌黄紋羅紗初萌黄綿打			
110	拾七番下 杉箱沓ッ	口薬入	5		黒革中貫菱御紋付			
111			20		黒塗			
112		胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付初萌黄 錦打			
113		火縄紺木綿	5					
114		せ、り	4					
115	老 箱沓ッ	斗合	5					
116		真鍮矢倉	1					
117		象牙口薬入	1					
118	式 箱沓ッ	御染火縄	17					
119	三 箱沓ッ	尺八御胴薬入	23		鮫青貝其外品々			
120	四 箱沓ッ	口薬入	28		内御紋附三ッ			
121	五 箱沓ッ	御胴薬入	4		水牛三ッ、 金唐革沓、			
122	六 箱沓ッ	御玉袋 品々	24					
123	七 箱沓ッ	御鑄形 大小	33					
124	八 白木箱 沓ッ	御早合五ッ宛入	10		内七包五添			
125		上革御銃卵	1		御早合式拾入		(付箋)「慶応元年丑九月、御用ニ而御側 江上ル、取扱松井武兵衛、」	
126		御紋付金摺はがし御銃卵	1		御早合五ッ入			
127		上革紋印伝御銃卵	1		御早合五ッ入、 御口薬入沓ッ、是ハ損じ、			
128		上革金唐革御銃卵	1		但御早合五ッ、内三ッ五 添、 御口薬入沓ッ、 セ、り沓本、			
129	拾八番 御長持	御鑄鍋 大小	15					
130		袴ち抜	7		内沓本樫			
131		御火縄挟	2		但銅沓、真鍮沓、		「御鑄形入記」の書付が袋綴じの間にあ り。	
132		目釘抜	2		樋五本添			
133		鉤	1					
134	栓抜	2						
135	拾 桐の箱 沓ッ	真鍮矢倉	3				箱入	
136		煮黒め目札	2					
137		銅定合 大小	2		沓ッ損し、			
138		斗合 品々	24		内沓ッ柄付、			
139		せ、り	4					
140		定合 小	3		内式ッ象牙、沓ッ木			
141		真鍮御ヒ	2					
142	拾一	革御鉄砲袋	10		但金御紋付			
143	拾二	御早合	140					
144	春慶 塗箱 沓ッ 引出 九ッ	御鑄形	1				(挟み込みの紙片) 「真鍮御ヒ沓、定合沓、斗合沓、安政四 巳年御用ニ而出ス、」	
145		御口薬入 セ、り添	1					
146	拾三	銀唐革御銃卵 御早合式拾玉共	1		御初紫上袋萌黄木綿			
147	白木 御箱 沓ッ	銀唐革御銃卵 御早合式拾玉共	1		御初紫上袋萌黄木綿			
148	拾四	鉄百目玉御鑄形	1		別御箱江入、			
149	拾五	三匁三分玉	423		別玉箱江入、			
150	拾六	三匁五分玉	3000		同断(別玉箱江入、)			
151	拾七	六匁玉	180		同断(別玉箱江入、)			
152	拾八	拾匁玉	178		同断(別玉箱江入、)			
153	拾九番	沓	三匁玉丸筋八重小路口御筒之儀、文政四年巳五月二日矢部彦右衛門承知ニ而出候 旨、拝借帳ニ見ル、					
154		式	四匁玉丸柑子口御筒 無銘	1	1尺2寸3分	御金具真鍮、火拵鉄、	樫、 御臺中川 蔵有作、	
155		三	六匁玉角柑子口御筒 無銘	1	1尺6寸6分	御金具真鍮	樫、 御臺中川 孫平次作、	享和元年酉二月御買上、
156		四	三匁三分玉御筒 松屋作	5	1尺2寸	御金具真鍮、 御筒ニ彫有之、二四七八九、	樫	
157		五	六匁玉鑄形	1				
158		六	三匁三分五厘玉鑄形	1				
159		七	三匁五分玉鑄形	1				

160		八	三匁三分玉鑄形	1				
161			祢ち抜	3				
162	式拾番		唐銅五拾目玉御筒	1	1尺7寸	藤唐草象眼	槐	
163			唐銅鑄形	1				
164	式拾壹番		唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	真金鉄火矢筒、	御臺付	「箱入、」 「右者御松明方江年々拝借相済、」
165	式拾貳番		鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	金具真鍮火扶鉄、	樫	箱入、
166	番外		玉箱	1		棒せたとも、 金御紋付草覆懸、		右者文化三寅九月出来、御松明方江渡し切=相成、
167	式拾三番		唐銅貳百目玉居臺御筒	1	2尺5寸	地紋雲形、 鑄形添、	樫	「箱入、」 「文化元年子四月御買上、」
168	式拾四番		象眼木瓜ニツリ鉄百目玉抱御筒 芝辻伝左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐銅 壹箭添、 箱入、		「文化四年卯九月御買上、」 「右御筒之儀嘉永七年寅三月、江戸表江 御差下=付、御箱新規出来之上、左之通 御附屬之品出来、 一、鑄鍋 壹枚 一、玉 拾ヲ 一、捻抜 壹本 一、銚抜 壹本 一、槌 (大小) 貳本 一、洗髭子 壹本 一、雑巾 壹筋 一、口薬入 壹ツ 一、セ、り 貳本 一、斗合 (赤銅) 壹本 一、火打道具 壹通 但袋 (江) 入 一、火縄 三把 一、油紙 壹枚 以上」
169	式拾五番		唐銅百貳拾目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐銅鑄形壹箭、		「文化五年辰十二月御買上、」 「本文御筒明治元年 御鑄濃之上、四斤 施條砲御鑄造=相成、」
170	式拾六番		唐銅貳百目玉居臺御筒	1	3尺5寸	唐銅鑄 (朱字) 「形」 壹箭箱 入添	槐、 摺臺添、	文化五年辰十二月御買上、
171			鉄百目玉抱御筒乾	1	2尺3寸	御金具真鍮火扶鉄、 唐銅香箱鑄形壹箭 芝辻小兵衛 同 (芝辻) 佐藏	樫	「文化九年申二月新規張立、力様済、」 「右鑄形式箭共文化十一戊十二月原田清 藏作、」
172	式拾七番		鉄百目玉抱御筒坤	1	2尺3寸	御金具真鍮火扶鉄、 唐銅香箱鑄形壹箭 国友勝左衛門重当 同 (国友) 鉄三郎作	樫	
173	式拾八番		唐金三百目玉揚矢御筒	1	1尺8寸	荻野流与アリ、		文化七午年十一月御買上、
174	式拾九番		唐銅四百目玉田村矢御筒	1	1尺9寸	金具真鍮	樫	文化七午年十一月御買上、
175	三拾番		伊賀張鉄百目玉抱御筒	1	2尺3寸	金具真鍮、 唐銅香箱鑄形壹箭、文化 十一年戌十二月、原田清藏 作、	樫	文化七午年四月御買上、
176	三拾壹番		鉄百五拾目玉抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、 新規出来唐銅香箱鑄形壹 箭、水野鉄之助作、	樫	「文化十一年戌七月御買上、」 「右者百目玉之処、百五拾目玉=繰廣ケ、 箕浦貞助流儀之仕立=相成候事、」
177	三拾貳番		唐銅百目玉棒火矢居臺御筒	1	2尺1寸			文化十一年戌七月御買上、
178	三拾三番		唐銅百目玉居臺御筒 辻弥兵衛政種作	1	3尺	唐銅香箱鑄形壹箭、文化 十一年戌十二月原田清藏、	槐	「文化十一年戌七月御買上、」 「右御筒之儀、嘉永七寅年三月江戸表江 御差下=付、御箱并左之通り御附屬之品 出来、 一、鑄鍋 壹枚 一、玉 拾ヲ 一、捻抜 壹本 一、槌 壹本 一、洗髭子 壹本 一、雑巾 壹筋 一、口薬入 壹ツ 一、火打道具 一通 但袋江入、 一、火縄 三把 一、火縄扶 貳本 一、赤銅斗合 壹本 一、油紙 壹枚 以上」
179	三拾四番		星山流 唐銅百目玉棒火矢居臺御筒 原田清藏作	1	2尺2寸			文化十二亥冬、代金貳拾兩にて、中山文 左衛門の御買上之処、天保十四卯五月同 流都筑熊治の願之趣有之、蛇江理満右衛 門殿・中野惣右衛門殿取扱=而御差戻 相成、天保十五辰年再上納之上、弘化三年 年五月猶又御差戻相成候事、
180			(付箋) 「(朱字) 「御召」 一、藤巻張拾匁玉御筒式挺 是者嘉永六丑年新規御出来 御上下之節々為御持相成、御金具赤銅、御臺樫、春慶塗御箱入、 御附屬之品々御鉄、筒頭之差上ル、」					この鉄炮の情報は、「三拾四番」の鉄炮 の情報の上に貼り付けられている。 【銃砲41】 【銃砲42】

181	三拾五番		鉄百目玉火門自開抱御筒	1	2尺3寸	御金具真鍮、 鑄形砲筒 芝辻茂右衛門 芝辻小兵衛 国友鉄三郎 芝辻伝左衛門作	樞	文政三辰年七月箕浦貞助流儀を以新規張立被 仰付候処、他流江拝借入、相済候事、
182		壱	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	樞	
183		弍	(朱字)「御召」 鉄六匁玉巻張御筒 摂州住国友弥兵衛尉作	1	2尺	金具真鍮	樞	
184		三	鉄拾匁玉御筒 無銘	1	2尺5寸	御金具真鍮	樞	享和元酉年御買上、
185		四	鉄拾匁玉御筒	1	2尺3寸	金具真鍮	樞、 黒塗、	文化十年御買上、
186		五	鉄拾匁玉御筒 松屋作	1	2尺1寸7分	御金具真鍮	樞	文化三年御買上、
187		六	鉄拾匁玉御筒 国友九左衛門重当作	1	2尺5寸	御金具真鍮	樞	文政元年寅十二月御買上、
188		七	鉄拾匁玉御筒 監屋勝左衛門作	1	2尺3寸			
189	三拾六番	八	(朱字)「御召」 藤巻張鉄三匁五分玉御筒 江州国友藤兵衛能当作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	嘉永六丑年九月御臺金具出来、別箱江入、
190		九	三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門助長作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	(朱字)「〇」一、九番拾番御筒之儀無之候処、三匁五分玉御筒式挺御鑄形砲筒添御鉄砲張る差上候付、右御番立之内江割入、八番御筒共都合三挺鑄形砲筒入、別御箱江相納置、
191		拾	三匁五分玉角御筒 芝辻理右衛門助久作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樞	
192		拾一	鉄六匁玉御筒 無銘	1	2尺2寸7分	御金具真鍮	樞	文化十三年冬御買上、
193		拾二	拾匁玉御鑄形	1				享和元酉年御買上、
194		拾三	拾匁玉御鑄形	1				文政四巳年御買上、
195		拾四	ヒ鑄鍋	3				(付箋)「十八番長持へ入、」 「天保十四卯年閏九月芝辻理三郎より差上ル、」
196	三拾七番		鉄式拾目玉御筒 重当作	1	2尺3寸	雨覆鉄金具真鍮、 鑄形砲筒添、文政四巳年御買上、	樞	文政三辰年十二月御買上、
197			壱式三印 壱貫目玉背負練筒	3				「是者安政二卯年於 御側藤村庄太郎稽古場江製作方被 仰付、力様札明済之上差上ル、」 「右御筒之儀御手入筋ニ付藤村庄太郎江当分御預ケ相成、但御筒壱挺毎ニ御半櫃江入、棒細引共添渡ス、」
198			(付箋)「高麗」 四五六印 同断(壱貫目玉背負練筒)	3				「是者安政四巳年、右同様庄太郎御側江差上ル、」 「右御筒之儀当分透涼閣ニ差置、」
199	三拾八番 (付箋)		百目玉鉄丸	620				是者文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上、
200	「吟味」		弍百目玉鉄丸	300				是ハ文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上、
201			鉄丸弍百目玉	300				右同節(文久三年亥十二月、水野太郎左衛門より御買上)、新御殿江御買上之分慶応元年丑八月麗御土蔵江納ル、
202			八十目玉練筒	1		慶応二年二月力様、拾五匁御鑄形無之ニ付、安藤雲平稽古場ニ而玉製作取計、		是者元治元年子春御上京之節江州百姓共より献上ニ付、当分丑寅御櫃江相納置、
203			御鉄砲玉薬箱	2				是者御多門ニ有之候付、元治元年子十一月扣御土蔵江相納置、

※本表は「御側御筒目録」(帳簿(2))に記載された鉄砲および附属品を一覧にした表である。

- ・ 事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・ 通番は筆者が整理のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・ 「同断」や補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・ 徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄砲は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・ 読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

表3 「享和三亥年改 御鉄炮帳」(帳簿(3))

通番	通番との対照		箱番号	朱番号	鉄炮名称・作者	員数	長さ	形状ほか	台の素材ほか	その他情報	
	帳簿(1)	帳簿(2)									
1	1	1	式番 御鉄炮箱		御鉄炮 清堯張	1	3尺3寸2分	四匁玉角御筒金御紋万字象眼御金具赤銅	樫		
2	2	2			御鉄炮 清堯作	1	3尺4寸7分	三匁四分玉角御筒金象眼香車御金具赤銅	樫		
3	3	3			刀鉄重張御鉄炮 清堯作	1	3尺4寸9分	三匁八分玉角御筒御紋筆金象眼御金具赤銅	樫		
4	4	4			南蛮鉄石火矢鉄而二重張御鉄炮 野田善清堯作	1	3尺5寸5分	四匁玉角御筒桐之洞金象眼御金具赤銅	樫		
5	5	5			刀鉄重張御鉄炮 清堯作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒赤銅御金具、 巢内疵有、	樫		
6	6	6			三重張御鉄炮 清堯作	1	3尺6寸7分	三匁五分玉角御筒金御紋亀甲象眼御金具赤銅	樫	【銃砲3】	
7	7	7			巻張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺	四分七厘玉梅金象眼角御筒御金具赤銅、 地板=金之丸象眼入	樫	もともと「五分」と書かれていたところ、「四分七厘」と訂正されている。	
8	8	8			御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	3尺3寸	三分玉角御筒御金具赤銅	樫		
9	9	9			以南蛮鉄大筒鉄重張御鉄炮 芝辻作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼御金具赤銅 銀筋入、 巢内不勝かまで先き刻有ル、	樫		
10	10	10			惣巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	この鉄炮の情報は、付箋に書かれ、貼り付けられている。	
11	11	11			かるこ	4					
12	12	12		御鉄炮袋 萌黄羅紗 九ッ 内御ひも不足 黒羅紗 貳ッ	11						
13	13	13	式番 御鉄炮箱		イギリス御鉄炮 無銘	1	5尺4寸8分	玉目差渡五分二厘六匁玉=候哉、 金銀重象眼火蓋金御紋附御金具真鍮 惣毛彫	桐	【銃砲1】	
14	14	14			御鉄炮 無銘	1	3尺4寸9分	五匁四分玉角御筒御金具四分一	樫		
15	15	15			御鉄炮 無銘	1	4尺1寸3分	玉目指渡五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼御金具鉄銀象眼	しをじ (塩地)	【銃砲4】	
16	16	16			巻張御鉄炮 芝辻小兵衛作	1	5尺2分	三匁五分玉御金具真鍮	桑		
17	17	17			青符巻張御鉄炮 芝辻清正作	1	4尺5寸3分	巻匁玉御金具四分一	樫	【銃砲56】	
18	18	19			南蛮下張御鉄炮 清堯作	1	4尺4寸9分	玉目差渡四分九厘六匁玉=候哉、 金爪之象眼御金具四分一	樫		
19	19	20			御鉄炮 野田善清堯作	1	4尺	玉目差渡四分四厘四匁五分=候哉、 御金具四分一、	樫		
20	21	23			かるこ	3				五番に「一、かるこ 三本、 但シ式番=有之」と書かれていたが、上から紙が貼られ、見えないようになっていることから、元は五番の箱に入っていたと思われる。	
21	20	21			御鉄炮 無銘	1	3尺6寸9分	巢口五分二厘六匁玉=候哉、 銀象眼人形毛彫御金具赤銅、	樫		
22	23	24		三番 御鉄炮箱		以青符鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸3分	三匁五分玉金象眼御金具赤銅	樫	
23	24	25				以青符鉄重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元	1	2尺5寸	但八分玉御金具赤銅	樫	
24	25	26			御鉄炮 清堯張	1	2尺4寸6分	六匁玉角御筒御金具四分一	樫		
25	26	27			完栗刃張御鉄炮 国友善兵衛重当作	1	2尺3寸	十匁玉小路口御筒銀=而桜象眼御金具鉄象眼入	樫、但接	【銃砲29】	
26	27	28			地鉄鍛張御鉄炮 芝辻小兵衛清正作	1	2尺	丸御筒五十匁玉田村矢御筒真鍮矢倉付 御金具銅	樫、黒付		
27	28	29			南蛮御筒御鉄炮 無銘	1	1尺6寸	六匁玉筋小路口御筒彫物有御金具鉄真鍮	樫、黒付		
28	29	30			南蛮御鉄炮 無銘	1	1尺1寸1分	三匁八分玉小路口鐘鬼象眼御金具真鍮	樫、黒付		
29	37	37			御鉄炮 無銘	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒巴筋真鍮象眼御金具赤銅	樫、損シ有リ		
30	38	38	四番 御鉄炮箱			御鉄炮 松屋半九郎長政作	1	3尺1寸5分	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、但目当なし	
31	39	39			御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、但留ノ金不足		

32	40	40		御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺1寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫、 二ノ鉄不 足	
33	41	41		かるこ	3				
34	42	42	五番 御鉄炮箱	以青符鉄三重張御鉄炮 芝辻小兵衛清正 同彦八清元作	1	3尺5寸	三匁五分玉角御筒金象眼御金具赤銅	樫	
35	43	43		御鉄炮 芝辻清吉助合作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	
36	44	44		御鉄炮 芝辻勝左衛門作	1	3尺2寸	三匁五分玉角御筒真鍮御金具	樫、 但御臺金 物とも損 し、	
37	45	45		御鉄炮 桑木屋清太夫常長作	1	2尺3寸	式匁玉小路口御筒ぶどう象眼御金具 真鍮	樫	【銃砲65】
38	46	46		御鉄炮 芝辻藤右衛門作	1	3尺	三匁五分玉角御筒御紋桔梗金象眼御 金物赤銅	樫	
39	47	47		御鉄炮 銘不見	1	3尺3寸5分	三匁四分玉角御筒御金具真鍮	樫	
40	48	48		御鉄炮 清亮作	1	3尺1寸8分	三匁五分玉角御筒御紋鷹之羽金象眼 御金具四分一	樫	
41	49	49		刃鉄二重張御鉄炮 長政作	1	2尺3寸	三匁五分玉小路口御筒重象眼御金具 赤銅、 火蓋雨覆象眼入、	樫	【銃砲66】
42	—	—		新御筒巻張御鉄炮 芝辻理右衛門作	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮	樫	この鉄炮の後に「一、かるこ 三本、但シ武番ニ有之」と 書かれていたが、上から紙が 貼られ、見えないようになって いる。
43	—	—		御鉄炮	1	2尺3寸	拾匁玉御筒御金具真鍮	樫	
44	—	54	六番 御鉄炮箱	九ゆゝ御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺5寸	五分玉角御筒御紋金高象眼九曜象眼 入御金具真鍮	樫、 但御臺先 損シ、天 井鉄丸座 なし、	
45	55	55		とんぼ御鉄炮 讃州国友七左衛門張	1	2尺8寸5分	五分玉角御筒御紋金高象眼蜻蛉象眼 入御金具真鍮	樫、 留之金雨 覆不足、	【銃砲20】
46	56	56		茶のミ三星御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺	三匁五分玉筋小路口御筒 茶ノ実三星象眼入御金具真鍮	樫、 御臺損有 之、	
47	57	57		南蛮筒御鉄炮 無銘	1	3尺4寸5分	三匁五分玉筋小路口御筒 御金具四分一	樫	
48	58	58		二文字御鉄炮 芝辻清正張	1	3尺3分	三匁五分玉角御筒金ニッ引象眼御金 具四分一	樫	
49	59	59		桔梗御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉筋小路御筒御紋金高象眼 桔梗象眼入御金具赤銅	樫	
50	60	60		御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具四分一、 地板鉄本無、	樫、 但シ損シ 有、	
51	61	61		御鉄炮 芝辻甚三郎張	1	3尺3寸	三匁五分玉角御筒御金具四分一	しをじ (塩地)	
52	62	62		御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺7寸	三匁五分玉筋小路口象眼入御筒 御金具赤銅	樫、 但間之金 不足、先 せんあな 一ツ損、	
53	63	63		御鉄炮 松屋半九郎張	1	3尺8分	三匁五分玉小路口御筒象眼入史魚文 字有之御金具四分一、 地板鉄不足、	樫	(付箋)「寅二月御手入ニ出 候、」 【銃砲25】
54	64	64	御鉄炮 芝辻勝左衛門張	1	3尺5分	三匁五分玉角御筒御金具真鍮、 御金具不足、	樫		
55	65	65	御鉄炮 松屋久太夫張	1	3尺3寸1分	三匁五分玉角御筒御金具四分一、 但御臺損ト用心全上鉄不足、	樫		
56	66	66	鑄形 三匁五分	1				(付箋)「寅二月御手入御用ニ 相出候、」	
57	67	67	銅火繩掛	1					
58	195	189	七番 御鉄炮御 長持	稻富流藤巻張鉄三匁五分玉 御筒 江州国友藤兵衛能當作	1	3尺3寸	御金具真鍮	樫	この鉄炮の情報は、付箋に書 かれ、「銅火繩掛」の上部に 貼り付けられている。
59	68	68		御鉄炮 国友勝左衛門作	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮帯掛 付、 但腰差、	澤栗	
60	69	69	玉薬袋 早合拾放分宛 火繩巻懸宛 口薬入巻ッ宛 火打帯車ニ入巻宛	10					
61	70	70	八番 御挟箱 疋荷	御鉄炮 国友勝左衛門張	10	1尺2寸	三匁五分玉角御筒御金具真鍮帯懸 付、 但腰差、	沢栗	【銃砲37】 【銃砲38】

62	71	71		玉葉袋 早合拾放分ツ、 火繩志懸ツ、 口薬入苧ツ、 火打帯車二入	10					
63	72	72	九番 御鉄炮箱	唐金百目玉五寸御筒	1	(5寸)	御紋附		右者御松明方之者定御預、 (朱字)「年々返上不致御松明 方ニ差置候、」	
64	73	73	一	唐銅折返シ御筒 無銘	1	1尺8寸	小路口御筒三匁五分玉三放出、 御金具真鍮、	樞	箱入	
65	74	74		鑄形	2					
66	75	75		瓢形胴薬入	1					
67	76	76		同(瓢形)口薬入	1					
68	77	77		御筒笠	1					
69	78	78		計合	1					
70	79	79		かるこ	1					
71	80	80		拾番 御鉄炮御 長持	二 腰指御鉄炮 芝辻彦八郎作	1	1尺2寸	丸小路御筒三匁五分玉御金具真鍮、 火挟ひとり上り口薬火蓋之内へ入帯 懸付、	樞、 裏裏ニ早 合八放分 付、	箱入
72	81	81	三 御鉄炮 三扱掛 無銘		1	1尺5寸	三匁五分玉御金具真鍮			
73	82	82	四 唐金百目玉御鉄炮 辻弥兵衛作		1	9寸		御臺附	「仕掛道具不足有之、」と書か れていたが、上から紙が貼ら れ、見えなくなっている。	
74	83	83	五 小御鉄炮		1		南蛮象眼、 此御筒稲富平左衛門方ニ御吟味之 処臺被 仰付候得者、御用立候由申 上ル、	臺なし	右巻箱ニ入、	
75	84	84	五 小御鉄炮		1		右同断(此御筒稲富平左衛門方ニ御 吟味之処臺被 仰付候得者御用立 候由申上ル)之処臺鉄物損御用立不 申旨申上ル、	臺鉄物損		
76	85	85	六 御鉄炮		1		三匁五分玉金物不足、 右同断(此御筒稲富平左衛門方ニ御 吟味之処臺被 仰付候得者御用立 候由申上ル)之処金物不足御修覆難成 旨申上ル、 かるこなし、			
77	86	86	八 御鑄鍋		5					「箱入、」 「右宝暦四年戊閏二月廿六日、 関又左衛門ノ請取、此所へ入 置、」
78	87	87	七 御鉄炮		1	3尺3寸	角御筒三匁玉御金物真鍮、 御鑄形添、	樞	右者寛政元酉年、芝辻長三郎 差上ル、	
79	88	88	八 御鑄鍋 御鑄形苧箭添	5						
80	90	90	拾一番	上 鉄百目玉抱打御筒 国友甚六郎	1	2尺3寸	御金具真鍮火挟鉄	樞	右者御松明方之者共年々拝借 いたし来御筒、	
81	91	91		十一 番下 鉄百目玉抱打御筒 国友九左衛門	1	2尺3寸	同断(御金具真鍮火挟鉄)	樞		
82	92	92	拾二番	唐金百目玉飛龍御筒	1	1尺8寸			「箱入、」 「此御筒延享四年卯七月遠山 大膳ノ相廻ス、」 【銃砲52】	
83	93	93	拾三番	朱塗鉄百目玉御筒芝付 無銘	1	2尺4寸5分	鉄火挟真鍮御金具、但尾祿し、		「右者御松明方之者年々拝借 いたし来御筒、」 「浅野三蔵張札、」	
84	94	94	拾四番	鉄百目玉御筒芝付 国友甚次郎重政作	1	2尺5寸	鉄火挟御金具真鍮、但巻金付、		「右者御松明方之者年々拝借 致来御筒、」 「瀬田五助張札、」	
85	95	95	拾五番	唐金五十匁御筒	3	2尺2寸	御金具真鍮	樞	右者御松明方之者年々拝借致 来御筒、	
86	96	96		鉄五拾匁玉抱御筒 芝辻茂右衛門作	1	2尺2寸	御金具真鍮	樞	「天保十亥年、新規御張立、」 この鉄炮の情報は、付箋に書 かれ、貼り付けられている。	
87	97	97	拾六番 御鉄炮箱	御鉄炮 清堯作	2	3尺7寸	小路口御筒御金具赤銅	樞、 黒塗金御 紋付、		
88	98	98		下袋浅黄羽二重萌黄紐付						
89	99	99		上袋狸々皮御紋付 裏萌黄茶丸						
90	100	100		胴薬入玉袋口薬入			いづれも革包青漆塗金御紋金物赤銅 紅紐付			
91	101	101		セ、リ			銀筒赤銅、式通り充添			
92	101	102	拾七番上	御鉄炮 芝辻理右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樞		
93	102	103		御鉄炮 芝辻藤右衛門張	1	3尺	角御筒三匁五分玉御金具真鍮	樞		
94	103	104		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御 金具真鍮)	(樞)		
95	104	105		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御 金具真鍮)	(樞)		

96	105	106 107		御鉄炮 無銘	1	(3尺)	右同断(長三尺角御筒三匁五分玉御金具真鍮)、袋緋羅紗中貫菱御紋附萌黄紬付五ツ添、(付箋)「此御鉄炮袋下之御箱江入、」	(樞)	
97	107	108	拾七番下 枚箱のうち	胴薬入	5		臘色中貫菱御紋付		
98	108	109		玉袋	5		萌黄紋羅紗紐萌黄綿打		
99	109	110		口薬入	5		黒革中貫菱御紋付		
100	110	111		疾筒	20		黒塗		
101	111	112		胴らん	5		青漆革中貫菱御紋付紐萌黄綿打		
102	112	113		火縄紺もめん	5				
103	166	162	拾八番	唐銅五拾匁玉御筒	1	(「長」とだけあり寸法未記入)	藤唐草付		(付箋)「貳拾番=御番立替ル、」
104	157	153	拾九番	御鉄炮 無銘 (番立は二)	1	1尺1寸4分	三匁五分丸格子口御筒御金具真鍮	樞、 中川孫平 治作	「享和元年西二月御買上=相成、」 「右御筒=影有之候番立左之通、二、四、七、八、九、」
105	158	154		御鉄炮 無銘 (番立は四)	1	1尺2寸3分	五匁玉御筒御金具真鍮	樞、 中川蔵有 作	
106	159	155		御鉄炮 無銘 (番立は七)	1	1尺6寸6分	六匁玉角格子口御金具真鍮	樞、 御臺中川 孫平次作	
107	—	—		御鉄炮 国友四郎左衛門重信作 (番立は八)	1	1尺5寸5分	十匁玉御筒御金具真鍮	樞、 御臺中川 蔵有作	
108	160	156		鉄三匁五分玉筒 五挺揃 松屋作 (番立は九)	1	1尺2寸	御金具真鍮	樞	
109	189	183	式拾番	巻張鉄六匁玉筒 拱州住国友弥兵衛尉作	1	2尺	但丸こうじ、御金具真鍮	樞、 臺大師堂 七左衛門 尉直之作	「享和元年西二月御買上=相成、」 (付箋)「此武器、古キ御帳之筋分不相見候趣=相見候面、今般新御帳ニハ省キ留候事、」
110	190	184		鉄十匁玉筒	1	2尺5寸			
111	—	—		拾匁玉鑄形	1				
112	—	—		六匁玉同(鑄形)	1				
113	—	—		三匁三分五厘玉(鑄形)	1				
114	—	—		三匁五分玉同(鑄形)	1				
115	—	—		三匁三分玉同(鑄形)	1				
116	167	164	廿一番	唐銅百目玉九寸御筒	1	(9寸)	但真金鉄火矢筒	御臺付	右者御松明方之者年々拝借致来候御筒、
117	168	165	廿二番	鉄三拾目玉御筒	1	2尺4寸3分	御金具真鍮火扶鉄、鑄形添、	樞	
118	170	167	廿三番	唐銅式百目玉御筒	1	(「長」とだけあり寸法未記入)	鑄形添	樞	「右者文化元年子四月御買上相成、」 この後、8丁の白紙が挟まる。
119	169	166		玉箱	1		金御紋付革覆掛、棒せた共、		「右文化三年寅九月出来、御松明方江渡シ切=相成、」 この玉箱の情報は貼り紙に書かれている。
120	171	168	廿四番	鉄百匁玉抱御筒 芝辻伝左衛門作	1	2尺3寸	鑄形唐金一筋添		「文化四年九月御買上ケ、」 この鉄炮の情報は朱字で書かれている。

※本表は「享和三亥年改 御鉄炮帳」(帳簿(3))に記載された鉄炮および附属品を一覧にした表である。

- ・事項の記載方法は、帳簿の表記に拠った。
- ・通番は筆者が整理および〈表1〉・〈表2〉・〈表3〉の比較のため独自に付した番号であり、帳簿中の番号は「箱番号」および「朱番号」の項に記載している。
- ・「通番との対照」の項のうち、対照不能な品については、「—」を用いて記載した。
- ・「同断」や帳簿に記載がなくとも補足すべき事項には()を用いて記載した。
- ・徳川美術館の伝存作例と比定できる鉄炮は「その他情報」の項に徳川美術館で用いている作品番号を【 】で記載した。
- ・読点は筆者が適宜付した。その他情報に記すべき事項が複数ある場合は「 」を用いて区別した。

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

——フランス大使館の移転と茶席——

はじめに

- 一 長興男爵邸
- 二 尾張徳川家麻布富士見町邸 (以上、前輯収載)
- 三 駐日フランス大使館の麻布移転
 - (一) 明治時代初期のフランス公使館
 - (二) 飯田町のフランス公使館
 - (三) 麻布富士見町へ
- 四 麻布富士見町邸の茶席(現在の心空庵)について
おわりに

三 駐日フランス大使館の麻布移転

東京都港区は区作成のホームページの中で、在日外国大使館のほぼ半数が現在同区内に集中する理由について以下の通り記している。

江戸時代末期に日本が世界へ国際交流の門戸を開き、最初の外国公使

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

香山里 絵

館がアメリカは善福寺に、イギリスは東禅寺に、フランスは濟海寺に、オランダは西応寺に置かれました。明治維新後、政府は旧大名家から没収していた屋敷の跡地を大使館用地として各国に提供しました。このような経緯により、大名屋敷が多くあった港区に大使館が集まったのです。⁽¹⁾

幕末から明治時代初期にかけて各国と通商条約が締結され、外国公館が置かれていく状況については研究が重ねられている。⁽²⁾ フランスは江戸に公館を置いた三番目の国であり、安政六年(一八五九)三田聖坂の濟海寺(芝区三田功運町、現在の港区三田四丁目)がフランスに割り当てられた。翌万延元年(一八六〇)四月、初代駐日総領ギユスターヴ・デュシエーヌ・ド・ベルクール(Gustav Duchesne de Bellecourt、一八一七～八二)は幕府に代理公使昇任を通告し、同寺にフランス公使館が置かれた。しかし明治時代初期のフランス公使館の所在について見解は定まっておらず、三田濟海寺の使用下限を小野吉郎は明治三年(二八七〇)、『新修港区史』では同七年とする。また奈良岡聰智ほかの研究で同六年七月にフランスが公使館用地として紀尾

井町・紀州藩跡地を希望し太政官が承諾したことが紹介されているが、明治二十年に飯田町に落ち着くまでの所在は明らかになっていない。後に明治三十九年にフランス公使館は大使館へと昇格している。

フランス大使館はどのような経緯を経て麻布富士見町に置かれることとなったのか、外務省外交史料館所蔵史料をはじめとする日本側に残る記録から改めてその経緯と背景を追ってみたい。

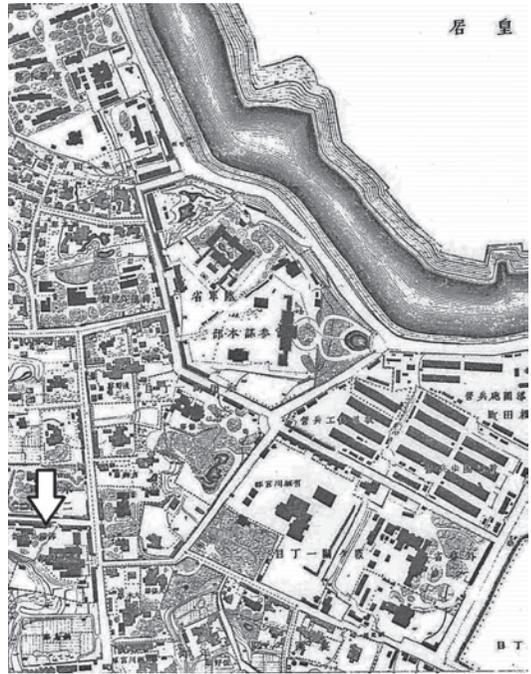
(一) 明治時代初期のフランス公使館

安政六年七月(一八五九年八月。明治五年十二月まで天保暦採用のため、西暦と和暦で日付が異なる。本論では和暦を優先して表記し、必要に応じて西暦を附記したが、フランス発行文書については西暦で記している。)ベルクールが濟海寺に入って以降、幕末の一時期、治安の悪化により公使館は横浜に置かれたものの、慶応二年(一八六六)には濟海寺の建物は改装され再び公使館として使用されていた。東京府は明治二年七月二十五日(一八六九年九月一日)から芝区三田功運町一番地の宅地一四一三坪四合三勺をフランス公使館用地として貸与したとしている。⁽⁴⁾同四年八月二十九日、外務省は、「条約済一ヶ国毎二是非共一ヶ所」公使館を設置すべく、用地を今のうちに貸借しておくべきと考えた。同五年三月十九日の伺いによれば、「一国二付四五千坪ノ地所ハ必用」であり、各国は「何れも外務省近傍ヲ望」んだという。しかし外務省近くの番町、麴町附近から虎ノ門内外の辺りまでは私有地となり、「公使館借用ト可致適宜ノ地所ハ更ニ無之候」という状況であった。同年六月四日には各国公使館予備地買上代金は一万二千五百円の予算がついた。⁽⁵⁾

イギリスがいち早く公使館を五番町に決める中で、フランス公使館の場

所は定まらなかつた。永田町旧名古屋県上地・赤坂溜池旧山口藩邸・赤坂門前旧紀州藩邸などが候補となった。赤坂溜池旧山口藩邸については同五年八月十五日フランスより公使館として使用したいとの要望があり、九月五日に承諾された。しかしその後提示された家屋代の支払いが遅延し、十一月二十九日に差戻しとなっている。⁽⁶⁾また紀州藩邸麴町五丁目横町、教部省大教院跡地)についても同六年七月十九日東京府との間で話はまとまっていたが、使用しないままに同九年三月二十日他用に供することが決められている。⁽⁷⁾同七年五月三日には三田聖坂、つまり濟海寺にある仮公使館の建物がフランスに譲渡され、同八年四月十一日には改めて三田聖坂に公使館移転との通知が出されている。⁽⁸⁾同九年十月には敷地内の崖地の修繕が行われ、濟海寺が公使館として継続して利用されていた。最終的に濟海寺敷地が返還されるのは同十五年八月五日であった。⁽⁹⁾濟海寺では十分なスペースが確保できていなかったのか、しばしば別に邸宅が借用され公使館属舎とされた。⁽¹⁰⁾

同十年六月、工部省雇である「ゴットフレイト」が満期解遣となり、十月一日、「ゴットフレイト」の居住していた工部省属舎である居館一宇(永田町二丁目)がフランス公使館本館となり、⁽¹¹⁾濟海寺は属館と位置付けられた。⁽¹²⁾工部省側の希望で当初一年半のみの借用予定であったが、フランスとして満足のいく物件であったのか、借用期限は翌年十月六日延期された。公使の交代に伴い、同十二年二月二十日永田町工部省属舎の公使館は一度引き払われたが、⁽¹³⁾永田町敷地の所有権等が工部省から東京府に変更された上で翌月には再び永田町に置かれたようであり、⁽¹⁴⁾明治十八年「参謀本部陸軍部測量局地図(挿図1)に確認されるほか、新聞にも永田町フランス大使館の記事が散見される。⁽¹⁵⁾途中、同十一年十一月隣地にある華族会館が清



挿図1 永田町フランス公使館周辺
 参謀本部陸軍部測量局発行「五千分の一東京図」5
 (明治16年(1883)測量、明治18年発行、国立国会図書館所蔵)より筆者作成

国公使館となるにあたり、住所は永田町二丁目二番地から七番地へと変更されたと思われる。

同二十年一月四日、日本に滞在していたフランス人挿絵画家ジョルジュ・ビゴ(Georges Ferdinand Bigot 一八六〇―一九二七)は「東京一番町十二番地 火災のあったフランス公使館の入り口」、「東京フランス一番町十二番地 フランス公使館の焼け跡」(いずれも宇都宮美術館所蔵、挿図2・3)を残している。宇都宮美術館の藤原啓氏のご教示によると、これらの作品はビゴ自身が生きたと考えられる裏書により「一番町十二番地」と名付けられているが、一八八七年三月十二日の『ル・モンド・イリュストレ』紙に永田町フランス公使館の火事の記事の挿絵として掲載された。外務省外交史料館の記録や新聞等の報道でも同日火事となったのは「永田町」の公使館であった。⁽¹⁶⁾翌日の読売新聞によれば、早朝七時五十分

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)



挿図2 ジョルジュ・ビゴ
 「東京一番町十二番地 火災のあったフランス公使館の入り口」(宇都宮美術館所蔵)



挿図3 ジョルジュ・ビゴ
 「東京一番町十二番地 フランス公使館の焼け跡」(宇都宮美術館所蔵)

トープより出火、本館・物置二棟・厩一か所が焼失し、同八時三十分に鎮火したとある。またこのフランス公使館の火事により予定されていた鍛冶橋練兵場での出初式に消防組の到着が遅れたとの記事もある。

火災によりフランス公使館は全焼して使用不能となり、読売新聞によると大山伯爵邸を仮宅していたとあり、川崎晴朗は同年四月から代理公使となったエルネスト・ブルガレル(Ernest Bourgairel、一八五〇～一九二九)が築地明石町居留地十八番地(ホテル・デ・コロニー跡地)に移転したとする。⁽¹⁷⁾

明治政府は同五年当初、公使館敷地の貸与契約を外務省と公使館の間で結び、公使館敷地は外務省御用地とする予定であった。しかし翌年六月八日公使館地所の所管は東京府に移管されており、右記の公使館の敷地契約は基本的に東京府との間で結ばれている。⁽¹⁸⁾

(二) 飯田町のフランス公使館

明治二十年五月十日、フランス公使館は麴町区飯田町一丁目一番地及び二番地(現在の九段南二丁目)の旧大隈重信邸に移転した。⁽¹⁹⁾ 中嶋久人によればこの飯田町の敷地は大隈重信が同九年十月から十七年二月二十五日まで暮らした雉子橋邸と呼ばれる邸宅で、大隈は早稲田に移転後、雉子橋邸の売却を小松彰(一八四二～八八)経由で渋沢栄一(一八四〇～一九三二)に依頼、最終的に渋沢自身が二十年二月十日、地所・建物・家具込で五万五千円で買上げたとする。⁽²⁰⁾ それに対し真辺将之は、渋沢が大隈の資金難を救うべく雉子橋邸のフランス公使館への売却を仲介したとしている。⁽²¹⁾ 「雉子橋邸売渡約定書」[早稲田大学図書館蔵]は確かに大隈と渋沢の間で交わされているが、一方で外務省外交史料館に残された同年二月二日付大蔵大臣松方正義宛の外務大臣井上馨書簡には、飯田町の敷地購入予算として土地三万六千円、家

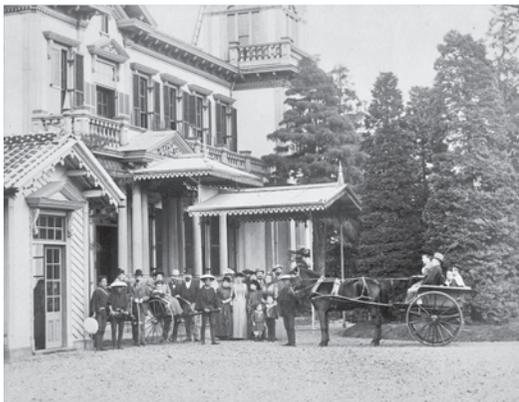
屋一万九千円の計五万五千円とある。新聞では明治十一年から大隈邸はフランス公使館になるとされ、また明治十五年には十二万円で政府が買い上げるとも報道されていた。⁽²²⁾

水面下で進んでいた話が、火事と渋沢の仲介で一気に進んだと考えられる。外務省記録によれば、二月二日の書簡以降、大隈邸をフランス公使館とする話は急速に進められ、

二月十六日には内務大臣山縣有朋から東京府に訓令が出され、三月一日には買上敷地の測量図面が東京府知事高崎五六から外務省に送られた。⁽²³⁾

飯田町の公使館敷地五三九八坪八合六勺五才の無期限貸与契約は、代理公使ブルガレルと東京府知事高崎五六との間に結ばれたが、フランス

議会で家屋購入予算が通過しなかったため、契約は翌二十



挿図5 飯田町フランス公使館 1891年 (フランス外務省所蔵)



挿図4 飯田町フランス公使館 1891年 (フランス外務省所蔵)

一年一月十四日まで遅れた⁽²⁴⁾。実際の入居から八か月ほど遅れることとなったが、大隈邸内にあった十五棟の建物計五三九坪八合三勺及び小社二か所は家具付きで譲与された⁽²⁵⁾(挿図4・5)。

「公文雜纂」によれば、同二十五年三月二十四日、飯田町のフランス公使館は火事となった⁽²⁶⁾。読売新聞によれば、午後二時十分公使居室のストーブの火が縁下に焼け抜け柱等を焦がし、煙突から黒煙が吹いたという。皇居のすぐ脇ということもあり、榎本武揚外務大臣はじめ「内外貴紳の走せ付け」だが、「直に消止めて大事には至ら」なかつたという⁽²⁷⁾。

同二十七年六月二十日、明治東京地震が起き、フランス公使館は「亀裂の入った廢屋」となった⁽²⁸⁾。当時横浜フランス領事館を建築中であつたフランス人建築家ポール・サルダ(Paul Paré Sarda 一八四四—一九〇五)により、凝洋風建築による公使館の建物が提案され、同二十九年に予算が承認、同三十一年同敷地内に公邸と事務局の建設が開始したという⁽²⁹⁾。サルダ設計の公邸は関東大震災で全焼するまで、事務局は麻布富士見町に移転するまで三十年近く使用されたが、特殊な工法であつたため拡張が難しく柔軟な使用が出来なかつたため、十年後には「容認できない建物」になつていたといふ⁽³⁰⁾。

同三十九年フランス公使館は大使館へと昇格し、建て替えの検討を開始した。明治二十一年飯田町の敷地賃貸契約書の第三条に「若し日本政府ニ於テ一般公益上ノ需用ノ為若クハ東京府庁ニ於テ企ツル市区改正ノ為ニ該地所ノ必要ヲ認メタルトキハ佛國代理公使若クハ其ノ後任者ハ日本國皇帝陛下ノ外務大臣ノ通知ニ依リ他ニ移転シ該地所ヲ日本政府ニ引渡スヘシ」とあることから、同四十年四月十五日、フランス大使オーギュスト・ジェラルド(Auguste Gérard 一八五二—一九二二)はこの建替の機会に「諸官衛ニ

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

接近セル高燥ナル土地ヲ撰ミ新ニ大使館ヲ建築」したいと伝えた⁽³¹⁾。具体的には麹町・赤坂・麻布・芝の北西部が挙げられた。フランスは麴町区隼町にある陸軍衛戍病院の地所(現在の国立劇場周辺)、続いて麻布鳥居坂にあつた丹羽子爵邸への移転を希望したが折り合わなかつた⁽³²⁾。同四十二年になつてフランスは芝赤羽町にある海軍省所管地の一部を希望し、同四十四年四月二十九日東京府知事阿部浩とジェラルドとの間で新たな契約が締結された⁽³³⁾。フランス政府は大正元年十月、技師アレキサンダー・マルセル(Alexandre Auguste Louis Marcel 一八六〇—一九二八)を日本に派遣し、赤羽町の大使館敷地を検分、建築様式を決定し、同三年大使館建築費として四百五十万フランをフランス下院に提出した。下院は通過したが上院で否決されている最中、第一次世界大戦が勃発、第一次世界大戦後も日本通貨に対するフランス通貨の換算が不利となり、フランス本土での多額の支出が必要になつたことから、東京には新たに大使館を建築することが不可能となつた。同十一年六月十九日、フランス大使ポール・クロードル(Claudel 一八六八—一九五五)は明治四十四年四月二十九日の賃貸契約を廃して明治二十一年一月十四日の賃貸契約を復活させた⁽³⁴⁾。

飯田町の敷地は継続使用が決まり、まず仮庁舎が建築され、そのうえでチエコ出身の建築家アントニン・レーモンド(Antonin Raymond 一八八八—一九七六)による本庁舎を建てる予定とされていた。工事が開始して間もない大正十二年(一九二三)九月、関東大震災が起きた。震災後におきた火災により、サルダが建てた大使公邸は全焼、増築工事中の事務局は無事であつた⁽³⁵⁾。クロードル大使は公邸焼失のため日光に避難し中禅寺にしばらく滞在、その後帝国ホテルや麻布霞町の北白川宮邸を一時借用したといふ⁽³⁶⁾。大使公邸は大正十四年六月レーモンドの設計により再建された⁽³⁷⁾。

関東大震災後、第二次山本権兵衛内閣の下、内務大臣後藤新平(一八五七〜一九二九)は帝都復興院を設置して総裁となり「東京市政要綱」を基に大規模な区画整理を行った。飯田町の敷地はこの区画整理の地域内となった。⁽⁴³⁾その後、政府の中央諸官庁は震が関一帯に集中する計画となり飯田町の敷地は土地区画整理の対象ではなくなったが、フランス大使館敷地は震が関・東京府立第一中学校(麴町区西日比谷一番地、現在の都立日比谷高等学校)の移転用地とされ、昭和二年(一九二七)二月九日フランス大使館に敷地の返還が求められた。⁽³⁹⁾生徒及び父兄の反対により、最終的に府立第一中学校は別の場所に移転することとなり、五月三十日東京府知事より大蔵省へ通達、六月二日大蔵省より外務省に交渉中止が伝えられ、田中義一大臣は六月二十八日大使に中止の申し入れをした。⁽⁴⁰⁾府立第一中学校生徒父兄の代表者四人は外務省を訪ねた際、飯田町移転を希望しない理由として、(一)学校の密集する地域であること、(二)湿潤な場所であること、(三)学生の風紀上もよくない、との三点をあげている。この(二)と(三)はフランス大使館においても同様に問題視されたであろう。また同四年六月、フランス大使館は近衛連隊のラッパの音で執務が妨害されるとして外務省に申し入れを行っている。⁽⁴²⁾明治四十年からフランス大使館は移転を希望し、加えて敷地には震災の被害や右記のような問題があった。明治四十年から継続して、麴町・赤坂・麻布・芝の「諸官衛ニ接近セル高燥ナル」移転候補地を探していたと考えられる。

(三) 麻布富士見町へ

昭和四年二月九日、フランス大使ロベール・ド・ピリー(Robert Jules David de Billy、一八六九〜一九五三、当時の外務省文書では「ビイ大使」「ビイー

大使」と表記される)は尾張家麻布富士見町邸(以下、「麻布富士見町邸」と記す)を訪れた。⁽⁴³⁾そして三月十六日、大使は大蔵省の係官に麻布富士見町邸に移転したいとの意向を伝え、「覚書」が作成された。

佛国大使ト外務大臣並ニ大使館一等通訳官ト大蔵省係官トノ会見ハ佛国大使館現所在地ヨリ更ニ大使館ノ希望ニ副フ他ノ土地ニ移転ノ件ニ関シ熟議スルヲ得シメタリ

日本政府ハ千八百八十八年一月十四日締結シタル永貸借ニヨリ佛国大使館ニ一地面ヲ使用セシメタリ

右地面ハ現ニ九段所在ナリト雖今後大使館ハ事実上在麻布徳川侯爵所有土地タリ得ヘキ他ノ地面ニ之ヲ設定スルコトヲ欲スルモノナリ、麻布所在地ノ売買価格ハ第一評価ニヨレハ九段所在土地ヨリ低廉ナルカ故ニ大使館ハ常ニ大ナル好意ヲ有セラルル日本政府ニ対シ右土地ノ買取計方ヲ要求シ得ヘキモノト思考ス

賃貸借条件ハ両土地ノ価格ガ最終評価後同等ト看做サルル程度ニ於テ同様タルヘシ

数多ノ資本家団体カ九段所在地購入ノ希望ヲ有セルコトニ関シテハ大使館ハ既ニ次官ニ対シ屢次指示シ得タリト信ス

大使館ハ最モ真面目ニ購入ヲ希望スト認メラルル資本家団体ノ現所在地購入ニ関スル様式並ニ麻布所在地ニ関シ徳川侯爵ノ承諾シ得ベキ売渡条件ヲ併テ日本政府ニ御通知スルヲ得ヘシ

佛国大使館ハ日本政府カ右売買ニ際シ現在大使館ノ有スル永貸借地権を完全ナル所有権ニ変更スルヲ得ハ最満足スルモノナリ⁽⁴⁴⁾

外務省には「覚書」以前に遡る麻布富士見町邸のフランス大使館への譲渡に関する記録がないが、この時点でフランス大使館と尾張家は既に譲渡

で同意していたと考えられる。尾張家はフランス語に堪能な入江銀吉を通訳兼交渉役として、フランス大使館と直接交渉を行った。⁽⁴⁵⁾四月二十三日には尾張家の御相談人会で麻布富士見町邸の売却が可決されている。

相議第二六六号 昭和四年四月廿三日

家令鈴木信吉

麻布富士見町本邸売却の儀伺

一本邸所在土地面積七千七百三拾坪及同地上に在る建物其他一切の地上物件

(但し一部の庭石及樹木を除く)

此売却価格金八拾五萬円手取

今回仏蘭西大使館移転地用として政府に於て予算成立の上は買収致し度旨申越あり、本邸は他に御移転の御希望も有之候際売却に關する細部の協定成立せし上は前記の金額にて売却可然哉奉伺候。⁽⁴⁶⁾

外務省でこの案件を担当したのは、前年から外務次官となつた吉田茂

(一八七八〜一九二六)であり、五月四日、大使に左記の通り返信した。

佛国大使宛半公信要訳文

拝啓 陳者貴大使館ヲ麴町区飯田町現所在地ヨリ、麻布区富士見町徳川侯爵所有地ニ移転方御希望ノ趣、三月十六日附貴覚書ヲ以テ、御申越相成敬承知候、

帝國政府ハ閣下ノ御希望ニ対シ、最モ好意的ナル考慮ヲ加ヘ候、而シテ大蔵大臣トモ合意ノ上、徳川侯爵所有地ヲ佛国大使館ノ使用ニ供スルニ必要ナル措置ヲトルヘキコトニ決シ候、貴大使館ハ閣下ノ選択セラルヘキ家屋、燈籠、石及樹木ヲ新敷地ニ持去ルノ自由ヲ留保シ、飯田町ノ地所ヲ日本国家ニ返還セラルヘク候、新敷地ハ貴大使館ニ対シ

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

無期限貸地トシテ且旧敷地ト同一ノ条件ノ下ニ貸渡サルヘク候、

徳川侯爵ハ別添明細書記載ノ建造物、樹木及ビ石ヲ持去ルノ自由ヲ留保致候、徳川侯爵ハ近ク閣下ニ対シ右ノ次第ヲ通報シ敷地引渡ノ方法ニ関シ協定スヘシト被存候、

右敷地移転ノ実行ニ関シテハ、帝國議會ノ協賛ヲ必要トスルモノ有之、從テ新貸地契約ノ調印ハ、來ルヘキ議會ニ於テ協賛ヲ得ル迄遅延可致候、乍併徳川侯爵ハ右契約ノ正式調印前ニ其ノ地所内ニ貴大使館ノ移転スルコトヲ容易ナラシムルノ用意アル趣聞知致候、尚本官ハ閣下ニ対シ帝國政府ハ最短期間内ニ貴大使館カ徳川侯爵ノ所有地ニ移転シ得ルヤウ努力可致旨通報スルノ光榮ヲ有シ候、

此段回答申進候、敬具、

昭和四年五月四日

吉田次官

在本邦佛国大使

ロペール、ド、ビー 閣下⁽⁴⁷⁾

飯田町のフランス大使館の敷地は日本政府に返還され、尾張家麻布富士見町邸の敷地は飯田町の大隈邸の際と同様、国家予算で購入され無期限貸地として飯田町と同条件でフランス大使館敷地として貸渡されることで調整された。尾張家では木造瓦葺の本館二棟・茶席一棟の計三棟・燈籠六基・石手水鉢七個・橋枕燈籠四基・石井桁一個・福祿寿石一個・庭入口石垣・角石三個・茶席和石類について移転先の目白邸へ移転させることを希望し、了承された。この目白邸に持ち出される茶席は四章で触れる現在の徳川美術館内にある心空庵である。尾張家は契約調印前にフランス大使館が麻布富士見町邸の敷地内に移転できるよう融通を利かせていた。

任期終了を迎えていた大使は吉田次官に返信し、翌五日に帰国の途につ

いた。既に四月十九日に参内し帰国の挨拶を済ませ、帰国前の最後の仕事として長年懸案である駐日フランス大使館移転をとりまとめたと思われる。大使の書簡は代理大使ドブレル書記官より義親に送られた。

昭和四年五月五日

於東京佛国大使館ロペールドビイ大使

侯爵徳川義親閣下

今般貴国大蔵省より予算通過を条件として閣下御所有の東京市麻布富士見町三三所在宅地を当大使館移転地として買収可相成趣他日貴大蔵省より右土地代金を完全に支払はれたる節は仏蘭西政府へ御引渡可被下旨御通知被下感謝致候、

貴外務省よりも同様意味合の通知有之候に付御参考迄に其写同封致置候間御一覽願上度今朝吉田外務次官に面会の結果該地上工作物一切(但し別紙目録物件を除く)も同様貴大蔵省に於て買収被致候相談相纏り候間追て閣下御帰朝の上は当方の希望として左記御詮考の上何卒該希望の達せられ候様御含み願上候且つ先に閣下の代理者入江氏より若し佛蘭西大使館に於て希望せば別紙付帯の図面中朱引内家屋を暫定的に当大使館用として御貸與被下候由承知致し感謝致候

一、貴邸の全部又は其一部分を当大使館に引渡願はれ候時日の御通知

二、貴邸を当大使館として使用するに付修繕改造新築等に着手開始致し得可き予想時日

三、仏蘭西政府としては右改造新築に付要する費用支出の件は本年十月頃本国政府に於て予算通過の見込みに付御参考迄申進し候、其節前項の件に対し種々御協議申上候節は事情御汲取の上妥協の精神を以て何卒御配慮相煩度事

また大蔵次官からも尾張家に左記の書類が送付された。

蔵営第七二四号

昭和四年五月四日

大蔵次官黒田英雄

侯爵徳川義親殿

所在東京市麻布区富士見町三三

実測面積 七七三二坪七合(内貸地八十三坪一合を除く)

右貴殿御所有の地所并建物及工作物を除きたる地上物件(別紙目録のものを除く)は佛蘭西大使館移転敷地として政府に於て買収致度計画に有之候処、右買収は帝国議會に於て予算の協賛を経たる上に非されば実行致し難きに付直ちに御契約相詰ひ候ことは困難に候へ共右内定せる旨予め御含置相成度、尤も右計画実行に際しては代金は九拾五萬円の見込に有之又同地上に存在する建物及工作物は貴殿より直接仏蘭西政府へ無償にて譲渡せらる、様御配慮相煩度此段得貴意候⁽⁵¹⁾

このように昭和四年五月、尾張家麻布富士見町邸のフランス大使館への売却は話がまとまった。日本及びフランスで予算が取得できたところで、契約に調印することとなった。日本政府の取得価格は九十五万円、建物その他は無償譲渡で合意していた。麻布富士見町邸は飯田町より面積が二〇〇〇坪以上広いが地価が低いため、フランス政府が敷地に対して支払う金額も同等で調整された。

同年七月二日、立憲民政党初代総裁である濱口雄幸が第二十七代内閣総理大臣に就任、同月十三日、大蔵省管財局遠山義光事務官は濱口内閣の財政緊縮方針によりフランス大使館移転予算は「極力努力し居るも困難あり、事態樂觀をゆるさざるものあり」と、外務省に伝えている。⁽⁵²⁾十二月に入り

来年度予算に編入されたか尋ねた欧米第二課鈴木九萬事務官に対して、遠山の返事は「編入無之」であった。⁽⁵³⁾

同年末、幣原喜重郎外務大臣は駐仏日本大使館安達峰一郎大使にフランス政府側での移転予算の進捗を尋ねた。⁽⁵⁴⁾翌年一月五日河合博之代理大使からの返信では、フランス政府は在京フランス大使館家屋拡張並びに設備費として一九三〇年四月からの会計年度に二百万フラン支出を議会に諮り、近く下院通過予定とのことであった。⁽⁵⁵⁾吉田次官は河田烈大蔵次官にフランスで予算案が通過した場合には日本側も必要な費用を支出する必要があると説得を試みた。⁽⁵⁶⁾しかしフランス側でも「政変の為」審議が大幅に遅れ、最終的に四月十六日になって確定した。この連絡を受けた吉田次官は、四月十八日河田次官にフランスでの予算通過を伝え、日本政府としても同時に対応できるように対応を依頼した。⁽⁵⁸⁾

同五年二月、フランスのドブレル代理大使が尾張家を訪れ、四月から麻布富士見町邸の修繕工事を開始したいと申し出た。同月四日、尾張家の小島鐮太郎と入江銀吉は外務省に吉田次官を訪ね、尾張家としてもフランス大使館の希望に沿うよう取り計らいたいと考えている、ついでには外務省として依頼の書面をいただくと共に、昭和五年度予算に移転費用が編入できなくとも多少の金額だけでも移転と同時に支払いたいだければ好都合であると伝えた。⁽⁵⁹⁾しかしこの支払いはなかったと考えられる。

四月十八日、ドブレル代理大使は外務省を訪れ、ダミアン・ド・マルテル (Damien de Martel, 一八七八―一九四〇) 新大使着任のため官舎がなくては困る、麻布の成瀬正行邸を修繕すれば大使館として使えそうであり二年間借りることにしたい、ついでには成瀬邸の税金を免除してもらえないかと依頼した。⁽⁶⁰⁾さらに面会后、赴任前のマルテル新駐日大使と連絡をとったドブ

レル代理大使は、成瀬邸の方の借家契約を急ぐよう指示を受けた。麻布富士見町邸の修理に一年近くの時間を要するため、その期間の借用を考えたことの内容であった。⁽⁶¹⁾

五月二十三日、大蔵省は麻布富士見町邸買収に必要な九十五万円の特別予算を追加予算として成立させた。⁽⁶²⁾フランス大使館からは五月十日、六月五日と成瀬邸の不動産税免除につき再度依頼があったが、大蔵省は七月十日に不動産税は納税者が成瀬氏であることから、もしフランス大使館が全邸使用するとしても免税にはできないとの見解を出した。⁽⁶³⁾

六月に来日したマルテル大使は成瀬邸を好んだようであり、成瀬邸に移転することにするので、まず麻布富士見町邸の所有権をもらい、麻布富士見町邸と成瀬邸と交換してフランス大使館は成瀬邸に移転するとし、これを本国にも諮り、外務省にも伝えた。吉田次官は、ピリー前大使の話には一切成瀬邸のことは話にでておらず、麻布富士見町邸に移転するとして協議は成立しているので、フランス国としてはまず一旦麻布富士見町邸の引き渡しを受けてから話し合いをするのであれば異議はないと答えた。他方、日本政府予算内で押さえた九十五万円の予算については本年度内に使用する必要があるため、すぐに敷地交換を終わらせてほしいと述べ、大使も敷地交換を速やかに行いたいと返答した。⁽⁶⁴⁾十二月十六日、マルテル大使は幣原外務大臣宛に書簡を出し吉田次官とピリー大使の取り決めの如く至急実行することを希望するとし、この公文に基づき外務省は十二月十八日大蔵省に対し本件を実行するよう促した。⁽⁶⁶⁾同六年一月十九日付公信蔵営第九五号をもって麻布富士見町への移転を正式に実行させることが決まった。⁽⁶⁷⁾フランス政府側も三月までに改築予算二百万フランを使う必要があるため、麻布富士見町邸本館は二月二十日迄に引き渡しを願いたいと伝えた。⁽⁶⁸⁾

同年一月二十三日、尾張家には入江銀吉より二月十五日を期限として麻布富士見町邸を明け渡しよう伝えられた。尾張家の記録では同年二月九日に日本政府が麻布富士見町邸を購入したとする。⁽⁶⁹⁾翌十日、御相談人会でも麻布富士見町邸売渡の報告がなされた。

昭和四年相議録第二九六号

昭和六年二月十日

家令鈴木信吉

富士見町邸売渡し完了の件報告

当富士見町邸政府に買上げの件、昨九日手続完了本月二十日限り明渡の事に相成候間報告候也

尚右に付目白新邸落成迄麻布区桜田町後藤藤伯爵邸を借入れ仮寓せらる、事と相成候、之に要する借家料及移転に関する経費は篤と取調べ追て提案可仕候⁽⁷⁰⁾

この御相談人会の数日前の二月六日、義親は麻布桜田町の故後藤新平伯爵邸の内覧に訪れ、一時借用することを決めた。尾張家は二月十三日から麻布桜田町邸への引越作業を開始し、十八日に麻布桜田町邸に移転し麻布富士見町邸を去った。⁽⁷¹⁾尾張家の敷地の内五五坪六合八勺はフランス大使館に売却せず警視庁に寄附している。⁽⁷²⁾

東京府とフランスとの間では邦文を原本とし、図面とフランス語訳文を添付した契約書が二通作成され、昭和六年二月十七日に署名された。⁽⁷³⁾同月二十日、義親から外務省永井松三宛に贈与証書（フランス大使マルテル宛が送付され、同日、飯田町大使館敷地に東京税務監督局・フランス大使館・外務省の各代理人が集まり、形式的な引き渡しが行われた。最終的に五月には一通り手続きが終了したと考えられる。⁽⁷⁵⁾



挿図6 アントニン・レーモンド
フランス大使公邸南面(1933年)、レーモンド所蔵



挿図7 麻布富士見町フランス大使館
『L'illustration』1933年9月23日号掲載、
フランス外務省提供(挿図6・7)

フランス大使館は尾張家から譲られたヤン・レツル設計の本館は使用せず、再びアントニン・レーモンドに設計を依頼して建設を開始し、完成するまでの期間、大使公邸と外務省の外交事務所は麻布広尾町三番地の成瀬邸に置かれた。⁽⁷⁶⁾それ以外の大使館の部署は飯田町に引き続き置かれていた。同八年一月十一日、新築工事の大半が終了、麻布富士見町邸で事務が開始し、二十日には移転が完了、二月に麻布富士見町への移転が告知された^(挿図6・7)。

明治政府には、幕末の御殿山のように公使館・大使館を集中させる方針や旧大名邸を外国公使館に割り振るといった姿勢はみられない。一・二章で述べた通り、麻布富士見町の敷地は明治時代初期には畑や林となっていた場所を長與男爵家が購入し、続いて尾張家が使用していた場所であり、旧所有者は尾張家ではあるが、「旧大名家から没収していた屋敷の跡地」ではない。フランスの場合、公使館の設置場所を日本側から推薦したのは

飯田町のみであり、それ以外はいずれもフランスの要望に沿っている様子がみられた。

明治から昭和時代初期にかけての外国公館設置場所はどのように選ばれたのであろうか。フランスの場合、濟海寺を除いて既設の洋館を借用して設置され、予算がついた時に建て替えるという方針を採用していたことが確認されよう。大使館の敷地取得や建設費は国家予算であることから議会の同意が必要であり、予算取得には数年を要した。そしてまとまった敷地を手放す華族側の立場からみれば、大使館への譲渡は政府が敷地を購入することから最も安定的であったのではなからうか。特に昭和時代初期の不況の中、九十五万円で購入された麻布富士見町邸を一括購入する購入者は他にいたであろうか。既に目白の敷地は購入されており、麻布邸の売却から得た資金の多くは財団設立時の基本金百十七万八千七百四十四円四十二銭に加えられたと考える。そして外国公館にとっても、華族が所有していた広い敷地と洋館は、建物を新設する予算がすぐに取れなくとも移転できる転居先として魅力的であった。麻布富士見町邸のヤン・レットル設計の洋館は大使館として使用されることはなかったが、当初は修繕して使用する予定であったと思われる⁽⁷⁸⁾。

明治二十年当初、皇居に近い旧大隈重信邸である雉子橋邸は公使館に相応しいものであったと思われる。しかし二度の地震により飯田町の公使館・大使館は大きな被害を受けた。麻布富士見町邸はフランスが希望した条件を満たすだけでなく、関東大震災で建物倒壊が起きていない点においても信頼のおける敷地であった。

麻布富士見町邸をフランス大使館とする提案を行い、仲介したのは誰なのか、このような売買は特殊な事例なのか。不明な点は多いが、大隈重信

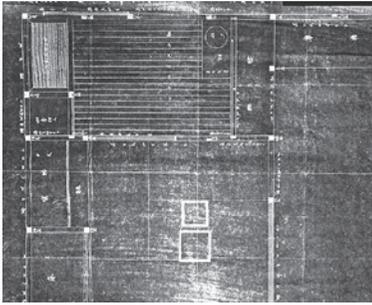
邸と尾張家の麻布富士見町邸は、旧所有者側からも大使館敷地を捉えらる興味深い事例と考える。

四 麻布富士見町邸の茶席(現在の心空庵)について

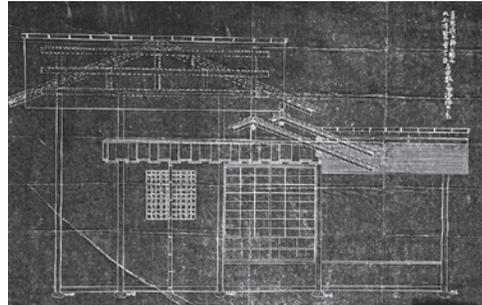
現在、徳川美術館で心空庵となっている茶席は、大正三年(一九一四)十二月、おたからいかん大寶正鑑(一八七二)歿年不明)より尾張家に寄贈され、麻布富士見町邸内に設けられた。大寶正鑑は尾張家家老の家に生まれた石河正基(一八三二〜一九〇八)の四男として明治五年に生まれ、愛知県下屈指の資産家であり事業家である大寶陣(一八七二〜一九五四)の妹と結婚して大寶姓となり、木材業界の重鎮であった⁽⁸⁰⁾。

寄贈された茶席は麻布富士見町邸では敷地南西の高台に設けられた。この茶席が使用された記録は殆どない。しかし麻布富士見町邸をフランス大使館に譲渡するに際して、この茶席は新邸に移築することが早くから決められており、昭和五年(一九三〇)九月二十七日に大工岡田浅太郎により解体され目白に運搬、同年十月二十七日の移築許可を得て十一月に目白邸内に岡田により再建された⁽⁸¹⁾。そしてこの茶席は、第二次世界大戦の空襲で焼失した徳川美術館の茶席・心空庵の代わりとして、昭和三十七年(一九四二)徳川美術館内に移築⁽⁸²⁾。平成二十六年(二〇一四)十月七日に国登録有形文化財(建造物)として指定された。美術館移築以前は「茶席」とのみ記録され、名前は無い。

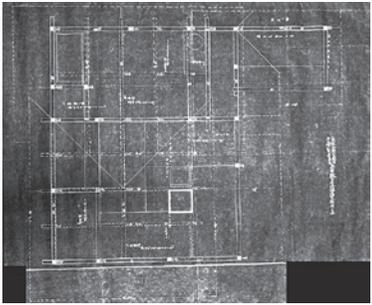
この茶席は大正三年三月二十日から七月三十一日に上野公園池で開催された東京大正博覧会に大寶正鑑が設計、出品した建築を尾張家に寄附したことが以前から知られていた⁽⁸⁴⁾。加えて平成二十六年の指定に先立ちこの茶



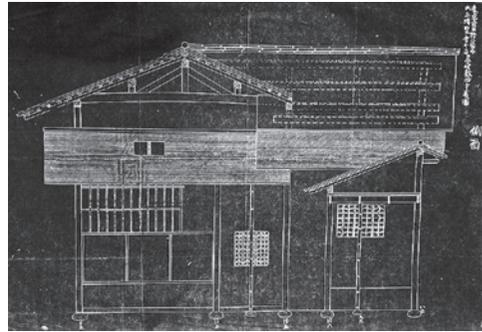
挿図10 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」平面図(個人蔵)



挿図8 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」正面図(個人蔵)



挿図11 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」梁伏図(個人蔵)



挿図9 「東京府上野公園内大正博覧会出品
茶座敷縮尺拾分之壹」側面図(個人蔵)

席の図面を発見することが出来た。図面は正面、側面の立面図と平面図、梁伏図の四枚である(挿図8、11、個人蔵)。この図面で茶席が実際に東京大正博覧会への出品した建築であることが確認されたが、更に今回の調査で出品当時の写真と解説から同博覧会で金牌を受賞したことが確認出来た。

この茶席は第四部第五十二類第四の「造林及森林保護ノ内 二、造林ノ方法及成績、四、森林保護ノ方法及成績、五、有益、有害動植物及森林並木竹材被害ニ関スル標本及図画」に杉材の見本として出品され、第一会場の林業館裏北に「但馬国妙見山杉材陳列場」の一つとして建てられた⁸⁵。心空庵は霧島スギや神代材などの銘木・奇木が多用されているが、林業見本として建てられた理由もあつたことであると考えられる。佐藤功一によればこの展示は評判であり、『東京大正博覧会建築号』前編、大里廓南「大正博覧会美術館出品評」等に図版が掲載されている(挿図12・一五〇頁掲載)⁸⁶。文末に東京府編『東京大正博覧会審査報告』二巻から「大寶正鑑出品杉材解説書抄録」と授賞理由を参考資料として掲載する。

大正時代、茶道は再注目を浴び、博覧会や博物館に茶室が設置されたことが知られている⁸⁷。東京大正博覧会に出品されたことが確認される現存する茶席であるのに加え、当初の図面及び出品博覧会での評価が判明する貴重な一例と考える。義親は茶会を催した記録がほとんどなく、麻布富士見町邸から目白に茶席を移築させた理由は長らく判明しなかったが、義親はおそらく林政史の視点からこの茶席を身近に置き、日本における林業の重要性を語る際に使用していたのではなからうか。ここでは資料をまとめて公開するに留まり、今後の研究に期待したい。

麻布富士見町邸からはこの茶席と共に、日本館の一部、長與邸由来の書院が目白に移築され、現在もその一部が現存する。書院についても何らか

の由来があるのだろうが、現在には伝えられておらず、現時点で個人の邸宅として使用されることから、本論では付記するに留める。

おわりに

麻布富士見町邸が長與家から尾張家の所有となりフランス大使館へと譲渡されていく過程及び麻布富士見町邸から移築された茶席について、本論では四章に分けて論じた。第一章では明治時代初期には緑地となっていたこの敷地に、明治四十三年（一九一〇）にヤン・レッツル設計による長與邸が完成しながら、すぐに手放すこととなる背景を、同じく長與称吉が関与したレッツルにより建設される大日本私立衛生会会堂も踏まえて論じ、第二章では長與邸を購入した尾張家が最終的に二十九棟からなる大邸宅を完成させる様子を述べた。高台にそびえるレッツルの洋館には関東大震災後に渡邊仁による新館と茶席・馬場・テニスコート、そして現在もフランス大使館内に屋外プールとして現存する池泉などが備えられ、庭内で園遊会、運動会等も開かれた。しかし尾張家は財団を設立するにあたり、麻布富士見町邸をフランス大使館へと譲渡した。第三章ではフランスが幕末に修好通商条約を結んで以降、どのような経緯でこの麻布富士見町邸の敷地に移転してきたかを外務省資料を中心に確認した。そして第四章では麻布富士見町邸から目白邸に移築され、更に徳川美術館へと移築された大正博覧会出品の茶席について資料を紹介した。

尾張家が麻布富士見町邸を使用したのは大正から昭和時代初期にかけての十六年間に過ぎないが、購入する際と売却する際の邸宅に対して尾張家が抱く価値観は明らかに異なる。麻布富士見町に移転した際にはレッツルの

洋館と広い敷地を評価していたと考えられるのに対して、目白邸に移築したのは大正博覧会出品の茶席と長與邸から引き継がれた書院であった。これを尾張家の歴史の中で捉えることも出来るが、華族の邸宅が建てられ大邸宅へと発展しながら、外国公館へと変わっていく、社会の大きな流れとしても捉えることが出来る。本論で記した一つ一つの事柄は更なる細かい検討、検証が必要であるが、将来にわたり多くの研究に活用されることを願い、ここでは限られた頁数のなかで関係資料をまとめることに専念した。

註

- (1) 東京都港区ホームページ「港区には大使館がいっぱい」<https://www.http.city.minato.tokyo.jp/kyouikucenter/kodomo/kids/machinami/taishikan/index.html>
- (2) フランス公使館・大使館の論文として以下を参照した。
 - 『江戸の外国公使館』港区立港郷土資料館、二〇〇五年。
 - 川崎晴朗「わが国における各国の外交・領事使節」『外務省調査月報』五、外務省第一国際情報官室、一九六四年。
 - 澤護「お雇いフランス人H. Deaton — 在横浜フランス領事館とフランス郵便局」『新修港区史』東京都港区役所、一九七九年。
 - 川崎晴朗「江戸にあった外国公館」『外務省調査月報』一九八七年一、外務省第一国際情報官室、一九八七年。
 - 川崎晴朗「幕末の駐日外交官・領事官」〈東西交流叢書四〉（雄松堂出版、一九八八年）。
 - a 小野吉郎「パリ日本大使館と東京フランス大使館の歴史年表」〔日仏文化〕六四、日仏会館、一九九九年。
 - b 川崎晴朗『築地外国人居留地』雄松堂出版、二〇〇二年。
 - c Christine Vendredi-Anzanneau, Sandrine Mahieu, Traduction Yuki Imura, "La Residence de France à Tokyo", Editions Internationales du Patrimoine, 2012. (邦

- 訳『東京のフランス大使公邸』。
- d 主査 奈良岡聰智・委員 小川原正道・川田敬一・土田宏成・梶原克彦・水野京子「駐日大使館建築の基礎的・実証的研究」(『住総研 研究論文集』三九、二〇一二年)。
- 川崎晴朗「明治時代の東京にあった外国公館(二)」(『外務省調査月報』二〇一三年一、外務省第一国際情報官室、二〇一三年)。
- e 川崎晴朗「明治時代の東京にあった外国公館(五)」(『外務省調査月報』二〇一四年一、外務省第一国際情報官室、二〇一五年)。
- (3) 前掲註(2)d。
- (4) JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208324300 「芝区三田功運町一番地仏蘭西公使館用地トシテ貸渡並辺地一件」(312129) (外務省外交史料館所蔵)、明治十二年六月二十七日「地所貸渡証書」。
- (5) 『東京市史稿 市街篇』五三(東京都、一九六三年)。
- (6) 明治五年八月十五日公使館として使用したいとの要望があり、九月五日承諾、同月二十五日には「赤坂溜池舊山口石川両邸所望に任せ貸渡すへし、家屋は別紙代価を以て譲渡すべき」との記録がある。しかし十一月になっても代金は払われず遅延するとの通知の後、十一月二十九日には差戻しとなっている(前掲註(4)文献第16号「工部省へ溜池元山口邸佛国公使館ノ為貸与ヘシ所同公司断ニ就キ右地所差戻シ方照会ノ往翰」明治五年十一月二十九日)。
- (7) 前掲註(2)dで紹介されたように「太政類典」明治六年七月十九日(第二編、国立公文書館所蔵)をはじめいくつか麴町旧紀州藩邸貸与の記録があるが、使用しなかったことが判明する(前掲註(4)文献、第38号「内務卿ヨリ前同件東京府於テ屢往復ヲ重ネ結局別紙之通回答アリシ旨同府ヨリ申出シ問該地ハ他用ニ供セシ旨別紙書類添通知ノ来翰」明治九年三月二十日)。
- (8) 前掲註(4)文献、第33号「東京府知事参事へ前件三井組預り券ヲ以回送ノ往翰」附属「證書」明治七年五月三日、第34号「佛国公使館譯官ヨリ同国代理公使東京三田聖坂公使館へ移転ノ旨報知ノ来翰」明治八年四月十一日。尚、隣地である「元松平豊前守上地跡」も使用していたが不用になり明治四年十月十日東京府へ地所返却の照会が行われている(第1号)。
- (9) 「済海寺仏公使館絵図」(東京大学史料編纂所所蔵)は明治九年の崖地修復工事

の際の図面と推定する。前掲註(4)文献、第39号「東京府知事へ三田聖坂仏国公使館後面ノ崖地壞崩ノケ所修繕方照会ノ往翰」(明治九年十月十八日)、同第40号「東京府知事ヨリ前件同公使ヨリ申出其筋何済直ニ着手ノ運ヒナル旨回答ノ来翰」(明治九年十月二十五日)。

- (10) 永田町工部省属舎への移転の上申に「是迄佛国公使館ハ三田済海寺内ニ候処」とあることから、明治十年までは済海寺に置かれていたと考える(佛国公使館移転ノ儀上申)「公文録 明治十年・第十六卷・明治十年十月〜十月・外務省伺(十月・十月)」国立公文書館所蔵。明治十五年八月五日東京府知事吉川顕正より外務大輔吉田清成宛「仏国公使館地返還之儀上申」が確認される(JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208324400 「芝区三田功運町一番地仏蘭西公使館用地トシテ貸渡並辺地一件」(312129) (外務省外交史料館所蔵))。
- (11) 明治七年「東京府下猿楽町高辻修長邸ヲ購ヒ佛国公使館附属ト為ス」、「府下猿楽町綾小路邸地佛国公使館附属館ニ無年限ヲ以テ貸渡」(『太政類典』第二編(国立公文書館所蔵)、「東京市史稿 市街篇」五六(東京都、一九六五年)といった記録をはじめとして、以降度々借用記録が残されている。
- (12) 明治十年五月二十一日「工部省雇外国人舊居館ヲ佛国公使ニ貸与ス」(『太政類典』第二編、国立公文書館所蔵)。「築地居留地」(東京都、一九五七年)。
- JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B1208326100 「永田町二丁目七番地旧二番地官舎仏国公使館用為貸渡一件」(312424) (外務省外交史料館所蔵)第41号〜61号。「ゴットフレイト」(「ゴットフラー」とも表記)の可能性ある人物として、ゴットフリート・ワケネル(Gottfried Wagnen, 一八三二〜九二)、ジョン・ゴッドフレー(John Godfrey Hochstaetter Godfrey, 一八四一〜八〇)を考えるが、特定に至っていない。
- (13) 前掲註(12)文献、第79号「寺島外務卿より川嶋大警視・楠本知事宛通知」(明治十年十月一日)。
- (14) 「永田町佛国公使移転」『太政類典』第二編、(国立公文書館所蔵)、「公文録 明治十二年・第三十卷・明治十二年一月〜二月・外務省(一月・二月)」(国立公文書館所蔵)。
- (15) 明治十二年五月二十九日に外務省の要請により該当工部省用地が返却されて

いる(工部省永田町ノ用地返付)「太政類典外編 明治十一年・制度・官制・官規・儀制・宮内・保民・兵制・学制」国立公文書館所蔵)。以降も永田町フランス公使館敷地内へのガス管引入(明治十五年)、借用期限延期(明治十八年)といった記録が残されてくる(前掲註(12)JACAR文獻)。また『読売新聞』明治十七年七月三十日、同十八年一月十四日の記事もフランス公使館の場所を永田町二丁目とする。

(16) 前掲註(12)JACAR文獻、一八八七年一月八日「シェンキウィツ公使から井上馨外務大臣宛書状」(受第三〇五号)及び返信(送第一七九号)、『読売新聞』明治二十年一月五日朝刊、『朝日新聞』明治二十年一月六日朝刊。当時のフランス公使はジョゼフ・アダム・シェンキウィツ(Joseph Adam Stenkiewicz、一八三六―九八)である。

(17) 『読売新聞』明治二十年五月十一日、前掲註(2)e。尚、川崎は築地の同住所に明治十年にも公使館が一時的に置かれたとする(前掲註(2)b)。尚、外務省資料にこれらの借用記録はない。尚、ブルガレルは明治十九年十一月から二十五年五月十日まで一番町五十五番地の青木周藏宅を借家してゐる(JACAR(アジア歴史資料センター)Ref: B12082627800「明治十九年 佛国公使館属員ブルガレル氏麴町区一番町五十五番地青木周藏方相对借ノ件」(M312415)(外務省外交史料館所蔵))。

(18) 『東京市史稿 市街篇』五四(東京都、一九六三年)。

(19) 「公文類聚 第十一編・明治二十年・第十卷・外交門」国立公文書館所蔵、JACAR(アジア歴史資料センター)Ref: B12083360000「自明治廿年 府下麴町区飯田町一丁目一、二番地仏蘭西公使館用ノ為家屋地所買入並貸渡一件」(312148)(外務省外交史料館所蔵)。尚、転居通知は明治二十一年一月十八日にも出されており、五月に移転していたものの実際の契約がなされた後に再び通知されたと推定する。

(20) 中嶋久人「雉子橋邸を知っていますか 第二回 権力中枢に近接する場」『早稲田大学』、二〇一八年九月投稿、<https://www.waseda.jp/top/news/60890/>、同「雉子橋邸を知っていますか 最終回 「雉橋老」から「早稲田老」へ」『早稲田大学』、二〇一八年十月投稿、<https://www.waseda.jp/top/news/61287/>。中嶋によれば

雉子橋邸は一八七八年四月八日明治天皇の行幸もあった建物であり、「邸は近時の新築にして其の結構頗る美なり」(『明治天皇紀』四、吉川弘文館、一九七〇年)と記録される。

(21) 真辺将之「渋沢栄一と大隈重信」(Waseda Online、二〇二一年七月二十六日、<https://yab.yonituri.co.jp/adv/wol/opinion/culture/20210726.php>)。

(22) 『読売新聞』一八七八年六月二十七日朝刊・一八八二年二月十一日朝刊。

(23) 前掲註(19)JACAR文獻「自明治廿年 府下麴町区飯田町一丁目一、二番地 仏蘭西公使館用ノ為家屋地所買入並貸渡一件」。

(24) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref: B14090645400「在本邦各国公館関係一件(建物転貸関係ヲ含ム)仏国ノ部」(M1.5.04.9)(外務省外交史料館所蔵)には 仏文・邦文の契約書がある。邦文は左記の通り。

佛国公使館敷地貸借契約書

下ニ記名スル東京府知事男爵高崎五六及日本国駐劄佛国代理公使エルネスト、ジョーゼフ、アンドレー、ブルガレルハ佛国公使館敷地トシテ麴町区飯田町一丁目一番地及二番地一帯ノ地所貸借契約締結ノ為各其政府ノ委任ヲ受ケ現在者及其ノ後任者ノ名義ヲ以テ左ノ條項ヲ協定セリ

第一條 前頭東京府知事ハ別紙絵図面ノ東京市麴町区飯田町一丁目一番地及二番地ニアル面積五千三百九十八坪八合六勺五才ノ地所ヲ佛国公使館ノ敷地トシテ佛国代理公使ニ貸与ス又同知事ハ金壹万九千円ノ代価ヲ以テ該地所内ニアル一切ノ家屋其ノ他ノ建設物ヲ同代理公使ニ譲与スルニ依リ右家屋其ノ他ノ建設物ハ佛国政府ノ所有ニ帰スヘシ前記佛国代理公使及其ノ後任者力全然該地所ヲ公使館ノ用ニ供スル間ハ本契約書ニ列記スル條件ヲ以テ之ヲ貸与シ且下ニ記載スル借地料ノ外種類ノ如何ヲ問ハス一切課税セラルルコトナカルヘシ

第二條 該地所壹ヶ年ノ借地料ハ百坪ニ付金拾円ノ割ヲ以テ毎年四月一日ニ一ヶ年分ノ金額ヲ佛国代理公使若クハ其ノ後任者ヨリ東京府知事若クハ其ノ後任者ニ前納スルモノトス

第三條 若シ日本政府ニ於テ一般公益上ノ需用ノ為若クハ東京府庁ニ於テ企ツル市区改正ノ為ニ該地所ノ必要ヲ認メタルトキハ佛国代理公使若クハ其ノ後任者ハ日本国皇帝陛下ノ外務大臣ノ通知ニ依リ他ニ移転シ該地所ヲ日本政府ニ引

渡スヘシ

但日本政府ハ佛国政府ニ対シ右地所ノ還付及移転ヨリ生シタル損害ノ相当賠償ヲ為シ右ノ地所ニ代ハルヘキ他ノ地所ヲ貸与スヘキハ勿論ノコトトス
右證拠トシテ両国ノ全権委員本契約書ニ記名スルモノナリ

明治二十一年一月十四日即チ千八百八十八年一月十四日東京ニ於テ

高崎五六

ブルガレル

- (25) 前掲註(19) JACAR文獻「東京府知事高崎五六より外務次官子爵青木周蔵宛通知」(明治二十年五月十日)によれば、主館である洋館は木製三階建てで建坪三八坪六合三勺、附属品調書には「三ノ間応接所」、「四ノ間上等応接所」、「食堂」、「小食堂」、「表玄関」、「内玄関」、「本家二階寄セ木ノ間」、「同一ノ間」、「二ノ間」、「三ノ間」、「四ノ間(畳敷ノ間)」、「五ノ間(寝間畳敷ノモノ)」、「便所」、「三階昇降口」といった室名と共にストープや吊ランブ・椅子・窓掛・絨毯などが記録されている。また「雉子橋邸売渡約定書」(明治二十年、大隈重信・渋沢栄一、イ14 A5231) 早稲田大学中央図書館所蔵)にも附属物品が記される。

(26) 「公文雑纂 明治二十五年・第五卷・外務省」(国立公文書館所蔵)。

(27) 『読売新聞』一八九二年三月二十五日朝刊。

(28) 前掲註(2) c。

(29) 前掲註(2) a, c。尚、サルダによる公使館の敷地図面はJACAR(アジア歴史資料センター) RefB12083423100「自明治四十年四月 在本邦佛国大使館敷地交換希望二関スル交渉一件」(A3121151) (外務省外交史料館所蔵)にあるが、建物の様子を伺わせる写真、立面図といったものは確認できていない。

(30) 前掲註(2) c。飯田町の建物の明治東京地震での被害、建替等の記録は外務省資料には確認できな。

(31) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB1208377200「在本邦各国公館用地貸渡一件 佛国之部」(A31211122) (外務省外交史料館所蔵) 前掲註(29) JACAR文獻。尚原文では「Le Gouvernement de la République se voit (中略) à désirer que l'hôtel de l'ambassade soit construit dans un quartier plus élevé, plus rapproché de la partie de la ville où sont groupés les édifices publics les

palais, les résidences des autres Ambassades et Légations et où s'édifient les constructions nouvelles.」とある。前掲註(2) cにこの経緯は記されている。

(32) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB14090645300「在本邦佛国大使館敷地関係一件(建物転貸関係ヲ含ム) 仏国ノ部」(M15049) (外務省外交史料館所蔵)。

(33) 前掲註(31)文獻、「地所貸借契約書」(在本邦各国公館用地貸渡一件 佛国之部)。

(34) 前掲註(31)文獻、一九二二年六月十九日クロードル大使より内田康哉外務大臣宛書状。建設中止となったマルセルの駐日フランス大使館設計図はフランス国立公文書館に伝わり前掲註(2) cに掲載されている。

(35) ポール・クロードル、奈良道子訳『孤独な帝国 日本的一九二〇年代—ポール・クロードル外交書簡 一九二一—二七』(草思社、一九九九年)。

石進「ポール・クロードルと関東大震災」(『獨佛文学研究』一九、九大独仏文学研究会、一九六九年)。

遠藤早泉「佛国大使館外の一夜」(帝国教育会編『震災と教育』文化書房、一九二四年)。

(36) 井戸桂子「クロードル大使の旅と異文化理解」(『駒沢女子大学研究紀要』二四、二〇一七年)。中禅寺別荘(中禅寺南三番)は明治四十四年三月、旧青木子爵別荘を輪王寺より借り受けたとある。JACAR(アジア歴史資料センター) RefB12083292300「仏国大使館暑中用として日光中善寺に別荘購入の件 同年七月」(B31216002) (外務省外交史料館所蔵)。麻布霞町の北白川宮邸については前掲註(2) a年表に記されるが、根拠は未確認である。

(37) 前掲註(2) c。

(38) 前掲註(32)文獻、「大蔵大臣浜口雄幸より外務大臣男爵幣原喜重郎宛通知」。

(39) 前掲註(32)文獻、蔵當第二二九号「大蔵次官田昌より外務次官出淵勝次宛通知」(昭和二年二月九日)。

(40) 前掲註(32)文獻、卯学発第四八〇号「東京府知事より営繕管財局長官宛通知」(昭和二年五月三十日)、営繕管財局長官黒田英雄より外務次官出淵勝次宛通知、「田中大臣より在本邦仏国大使館通知」(昭和二年六

月二十八日)。

(41) 前掲註(32)文獻、「在本邦佛国大使館敷地に府立第一中移転方に関し同中学校父兄等申出の件」。

(42) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B1490602900「在本邦外国公館敷地関係雑件 仏国ノ部」(M1.5.03.23)(外務省外交史料館所蔵)「在京仏国大使館前障壁上ニ於ける喇叭練習差止方ノ件」。

(43) 「徳川義親日記」昭和四年二月八日条(個人蔵)。

(44) 前掲註(32)文獻。同時にフランス語の「覚書」も作成されている。

(45) 前掲註(43)文獻。入江銀吉は大正十年(一九二二)義親と賀茂丸で同船し、フランス語に堪能なことから留学経験があると思われる。

(46) 「自昭和四年相議綴四号 丙 徳川家」(公益財団法人徳川黎明会総務部管理資料)。

(47) 前掲註(32)文獻、「佛国大使宛半公信要訳文」。尚、外務省外交史料館所蔵史料をはじめ当時の記録では「ペリー」ではなく「ペイ」と表記されるが、『東京のフランス大使公邸』(前掲註(2))の表記に基づき本論では「ペリー」とした。

(48) 前掲註(32)文獻、「佛国大使来翰要訳文」。
拜啓 陳者本月四日附貴翰ヲ以テ、当大使館ヲ麴町区飯田町現所在地ヨリ麻布区富士見町徳川義親侯所有地ニ移転スルニ付テノ條件ニ関シ御申越相成敬承致候、

本使ハ同條件ニ全然賛同スルモノニシテ之ヲ直ニ本国政府ニ報告致置候、

徳川侯爵ハ其ノ地所上ニ存スル家屋及物件ハ同侯爵ヨリ本使ニ交付シ其ノ副通ハ貴次官モ御接手相成タルヘキ目錄書記載ノモノヲ除キ一切協定ノ時日ニ大使館ニ引渡スヘキ旨ヲ通知シ越シ候、

本使ハ新契約ノ調印ハ帝國議會カ現敷地ト同一條件ノ無期限貸地契約ニ依リ当大使館ニ貸渡サルヘキ地所ノ買収ニ必要ナル予算ヲ可決スル迄遅延スヘク同地所上ニ存スル家屋及物件ハ佛国政府ノ完全ナル所有物トナルヘキ旨ヲ了承致候、

尚本使ハ本移転ヲ最短期間内ニ実行シ議會ノ事態ニ依リ遲滞スルコトナカラシムヘキ旨ノ帝國政府ノ意向ヲ了承致候

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

本使ハ本問題ノ解決ニ尽力セラレタル貴下ヲ首メ大蔵省ノ諸氏殊ニ同省次官及太田嘉太郎氏ニ対シ深厚ナル謝意ヲ表シ候
此段申進候 敬具

昭和四年五月四日 ロベール、ド、ペイ

外務次官 吉田 茂殿

(49) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B15100353800「在本邦各国公外交官、領事官及館員異動関係雑件(名誉領事ヲ含ム)仏国ノ部 第一卷」(M2.5.04.25)(外務省外交史料館所蔵)「ペイ大使より田中義一外務大臣宛書簡」(一九二九年四月十日)。

(50) 前掲註(32)文獻、「ロベール・ド・ペイ大使より徳川義親宛書簡」(昭和四年五月五日)。

(51) 前掲註(32)文獻、蔵宮第七二四号「大蔵次官黒田英雄より侯爵徳川義親宛通知」(昭和四年五月四日)。

(52) 前掲註(32)文獻、「佛国大使館敷地移転に関する件」(欧米第二課山形鈴木)。

(53) 前掲註(32)文獻、「佛国大使館敷地移転に関する件」(昭和四年十二月十四日、欧米第二課鈴木)。

(54) 前掲註(32)文獻、暗第三三六号「幣原外務大臣より在仏安達大使宛」(昭和四年十二月二十六日)。

(55) 前掲註(32)文獻、昭和五暗一四六「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年一月五日前着)。

(56) 前掲註(32)文獻、欧二機密第五六号「吉田次官より河田大蔵次官宛 本邦佛国大使館移転方に関する件」(昭和五年二月四日)。

(57) 前掲註(32)文獻、第八六号「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年三月二十日発)。

(58) 前掲註(32)文獻、第一〇七号「河合代理大使より幣原外務大臣宛」(昭和五年四月十七日後発)、欧二機密第三二五号「吉田次官より河田大蔵次官宛」(昭和五年四月十九日)。

(59) 前掲註(32)文獻、「佛国大使館敷地移転の件」。

(60) 前掲註(32)文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」。

- (61) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」(昭和五年四月二十一日)。
- (62) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転に関する件」。
- (63) 前掲註(32) 文獻、蔵管第一四四七号「大蔵次官河田烈より外務次官吉田茂宛 在本邦佛国大使館に関する件」(昭和五年七月十日)。
- (64) 前掲註(32) 文獻、「佛国大使館敷地移転に関する件」。
- (65) JACAR(アジア歴史資料センター) RefB14090645600「在本邦各国公館関係 一件(建物転貸関係ヲ含ム)仏国ノ部」(M15049)(外務省外交史料館所蔵)一〇八号「マルテル大使より幣原外務大臣宛書簡」(昭和五年十二月十六日)。
- (66) 前掲註(32) 文獻、欧二普通第七三五号「永井次官より河田大蔵次官宛通知」(十二月十八日)。
- 尚、義親は昭和五年九月二十日入江銀吉と長谷川路可を連れてフランス大使館を訪れている(前掲註(43) 文獻)。尾張家は昭和五年八月に目白戸田邸の敷地を購入し、九月二十七日には移築する茶席を取り壊し目白に運搬しており、そういった状況を大使に伝えることにより話を進める狙いもあったかと思われる。
- (67) 前掲註(32) 文獻、蔵管第九五号「大蔵次官河田烈より外務次官永井松三宛通知」(昭和六年一月十九日)。
- (68) 前掲註(32) 文獻、「在本邦佛国大使館敷地移転の件」(昭和六年一月二十六日)。
- (69) 「御住居之沿革」(個人蔵)。
- (70) 前掲註(46) 文獻。
- (71) 前掲註(43) 文獻。
- (72) 前掲註(46) 文獻。
- (73) 前掲註(32) 文獻によれば契約は以下の通りである。
明治二十一年一月十四日(千八百八十八年一月十四日)東京府知事男爵高崎五六氏及日本国駐劄佛蘭西国代理公使「エルネスト、ルネ、ジョーゼフ、アドリアン、ブルガレル」氏間に締結したる「佛蘭西国公使館用の為地所貸渡建物売渡約定」を変更する為各正当に其の政府の委任を受けたる下名の東京稅務監督局長小島誠及日本国駐劄佛蘭西国特命全權大使伯爵「ダミアン、ド、マルテル」は各其の政府の為左の通約定す

一、前記約定第一條第二條及第三條中

甲、「東京府知事」とあるを「東京稅務監督局長」と改む

乙、「佛蘭西公使」とあるを「佛蘭西国大使」と改む

丙、「佛蘭西国公使館」とあるを「佛蘭西国大使館」と改む

二、第一條中

「東京府下麴町区飯田町一丁目一番地及二番地なる五千三百九十八坪八合六勺五才」とあるを

「東京市麻布区富士見町三十三番地の三なる七千六百四十二坪二合二勺」と改む

三、第二條中

「壹ヶ年百坪に付金拾円」とあるを

「壹ヶ年五百參拾九円八拾八錢」と改む

本約定に因り明治二十一年一月十四日(千八百八十八年一月十四日)附約定の目的物其の他の條件に変更を加へたる結果、同約定第一條中の「又右地所中に在来の家屋建物は代価金壹萬九千円にて佛蘭西公使へ売渡し該家屋建物は佛蘭西政府の所有とす」なる條項は爾後適用無きものとし、同約定の目的物たる東京市麴町区飯田町一丁目一番地及二番地なる五千三百九十八坪八合六勺五才は昭和六年二月二十日(千九百三十一年二月二十日)限り無條件を以て佛蘭西国政府より日本国政府に返還すべし右を證する為本書二通を作成し双方此に署名鈐印し各一通を保有するものなり

昭和六年二月十七日

東京稅務監督局長 小島誠

千九百三十一年二月十七日

日本国駐劄佛蘭西国特命全權大使 D. de Martel

(74) 前掲註(32) 文獻、「贈与証書」(昭和六年二月二十日)は二通あり、一通は貸家としていた一棟のみの記載となっている。

(75) 二月二十日の引き渡しには、フランス大使館の代理人としてジョージ・ボンマルシヤン(Georges Bonmarchand、一八八四―一九六八)、外務省からは欧米第

(二)課鈴木九萬事務官が参加した(註32)文献。また同記録中には移転に対する礼状「駐日フランス大使デ、マルテルより幣原外務大臣宛書簡」(一九三二年五月十六日)がある。

(76) JACAR(アジア歴史資料センター)Ref. B14090603100「在京仏国大使館移転関係」[MI.50323](外務省外交史料館所蔵)。

この広尾町三番地(現在の港区南麻布五丁目)の成瀬正行(一八八六〜一九四四)邸はジョサイア・コンドル設計になり、大正八年の竣工である。昭和五年八月十四日にはフランス共和国独立記念祭が同所で開催された(竜門雑誌』五〇三、一九三〇年)。

(77) 『官報』一八五六(一九三三年三月十日)には以下の通りある。
在本邦仏国大使館事務所移転 在本邦仏国大使館事務所並ニ大使官邸ハ今般夫々麻布区富士見町三十三番地並ニ同町三十九番地ニ移転セル旨同大使館ヨリ去月二十八日附ヲ以テ通知アリタリ

(78) 昭和五年二月にドブレル代理大使が尾張家を訪れた際に四月から麻布富士見町邸の修繕工事を行いたいとしていたことから、この時点ではレツルの建物を使用する方向であったと考える。前掲註(32)文献。

(79) 「御住居之沿革」(個人蔵)。

大正三年十二月 大寶正鑑氏より寄贈の茶席一棟(六坪三四)建築

(80) 『大日本人物名鑑』(一九二二年序文、ループル社出版部)、『人事興信録』第四版(一九一五年)。大宝陣の姉は石河光瀧に嫁している。

(81) 「白目邸新築に関する重要事項日誌 自昭和五年九月」(公益財団法人徳川黎明会総務部管理資料)。

(82) 拙稿「徳川美術館の美術品疎開」(『金鯢叢書』四六、徳川黎明会、二〇一九年)。

(83) 昭和三十七年九月十七日茶席開き(財団法人徳川黎明会略史)「公益財団法人徳川黎明会総務部、平成五年十月」。また徳川義宣の移築に関するメモ書が残されている。

(84) 註(83)文献。

(85) 西村義風編『東京大正博覧会要覧』(産業評論社、一九一四年)。「会場綱要」

尾張徳川家麻布富士見町邸(下)

九十二頁に第一会場の私設陳列館の一覧がある。

東京府編『東京大正博覧会審査報告』(二)東京府、一九一六年)。第四部の出品数は千九百三十一人三千三百七十三点・名譽大賞牌二枚・金牌八枚・銀牌四十枚・銅牌百三十七枚・褒状五百五十三枚が授与された。

(86) 佐藤功一「東京大正博覧会 各館と其陳列」(『建築工芸叢誌』第二期三冊、建築工芸協会、一九一四年)。

『東京大正博覧会建築号』前編(建築世界社、一九一四年)。
大里廓南「大正博覧会美術館出品評」(『建築工芸叢誌』第二期四冊、建築工芸協会、一九一四年)。

(87) 桐浴邦夫「大正期の雑誌にみる茶室論の傾向について―モダニズムへつづく茶室論の研究」(『日本建築学会計画系論文集』七六巻六五九、日本建築学会、二〇一一年)。

桐浴邦夫「茶の湯空間の近代―世界を見据えた和風建築」(思文閣出版、二〇一八年)。

【謝辞】 本稿を記すにあたり以下の機関、個人の御教示、御協力を賜りました。心より御礼申し上げます。宇都宮美術館、外務省外交史料館、学校法人北里研究所、国立国会図書館、土木学会附属土木図書館、東京都立中央図書館、早稲田大学、駐日フランス大使館、八雲産業株式会社、大炊御門絹子、大給義龍、大久保美穂子、菊柴忍、佐藤一信、フィリップ・セトン、徳川春子、徳川三千子、徳川義崇、徳川義宣、長男孝子、奈良岡聰智、原史彦、久富修、藤原啓、吉川美穂、ピエーフィット・ランデリ(敬称略、五十音順)。

本論は平成十年(一九九八)、先代徳川義宣が招集した「むかしの徳川家を語る会」に端を発している。麻布富士見町邸の「お方」で育った四兄弟は本館の義親夫妻や長男義知とは全く生活を別にしており、麻布富士見町邸を懐かしんでいた。話を書き起こす過程でまたその後の確認・編集作業の中で伺った内容の一部について、本稿では使用させていただいた。これら資料が公開される日が来ることを望んでやまない。

(総務部 非常勤学藝員)

【参考資料】『東京大正博覧会審査報告』二卷(東京府、一九一六年)

(一) 第四部第五分掌審査報告 林学博士 河合錦太郎

○東京市大寶正鑑出品の杉材及附属写真真は金牌の資格に入りたるものにして但馬国妙見山に於て出品人の経営出材せるものに係れり、同山は従来有名の国有杉林なりしも、明治三十九年行政訴訟の結果日光院に下戻となり、同院は明治四十四年十二月施業案を編成し之か認可を得たるものにして、本出品人たる大寶正鑑は其の杉樹の全部を購入し、該施業案に依りて明治四十五年一月より伐木事業に著手せり、其総材積約五十萬尺メにして伐採期を十箇年とす、樹齡は百五十年乃至五百年にして材質頗る優良なるもの多きか故に、解説書に示すか如く最伐木造材に力を用ゐる其の材の良否を分別して其の利用を周到ならしめ、殊に材質に応じて或は丸太売或は製材売をなし且新に軌道を開き貯木場を設け、民間に於ける伐木事業として稀に見る処の設備を為し以て杉材の利用を完全ならしめしことを期せり、従来民間の伐木事業に於ても相当の設備を為す時は木材の価値を高め従て森林の利益を大ならしむることを得へき場合少からざるに拘らず、通常其の設備に投資するを好まず、姑息の方法を用ゐるか為に木材の価値を減却せしむること多く、殊に伐木業者の多くは世人に木材の価値を示すに必要なる博覧会の出品に力を用ゆること少しと雖、本出品人は前述せる如く啻に其の設備に力を用ひたるのみならず、又今回の出品に關しても十分の注意を払ひ巨額の経費を投じて特殊の陳列場を作り、意匠を凝らして丸太及挽材の見本を陳列し、或は茶室を建築し、之に依りて他の森林に於て容易に得難き杉材の性質を実地に示したるが如きは、全く其の主旨に適したるものと謂ふべし、別紙参考として解説書を抄録(其二)す

(二) 大寶正鑑出品杉材解説書抄録(其二)

一 伐木

伐木の状況は普通に行はるるものと大に其の趣を異にす、即ち根切りの満一箇年前に於て径一寸の「ポート」錐を以て根際に直角なる二方向より樹心を貫きて穴を穿ち、其の部分に於て長さ一尺乃至二尺位の間樹皮を環状に剥き去り以て伐採の予備作業とす、

根切りは毎年九月下旬より翌年一月中旬に互り実行するものにして、其の方法は

根際に於て樹木の上手の土を少しく掘り取り、斧を以て請口を切り置き、下手にて請口より二寸乃至五寸位の高さの所より鋸を以て水平に挽き、木製の楔數個若しくは十數個を挽き口に嵌入し、斧の背を以て打ち込み且必要に応じて樹幹に網を付け滑車に依りて上手を倒し、以て木材の損傷を軽減す、而して過度に下手に傾斜せるもの又は已に伐倒せるものの上に倒し掛るの懼れあるものは、其の根切りを積雪最多き時季迄延期し、積雪の上に伐り倒して其の挫折を防止す、

伐倒したる杉樹は其の儘放置し、翌年三月より六月迄の間に枝葉全く枯れて褐色を呈し十分分の抜け去りたるを見計ひ枝を切り落し皮を剥きて造材するものとす、而して此の伐木法に依るときは樹皮を利用し得る量少きも洪抜完全にして材質良好なり、嘗て樹皮をも利用せんと欲して春季に伐採したることありたるも、洪抜不完全にして其の材質を落したるか為、現今は全然前記の方法により伐採しつつあり、又造材は必ず六月迄に行ふものにして、若し之より遅れて土用を越し九月頃に至りて造材するときは洪抜の結果は尚良好なるも本山に於ては盛夏の頃鉄砲虫の爲め甚しく材質を損せらるるに依り、遅くも六月迄に造材することとせり

二 造材

イ、丸太 丸太は本山に於ける木材の約八、九割を占むるものにして末口直径三尺五寸以下にして目廻り腐朽等の瑕疵なき限りは凡て丸太として造材す、丸太は二間材(関東向き一丈三尺五寸、関西向きは一丈四尺五寸)を普通とし、特に本末同大無節にして木理通直なるものは二間材(関東向きは一丈九尺五寸、関西向きは二十尺五寸)に玉切り上等の長物を製材するに適せしむ、又四方節にして材質も左程良好ならざるものは長さ三間乃至六間半に玉切り橋梁用材又は造船用材となす、孰れも玉切りたる後、両端に二寸乃至三寸の兜巾を切りて運材を容易ならしむる旁ら材の損傷を防ぐ

二間丸太及三間丸太は枝節の有無により其品質を大別し更に径級により細別す、即ち四方共無節又は三方無節のものは上材、二方又は一方無節のものは中材、四方其枝節あるものを下材とし、更に末口直径一尺以下一尺一寸乃至一尺四寸、一尺五寸乃至一尺九寸以上五寸毎に区別し、三尺五寸に至りて止む

口、寸甫 寸甫は無節又は節少なく木理通直なる末口直径三尺五寸以上の大材にし

て、丸太に造材するときは重量及容積大にして運搬費を要するものを割りて造材す、而して其長さ一間一丈乃至二間の三種とし、樹心を通して四つ割又は六つ割とす

寸甫は割り方により割寸甫及挽寸甫の別あり、割寸甫は割裂して造り、挽寸甫は鋸断して造る、挽寸甫は最多く造材せらるるものにして割寸甫は其の造材費少なく且割裂性を明示するの利あるも更に之れより進んで各種のものを木取りする場合に屑材を出すこと多きか故に現今は本山杉材の性質を知悉せざる新販路向として造材するに止まり其の數極めて少なし

枝節ある材より挽寸甫を木取りするに二法あり、即ち殊更に節に墨掛をなし挽き割るものと節を避けて墨掛し挽き割るものとあり、前者は残部に無節の上材を多く残すの利あるも挽肌の外観宜しからず、且寸甫より進んで他の用材を木取りする際再び節際を挽き去らざるへからざるの不利あり、後者にありては挽肌の外観宜しきも材積に損失多く且用材を木取りするに往々節の爲めに意外の屑材を生ずるの不利あり、本山に於ては成るべく良材を多量に市場に供給せんとする方針なるか故に外観の如何を省みず節に墨掛して挽き割ることとなせり

寸甫は普通四つ割となせるも径四尺五寸以上の大材に在りては六つ割となす

ハ、板子 末口直径三尺五寸以上の大材にして在色鮮明、目廻腐朽等の瑕疵なく木理通直なるか又は空を有するもの或は又末口直径五尺以上極大にして傷なき限り之を板子に造材す、更に木理及材色の良否を考へ厚さ三寸乃至一尺の柁板子又は柁板子を木取りし残余の部は寸甫材より板子を木取りたるものに準じ各種の製品を造材す

板子は其の木理の状況により柁目取、柁目取り(板目を表す如く木取りするとき板目取りと称す)となすものにして、木理通直にして年輪の幅狭く縦横乱れざるものは柁目取りとし縦横屈曲し或は縮れあるものは之を柁目取りとなし幾分乱れ或は整然たるも年輪の幅に大小を混するもの或は特に太き材は板目取りとなす

ニ、小丁木 小丁木は無節にして木理通直なるも目廻り又は腐朽等の瑕疵ある木材又は丸太或は板子を取るには長さに不足するとき或は又地形の關係により根株を高く根切りしたる場合に其の根株よりも造材するものにして傷材に在りては成るべく多く寸甫又は板子を取り得る丈け取り去り其の残り出来得る限り大なる小丁木を

造材す、故に其の木取法は説明すること能はず、而して其の長さは一尺五寸以上も七八尺迄の任意のものにして大小形状は千差万別なり

三 製材

小丁木其の他の損傷材を以て野根板、屋根板、桶樽、柁板及菓子折箱等を製造せり、其の製法左の如し

イ、野根板 野根板は専ら関西方面に販路を有するものにして三五及六三の二種とし、品質は紅柁、本柁板目及柁交りとす

ロ、屋根板 屋根板は山陰方面向、京阪方面向及九州方面向の三種とす、其の寸法

一 柁の數量等を示せば左の如し

販路 一 柁の數量 尺^メ一本よりの製品量

山陰方面向 延二十間 一、〇^冊

(厚さ一丈一分十六枚割) 長さ一尺) 同五十間 一四、〇

京阪方面向 (厚さ七分十六枚割) 長さ八寸) 同七十間 七、〇

九州方面向 (厚さ八分十六枚割) 長さ一尺) 同七十間 七、〇

右各種屋根板の一箇年の製造販売予定數左のごとし

山陰方面向 八、〇〇〇^冊 京阪方面向 七、〇〇〇

九州方面向 三、〇〇〇

ハ、桶樽 醬油樽の樽にして一樽分の各種の寸法は左表の如く其の製造費一樽分九錢五厘とす

胴 厚さ五分 延巾四尺 蓋 厚さ七分 巾一尺一寸

底 厚さ八分 巾一尺 長さ一尺一寸

長さ一尺

右桶樽は尺締一本より二十樽分を製造し得へく販売先は概ね山陰方面にして一箇年の製造販売予定数八千樽とす

ニ、糶板 糶板は摂津方面の酒造家を使用せらるるものにして其の寸法は厚さ二寸

五分十六枚割、長一尺六寸巾組一尺一寸(但一枚又は二枚合せに限る)とす

右糶板の尺締一本よりの製造量約三百組にして一箇年の製造販売予定数は約五萬組とす

ホ、菓子折箱 菓子折箱は其の蓋及底を製造するものにして寸法は厚さ八分十六枚

割、長さ八寸とし巾は四寸、四寸五分、五寸、五寸五分、六寸、六寸五分、七寸の七種とす、其の製造費は平均千枚に付八十五錢を要す

右一尺締の製造量平均三千二百枚にして販路は広島、四国方面にして一箇年の製造販売予定数五十萬枚なり

ヘ、杉皮 杉皮は伐採地に於て製造するものにして巾一尺以上、長さ六尺五寸とし鬼皮を去り延巾三間を以て一束とす



挿図12 但馬妙見山杉材陳列場配景
『東京大正博覧会建築号』前編掲載

〔史料紹介〕

「敬公以来来翰」の紹介(一)

はじめに

凡例

翻刻

A-1 義直関連 一〇〇(以上本輯)

(以下次輯以降)

A-2 義直関連 一〇一〜一二六

B 将軍家関連 一〇一〜一〇八

C 大名・幕臣等関連 一〇三〜一〇七

D 義直家臣関連 一〇三〜一二二

E 朝廷関連 一〇二〇

F A〜E以外 一〇一〜一〇八

人名索引

解題

花押 図版

おわりに

「敬公以来来翰」の紹介(一)

並木昌史

はじめに

今回紹介する「敬公以来来翰」(以下「本文書群」と称す)は、尾張徳川家の初代義直(一六〇〇〜五〇)の許に集積した文書群全六百十二通で、同家に伝えられ、現在徳川美術館に所蔵されている。本文書群のうち、直接義直に宛てて発給された書状十通を除くと、ほとんどが尾張徳川家の重臣に宛てて発給された書状である。本文書群は、徳川美術館の展示のために表具(掛幅装)された数通以外は、大正時代に作成されたとみられる木箱一合に収納されている。本文書群は、徳川美術館の姉妹機関である東京の徳川林政史研究所において整理が行われ(後述)、平成二年(一九九〇)四月十七日に徳川美術館に移管された。その後は展覧会で計四十一通が展示されたが、本文書群全体の分量から見れば、紹介は少ない点数に留まっていた。未紹介の文書群のなかには、従来知られていなかった情報を含む史料が少なからず存在すると推測され、また後世編纂された書物によって従来知ら

れていた事実を、史料のうえで補完する可能性もあるため、本文書群の全容を紹介する意義は大きいと考えられる。ことに本文書群の紹介は展覧会での出品よりも、翻刻で紹介するほうがより多くの人の利用にふさわしいと考えられる。そこで本文書群を数回に分けて連載し、その全容を紹介する予定である。

本文書群は、徳川林政史研究所長を務めていた所三男氏(一九〇〇～八九)指揮のもと、同所によって昭和四十年(一九六五～七四)代に整理が行われた。⁽¹⁾この時の整理の際、虫損の補修を兼ねた簡単な裏打ちが施された。

「敬公以来来翰」の呼称は、これらを収めた木箱の蓋表の墨書の文字から採った。

本文書群の整理の過程で、本文書群を、発給者(差出人)の五十音順に配列して通し番号を与え、同一発給者の文書が複数ある場合は正月から十二月までの月順、続いて月日未詳の順に番号を附された。徳川美術館への移管後も、天海書状二通が掛幅装に装幀替えされた以外は、整理時の状態である。本文書群は、長方形の料紙を横長に置いて書かれた縦紙の数例を除くと、ほぼ全てが「継紙」「切紙」となっており、発給時の形態から改変されたと考えられる。現状は切紙であっても、元々は折紙であったと考えられ、折紙を裁断して切紙となったのは同所による整理以前と考えられるが、その時期は明らかにしがたい。

今回の紹介では、本文書群の各書状の内容に従い、以下AからFの六項目に分類し、さらに各項目ごとに発給者(差出人)の五十音順、同一発給者の文書を十二月順、月日未詳の順に配列し、順次紹介を行う。各書状の内容は、冒頭の書き出しから結尾部に至るまで一貫した内容で書かれているとは限らないため、今回の紹介では、書状の中心を占める内容により分類

した。

A 義直関連

この項目では、義直本人の動静と、義直生母お亀(相応院)・嗣子光友ら子女等に関する書状百二十六通を扱う。義直や光友が行った各種贈答および返礼の書状、ならびに名古屋城関係の書状を含む(今回と次輯で紹介する)。

B 将軍家関連

この項目では、二代将軍秀忠(天御所時代を含む)・三代将軍家光および将軍家家族の動静や御成に代表される行事・進献下賜などの書状百八通を扱う。また城代が置かれて将軍家関連の城となった駿府城関係の記事もこの項目に含めた。

C 大名・幕臣等関連

この項目では、諸大名や幕臣からの書状三百十七通を扱った。義直との贈答とその礼状が多数を占める。

D 義直家臣関連

この項目では、義直の家臣にかかわる書状二十二通を収録した。義直配下の家臣について幕閣からの指示が伝えられており、尾張徳川家家臣について幕府が関心を払っていたことがうかがえる。

E 朝廷関連

この項目では、京都の朝廷関連の書状二十通を扱う。義直は、二代将軍秀忠の娘で後水尾天皇の中宮となった東福門院和子が姪にあたることから、東福門院と親しく交流のあった様子が知られる。また和子に仕える女院御所の女官の書状によって義直の許へ伝えられた、和子の動静も

含まれる。

F A・E以外

AからEまでに含まれない内容の書状、および断簡となったため書状全体の内容が明らかではない書状、書状の後半部が断ち切られて宛所や記主(差出人)が明らかではない書状十八通を収録した。

註

(1) 徳川林政史研究所の現所長・深井雅海氏によれば、同氏が入所した昭和四十四年(一九六九)には整理が終了しており、当時の所員・竹内誠氏(後に所長・名誉所長を歴任。一九三三～二〇二〇)と浅井潤子氏(一九二七)の二人が作業に従事していたとのことであった。

(2) 天海書状二通は、平成十二年(二〇〇〇)に徳川美術館で開催の秋季特別展「徳川義直の文化サロン」出陳のため、同年掛幅装に装幀替えされた。二通のうち一通は、病に伏した天海に宛てた義直の見舞状に対する返書、もう一通は尾張藩士田代内記の赦免を義直に願った嘆願状で、共に直接「尾張大納言」義直に宛てて書かれているのが特徴である。

(徳川美術館 学藝員)

凡例

一 書状の名称は、通番(漢数字で表記)、(発給者名)書状、宛所、年月日付、員数の順に表記し、徳川林政史研究所での整理の際に附された番号(算用数字・現在徳川美術館では未装具文書58の枝番として用いている番号である)を員数の後に()内に附した。

一 書状の形状は、それぞれの書状名の次行に、体裁を示す(切紙)(継紙)(縦紙)、寸法(本紙の縦×横 単位は種(センチメートル))を記した。

一 本文の翻刻に当たっては、旧漢字及び異体字は、新漢字に改めた。ま

「敬公以来来翰」の紹介(一)

た原文書の体裁や書式に従って改行して示すべきではあるが、紙幅の都合もあるため文章はつなげて表示することとし、原文書の行底に()を付して改行箇所を示した。なお「一つ書き」がある場合、各条

文ごとに改行した。また二行以上の余白を取って宛先が書かれる場合も、空白行は詰めて表示したことをお断りする。

一 翻刻に当たっては、次の記号を用いた。

1 読点()および並列点(・)を便宜上施した。

2 原本の虫損や摩耗によって判読しがたい場合は□で示した。

一 原本に示されている闕字や平出は一文字空きで表示した。

一 断簡は、前欠・後欠の箇所を「」で示した。

一 本文以外の追而書は、本文の冒頭にまともて書かれる場合のほか、本文の行間に挿入して書かれる場合もあるため、今回は(追而書)と頭記し、二字下げにして本文の冒頭に一括表記した。

一 差出人(発給者)の花押がある場合は(花押)と記した。

一 筆者が付した傍注のうち、判明する人物名や年次(推定年次を含む)は()を加えて表記した。なお義直は、その時の官職名「大納言」「中納言」と表記され、嗣子光友も官職名「右兵衛督」や幼名「五郎八」と表記されているが、傍注では義直・光友で統一する。

一 各書状の末尾に、摘要(冒頭に○を附す)を記した。

一 人名索引・解題および花押図版を、連載最終回の末尾に附す。

以上

翻刻

A-1 義直関連 一～一〇〇

一、青山幸成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月廿九日付

一通(4)

(切紙) 一九・五×五三・五

御書致拝見候、殊「奈良酒兩樽拝領」仕候、誠御懇慮之至、「過分忝奉存候、先以」路次中御無事被成「御帰国候由、乍恐珍重奉存候、今度御逗留中」切々御見廻も不申上、致「迷惑候、委曲市正殿可為」演説候、此等之通、宜預御」披露候、恐々謹言

青山大蔵小輔「幸成(花押)

(寛永四年) 七月廿九日

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告と、奈良酒拝領の返札。

二、青山幸成書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿三日付 一通(8)

(切紙) 二〇・〇×五四・〇

為御使以渡辺「半蔵殿就被仰」上、拙者式へも御書「成被下并諸白兩樽」致拝領、重畳忝「仕合御座候、道中」御機嫌能、去十一日「至名古屋御着」之由珍重奉存候、「此等之趣、可然之様」御披露所仰候、恐々」謹言

青山大蔵少輔「幸成(花押)

(寛永五年) 十月廿三日

成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告と、諸白拝領の返札。

三、浅野長晟書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永四(八年)極月廿三日付

一通(35)

(継紙) 一八・〇×一〇二・〇

(追而書)以上

態以使者致言上候、「然者今度其表へ父子共」参上仕候処、御茶被下」殊安芸守儀結構」成御道具共拝受」仕、私儀も御馬致拝」領、種々御懇之段忝」次第二 御座候、将亦家来」之者迄御目見仕」御道具具服拝領仕」誠以無冥加仕合ニ御」座候、拙者・安芸守儀」一昨廿一日ニ国本へ参着」仕候、御前可然様御」取成奉頼存候、隨而」三原酒兩樽并五嶋鯛」壹箱致進上候条、宜」預御披露候、恐々謹言

浅野但馬守「長晟(花押)

(寛永四(八年) 極月廿三日

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿

○浅野長晟・光晟の参上に対する返札。

四、浅野長晟書状 成瀬正虎・竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿三日付

一通(33)

(切紙) 一八・〇×四八・九

従 大納言様被成」下御書忝致頂戴候、「去十一日被成 御帰」城之由誠

以目出度」奉存候、随而拙者儀」当月十八日二両」上様江 御目見仕候、「此等之趣宜預御披」露候、恐々謹言

(寛永五年)
十月廿三日

竹腰山城守殿 (正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

浅野但馬守」長晟(花押)

五、阿部重次書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十五日付 一通(39)

(切紙) 一七・五×五三・〇

御書頂戴忝奉」存候、然者五郎八様・」御姫様今度被成御目見、五郎八様江正宗之御脇差被」進候御事、御満足旨」御使者被差進候、「各被達 上聴候処、「御前江被召出、無残」所御仕合ニ御座候、猶」御使者可為演說候、「此旨可預御取成候、恐々謹言

(寛永十年)
六月十五日

寺尾左馬助殿 (直政)
成瀬隼人正殿

○光友・京姫の御目見と正宗の脇差拜領の礼状に対する返書。

阿部對馬守」重次(花押)

六、阿部重次書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十六日付 一通(38)

(継紙) 一七・六×一〇三・〇

從 大納言様御書」被成下謹而頂戴仕候、「今度御仕合能御暇」被進之、御道中御無事」被成御帰国、御満足被」思食、清水甲斐守方を」以被仰上候処、仕合能」被致 御目見え候、委」細之儀者甲斐守殿可」被仰上候、右之御様子拙者式ニも」被仰聞、誠冥加至極忝存候、御次而之節」宜御取成所仰候、恐々謹言

(寛永十一年)
五月十六日

成瀬隼人正殿

阿部對馬守」重次(花押)

○義直の尾張帰国報告に対する返書。

七、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永三〇慶安二年)十一月二日付 一通(56)

(継紙) 一七・五×一〇四・六

從大納言様御書」被下、謹而頂戴仕候、「随而当年初而」被為執候御鷹之」鶴御進上、則」各被遂披露候処、「不大形御機嫌御」座候、委曲御使者」可為演說候、此等之」趣、御次而之刻」御取成所仰候、「恐々謹言

(寛永三〇慶安二年)
十一月二日

成瀬隼人正殿

阿部豊後守」忠秋(花押)

○義直より進上の御鷹の鶴に対する返書。

八、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十七日付 一通(44)

(繼紙) 一六・〇×九一・〇

(追而書) 以上

従大納言様御書「被成下、忝頂戴仕候、」今度御暇被進、殊「色々御拝領被」遊、忝被思食候付、」為御礼渡辺半藏方(重綱)を以被仰上候、則「半藏方御前へ」被召出、御直ニ御請「被仰聞候、道中」御無事御着被成之旨、乍憚目出」度奉存候、此等之趣」御次而之刻、宜預」御取成候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

四月十七日

成瀬隼人正殿

(正虎)

○義直の御暇に際し拝領品に対する返書。

九、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月廿日付

一通(46)

(繼紙) 一五・三×九〇・五

(追而書) 以上

従大納言様御」使者被下、過分忝」次第奉存候、随而五郎八様并御姫様(光友)御目見被成候処ニ、」種々御懇頃之」上意共忝被思召、」為御礼遠山掃部方(景吉)を以被仰上候、則御使者」御前被召出 御直」御請被仰在候、委曲」遠山掃部殿可被申候、」仍諸白両樽煎海鼠」一箱致拝領、誠以」冥加之至極奉存候、」此等之趣、可然候様」御取成所仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

六月廿日

成瀬隼人正殿

○光友と京姫の御目見御礼に対する返書。

一〇、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)七月九日付

一通(47)

(繼紙) 一五・三×九二・三

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、随而御前様・五郎八様(光友)并御姫様(京姫)御使」被遣、御菓子被成」御拝領忝被思召」之由、御書之趣」乍恐得其意」奉存候、此等之趣」可然様御取成所仰候、恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十年)

七月九日

成瀬隼人正殿

(正虎)

○光友と京姫の菓子拝領に対する返礼。

一一、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)十月二日付

一通(52)

(繼紙) 一七・五×一〇六・四

(追而書) 以上

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、」仍当春御參勤有」度思食ニ付、拙者」式迄被仰聞、過分」至極奉存候、委細」従年寄中被」申上候間、不能詳候、」此等之趣、御序之」刻可然之様ニ御取成所仰候、恐々」謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十一年)
十月二日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の江戸参勤希望報告に対する返書。

一一、阿部忠秋書状 成瀬正虎宛 (寛永十一、十六年)十月十一日付

一通(55)

(継紙) 一七・〇×九四・五

従大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、「随而右兵衛様へ」為上使与
(三枝) (守忠)
三枝松」土佐守方被遣、「其上御鷹之雁被成 御拝領、「御満足被思召候
旨、「拙者式迄被仰聞」乍恐得其意」奉存候、此等之趣、「御序之刻可然」
之様御披露所仰候」恐々謹言

阿部豊後守」忠秋(花押)

(寛永十一、十六年)
十月十一日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○光友に対し御鷹の雁拝領の礼状。

一三、天野正成書状 下方貞景宛 (年次未詳)九月六日付 一通(59)

(縦紙) 三三・一×五二・五

(追而書)以上

昨日者従 大納言様御小袖一重」頂戴仕候、誠過分至極ニ奉存候、「為御

「敬公以来来翰」の紹介(一)

使者高力七左衛門殿御出被成候由」承候、御城へ罷出候故申、御礼不申上

候、「慮外千万ニ御座候由、御頼存候間、然者貴様御気色能御座候而、「近

日尾州へ」御登、其上有間御湯治可被成由被仰越候、「一段之儀ニ御座候、

もはや御暇請仕間敷候、「目出度暮中ニ被下之刻、萬々可得貴意候、尾州ニ

而大納言様御前御次而御座候は、可然様ニ御取成可仰候、恐惶謹言

九月六日

下方左近様

○義直の有馬湯治と、小袖拝領に対する返礼。

天野図書正成

一四、安藤重長書状 竹腰正信宛 (寛永四年)八月二日付 一通(67)

(継紙) 一六・七×九八・九

従 大納言様尊」書致拜見候、路次」中御機嫌能被為」成御帰国之旨、石
川」市正方為御使者」被仰上候、則御前被」召出、一段御機嫌」之御事ニ
御座候、「殊更諸白両樽」拝受仕候、誠以」冥加之至奉存候、「此等之趣、
御次而之」節可然様可預」御取成候、恐惶謹言

安藤右京進」重長(花押)

(寛永四年)
八月二日

(正徳)
竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国に対する返書。

一五、安藤重長書状 成瀬正虎宛 (年次未詳)五月十九日付 一通(65)

(継紙) 一七・八×五二・四

〔從 大納言様被成〕御書、忝奉拝見候、然者「今度乍例 御前御仕合能御暇被進御帰」国、御満足被為思召付而、「以志水甲斐守殿被仰上候、」各具被達上聞 候処ニ、「甲斐守方 御前被召、御機嫌之御事御座候、」御次而刻、右之旨可然様ニ御披露所仰候、恐々謹言

阿部右京進「重長(花押)

五月十九日

成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国に対する返書。

一六、井伊直勝書状 阿部正興宛 (年次未詳)八月廿七日 一通(77)

(切紙) 一七・二×四八・〇

御書謹而奉拝「見候、今度」相応院様御湯「治被成候得共、御」馳走も不申、迷惑仕候処、御飛脚「被下置、過分至極」奉存候、此旨可然様ニ御披露奉頼存候、恐惶謹言

井伊兵部少輔「直勝(花押)

八月廿七日

阿部河内守殿

○相応院お亀の湯治報告への返書。

一七、井伊直孝書状 成瀬正虎宛 (寛永三〇慶安二年)九月廿四日付

一通(80)

(切紙) 一七・一×四七・五

(追而書)以上

大納言様当年御「下向被為成候御時分」之儀ニ付而、老中江以御「使者御尋依被為成、私」式へも御書拝領忝「奉存候、御下向之御」様子、自老中可被申「上候、可然様ニ御取成頼」入存候、恐惶謹言

井伊掃部頭「直孝(花押)

(寛永三〇慶安二年)九月廿四日

成瀬隼人正殿「人々御中

○義直から、江戸下向の時期につき問い合わせに対する返書。

一八、井伊直孝書状 新見正成宛 (寛永四〇慶安二年)六月十三日付

一通(78)

(豎紙) 三三・五×五五・四

(追而書)尚々可懸御目処、即刻就御帰、無其儀候、以上

昨夜者御当地江為御使御来儀、從 大納言様私拝領「申御書而通御持参奉拝見、」忝奉存候、「御書之趣、御老中へ」可申達候、御請は慮外ニ奉存候「条、可然様憑入存候、恐惶謹言

井伊掃部頭「直孝(花押)

(寛永四〇慶安二年)六月十三日

✂ 新見才兵衛様」人々御中

○義直からの書状に対する返書。

一九、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永三〇九年)九月十二日付 一通(107)

(継紙) 一五・七×九一・七

(追而書)以上

従 大納言様御書」被成下、忝頂戴仕候、」然者 五郎八様へ雁」鴨被進候付而、御年」寄衆迄御書」被遣之旨、「尤奉存候、」此表別条無御座、」上様弥御機嫌能」被成御座候間、御次而之」刻、此等之趣可然様」被仰上可被下候、猶」期後音之時」可申上候、恐々謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永三〇九年)九月十二日

寺尾左馬助殿

○光友へ雁・鴨進上に対する返書。

二〇、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永五年)十月廿四日付 一通(115)

(継紙) 一七・七×一〇四・七

(追而書)以上

従 大納言様御」書謹而頂戴仕候、」路次中御氣嫌能」去十一日ニ被成御着座候由、目出度奉」存候、然者今度御」仕合能御暇罷出」御満足ニ被思

「敬公以来来翰」の紹介(一)

食」為御礼渡辺半蔵殿」を以被仰上候、大炊殿」御披露候て、則」御前へ被 召出、御」仕合残所無御座候」間、御心易可被思召候、」先可申上ニ諸白両」樽拝領仕、冥加之至」極得奉存候、」此等之趣可然様」御披露所仰候、恐惶」謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永五年)十月廿四日

寺尾左馬助殿

○義直の名古屋帰城の報告と御暇に対する返書。

二一、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月十七日付 一通(99)

(継紙) 一五・三×九一・五

一筆致啓上候、従」大納言様御書被」下、忝頂戴仕候、然者」今度道中御機嫌能御帰国被成、目出度奉存候、就其渡辺半蔵殿為御使御下候処ニ、御前へ被召出、仕合」無残 御目見へ」被仕候間、可被御」心易候、此地別条」無御座 將軍様」弥御機嫌能被成」御座候、御次而之刻、右之通被仰上可」被下候、恐惶謹言

板倉内膳正」重昌(花押)

(寛永十年)卯月十七日

寺尾左馬介様

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

二二、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十〇十四年)九月十八日付

一通(109)

(継紙) 一五・七×八九・六

従 大納言様御「書謹而謹而頭戴忝」奉存候、然者「^(光友)右兵衛様蒲萄」拝領被成候付而、御「年寄衆迄為御」札御書被遣、奉得「其意候、此表」上様弥御機嫌能「被成御座候間、御心安」可被思召候、御次手之刻、右之趣「御披露所仰候、」恐惶謹言

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十〇十四年)

九月十八日

寺尾左馬介殿

(直政)

○光友の葡萄拝領御札に対する返書。

二三、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十〇十四年)十月十日付 一通(113)

(継紙) 一七・五×一〇四・〇

従 大納言様御「書謹而頂戴忝」奉存候、然者「^(光友)右兵衛様へ御鷹之」雁被為進候付而、其「為御札御年寄衆」迄御書被遣之「旨、奉得其意候、」御書之通各々へ「可申入候、此等之趣、」御次手之刻、御披「露所仰候、」恐惶謹言

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十〇十四年)

十月十日

寺尾左馬助殿

(直政)

○光友へ御鷹の雁進上に対する返書。

二四、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十〇十三年)霜月廿七日付

一通(118)

(継紙) 一六・七×九二・七

従 大納言様「御書忝頂戴仕候、」^(光友)右兵衛様へ「^(蜜)柑柑」為遣候付而、其為御札御年寄中「迄御書被遣」之由、奉得其意候、「御意趣御宿」老中へ申入候、此旨「御次手以御披露」所仰候、恐惶謹言

板倉内膳正「重昌(花押)」

(寛永十〇十三年)

霜月廿七日

寺尾左馬助殿

(直政)

○光友へ蜜柑進上の返書。

二五、板倉重昌書状 寺尾直政宛 (寛永十一年)五月十七日付 一通(102)

(継紙) 一五・三×八九・五

(追而書)以上
従 大納言様御書「被成下、忝拝見」仕候、先以路次中「御機嫌能、御帰国」被為成候旨、目出度「奉存候、然者今度」御仕合能「御暇」被遣候付、志水甲斐殿「を以御年寄衆迄」被入仰候処、則「御前被召出、首尾」能御目見へ被「仕候間、御心易可被思召候、此表弥相」替儀無御座候、御次

而之節、此等之趣「宜預御披露候、恐々」謹言

板倉(内膳正カ)□□□□ 重昌(花押)

(寛永十一年)
五月十七日

(直政)
寺尾左馬介殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

目出「度奉存候、其付渡辺」半蔵殿ヲ以被仰上」之間、奉存候(マ)其意候、「此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

板倉周防守「重宗(花押)

(寛永十年)
卯月十七日

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿(正徳)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

二六、板倉重宗書状 竹腰正信宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(88)

(切紙) 一七・五×五三・五

從 大納言様「御書成被下、過分」至極奉存候、然者「路次中御無事」去廿日ニ 御帰城「被成候由、目出度奉」存候、此等之趣、可然「様被仰上可給候、」恐々謹言

板倉周防守「重宗(花押)

(寛永四年)
七月晦日

(正徳)
竹腰山城守殿

○義直から、名古屋帰城報告に対する返書。

二七、板倉重宗書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月十七日付

一通(87)

(切紙) 一七・八×五三・五

御書忝致頂戴候、「然者路次中御」機嫌能、去七日ニ被成「御帰城之由、

「敬公以来来翰」の紹介(一)

二八、伊丹康勝書状 滝川忠征宛 (寛永四年)二月廿六日付 一通(121)

(継紙) 一六・四×九四・四

「追而書以上

一書致啓上候、仍「從 大納言様」御書被成下、謹「而拜見、過分忝次第」候、近日「当地」被成御「参之旨、目出度」奉存候、将又拙者「式会津」罷越候、「日限未相定候、」大納言様被成御「着座候迄、爰元」罷在度覚悟三候、「御次而之時分、此等之趣、宜預」御取成候、恐々謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)

(寛永四年)
二月廿六日

瀧川豊前守殿「人々御中(忠徳)

○義直当地(江戸)参勤に対する返書。

二九、伊丹康勝書状 成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(128)

(継紙) 一六・七×一〇四・〇

一六一

(追而書)以上

従 大納言様御書」被成下、忝致頂戴候、途中御無事ニ」被成御帰城之旨、
目」出度奉存候、然者」今度之為御礼以御使者被仰上候、」兩 御所様
御」機嫌之様子石川」市正殿(光忠)可為演舌候、随而諸白之御酒」忝樽致拝領、
過分」忝次第候、御次而」之時分、此等之趣可然」様ニ御取成奉憑候、」恐々
謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永四年)
七月晦日

成瀬隼人正殿」人々御中

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

三〇、伊丹康勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七年)八月十三日付

一通(129)

(継紙) 一九・六×一〇七・八

(追而書)以上

従大納言様成御書被」下、謹而拝見忝奉」存候、然者去月廿八日之」雨ニ而、
御城二丸東之方」石垣廿間餘崩申、次ニ」犬山槽下石垣も崩」申候ニ付而、
破損之御普請被仰下度思召」御使者被成御越候、」被仰下候趣、年寄衆へ」
具申聞候、兩」御所様於御前御用之」儀共相済、従年寄衆」以奉書被申
上候、此等之」趣可然之様ニ御執成」所仰候、恐々謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永七年)
八月十三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○名古屋城と犬山城の石垣修復願に対する返書。

三一、伊丹康勝書状 竹腰正信宛 (寛永三〇九年)八月廿六日付 一通(131)

(継紙) 一七・〇×一〇三・二

(追而書)以上

従 大納言様御」書被成下、謹而」拝見仕候、然者」相応院様被成」御湯
治、御機嫌能」御帰、目出度奉」存候、湯本へ以」飛脚申上候儀」被聞召
付、為御」礼被仰下、過」分至極候、御次而之時分、此」等之趣、可然様」
御取成所仰ニ候、」恐々謹言

伊丹播磨守」康勝(花押)

(寛永三〇九年)
八月廿六日

竹腰山城守殿」人々御中

○相応院お亀、湯治より帰国の報告に対する返書。

三二、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永七〇十五年)十月十三日付

一通(138)

(切紙) 一七・九×五〇・五

大納言様御書」頂戴、忝拝見仕候、」仍右兵衛督様江三枝松土佐殿御使、

御「鷹之雁被進候儀、」御祝着ニ思召、為御「礼被仰上、奉得其意候、」然者 上様弥御機嫌「能被成御座候、御次手之」節、此等之趣、可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永七十五年)
十月十三日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御鷹の雁下賜に対する返書。

三三、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永九十五年)九月七日付 一通(134)

(切紙) 一八・一×五一・一

大納言様御書頂戴、忝「奉存候、仍 右兵衛督様へ御巢鶴二連被遣、并御鷹場所被 仰出候儀、」御祝着思食、御使者以被仰上、奉得其意候、此「等之趣、可然様」御取成奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永九十五年)
九月七日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御巢鶴進上ならびに御鷹場仰出に対する返書。

三四、伊丹康勝書状 寺尾直政宛 (寛永十十五年)霜月廿日付 一通(142)

(切紙) 一八・五×四九・五

大納言様御書致頂「戴、忝奉存候、仍太田」備中守為 上使、「右兵衛督様へ御鷹之」雁被遣候儀、御祝着「思食、為御礼御使者」以被仰上候、御前残所「無御座御仕合共候、」此等之趣、可然様御取成「奉頼候、恐惶謹言

伊丹播磨守「康勝(花押)」

(寛永十十五年)
霜月廿日

寺尾左馬助様「人々御中」

○光友へ御鷹の雁下賜に対する返書。

三五、稲葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)八月二日付

一通(155)

(縦紙) 一九九×一一・〇

(追而書)猶以御酒両樽致拝領、「過分忝奉存候、是又可然様ニ」御取成所仰候、以上

従大納言様尊書被成「下拝見仕候、就其道中」御無事去月廿日至御「居城被成御上着之由、」寔以目出度奉存候、「将又今度両」御所様御前御仕合能「御暇被進之候、為御礼」石川市正方を以被仰上候、「酒雅楽頭被遂披露候処、早々被入御念之段、」御機嫌被思召、則 御「使者 御前へ被召出置候、」御返事致仰含候、此等之「通可然様御披露奉」頼存候、恐々謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)」

(寛永四年)
八月二日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書、ならびに酒肴の贈物に対する礼状。

三六、稲葉正勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永六年)六月廿五日付

一通(153)

(継紙) 一七・六×九九・二

御書成被下、忝頂戴「仕候、然者従有馬」去十八日御帰城被為「成之由、其旨存仕候、」湯御相応可被遊与「乍恐目出度奉存候、」如御意、拙者も為「養性草津へ湯治」仕候、湯も相応可「致様ニ奉存候、誠遠路是迄御飛脚」被下、過分至極成仕合「御請可申上様も無」御座候、此等之趣、宜「預御披露候、恐々」謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永六年)
六月廿五日

竹腰山城守殿^(正信) 成瀬隼人正殿^(正虎)

○義直の有馬湯治より名古屋帰城、ならびに稲葉正勝の草津湯治について挨拶状。

三七、稲葉正勝書状 寺尾直政宛 (寛永十年)五月晦日付

一通(150)

(継紙) 一七・九×一〇八・七

従 大納言様尊書「被成下、忝致拜見候、」然者今度^(光友) 五郎八様「御親子様、

当御地御」下向被成候儀、早速「御耳ニ立、為 上使」酒井讚岐守被指遣候「義被為聞召、御満足」被思召之旨、奉得「其意存候、就其」以御使者被仰上候、「定而各可被達」上聞候、此等之趣、以「御次而可然様御取成」奉頼存候、恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永十年)
五月晦日

寺尾左馬助様^(直政)

○光友母子の江戸下向に対する返書。

三八、稲葉正勝書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月八日付

一通(151)

(切紙) 一八・八×二〇・五

従 大納言様御書「成被下、忝致拜見候、」然者今度^(光友) 五郎八様・「御姫様^(京姫)御目見之」被成候、則御懇之「上意、其上五郎八様へ正宗之御脇指被進、」重畳御満足被思召「之旨、奉得其意存候、」就其為御礼以御使者「被仰上候、定而各可」被逐披露候、此等之趣、「以御次而可然様ニ御取成」奉頼存候、恐惶謹言

稲葉丹後守「正勝(花押)

(寛永十年)
六月八日

寺尾左馬助様^(直政)

○光友・京姫の御目見と正宗脇差下賜に対する挨拶状。

三九、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十九日付 一通(148)

(継紙) 一八・八×一一・一〇

従 大納言様御書「成被下、忝致拝見候、」如御意今度者」御前御仕合能御暇被進、殊更色々御」拝領被成、重畳御機嫌被思召之旨、奉得其意存候、」将亦道中無異」儀、去ル七日御帰城」被成之由、乍恐目出度」奉存候、就其渡辺(重懸)半蔵殿を以被仰上候、」則各被達上聞候」処、御前江被召出、」御機嫌之旨、御直被仰合候、委曲渡辺半蔵殿可被仰上候、」此等之趣、以御次而可」然様ニ御取成奉頼存候、」恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

(寛永十年)四月十九日

成瀬隼人正様

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四〇、稲葉正勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十八日付 一通(152)

(継紙) 一九・三×一〇四・九

一筆啓上候、然者」今度 (光友)五郎八様・御姫様」御目見ニ被成候儀、御満足被思召、為御礼最前以御使者被仰」上候処、指合御座候付而、」遠山(景吉)掃部殿を以被」仰上候旨、奉得其意」存知候、随而私へ煎海鼠」一箱・奈良酒兩樽」致拝領、寔是以被為人」御念段、過分忝奉存候」此等之趣、以御次而可然様ニ御取成奉頼候、恐惶謹言

稲葉丹後守」正勝(花押)

「敬公以来来翰」の紹介(一)

(寛永十年)六月十八日

成瀬隼人正様

○光友・京姫の御目見と、贈物の酒肴に対する礼状。

四一、井上正利書状 竹腰正信宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(175)

(切紙) 一七・七×五三・二

御書被下拝見」忝奉存候、道中」御無事名古屋至而」被為成御帰城之由、」誠目出度奉存候、」此等之趣、可然様ニ御披露所仰候、」恐々謹言

井上河内守」正利(花押)

(寛永四年)七月晦日

竹腰山城守殿

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四二、井上正就書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(178)

(継紙) 一七・〇×九七・二

今度 大納言様、」三州岡崎ニ被掛」御腰、御機嫌能被成御通、忝存候由、」本多伊勢守方(忠利)」申越候、殊伊勢守」女共黄金壹枚」致拝領候由、誠忝仕合無冥加奉」存候、御次而之節、」可然様ニ御取成」所仰候、恐々謹言

井上主計頭」正就(花押)

一六五

(寛永四年)
七月晦日

竹腰山城守殿(正徳) 成瀬隼人正殿(正徳)

○義直の岡崎腰掛の一件と、本多忠利女へ黄金拝領につき挨拶状。

四三、井上正就書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)七月晦日付

一通(179)

(継紙) 一七・四×九三・八

御書被下拝見忝(光忠) 奉存候、道中御機(光忠) 嫌能、去廿日至テ「名古屋ニ被成御
婦城」之由被仰下候、誠目(光忠) 出度奉存候、今度者「乍毎御仕合早々」御暇
被為進之候儀、「御満足ニ被思召候由」、「石川市正方を以被仰」上候、則
御前へ被(光忠) 召出被入御念候通、不大形御機嫌之御「事ニ御座候、随而」当
地御滞在中色々「忝仕合共難申上」奉存候、御次而之節、「可然様ニ」御
披露所「仰候、恐々謹言

井上主計頭「正就(花押)

(寛永四年)
七月晦日

竹腰山城守殿(正徳) 成瀬隼人正殿(正徳)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

四四、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十年)六月十八日付 一通(193)

(切紙) 一五・四×四六・五

従 大納言様「御書、謹而頂戴」仕候、然者(光忠) 五郎八様「并御息女様御仕」
合能御目見得、「殊 五郎八様へ正」宗之御脇差被進候「儀、忝被思召、
御使者」以被仰上候、則「御使者 御前へ」被召出、無残所仕「合御座候、
委曲」御使者可被申上候、「此等之趣、御次而之」刻、宜預御取成候、「
恐々謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十年)
六月十八日

寺尾左馬頭殿(直政)

○光友と京姫の初御目見と正宗拝領について。

四五、太田資宗書状 寺尾直政宛 (寛永十(十六)年)九月七日付 一通(195)

(切紙) 一八・〇×五四・〇

御書忝頂戴仕候、兵衛督様江御巢鷁、「殊御鷹場迄被進候儀、」重疊御満足
被思召、「各迄御使者以被仰」入之旨、奉得其意候「誠私式迄被仰聞候
儀、」冥加至極奉存候、「此旨御次而之」刻、可然之様御取成所仰候、「恐々
謹言

太田備中守「資宗(花押)

(寛永十(十六)年)
九月七日

寺尾左馬頭殿(直政)

○光友へ御巢鷁拝領と御鷹場進上の返札に対する挨拶状。

四六、太田資宗書狀 寺尾直政宛 (寛永十〇十六年)九月廿七日付

一通(197)

(継紙) 一五・五×九二・五

從 大納言様御」書被成下、忝致頂戴候、然者稻垣」若狭守為 上使、」
(光友)右兵衛督様江御菓子被進候儀、御滿」足被思召候之旨、」奉得其意、謔」
被為入御念、拙者」式迄被仰下候」段、過分至極奉」存候、御次而之刻、」
宜預御取成候、」恐々謹言

太田備中守」資宗(花押)

(寛永十〇十六年)
九月廿七日

寺尾左馬頭殿

○光友の菓子拝領の挨拶に対する返書。

四七、太田資宗書狀 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月十六日付 一通(191)

(継紙) 一五・六×八八・〇

從 大納言様御」書謹而致頂戴候、」先以道中御機嫌」能御帰城被成之由、」
乍恐目出度奉存候、」然者為御札渡辺」半藏殿以被仰上候、」則今日 御前
へ」被召出、御懇之上意御座候、委曲」半藏殿可被仰上候、御次而之刻」
御取成奉頼候、恐惶謹言

太田備中守」資宗(花押)

(寛永十年)
四月十六日

成瀬隼人正殿」人々御中

「敬公以来来翰」の紹介(一)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

四八、太田資宗書狀 寺尾直政宛 (寛永十一〇十五年)五月十七日付

一通(192)

(切紙) 一五・四×四五・八

從 大納言様御」書忝致頂戴候、」先以今度御仕合能」御暇忝被思召、志
水」甲斐守殿を以被仰」上之由旨、奉得其意候、」誠拙者式迄被仰下候」
(忠政)段、冥加至極奉存候、」此等之趣、御次手之刻、」宜御取成奉頼候、」恐々
謹言

太田備中守」資宗(花押)

(寛永十一〇十五年)
五月十七日

寺尾左馬頭殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

四九、加々爪忠澄書狀 竹腰正信宛 (寛永四年)八月朔日付 一通(211)

(切紙) 一七・三×一〇六・五

從 大納言様被成下」御書、忝謹而頂戴」仕候、然者道中御」機嫌能被成
御帰城之」旨、乍恐珍重奉存候、」今度之為御札」石川市正殿を以御年寄
(光忠)衆迄被仰上候、」市正殿 御前江」被召出、一段之御仕合二而、」殊御服被
致拝領、無残所様子御座候、」大納言様御満足」可被思召候、以此旨」可

一六七

然様御取成奉」頼候、恐惶謹言

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

(寛永四年)
八月朔日

竹腰山城守殿」人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶と、加々爪忠澄から御服の返礼の挨拶状。

五〇、加々爪忠澄書状 竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿三日付 一通(215)

(切紙) 一七・三×五五・五

従大納言様御書」被成下、忝謹而頂戴」仕候、今度路次中」御機嫌能被成御帰城」候由、乍恐目出度」奉存候、然者為御使」渡辺半蔵殿御年寄」衆迄被遣候処、昨廿二日」相国様御前江召、「御仕合残所無御座候間、「可尊意安候、委曲」半蔵殿可為言上候、「恐々謹言

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

(寛永五年)
十月廿三日

竹腰山城守殿」人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五一、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永四〜十年)三月十九日付

一通(205)

(切紙) 一六・一×四五・二

一筆啓上仕候、然者 大納言様御下屋敷」能所三而御拝領被成、御」満足被思召御意之由、松井主殿助殿三被仰下、「忝奉存候、殊景など」一段と能御座候間、弥可」為御機嫌、恐惶奉存候、宜預御取成候、「恐々謹言

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

(寛永四〜十年)
三月十九日

寺尾左馬之助殿」人々御中

○義直の江戸下屋敷拝領の挨拶に対する返書。

五二、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永十年)四月十七日付 一通(206)

(継紙) 一五・五×九〇・六

従 大納言様被成下御書、忝」謹而頂戴仕候、「今度御仕合能」御暇被進、御満足」被為思召候之由、乍」恐珍重奉存候、「然者去七日御帰」国被成付而、御」年寄衆迄渡辺」半蔵殿被遣候、則」御耳三立、御前へ」被 召出、首尾残」所無御座候間、可」得尊意候、猶半蔵殿」可為言上候、恐々」謹言

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

(寛永十年)
四月十七日

寺尾左馬頭殿」御宿所

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五三、加々爪忠澄書状 寺尾直政宛 (寛永十年)五月十七日付 一通(208)

(綴紙) 一七・一×一〇四・六

(追而書) 以上

従 大納言様「御書被成下、謹而」頂戴仕、忝奉存候、「然者路次中御」
機嫌能御帰城「被為成之旨、目出度」奉存候、就其御年寄衆迄志水「(忠政)甲斐
守殿被進候、「則御座間江」被 召出、御仕合殘「所無御座候間、御心」
易可被思召候、「委曲甲斐守殿可」被仰上候、此等之趣、「可然様御取成奉」
頼候、恐惶謹言

(寛永十年)
五月十七日

(直政)
寺尾左馬助殿「御宿所

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

五四、加々爪忠澄書状 成瀬正虎宛 (寛永十一・十五年)六月廿六日付
一通(209)
(切紙) 一七・〇×四九・五

従 大納言様鮎之鮎「一桶拝領仕候、遠路」被為懸御心候之段、忝「次第
冥加之至奉存候、「爰許相替儀無御座、「上様弥御機嫌能被成」御座候、次
(光友)右兵衛督様」一段御息災御座候間、「可」尊意安候、此旨可然」様御取成奉
頼候、恐々」謹言

(寛永十一・十五年)
六月廿六日

加々爪民部少輔「忠澄(花押)

「敬公以来来翰」の紹介(一)

(正虎)
成瀬隼人正様

○義直からの鮎拝領と光友の息災に対する挨拶状。

五五、神尾久宗書状 竹腰正信宛 (寛永五年)十月廿四日付
一通(223)
(切紙) 一六・八×四九・七

(追而書) 以上

御書謹而頂戴忝奉「存候、路次中御機嫌能」御城着之旨、先以目出度「奉
存候、爰許両」御所様弥御機嫌能被成「御座候間、御心安被思召候」様、
此等之趣、御次手を以「可然様可預御披露」候、恐惶謹言

(寛永五年)
十月廿四日

(正徳)
竹腰山城守殿

神尾刑部少輔「久宗(花押)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五六、神尾久宗書状 竹腰正信宛 (寛永十年)卯月廿三日付
一通(220)
(切紙) 一五・五×四五・八

(追而書) 以上

御書謹而頂戴忝「奉存候、道中御機嫌」能、去七日ニ御着座之「旨、目出
珍重ニ奉存候、「此表別条無御座、「上様弥御機嫌好被為」成御座候、此等
之趣、御次而」を以、可然様御披露」所仰候、恐惶謹言

神尾刑部少輔「久宗(花押)

(寛永十年)
卯月廿三日

竹腰山城守殿
(正信)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五七、九鬼守隆書状 滝川忠征宛 (寛永七年)二月十五日付 一通(236)

(継紙) 一六・二×九四・五

(追而書)以上

今度大神宮江「御参宮被成ニ付、」御書被為成下、「忝頂戴仕候、御」着座之様子不「存故、自是不申」上候義ニ、遠路「尊書忝奉存候、」江戸ニ罷有故、御目見不仕、御「残多存儀ニ御座候、」被為入御念忝候「旨、可然様ニ御披」露奉頼候、恐々謹言

九鬼長門守「守隆(花押)

(寛永七年)
二月十五日

滝川豊前守殿
(忠征)

○義直の伊勢神宮参詣について挨拶状。

五八、日下部松斉書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月廿二日付 一通(237)

(継紙) 一六・三×九四・五

(追而書)尚々眼病故、「印」判可被成御免候、以上

従 大納言様御書「謹而致頂戴候、然者御」仕合能御暇出申、「種々被為成御拝領、忝被為思召候、道中」御機嫌能、去七日ニ「御帰城之旨、目出」度奉存候、就其御年「寄衆迄、渡辺半蔵殿」被進候故、私式へも「被為思召出所勞之」儀迄御懇ニ被仰下、「冥加之至奉存候、」半蔵殿仕合能「御目見被仕被罷帰候、」当地之御様子可被「申上候、此等之趣、可」然様被仰上可被下候、恐惶謹言

日下部「松斉(印)

(寛永十年)
卯月廿二日

寺尾左馬助様「人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

五九、日下部宗好書状 滝川忠征宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(240)

(継紙) 一五・六×九三・三

(追而書)以上

従 大納言様「御書、謹而致」頂戴、誠過分至「極奉存候、御次而」之時分可然様「御礼被仰上可被下候、道中御」機嫌能御上着「之旨、目出度」奉存候、爰元「別条無御座、」両御所様御「機嫌能被成御座候、」貴意安可被思召候、「随而石川市正殿」御前へ被召出、「御仕合よく御帷子」など御拝領候て御「帰、拙者式迄大慶」奉存候、恐惶謹言

日下部大隅守「宗好(花押)

(寛永四年)
七月晦日

滝川豊前守様
(忠征)

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに使者石川光忠の帷子拝領を報ずる返書。

六〇、朽木種綱書状 成瀬正虎宛 (寛永十_一十六年)十二月十四日付

一通(247)

(切紙) 二一〇・〇×五四・三

従 大納言様被下御書、「忝致頂戴候、今度」^(光友)右兵衛督様へ御鷹雁「被遣候付、御満足被思召」之段、奉得其意候、然者「其節御使参候付、被為人御念被仰下候趣、」忝奉存候、御次之刻、「可然様御取成所仰候、」恐惶謹言

朽木民部少輔「種綱(花押)

(寛永十_一十六年)十二月十四日

成瀬隼人正様「人々御中

○光友へ御鷹の雁進上に対する返書。

六一、高力忠房書状 阿部正興宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(251)

(縦紙) 一六・八×九四・〇

(追而書)已上

従 大納言様御直「書、謹而頂戴、」誠以忝仕合共候、「路次中御機嫌能」御上着之旨、目出「度義共候、就其石河」^(光忠)市正方を以被「仰上候、昨日各披」露被申候処、「御前被召出、一段御」仕合共御座候、両「上様御

「敬公以来来翰」の紹介(一)

機嫌能被成」御座、此表別条無」御座候間、乍恐」御心易可被思召候、「将又諸白大樽三」拝領、重々忝仕合」共候、爰許被為成」御座時分者、色々」御懇志之義共過」分至極奉存候、此等」之趣、御次而以可然」様御取成奉頼存候、「恐惶謹言

(寛永四年)七月晦日

阿部河内守殿

阿部河内守殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書、ならびに諸白拝領の礼状。

六二、酒井重澄書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年)卯月廿二日付

一通(351)

(縦紙) 一八・二×一〇一・一

(追而書)以上

乍每今度者」御両 上様御機」嫌能御暇被進之、「忝被 思召之旨、」渡部^(重禮)半蔵殿を」以被 仰上候、付而」者、大納言様御書頂戴、忝奉存候、「路次中御無事」御帰城被遊、珍重」奉存候、随而諸白」両樽拝領、冥加」之至奉存候、御次」而之時分、御前」可然様御披露」所仰候、恐惶謹言

酒井山城守」重澄(花押)

(寛永五年)十月廿三日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国報告に対する返書、ならびに諸白拝領の礼状。

六三、酒井重澄書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年卯月廿二日付

一通(347)

(継紙) 一七・九×九八・七

従大納言様御」書致頂戴候、寔「忝仕合、冥加至」極奉存候、道中「御機嫌能御帰」城被遊候由、乍恐「目出度奉存候、」今度御仕合能「御暇被進、忝被」思召候旨、奉得「其意存候、御次而之」節、御前可然様御取成所仰候、恐々謹言

(寛永十年) 卯月廿二日

成瀬隼人正殿^(正徳) 竹腰山城守^(正徳)

○義直の名古屋帰城の挨拶に対する返書。

酒井山城守」重澄(花押)

六四、酒井忠勝書状 竹腰正信宛 (元和三〓寛永三年二月七日付 一通(302)

(切紙) 一八・二×五二・九

(追而書)以上

將軍様御鷹野へ」被為 成候付而、従「中納言様私へ御小袖」致拝領候、誠以被為」御念之段、過分至極」奉存候、此等之趣、宜「預御披露候、恐々」謹言

(元和三〓寛永三年) 二月七日

酒井讚岐守」忠勝(花押)

竹腰山城守^(正徳) 殿

○將軍の鷹野御成に對し、義直より酒井忠勝へ小袖拝領の返札。

六五、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿四日付

一通(326)

(継紙) 一七・五×九九・六

従大納言様御書」被下、致頂戴候、然者」道中御無事被成」御帰国之由、目出度」存候、如御意今度者」兩 御所様御前御」仕合好、其上種々被成」御拝領、忝被思召之」旨、尤奉存候、就其渡辺」半藏方以被仰上候、」樽・御着被成御進上候、」雅樂頭遂披露候処、」御使 御前へ被召出、」御機嫌之旨、御直被仰」含候、将又私へ諸白兩樽」致拝領候、寔以過分」至極奉存候、委曲半藏殿」可被仰達候間、此等之趣、」宜預御披露候、恐々」謹言

(寛永五年) 十月廿四日

竹腰山城守^(正徳) 殿 成瀬(正虎)隼人正殿

○義直の尾張帰国につき挨拶と、諸白拝領の札状。

酒井讚岐守」忠勝(花押)

六六、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永七〓十六年)六月十四日付 一通(312)

(継紙) 一七・六×九八・二

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、忝致拜見候、如「御意於 御前」右兵衛督殿御巢鷹」被成御拝領、忝被思召之由、「御尤奉存候、就其」新見」才兵衛方を以被仰上、「御肴一箱被御進上候、」遂披露御書面之趣」日々達 上聞候之處、「御使 御前へ被召出、「御機嫌之旨、御直二」被 仰含候、委曲」才兵衛殿可為演説候」間、此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

(寛永七、十六年) 六月十四日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○光友の御巢鷹拝領に対する返書。

六七、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十、十六年)十月十一日

付 一通(322)

(切紙) 一七・五×五一・四

従大納言様御書」被下、拜見仕候、仍御意三枝土佐守為 上使」兵衛督様へ御鷹之雁」被進候義、忝被思召」之旨、御尤奉存候、就」其人御念候御紙面」之趣、可達 上聞候、「此等之趣、宜預御披」露候、恐々謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

(寛永十、十六年) 十月十一日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○光友御鷹の雁進上披露に対する返書。

「敬公以来来翰」の紹介(一)

六八、酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月八日付

一通(309)

(継紙) 一七・一×一〇二・〇

(追而書)以上

従大納言様御書」被下、忝致拜見候、「如御意今度御仕」合能御暇被進、「御懇之上意之趣、「其上色々御拝領」被成、忝被思召之旨、「御尤奉存候、就其」志水甲斐守方を以」被仰上、御樽・肴御」進上被成候、各被遂」披露所、御使」御前へ被召出、御機」嫌之旨、御直二被仰含候、将又道中」御無事、去七日御帰」城被成候旨、目出度」奉存候、此等之趣、宜」預御披露候、恐々」謹言

酒井讚岐守」忠勝(花押)

(寛永十一年) 五月十八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿

○義直の御暇・帰国に際し、拝領品に対する礼状。

六九、酒井忠利書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)八月二日付

一通(339)

(切紙) 一七・五×五一・四

(追而書)以上

従 大納言様被成下」御書、忝致拜見候、「然者路次中御機嫌能」被成御
帰城、誠目出度」奉存候、此等之趣、「可」然様御取成所仰候、「委曲石河
(光忠)
市正殿」可被仰上候、恐惶謹言

酒井備後守」忠利(花押)

(寛永四年)
八月二日

竹腰山城守殿」成瀬隼人正殿
(正徳)

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

七〇、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四〇十三年)三月六日付

一通(257)

(切紙) 一八・一×四九・九

先刻従 「大納言様、預御使者候、誠早々」被為思召之段、冥加」至極奉
存候、此旨」御次而之刻、被仰上」可被下候、恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四〇十三年)
三月六日

成瀬隼人正様」竹腰(正信)山城守様
(正徳)

○義直よりの使者に対する返書。

七一、酒井忠行書状 寺尾直政宛 (寛永四年)八月二日付 一通(261)

(継紙) 一九・六×一一・二・三

(追而書)以上

従 大納言様尊書、「謹而致拜見候、今」度 御前御仕」合残所無御座、色々
被成御拝領、御満足」被思召之旨、奉得其意」候、将又路次中」御機嫌能、
先月廿日」被為成御帰城之由、目」出度奉存候、就其」御礼為被仰上、石
川」市正方被成御上候、「則仕合能被致」御目見候、此等之趣、「可然様
(光忠)
可預御取成候、「恐惶謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四年)
八月二日

寺尾左馬助殿
(直政)

○義直の名古屋帰城の報告に対する返書。

七二、酒井忠行書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四年)九月八日付

一通(262)

(切紙) 一八・二×四九・八

従 大納言様御書、「忝頂戴仕候、当暮」爰元へ御下向之儀」付、石川勘解
由殿御差越」被為成之旨、乍恐奉」得其意候、此等之趣、「宜預御取成候、
恐々」謹言

酒井阿波守」忠行(花押)

(寛永四年)
九月八日

竹腰山城守殿」成瀬隼人殿
(正徳)

○義直の江戸下向につき使者石川正周派遣について請書。

七三、酒井忠行書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十四日付 一通(260)

(継紙) 一六・五×九六・四

従 大納言様御書、「忝致頂戴候、今度」^(光友)五郎八様并^(京姫)御息女様「御懇之上意、其上五郎八様へ正宗之」御脇差被遣、御「満足被思召候付而」、御使者被遣、一段「御機嫌御事御」座候、委曲御使者「可為演説候、此等之趣、宜預御取成候、」恐々謹言

酒井阿波守「忠行(花押)」

(寛永十年)六月十四日
^(正虎)成瀬隼人殿

○光友と京姫の安否を問ひ、光友へ正宗の脇差拝領に対する返書。

七四、酒井忠世・酒井忠勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永三十二年)八月廿六日付 一通(285)

(継紙) 一九・〇×一一・一

御書致拜見候、「今度相応院殿御」湯治之御暇被遣候処、「御湯御相当ニ而、」被成御帰候儀、別而御「満足被思召候由、奉」得其意候、就其為「御札、以御使者被仰上候、」御紙面之趣達 「上聞候之処、則御使」御前被召出、被入御念候段、「御機嫌被思召候通、」御直被仰含候、「此等之趣、」宜被仰上候、恐々謹言

酒井讚岐守「忠勝(花押)」酒井雅楽頭「忠世(花押)」

「敬公以来来翰」の紹介(一)

竹腰山城守殿「成瀬隼人正殿」^(正虎)

(寛永三十二年)八月廿六日

○相応院お龜、湯治後帰国の挨拶に対する返書。

七五、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永三十二年)霜月十二日付 一通(297)

(切紙) 一七・四×五三・一

従大納言様御鷹之鶴巻、「將軍様被成御進上候、」具ニ披露仕候処、「一段御機嫌被思食、御内書被為進候、」此等之趣、可然様「可被仰上候、恐々」謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

(寛永三十二年)霜月十二日

竹腰山城様「成瀬隼人様」^(正虎)
○將軍家光へ御鷹の鶴進上について返書。

七六、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永四十二年)六月廿二日付 一通(284)

(切紙) 一八・四×五〇・五

「追而書尚々、昨日者 大納言様」御座被成候由、無冥加仕合ニ候、以上
従 大納言様尊書「拜見仕候、」明朝被召寄候「儀、過分至極奉存候、」可

一七五

然様可預御取成候、委」曲御使者可被仰上候、」恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永四十二年)
六月廿二日

竹腰山城様」成瀬隼人様
(正徳)

○義直からの招き寄せ(「招待」につき礼状。

七七、酒井忠世書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿四日付 一通(294)

(継紙) 一七・七×一〇六・〇

(追而書)以上

従 大納言様尊」書被下、忝拜見」仕候、今度御仕合」残所無御座御」上被成、御満足ニ」被思召ニ付而、以渡辺」半蔵方被仰上候、」具達 上聞候処ニ、」御前へ被召出、御機」嫌ニ被思召候、委曲は」半蔵方可被申上候、」弥此旨可預御心得候、」恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永五年)
十月廿四日

成瀬隼人正殿
(正徳)

○義直の使者御目見に対する返書。

七八、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)卯月廿一日付

一通(280)

(継紙) 一七・六×一〇六・三

従大納言様尊書」被下、忝拜覽仕候、」今度路次中何」事無御座御着」被成之由ニ而、渡辺」半蔵方を以被」仰上候、則 御前江」被召出、一段御機嫌」之由ニ」御座候、誠爰」許永々御逗留ニ」御座候得共、病中」手前取紛故致伺」公不申上、迷惑仕候、」右之旨、宜被仰上可」被下候、恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永十年)
卯月廿一日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様
(正徳)

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに酒井忠世自身の逗留を報じた挨拶状。

七九、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)六月十九日付

一通(283)

(継紙) 一七・四×一〇六・九

従 大納言様尊書」被下、忝拜見仕候、如被」仰下候五郎八様并御姫様御目見被成、」御懇之 上意、其上」五郎八様へ正宗之御」脇差御拝領被成、御」満足被思召之旨、御」書面之趣奉得其」意候、罷出候刻具ニ」可申上候、右之段」可然様ニ被仰上可被下候、恐惶謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)

(寛永十年)
六月十九日

竹腰山城守様」成瀬隼人正様
(正徳)

○光友・京姫の御目見と、光友の正宗脇差拝領の報告状。

八〇、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十二年)九月廿七日付

一通(291)

(継紙) 一七・六×一〇四・九

従 大納言様尊「書被下、忝拝見仕候、」然者稲垣(重大)若狭守「被成 御上使与、」
右兵衛督様江葡萄酒被進、御満(光友)「足被思召之段、」奉得其意候、委「細者爰
元御留守」居岩田長右衛門方(昌成)「可被申上候、此等之趣、」宜預御取成候、
恐々謹言

酒井雅楽頭「忠世(花押)」

(寛永十二年)
九月廿七日

成瀬隼人様(正虎)「竹腰山城様(正信)

○將軍より光友へ葡萄酒下賜に対する返書。

八一、酒井忠世書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (年次未詳)八月廿七日付

一通(286)

(切紙) 一八・一×五四・九

(追而書)尚々、被為入御念御書、」別而過分至極ニ奉存候
従大納言様尊書「被下、辱拝見仕候、」如被仰下候相応院様「伊香保へ被
成御湯治、」一段御相当被為成「御帰、御満足被思食」旨、奉得其意候、
此等」之趣、御次而之刻、」可然様被仰上可被」下候、恐々謹言

「敬公以来来翰」の紹介(一)

(年次未詳)
八月廿七日

竹腰山城様(正信)「成瀬隼人様(正虎)

○相応院お亀、伊香保湯治の報告に対する返書。

八二、酒井忠吉書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月廿日付 一通(271)

(切紙) 一六・六×四八・一

従 大納言様御書「被下、頂戴仕候、誠過分」至極冥加之至奉存候、」道
中御機嫌能、去七日「御国本至御着座」被成之由、目出度奉存候、」此等
之趣、御次而を以可然」様御取成所仰候、委「曲渡辺(重綱)半藏殿可然」
仰上候、恐惶謹言

酒井和泉守「忠吉(花押)」

(寛永十年)
四月廿日

成瀬隼人正様(正虎)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八三、島田利正書状 成瀬正虎宛 (寛永十年)四月廿二日付 一通(355)

(継紙) 一六・二×九六・三

(追而書)返々御機嫌よく」被成御帰国、目出度奉存候、以上
御路次御無事」被成御帰国候旨、」渡辺半藏方(重綱)を以」被仰上候付而、拙者

式へ大納言様御書被下、忝奉拜見候、久々爰元ニ被成御座、萬端御仕合残所無御座候而、一入目出度御事共御座候、恐多申上事ニ御座候へ共、節々忝御意候段、中へ可申上様無御座候、随分養生仕重而之御下向之時分、且者御目見え可仕候、御次而以此等之趣、御取成所仰候、恐々謹言

嶋田弾正忠(花押)

(寛永十年) 四月廿二日

成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国の挨拶、ならびに使者来訪に対する返礼。

八四、島田利正書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)霜月六日付 一通(358)

(切紙) 一七・九×五三・四

大納言様御書被下、「拝見忝奉存候、路次中御無事ニ被成」御帰国、目出度奉存候、御前之御様躰、「渡部半蔵殿可被申上候、此等之趣、可然様御心得」可被仰上候、恐々謹言

嶋田弾正忠(花押)

(寛永五年) 霜月六日

成瀬隼人殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

付 (継紙) 一六五×九二・九 一通(362)

(追而書)尚以去月竹中采女殿御息女、西尾右京殿へ御祝言御座候、以上

一 蘭田善太罷登被申上候間、一書致啓上候、「去七日之貴札、昨十三日」已刻ニ参着、致拜見候

一 去六日之夜戌之刻、風吹申候得共、ふたしからさるよし、然共海辺之堤少つ、損申候由被仰下候、若御年寄衆於御尋者、御状候一通申上由、奉得其意候

一 其御地御石垣并犬山之儀、何も善太夫可被申上候

一 雅楽殿・大炊殿御登候義、弥来ル十九日・廿日時分之様ニ申候、当御

地御立之刻、御飛脚可申上候

一 天寿院様御文式通進上仕候

一 御年寄衆之御状五ツ進上仕候、恐惶謹言

(寛永四年) 八月十四日 岡部長右衛門 〇〇〇(花押) 新見才兵衛 正成(花押)

(正信)

竹山城守様 瀧豊前守様 寺左馬助様 阿河内守様 成隼人正様

○名古屋城石垣大風雨の被害報告について返書と、竹中重義息女と西尾忠

照の祝言についての報告状。

八六、杉浦正友書状 寺尾直政宛 (寛永十年)四月十八日付 一通(363)

(継紙) 一八三×一〇三・九

八五、新見正成・岡部長右衛門書状 成瀬正成ほか宛 (寛永四年)八月十四日

(追而書)以上

従 大納言様御「書頂戴仕、過分」至極奉存候、路次「中御無事被成」御着、就其渡辺(重禰)半蔵殿為御使「被為下候、則年寄」衆披露被成候処、「御前へ被召出、「残所無御座御仕」合共ニ御座候、御次」而之時分、可然様ニ被仰上可被仰下候、恐惶謹言

杉浦内蔵允「正友(花押)

(寛永十年)

四月十八日

寺尾左馬助殿(直政)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八七、杉浦正成書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十七日付

一通(364)

(切紙) 一八・一×五一・三

(追而書)以上

従 大納言様御「書頂戴仕、寔冥加至極奉存候、路」次中御無事御帰「城之旨、年寄衆迄」被仰入候、則甲斐守殿(志水忠政)御前へ被為召、残所「無御座御仕合ニ御座候、「此等之趣、御次而之時分、」被仰上可被仰下候、恐々謹言

杉浦内蔵允「正成(花押)

(寛永十一年)
五月十七日

竹腰山城守殿(正徳) 成瀬隼人正殿(正虎)

「敬公以来来翰」の紹介(一)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

八八、土井利勝書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永三〇十年)霜月三日付

一通(369)

(切紙) 一七・九×五三・五

大納言様合御書忝致「拝見候、随而従 公方様」此已然被進候御鷹ニ被為合羽候鶴被成御進上候、「酒井讃岐守申談披露」之処、一段之御仕合共御座候、「此等通、宜預御執成候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

(寛永三〇十年)
霜月三日

竹腰山城守殿(正徳) 成瀬隼人正殿(正虎)

○義直、将軍家光へ御鷹の鶴進上の披露に対する返書。

八九、土井利勝書状 寺尾直政宛 (寛永四〇八年)八月廿六日付 一通(408)

(継紙) 一八・三×九六・九

相応院様就御「湯治為御見」廻、以使申上候儀、「大納言様被聞」召付、御書忝「致拝見候、御湯」一段被為成御相当、「御帰目出度奉存候、「入御念候御使者」之趣、相国様」御機嫌能御座候、「此等之通、宜預御」取成候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

一七九

(寛永四、八年)
八月廿六日

(直政)
寺尾左馬助殿 人々御中

○相応院お龜、湯治後帰国の報告に対する返書。

九〇、土井利勝書状 成瀬正虎宛 (寛永五年)十月廿六日付 一通(367)

(継紙) 一七・五×一〇六・四

御書忝致拝見候、「然者路次中御無」事御帰城之旨、「目出度奉存候、」随而今度乍例「御前御仕合残」所無御座、御帰国「御満足付而、以渡辺半蔵(重綱)被為」仰上候、御書并御「使者口上之趣、」具遂披露候処、不大形御機嫌「御座候、御前之」様躰、半蔵方可為演説候、此等之「通、宜預御披露候、」恐惶謹言

土井大炊頭 利勝(花押)

(寛永五年)
十月廿六日

(正虎)
成瀬隼人正殿

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

九一、土井利勝書状 成瀬正虎・寺尾直政宛 (寛永五年)十月廿七日付

一通(368)

(継紙) 一七・四×一〇五・四

急度致啓上候、随而「今度於江戸御機」嫌能御帰国御「満足之旨被仰下、」

一入目出度奉存候、「誠以被為成御立候」刻、御事多可有「御座候処、拙宅へ」被為成儀、再三「如申上、過分奉忝存候、将亦諸白両樽拝領、毎度」色々忝仕合、申上も疎奉存候、事之「御序、弥可然様」御執成所仰候、恐々謹言

土井大炊頭 利勝(花押)

(寛永五年)
十月廿七日

(直政)
成瀬隼人正殿 寺尾左馬助殿 人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶と、諸白拝領の返書。

九二、土井利勝他書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十年)五月四日付

一通(401)

(継紙) 一九・七×一〇六・一

来年就 「御上洛、那古屋并宮(名)御殿あたらしく作事」など被有之候儀、無用「候由被 仰出候之間、」其御心得尤候、恐々「謹言

(寛永十年)
五月四日

松平伊豆守 信綱(花押) 稲葉丹後守 正勝(花押) 酒井

讃岐守 忠勝(花押) 土井大炊頭 利勝(花押)

(正徳)
竹腰山城守殿 成瀬隼人正殿

○將軍家光上洛に備えての名古屋城と熱田御殿の普請は無用と通達。

九三、土井利勝書状 竹腰正信宛 (寛永十年)六月十九日付 一通(404)

(継紙) 一九・四×一〇五・七

従 大納言様御書「忝奉拝見仕候、然者」^(光友)五郎八様并御姫様」被成御目見候処、「御 上意、殊」五郎八様へ正宗之御」脇指被為進候儀、「重畳忝思

召、以御」使者被仰上、御樽」御肴被成御進上候、「酒井阿波守^(忠行)遂披」露、御前^(重孝)并伊掃部」在之、右之通一々具」達 上聞候処、被為」入御念候御

事、不大形」御機嫌御座候而、御」使者へ 御直御感」之旨、被仰出候間、可為」言上候、将又私へ南都之」御酒双樽・煎海鼠一箱拝領仕候、誠以過

分至極難申上候、此等之」趣、宜預御執成候、「恐惶謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

^(寛永十年)六月十九日

竹腰山城殿^(正徳)

○光友・京姫御目見と光友へ正宗脇差拝領、ならびに酒肴拝領に対する礼状。

九四、土井利勝書状 成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月十八日付 一通(405)

(継紙) 一九・七×一〇五・一

大納言様御書被」成下、忝奉拝見候、「随而路次中御無事」去七日御

着城之旨、乍恐」目出度奉存候、然者」今度永々御在江戸被」為成候処、御前」御仕合所残無御座、「其上御暇之刻も色々」被為進御満足思召旨、「

御尤奉存候、依之志水」^(忠政)甲斐守方を以被仰上、「御樽・御肴被成御進上候、「

「敬公以来来翰」の紹介(一)

酒井雅楽頭・酒井讚岐守」披露之処、御使者御座間」迄被為召、入御念

候段、不大形御機嫌共」御座候、「委細者甲斐守方可為」言上候間、此等趣、

宜御」取成所仰候、恐々謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

^(寛永十一年)五月十八日

成瀬隼人正殿^(正徳)

○義直の名古屋帰城の挨拶と、酒肴進上を報じる返書。

九五、土井利勝書状 竹腰正信・成瀬正虎宛 (寛永十一年)五月廿五日付

一通(403)

(継紙) 一七・七×一〇六・四

「追而書 猶以」^(家光)公方様江戸」出御も弥来月廿日と」被仰出候、正宗など何も

〆」先^(忠勝)三而御座候、朔日か二日」御当地を被罷立候、右之段」御尋も御座候者、被仰上可」被下候、以上

大納言様御書、忝」致拝見候、随而今度」御上洛之儀、目出度思」召、竹腰大膳方^(成方)を以」被仰上、御鉄炮袋千挺、内狸々皮五百・羅沙」五百被成

御進上、酒井」^(忠世)雅楽頭・酒井讚岐守」^(忠勝)致相談候へ、大納言様」御事、各別と八乍申、「御上洛付御進物等者」必無用と、従兼而就御錠伺者被為成御」

無用可然と何も致存候」間、此等通宜被仰上」可被下候、委細者御使者」大膳方可為言上候、「恐惶謹言

土井大炊頭「利勝(花押)

^(寛永十一年)五月廿五日

竹腰山城守殿(正徳) 成瀬隼人正殿(正虎) 御宿所

○將軍家光上洛に付き鉄炮袋の献上は無用と通達。

九六、内藤正重書状 寺尾直政宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(428)

(継紙) 一六・八×一〇〇・五

従 大納言様御書「致頂戴、忝奉存候、」道中御無事ニ「御帰城被成候旨、目」出度奉存候、為御「礼以石川市正殿(光忠)」被仰上候、昨日「相国様御前へ被」召出、御目見被申、「無残所御仕合共ニ」御座候、御次而之刻、「此等之趣、可然様ニ」御取成所仰候、恐々「謹言

内藤外記「正重(花押)

(寛永四年)七月晦日
寺尾左馬助殿(直政)

○義直の名古屋帰城報告に対する返書。

九七、内藤忠重書状 成瀬正虎・滝川忠征・阿部正興宛 (寛永五年)十月廿四日付 一通(444)

廿四日付

(継紙) 一七・三×九九・三

従 大納言様御書「被下忝拜見候、」如御意乍每今度「御前御仕合好御暇」被進候、道中御「無事ニ去十一日被成御」帰城、御満足被思召候「旨、奉得其意存候、」就其渡辺半蔵方以「被仰上、御樽・肴被成」御進上候、

雅楽頭遂披露候処、御使者「御前へ被召出、御機嫌之」旨、御直被仰含、将又「私へ御樽式拜領仕候、」寔以冥加之至、過分「至極奉存候、委曲半蔵殿」可被仰達候、此等之趣、「宜預御披露候、恐々」謹言

内藤伊賀守「忠重(花押)

(寛永五年)十月廿四日

成瀬隼人正殿(正虎) 瀧川豊前守殿(忠征) 阿部河内守殿(正興)

○義直の尾張帰国の挨拶ならびに酒樽拜領の返礼。

九八、内藤正重書状 寺尾直政宛 (寛永十年)卯月十九日付 一通(427)

(切紙) 一九・七×五五・八

御書謹而致頂戴「忝奉存候、殊更為御」使私共迄渡辺半蔵殿「被下置、御懇御意」之旨被仰聞、寔以冥「加至極ニ致存知候、御仕合」能御暇被進、道中「御無事ニ去七日ニ御帰」城被成之由、目出度奉存候、「御次而之刻、此旨可」然様ニ御取成所仰候、「恐々謹言

内藤外記「正重(花押)

(寛永十年)卯月十九日
寺尾左馬助殿(直政)

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

九九、永井尚政書状 竹腰正信宛 (寛永四年)七月晦日付 一通(455)

(継紙) 一六・八×九八・七

従 大納言様尊書「被下、忝致頂戴候、「道中御無事ニ御帰」城被為成之旨、目」出度奉存候、然者今度御仕合能」御暇被進、忝被」思召之旨、奉得其」意候、就其為御使」者石川市正を以被仰」上候、即 御前へ被召」出、御仕合残所無御」座候、将又拙者方へ」諸白両樽被下、誠以」過分至極奉存候、「此等之趣、御次而之節、「可然様ニ御取成所仰候、「恐々謹言

永井信濃守」尚政(花押)

(寛永四年)

七月晦日

(正信)

竹腰山城守殿

○義直の尾張帰国の挨拶ならびに諸白拝領の礼状。

一〇〇、成瀬之成書状 寺尾直政宛 (寛永十年)四月廿二日付 一通(472)
(切紙) 一六・五×四八・一

従 大納言様御書「被成下、過分辱」頂戴仕候、路次中」御機嫌能御帰国、「乍恐目出度奉存候、「御次而之刻、可然様ニ」御取成奉憑候、恐惶」謹言

成瀬伊豆守」之成(花押)

(寛永十年)

四月廿二日

(直政)

寺尾左馬助様」人々御中

○義直の尾張帰国の挨拶に対する返書。

(続く)

〔修理報告〕

国宝源氏物語絵巻の修理について

はじめに

- 一 修理に至る経緯と修理前の状態
 - 二 修理の内容
 - 三 装丁の変更
 - 四 紙質検査等一覽
- おわりに

はじめに

徳川美術館が所蔵する国宝紙本著色源氏物語絵巻の保存修理事業は、平成二十四年（二〇二二）より約八年をかけて文化庁の指導の下、国庫補助事業として実施された。本稿では、まず修理事業に至る経緯として、修理前の損傷状態、損傷を改善するための修理内容について示す。また、今回の修理事業では、絵巻の詞書と絵の継ぎ部分を外して、台紙に貼り込んでいた修理前の状態を、卷子本に改装するという、所謂、文化財の現状変更の

国宝源氏物語絵巻の修理について

手続きを要する作業も行なった。この点についても言及して修理報告とするものである。

一 修理に至る経緯と修理前の状態

尾張徳川家に伝来した源氏物語絵巻は、三卷からなる卷子本であったが、昭和七年（一九三二）に詞書と絵の紙継ぎが外され、それぞれが台紙貼りの状態へと装丁の変更がなされていた。そして、台紙貼りの本紙は四周に田中親美氏（二八七五～一九七五）が製作した装飾性の高い料紙が付け廻されて、各面が桐製の平箱に納入されていた。そのため、国宝指定の名称に「絵巻」とあるものの、今般の修理が開始された時点での員数は詞書二十八面・絵十五面と記されていた。

卷子本を取り扱う際の巻き解きの作業は、経年劣化などによって柔軟性を失っている料紙には大きな負荷を掛けることになり、折れ傷が生じやすい。また、顔料を定着させている膠も、経年劣化により、殆どの彩色層は

岡 岩太郎

料紙への定着が不安定な状態となる。尾張徳川家に伝来した三巻の源氏物語絵巻も、多発した折れや、彩色層剥落の進行が懸念されたことなどを理由に、卷子本から台紙貼りへと、装丁の大幅な変更が実行されたのである。しかし、台紙貼りにすることによって、卷子本では発生しえないような損傷が時間の経過と共に徐々に発生し、継続的な公開活用が困難な状況となってきたことが、今回の解体修理実施に至った理由である。以下に発生していた代表的な損傷について、事業完了後に作成した修理報告書の内容をもとに列挙する。

絵の損傷

- ・画面全体の強化等を目的として、何らかの溶液を塗布した跡が光沢を帯び、斜光線と同じ方向から見ると白濁したように見えた(図1)。
- ・黴痕、もしくは黴そのものが料紙や絵具層の上に確認できた。
- ・粒子の細かな絵具層は、細かなプレート状のままでの剥離、剥落が多く認められた。緑青、群青等の粒子の粗い絵具層は、粉状化を起こして少しずつ剥落が進行していた(図2)。
- ・墨・赤(臙脂色)・濃黄・白(特に顔)の絵具層には、縮緬状や鱗状の剥離が多く認められた。これらは過去に塗布されたものが厚い膜のように残留していることが原因と考えられ、絵具層だけでなく下の料紙をも引っぱり上げている箇所が多く認められた(1)。
- ・緑青・群青・銀の酸化による料紙の劣化が甚だしかった。料紙は茶褐色化してもろくなり、亀裂や料紙表面の剥離、剥落が随所に認められた(図3)。
- ・料紙の欠失は「関屋」に多く認められる。一方、他の絵においては、目

立った欠失はあまり認められなかった。

強い縦方向の折れ跡が随所にあり、一部では、折れから亀裂へと進行しているのが認められた(図4)。

折れ跡の他に多くの皺が認められたが、これらは卷子本であった過去の修理時に、皺を伸ばさなまま裏打ちを施したために生じた可能性が高い。皺の多寡は本紙によって差があり、卷子本時の三巻の内甲巻(蓬生・関屋・竹河一・二・橋姫)・乙巻(柏木一・二・三・横笛)に多く認められ、丙巻(早蕨・宿木一・二・三・東屋一・二・竹河二の詞書一紙)には殆ど認められなかった。

詞書の損傷

- ・料紙は全て色紙大で、一紙毎に異なった装飾を施している。下地には、染紙・胡粉下地・雲母引・胡粉の上に雲母を引いたもの・雲母の型摺り・何も施していないと思われるものがあり、地色の染めの褪色は顕著であった。
- ・絵と同様に画面全体に何かを塗布した跡が光沢を帯び、斜光線と同じ方向から見ると白濁したように見えた。これは墨や箔の上にも見られ、層状に残っている部分には縮緬状の細かな皺が認められた。
- ・黴痕、もしくは黴そのものが随所に認められた。この部分には光沢は感じられなかった。
- ・強い縦方向の折れ跡が随所にあった。また、折れ跡の他に、多くの皺が確認できた。これは、卷子本時に実施された修理において、生じていた皺を適切に伸ばさなまま裏打ちを施したことが一因であると考えられる。皺の多寡は本紙によって差があり、卷子本時の甲巻に多く認めら

れ、乙巻・丙巻には殆ど認められなかった(図5)。

・卷子本時の巻頭にあった料紙は、浸水もしくは湿度の高い環境にあったために起こった汚れ・上擦れ・破れ・欠失が多く認められ、他の料紙に比べ損傷が甚大であった。

・料紙表面の剥離や欠失、料紙の欠失や虫損が部分的に認められた。

・胡粉下地・雲母引・雲母型摺りには剥落が認められ、粉状化していた。

・それらの上に書かれた墨は下地ごとの剥落が見られた。

・金銀箔は、上擦れなどで薄くなっているものが多く、縮れが認められるものもあり、墨と同様に、料紙との接着は脆弱であった。特に銀箔の劣化は顕著であった。

装丁の損傷

・絵と詞書のそれぞれの天地端には、全紙に金箔を押し付けた料紙による足し紙と、寸法調整のための料紙(十六段の内九段)が付けられていた。これらの足し紙と本紙料紙の伸縮の度合いがあつておらず、皺や波打ちなど原因となっていた。

・一面ごとに桐製平箱に納められていたが、経年により生じた狂いのためか、台紙寸法(特に縦寸法)が箱の内法寸法より若干大きく、少し押し込まれて収納されている面が多かった。そのため、台紙に周囲から力が加わり、台紙全体が若干の弓形に反っていた。この反りは本紙料紙に常に緊張を生じさせることとなり、亀裂や剥離が起きやすくなる一因となっていたと推測できた(図6)。

以上のような様々な損傷が十五面の絵と二十八面の詞書のそれぞれに程

度の多少はあるものの、共通して確認できた。台紙貼りを解体して、本紙を支える裏打紙を取り除き、健全な裏打紙へと更新することによる構造補強と、膠水溶液による彩色層の強化を中心とした修理設計を平成二十三年度に策定した。設計当初は、田中親美氏の手による装飾料紙は再使用して、台紙の素材を再検討するなど、修理前の装丁形態を修理後にも踏襲することにしていた。しかし、解体作業を進めるに従って、修理後は台紙貼りではなく、卷子本に仕立てるように設計を変更することとなった。この経緯については後で詳説する。

二 修理の内容

今回の修理事業は平成二十四年度(二〇二二)から平成二十七年(二〇二五)までの四ヶ年を第一期、平成二十八年度(二〇二六)から令和元年度(二〇一九)までの四ヶ年を第二期とした。第一期は絵十五面と詞書三面についての入念な状態調査や記録、彩色層の強化や汚れの除去などの作業を実施した。以下に第一期の修理の内容に則り、実施が完了した修理工程を記す。

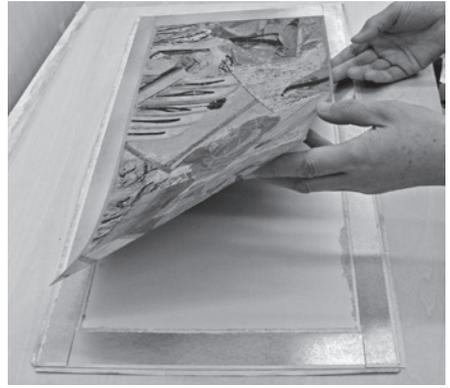
一、修理前調査…詳細な写真、損傷、装丁の記録を行なった。

二、解体…台紙貼装から本紙を外した(挿図1)。

三、修理中調査…卷子本時の装丁の記録、本紙の透過光写真撮影等を行なった。

四、剥落止め…解体前、解体後、汚れ除去後、肌裏打後等、工程に沿って絵具層と料紙の入念な剥落・剥離止めを行なった(挿図2)。

五、裏面処置…総裏紙、金地天地足し紙、寸法調整の料紙を除去した。



挿図1 台紙の解体



挿図2 剥落止め

- 六、汚れ除去…浄化水による汚れ除去をし、仮裏打ちを行なった。
- 七、修理中調査…透過光等で詳細な欠失・亀裂箇所等の損傷地図を作成した。
- 八、除去確認…損傷地図に基づき、旧補修紙の除去を検討した。
- 九、補修紙作製…本紙料紙の詳細な紙調査をし、それに基づく補修紙を作製した。
- 十、表打ち…布海苔及びレーヨン紙にて本紙表面に表打ちを行なった。
- 十一、肌裏紙と補修紙除去…本紙料紙や絵具層に負荷の掛からないよう少しずつ除去を行なった。
- 十二、裏面調査…本紙料紙裏面の詳細な記録を残した。
- 十三、補紙…旧補修紙を除去した箇所に、新しく作製した補修紙を補填し

た。

十四、足し紙調整…金地料紙・寸法調整の料紙の新調もしくは再使用できるように調整した。

十五、肌裏打ち…楮紙(美濃紙)と小麦澱粉糊(新糊)にて肌裏打ちを行なった。更に安定した状態にする為、もう一層楮紙にて裏打ちを行なった。

十六、点検…本紙が安定した状態で、再度絵具層と料紙の念入りな点検を行なった。

十七、補彩…新しく施した補修紙に周囲の地色を基調とした補彩を行なった。

以上の事業内容のうち、第一期である平成二十四年度は、絵五面〔蓬生〕・〔柏木一〕・〔橋姫〕・〔宿木一〕・〔宿木三〕について一から八、詞書三面〔蓬生〕第二面・〔柏木一〕第一面・〔宿木一〕について一から三の工程を実施した。

続く平成二十五年度は、右記の絵五面について九から十七の工程と、詞三面について四から十三の工程を完了した。加えて、別の絵五面〔柏木三〕・〔竹河一〕・〔東屋一〕・〔関屋〕・〔宿木二〕について工程の一から十三を行なった。

平成二十六年度は、先年度から加わった絵五面について工程の十四から十七と詞書三面の十四から十七の施工を完了した。そして最終年度は平成二十五年に続いて絵五面の工程十四から十七を実施した。

次に第二期は第一期の事業に引き続き、最終的に、各段を卷子本に組み立てるまでを事業とした。第二期の事業内容を第一期と同様に記す。

絵十五面

一、点検、記録…本紙を収納箱から取り出し、本紙の状態を点検、記録した。

二、仮裏除去…本紙保護のための仮裏を除去した。

三、増裏打ち…美栖紙にて増裏打ちを行なった。

四、折れ伏せ入れ…本紙の折れが生じている箇所等に折れ伏せ入れを行なった。

五、中裏打ち…美栖紙にて中裏打ちを行なった。

六、総裏打ち…混合紙にて総裏打ちを行なった。

詞書二十八面

七、修理前調査…修理前の詳細な写真、損傷、装丁の記録を行なった。

八、修理中調査…卷子本時の装丁の記録、本紙の透過光写真撮影を行なった。

九、裏面処置…肌裏紙以外の総裏紙、天地足し紙等の本紙に付されたものを取り外した。

十、汚れ除去…汚れの除去を行内、仮裏打ちをして本紙を安定させた。

十一、剥落止め…墨書、料紙の装飾へ剥落止めを行なった。

十二、修理中調査…本紙料紙の状態を記録した。

十三、補修紙作製…本紙料紙の紙質調査に基づき、補修紙を作製した。

十四、表打ち…表打ちを行い、本紙表面を保護した。

十五、後補材除去…肌裏紙及び保存に適さないと判断された後補材を除去した。

十六、裏面調査…本紙料紙裏面の状態を記録した。

十七、補紙…本紙欠損箇所⁽¹⁾に補修紙を施した。

十八、天地保護…本紙の上下に補修紙を用いて足し紙を施した。

十九、肌裏打ち…適切な厚み、色味の薄美濃紙を選定し、肌裏打ちを行なった。

二十、増裏打ち…美栖紙にて増裏打ちを行なった。

二十一、折れ伏せ入れ…本紙の折れが生じている箇所等に折れ伏せ入れを行なった。

二十二、中裏打ち…美栖紙にて中裏打ちを行なった。

二十三、総裏打ち…混合紙にて総裏打ちを行なった。

但し詞書二十八面のうち⁽²⁾三面〔蓬生〕詞書第二紙・〔柏木一〕詞書第一紙・〔宿木一〕については第一期にて七から十九までは施工済みである。

二十四、本紙継ぎ…処置の完了している絵と詞書を繋いだ〔挿図3〕。

二十五、仮張り乾燥…仮張りに表張りを行ない、十分に乾燥させた。

二十六、追加的彩色層強化…絵具層の状態を点検し、必要箇所⁽³⁾に剥落止めを行なった。

二十七、補彩…絵及び詞書の補修紙を施した部分に補彩をした。

二十八、仮張り乾燥…仮張りに裏張りを行ない、十分に乾燥させた。

二十九、表紙と見返しの作成…表紙及び見返しは新調し、肌裏を打ち、表紙の形に貼り合わせてから仮張りし、十分に乾燥させた。

三十、組み立て…新調した軸首・軸木・八双・表紙・紐・軸巻紙を取り付け、卷子本に仕立てた。

三十一、収納具新調…桐製太巻添軸・桐製屋郎箱を各巻に新調して本紙を納入した。



挿図3 詞書と絵を繋ぐ

以上の事業内容にて平成二十八年度は「蓬生」・「竹河二」・「宿木三」の一から三十一の工程を実施した。続く平成二十九年度には「関屋」・「絵合」⁽⁴⁾・「柏木一」・「早蕨」・「東屋一」・「東屋二」・「令和元年度には「横笛」・「竹河一」・「橋姫」・「宿木二」について工程の一から三十一までを完了した。

二期八年にわたる修理事業によって、汚れの除去や彩色層の強化、裏打紙の更新による構造補強等の必要とされる全ての修理工程が完結し、絵十五面、詞書二十八面という員数の源氏物語絵巻は、十五巻の卷子本へとその姿を変更した。

三 装丁の変更

平成二十三年度(二〇一一)に行なった最初の修理設計の時点では、発生した損傷を改善するために裏打紙や台紙といった本紙料紙を支える構造体を更新はするものの、原則的に台紙貼りの装丁については、修理後も継承するという計画であった。しかし、事業を開始した平成二十四年度に台紙貼りを解体して、一旦、本紙料紙の四周に配されている田中親美氏による美麗な装飾料紙を取り除いてみると、詞書と絵の両方において、その見え方や印象に大きな変化があった。このような印象変化は、修理現場においてのみ体感するところであり、以下は極めて主観的な説明に終始してしまふことをご理解いただきたい。

平安時代に成立した物語絵巻の華奢で繊細な印象は、四周の装飾料紙が付された状態では、十分に感じ取ることができないという現実を解体作業を通じて感得するに至ったのである。小さな面積に緻密に且つバリエーション豊かに施された金銀の砂子や野毛などの装飾と、仮名文字の優雅さを有する詞書や、物語の一場面を情感豊かに、また細部に至るまで手を抜くことなく描かれた絵が、まさに我が国が誇る国宝のひとつであることから、解体という作業後に痛感させられた。また、本紙料紙だけの状態にしてから、各段に対応する詞書と絵を並べて置いてみると、そもそもは卷子本であったということを、想像以上に強く観る者に作品が訴えかけてくるかのようなであった。詞書と絵を並べた瞬間に、直近の一世紀に満たない期間は個別に保存されていたにも関わらず、再び詞書と絵がそもそもは繋がっていたことを示すように、波動あるいはエネルギーとも表現できる

ようなものが詞書と絵の双方の料紙の間を行き来しているかのような力強さが蘇ってきた。これはおそらく、極めて長い時間にわたって繋がっていたことよって、本紙料紙に積み重なった古色や、微細な皺の痕跡などが詞書と絵の繋ぎ目を跨いで連続した結果、そのような印象を与えているのではないかと推察するところである。このような経験は、様々な絵巻修理事業において、錯簡を修正したり、断簡となつて久しい本紙料紙が、再びそもそもあつた位置関係へと復元されるなどの機会を通じて体感することがある。

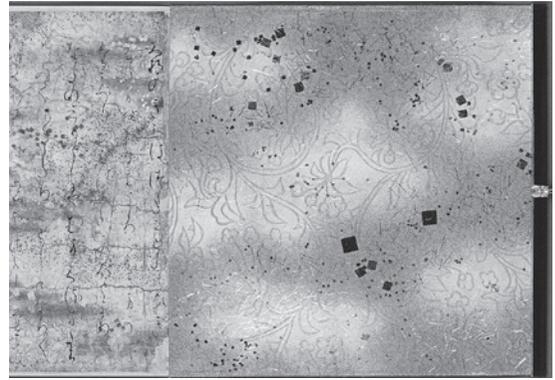
徳川美術館や文化庁の担当者と協議の結果、当初の台紙貼りに戻すという設計内容を再考することとなり、卷子本に仕上げる仕様への設計変更をすることにした。卷子本に仕立てるならば、台紙貼りにされる前の構成に做つて復元的に三巻とする、あるいは全てを繋いだ一巻の絵巻とすることも技術的には可能であつた。しかし、今回の修理では、各段を一巻として、全十五巻に仕立てることとした。これは、三巻仕立てや一巻仕立てよりも取り扱い時の安全性や、公開活用を視野に入れた合理性を考慮して定められた方針である。

どのような巻数に仕上げるにしても、台紙貼りの状態で国宝に指定されている文化財の形態を、修理を機に卷子本にするためには、現状変更の継続を経なければならぬ。現状変更は、文化財そのものの姿が修理の機会などにも変わることに繋がり得る行為であるために、極めて抑制的に且つ慎重にその妥当性が検討されることである。絵巻修理における現状変更について朝賀浩氏が明快に説明をしているので、その一部を以下に引用する。

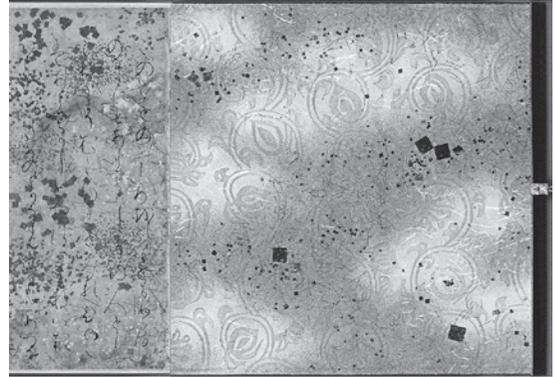
絵巻修理に伴って現状変更の許可が必要な場合は、主として作品の

形態に変更が生じる場合である。たとえば卷子の錯簡を訂正する場合、長大な一巻の卷子を保存上の理由により複数巻に分けて仕立てる場合、卷子を掛軸に変更する場合、襖の貼込み位置を大きく変更する場合などで、これらのうち現状変更の行為の結果によっては名称変更や員数変更を伴う場合もある。これらの中には、現状変更が妥当であるかどうか、第一専門調査会の絵画・彫刻部会で慎重な調査・審議を行なつて判断が下される。現状変更が認められる条件としては、変更行為が作品の文化財としての価値(芸術的価値及び学術的価値)を損ねたり軽減させたりしないことを原則とし、作品の鑑賞性や文化史的意義の回復に有効であること、及び将来にわたる保存管理上の安全性への配慮を十分に考慮することを確認しなければならぬ⁽⁵⁾。これらの条件を複合的、総合的に判断することが必要となる。

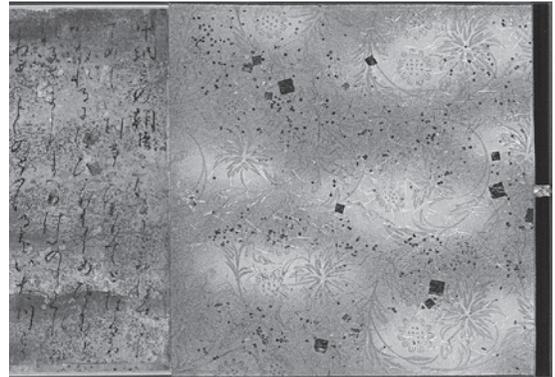
源氏物語絵巻は、平成二十六年に現状変更が許可され、十五巻の卷子本とすることが認められた。これにより、本紙に過度な負担をかけることなく適宜、公開すべき箇所を展開するのに必要最小限の取り扱いが可能となった。修理後の十五巻という構成は、本作が伝来してきた長い歴史の中で一度も装丁されたことのない姿であると考えられるが、卷子本にするということは、「鑑賞性や文化史的意義の回復に有効」であつて、十五巻仕立てとすることについては、朝賀氏の説明にある「保存管理上の安全性への配慮」をしているという点に正当性があると言えるであろう。今回の修理事業にて実施した現状変更は、「オリジナルの素材を将来にわたり保存していくこと、それによって維持される絵巻表現の本来的価値を回復することの双方を目指す⁽⁶⁾」という現代の絵巻修理の理念に基づく方針なのである。



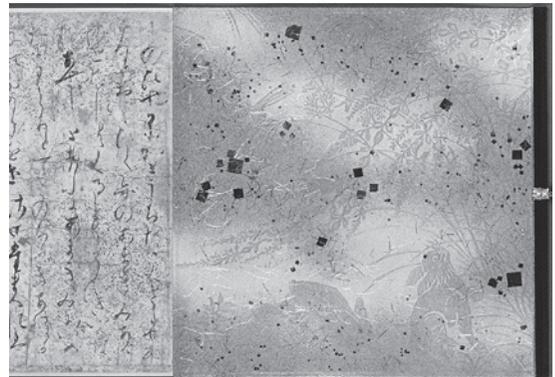
挿図4-1 新調見返し 柏木二



挿図4-2 新調見返し 柏木三



挿図4-3 新調見返し 宿木一

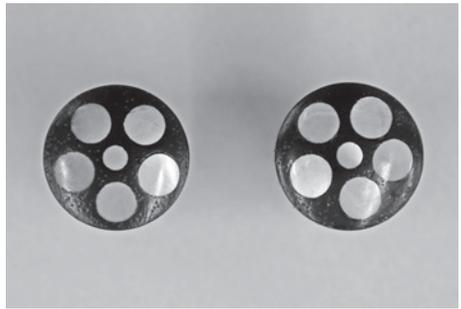


挿図4-4 新調見返し 東屋二

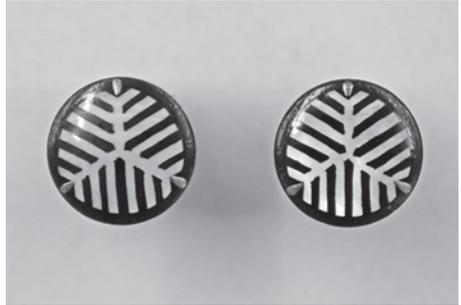
また、十五巻の卷子本に仕立てるために、国宝の卷子本にふさわしい表紙と見返し、そして軸首を新調しなければならなかった。新調した表紙の藍によって染めて仕上げた。この裂地の製作と染めには選定保存技術保持者の技術が活かされている。見返しについては、四辻秀紀徳川美術館学芸部長(当時)の紹介で、藤原彰子氏が復元した版木(表1)を借用して、金と白金の砂子を撒いてから摺り出し加工を施し、野毛などをあしらって仕上げた(挿図4)。十五巻の全てに違う文様を検討して摺り出した。また、螺鈿軸は北村昭斎氏と室瀬和美氏という漆芸分野を代表する重要無形文化財保持者による分担製作となり(表2)、各段の物語や絵画表現にインスパイアされた螺鈿の意匠が両氏より提案された(挿図5)。また、十五巻は保存

性に配慮してそれぞれに桐製の太巻添え軸と屋郎箱を新調した。製作は選定保存技術者の前田友斎氏の工房によるものである。

以上のように、源氏物語絵巻の修理は、修理実務を担う装演師だけでなく、重要無形文化財保持者や、さまざまな分野の選定保存技術保持者による卓越した技術によって支えられたのである。本修理事業において用いられた主たる修理材料の名称とその製作者等を一覧として(表3)に示す。



挿図5-1 新調軸首 柏木二(北村昭斎氏作)



挿図5-2 新調軸首 柏木三(北村昭斎氏作)



挿図5-3 新調軸首 東屋二(室瀬和美氏作)

四 紙質検査等一覧

昭和五十年代以降、絵巻や古文書などの紙本文化財については、解体修理等の機会に、C染色液を用いた紙質検査を実施してきた。中世の製作と考えられる絵巻物については詞書と絵の料紙には、比較的、楮の裁断繊維を原材料とし、打ち紙加工を施した料紙が用いられることが多い印象があるのは筆者だけではないであろう。しかし、今回はそれとは異なる検査結果を見出したことは極めて興味深い。詞書に用いられている料紙については雁皮を主体としている傾向があり、絵に用いられている料紙については楮を主体としており、雁皮や三楮が混合されている場合もあった。また、詞書と絵の両方の料紙からは填料として米粉が確認された。米粉を混ぜ込むことによって、紙の白さを増す効果がある。

国宝 源氏物語絵巻の修理について

おわりに

絵巻の製作年代から用いられる料紙の傾向を明確に示すほどの紙質検査数量が集積されたようなデータは、現時点では管見のところない。しかし、筆者の経験からは、詞書と絵で明らかに紙質の異なるものが見られて一巻の卷子本となっている事例は決して多く見受けられることではない。今後も修理の機会等によって裝潢修理現場で絵巻等の料紙の繊維調査結果が蓄積され、ひとまとまりの情報として閲覧できるようになる環境が整うことを期待したい。本修理事業における検査の結果を一覧として、修理前後の寸法と併せて(表4)にまとめておく。

筆者が徳川美術館にて源氏物語絵巻を初めてじっくりと鑑賞したのは今から三十年以上前の学生時代のことであった。詞書に用いられた料紙の美しさや、非常に精緻な線描や想像以上に彩色が厚く施されていたことに驚きながら感動したことは今でも忘れることはできない。偶然に会場におられた柳澤孝先生から絵の筆者は何人に分類できると思うかとの問いかけを思いがけずを受けて、緊張のあまり何も答えられず、帰りの新幹線の中で自分の勉強不足を恥じつつも、国宝である所以を噛み締めたのであった。時を経て、その源氏物語絵巻の修理を担うことができたのは、裝潢修理の専門家として非常に幸運なことであった。また、九十年ぶりに卷子本の姿にする、現状変更という作業に関わったことは、現状維持修理の原則を守

りながら、常に抑制的に進める文化財修理の難しさを考える機会となった。巻き解きの作業を繰り返さなければならぬ卷子本や掛軸装の装丁は、折れや表面の擦れを警戒するという理由から台紙貼りや、パネル貼りへと改装された状態で伝来している絵画は、特に欧米に目を向けると決して珍しくはない。取り扱いの簡便さから、折れ傷や表面の摩擦の危険性がないということもあって、巻かないことの利点の方が大きいという意見も耳にすることがある。しかし、我が国で連続と引き継がれている卷子本や掛軸装といった装丁方法には、巻くことによって光や空気への曝露を必要最小限とすることができるという長所がある。巻いて保存することによって宝物が信じられないほど健全な状態で伝来している例は正倉院文書などを見ることも明らかである。この巻くべきか巻かざるべきかという問題は、どちらかが圧倒的に優れているという単純な比較で結論づけることはできない。文化財本体の劣化状態やそれを改善することのできる修理技術の有無など、文化財を取り巻く状況によって、どのような装丁方法を選択すべきなのかは変わってくるはずである。損傷が進行した源氏物語絵巻の継ぎを丁寧に剥がして、それぞれを台紙に貼って箱に収めるという決断を熟慮の末に決定されたことは、約九十年前の当時としては、間違いない方向性であったと思われる。しかし、経年の劣化は自然の理であり、不可避であるために一般の解体修理となつたわけである。今回の修理では卷子本に仕立てるために必須の裏打紙の更新による構造補強や緻密な剥落止め技術などといった、特に直近の数十年で高度化した技術がなければ実現できなかつたと考える。元来、掛軸装とは、床の間や梁にかけて鑑賞するための装丁方法であり、卷子本は手元で少しづつ展開しながら鑑賞するための装丁方法である。製作当初あるいは長い伝来の中で引き継がれてきた装

丁方法も含めて未来へ継承することにより、源氏物語絵巻の絵巻としての見え方を修理後の公開によって多くの人々に感じ取っていただけるお手伝いを、修理という事業を通じてできたとするならば、修理を担当した工房の代表者として至上の喜びである。

最後になったが修理の実施に当たってご指導・御協力をいただいた全ての方に感謝の意を表し、修理報告の筆を擱く。

註

(1) 修理作業を担当した岡墨光堂修復部大山昭子部長(当時)は、過去の修理によって彩色層の表面に塗布された素材について、膠ではなく、蒟蒻のような粘性のある材料であった印象があるとのコメントを残している。強い収縮力で彩色層や料紙を剥離させていたこの材料については、一箇所ずつ時間をかけて少量の水分によってじつくりと膨潤させることによって可能な限り除去をし、膠水溶液による彩色層の安定化をすることができた。

(2) 第一期で必要な剥落止め作業は実施しているが、第二期の作業においても水分の浸潤の機会があるため、念の為、必要十分な彩色層の安定化を目的として剥落止めの工程を再度、実施することとした。

(3) 絵と詞書が連結された時の微妙な印象変化が予測できたので、第一期で実施した補彩は比較的控え目な仕上がりに留めておいた。最終的な各段の姿が明白になる第二期の補彩にて補彩の完成度を高めるため、各期において補彩の工程を実施した。

(4) 「絵合」については詞書のみが伝来しており、卷子本に仕立てるには十分な長さを有していなかった。この「絵合」はそもそも、「閨屋」に続く段であるため、今回の修理では、協議の結果、詞書と絵が繋がられた「閨屋」の絵の後に「絵合」の詞書を繋いで一巻とした。

(5) 朝賀浩「文化財修理と現状変更―国宝「檜図屏風」の解体修理」(東京国立博物館編『MUSEUM』六五四、二〇一五年)。

(6) 朝賀浩「十王図」の解体修理〔重要文化財修理完成記念 十王図〕、神奈川県立博物館、二〇二一年。

(株式会社岡墨光堂 代表取締役)

表1 見返し 版木一覽

		西田継男											製作者												
岡興造		藤原彰子											所蔵者												
													使用巻	文様											
早蕨	小菊文	東屋二	秋草兔図	東屋一	浮線綾文	宿木三	秋草鹿図	宿木二	唐花草文	宿木一	野菊唐草文	橋姫	瓜図	竹河二	花文	竹河一	梅薄図	横笛	夾竹桃折枝図	柏木三	重ね唐草文	柏木二	桜唐草文	蓬生	獅子鎖丸唐草文
		関屋・総合	波文	柏木一	蓮唐草文																				

表2 軸首 覧

室瀬和美					北村昭斎					製作者						
東屋二	東屋一	宿木三	宿木二	宿木一	早蕨	橋姫	竹河二	竹河一	横笛	柏木三	柏木二	柏木一	関屋・絵合	蓬生	使用巻	文様
扇文	菱花文	菊文	菱花文	菱花文	蕨文	撥に月文	桜文	丸に菱花文	亀甲菱花文	松葉文	梅文	菱花文	片輪車文	蕨文		

表3 修理使用材料・材料製作者等一覧表

	材料名	製作者
軸巻紙	楮紙	江渕栄貫
総裏紙	混合紙(雁皮・楮)	山口壮八
中裏紙	楮紙(美栖紙)	上窪良二
折れ伏せ紙	楮紙(美濃紙)	太田弥八郎
増裏紙	楮紙(美栖紙)	上窪良二
二枚目裏打紙	楮紙(美濃紙)	鈴木竹久
肌裏紙	楮紙	江渕栄貫
補修紙	詞…雁皮(米粉入り) 絵…楮紙(裁断繊維 米粉入り)	岡墨光堂
保存箱等	太巻添軸・桐製屋郎箱	前田友斎
紐	萌黄薄茶畝組紐	多田牧子
軸首	黒檀に螺鈿(一覧は別表参照)	北村昭斎 室瀬和美
見返し	混合紙(雁皮・楮) 白金・金砂子磨き出し料紙	山口壮八 岡墨光堂
表紙裂	藍地無地羅	織…廣信織物 染…紺九

絵																
										修理前		修理後		料紙調査 紙繊維組成・割合(%)	埴料	繊維長(mm)
										丈(cm)	幅(cm)	丈(cm)	幅(cm)			
東屋二	二一・四	四八・一	二一・六	四八・八	楮一〇〇、三桎(痕跡)	米粉	一〇三	東屋一	二一・四	三九・一	二一・六	三九・六	楮七五、三桎三五	米粉	一〇三	
宿木三	二一・五	四八・六	二一・五	四九・〇	楮五〇、三桎五〇	米粉	一〇二	宿木二	二一・五	三七・九	二一・六	三八・一	楮九〇、雁皮一〇	米粉	一〇三	
宿木一	二一・六	三八・二	二一・六	三八・二	楮五〇、三桎五〇	米粉	一〇二	早蕨	二一・四	三九・二	二一・五	三九・六	楮七五、三桎一五、雁皮一〇	米粉	一〇三	
橋姫	二二・一	四八・二	二二・一	四八・五	楮九〇、三桎一〇、三桎二〇	米粉	一〇二	竹河二	二二・〇	四八・二	二二・一	四八・七	楮八〇、三桎二〇	米粉	一〇二	
竹河一	二二・〇	四八・一	二二・一	四八・八	楮一〇〇	無し	一〇三	横笛	二一・九	三八・六	二二・〇	三九・〇	楮八〇、三桎二〇	米粉	一〇二	
柏木三	二一・九	四八・二	二一・九	四八・五	楮一〇〇	米粉	一〇二									

竹河二										蓬生												
第七紙(詞書)	第六紙(詞書)	第五紙(詞書)	第四紙(詞書)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第五紙(絵)	第四紙(詞書)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦			
二二・〇	二二・九	二二・〇	二二・八	二二・〇	二二・〇	二二・七	/	/	/	/	/	二二・五	二二・二	二二・二	二二・九	二二・九	/	/	/	丈(cm)	修理前(額装)	
二四・一	二三・七	二三・九	二三・六	二三・二	一三三・五	二二・七	/	/	/	/	/	四八・八	二四・七	二三・八	二三・二	二三・二	/	/	/	幅(cm)	修理後(卷子装)	
二二・〇	二二・一	二二・一	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・七	/	/	二二・六	/	二二・六	二二・五	二二・〇	二二・二	二二・一	二二・一	二二・七	二二・七	二二・六	丈(cm)		
二四・二	二四・一	二四・一	二四・〇	二三・五	一三三・八	二二・一	/	/	/	一四三・二	三六・二	四八・八	二四・七	二三・六	二三・五	二三・六	二二・一	二二・七	/	幅(cm)		
雁皮二〇〇	/	/	/	/	/	楮一〇〇	雁皮二〇〇	雁皮二〇〇	雁皮二〇〇	雁皮二〇〇	/	/	/	紙繊維組成・割合(%)	料紙調査							
米粉	/	/	/	/	/	米粉	米粉	米粉	/	米粉	/	/	/	填料								
一〽三	/	/	/	/	/	一〽二	/	/	一〽三、糸目二七・三	一〽三	/	/	/	繊維長・その他(mm)								

		修理前(額装)		修理後(卷子装)		料紙調査		
		丈(cm)	幅(cm)	丈(cm)	幅(cm)	紙繊維組成・割合(%)	填料	繊維長・その他(mm)
竹河二		第八紙(詞書)	二二・〇	二三・八	二三・一	雁皮一〇〇	米粉	一〇三
		第九紙(絵)	二二・一	四八・七	二三・一	楮八〇、三椶二〇	米粉	一〇二
		軸卷	二二・六	三六・二	四八・七			
		本紙全長	二二・九	三三・九	三六・二			
宿木三		縦	二二・三	二二・三	二二・三			
		表紙	二二・四	二二・四	二二・七			
		見返し	二二・四	二二・一	二二・一			
		第一紙(詞書)	二二・九	二四・一	二四・一	雁皮一〇〇	米粉	一〇三
		第二紙(絵)	二二・五	四九・〇	四九・〇	楮五〇、三椶五〇	米粉	一〇二
		軸卷	二二・三	三六・二	三六・二			
		本紙全長	二二・三	七三・一	七三・一			

早 蕨	柏木一							絵合				関屋					料紙調査										
	縦	本紙全長	軸卷	第四紙(絵)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	第三紙(絵)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	文(cm)	幅(cm)	文(cm)	幅(cm)	紙繊維組成・割合(%)	填料	繊維長・その他(mm)
				二二・九	二二・八	二二・〇	二二・七					二二・八	二二・〇	二二・四五	二二・〇	二二・〇											
				四八・三	二二・六	二二・五	二二・七					二五・七	二二・〇	二二・〇	四七・二五	二二・〇	二二・〇										
	二二・三		二二・五	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・四	二二・六	二二・五		二二・二	二二・二	二二・二	二二・七	二二・二	二二・二	二二・五	二二・七		二二・五						
		一一九・〇	三六・二	四八・九	二二・八	二二・五	二二・八	二二・一	二二・七		一四四・四	三六・二	二六・二	二二・四	四八・二	二二・一	二二・五	二二・一	二二・七								
				楮一〇〇	楮主体・雁皮わずか	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇					雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	楮六〇、雁皮四〇	楮主体、雁皮わずか	雁皮一〇〇											
				米粉	米粉	米粉入りか						米粉	米粉	米粉		米粉											
				一〇二	一〇三							一〇二		一〇二	一〇三												

平成二十九年 度

東屋一					早蕨					修理前(額装)		修理後(卷子装)		料紙調査								
本紙全長	軸卷	第四紙(絵)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第三紙(絵)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	丈(cm)	幅(cm)	丈(cm)	幅(cm)	紙繊維組成・割合(%)	填料	繊維長・その他(mm)
/	/	二一・四	二一・八	二一・八	二一・九	/	/	/	/	/	二一・四	二一・八	二一・七	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	/	三九・一	二二・九	二三・六	二三・八	/	/	/	/	/	三九・二	一七・七 (内足し紙 二・二)	一四・四	/	/	/	/	/	/	/	/	/
/	一一・三	二一・五	二三・〇	二三・〇	二三・〇	二三・三	二二・五	二二・三	/	二二・三	二一・五	二二・一	二一・九	二二・三	二二・五	/	/	/	/	/	/	/
一一・〇	三六・二	三九・八	二二・〇	二四・〇	二四・二	二二・一	二二・七	二二・三	七二・八	三六・二	三九・八	一八・二 (内足し紙 二・二)	一四・八	二二・一	二二・七	/	/	/	/	楮五〇、三椶一五雁皮一〇	米粉 (足し紙・米粉)	一〇三
/	/	楮七五、三椶二五	楮八〇、雁皮二〇	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	/	/	/	/	/	楮五〇、三椶一五雁皮一〇	雁皮一〇〇 (足し紙・雁皮二〇〇)	雁皮一〇〇	/	/	/	/	/	/	紙繊維組成・割合(%)	米粉	一〇三
/	/	米粉	米粉	米粉	米粉	/	/	/	/	/	米粉	米粉 (足し紙・米粉)	米粉	/	/	/	/	/	/	紙繊維組成・割合(%)	米粉	一〇三
/	/	一〇三	一〇三	/	/	/	/	/	/	/	一〇三	/	/	/	/	/	/	/	/	紙繊維組成・割合(%)	米粉	一〇三

柏木三				柏木二																	
第三紙(絵)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第九紙(絵)	第八紙(詞書)	第七紙(詞書)	第六紙(詞書)	第五紙(詞書)	第四紙(詞書)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦		
二一・九	二二・七	二二・八	/	/	/	/	/	二二・九	二二・八	二二・八	二二・八	二二・七	二二・七	二二・七	二二・八	二二・七	/	/	/	丈(cm)	修理前(額装)
四八・二	二三・五	二二・八	/	/	/	/	/	四八・五	二三・五	二三・三	二三・一	二三・八	二四・二	二三・八	二三・三	二三・三	/	/	/	幅(cm)	修理前(額装)
二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・六	二二・八	二二・六	/	二二・六	二二・〇	二二・〇	二二・一	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・六	二二・八	二二・六	丈(cm)	修理後(卷子装)
四八・六	二三・八	二三・二	二二・一	二二・七	/	二四〇・八	三六・二	四九・〇	二三・八	二三・六	二三・五	二四・一	二四・二	二四・六	二四・四	二三・六	二二・一	二二・七	/	幅(cm)	修理後(卷子装)
楮一〇〇	雁皮一〇〇	楮主体、雁皮わずか	/	/	/	/	/	楮一〇〇、三桎(痕跡)	雁皮一〇〇	楮主体、雁皮、三桎わずか	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	雁皮一〇〇	/	/	/	紙繊維組成・割合(%)	料紙調査
米粉	米粉	米粉	/	/	/	/	/	米粉	米粉	米粉	米粉	米粉	米粉	米粉	米粉	米粉	/	/	/	填料	料紙調査
一〇二	二〇三	楮二〇三	/	/	/	/	/	一〇三	二〇三	楮、雁皮 二〇三	二	二〇三	二〇三	二〇三	切断繊維	二〇三	/	/	/	繊維長・その他(mm)	料紙調査

橋姫		竹河一										横笛														
見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第四紙(絵)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第三紙(絵)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	修理前(額装)		修理後(卷子装)		料紙調査		
					二二・〇	二二・〇	二二・〇	二二・〇						二二・〇	二二・八	二二・八				丈(cm)	幅(cm)	丈(cm)	幅(cm)	紙繊維組成・割合(%)	填料	繊維長・その他(mm)
					四八・六	二二・六	二二・五	二二・九						三八・九	二二・五	二二・九				二二・七	二二・八	二二・七	二二・七	一〇六・四	米粉	糸目二六、二八、二九
					二二・七	二二・一	二二・一	二二・一						二二・七	二二・〇	二二・〇				二二・七	二二・八	二二・七	二二・七	三六・二	米粉	
					一〇六・四	二二・〇	二四・〇	二二・四				八七・二	三六・二	三九・一	二二・〇	二二・〇				二二・一	二二・七	二二・一	二二・一	楮一〇〇	米粉	
					楮九〇、楮一〇	雁皮九〇、楮一〇	雁皮一〇〇	雁皮九〇、楮一〇						楮八〇、三楮二〇	楮九〇、八〇、雁皮一〇、二〇、三楮わずか	楮一〇〇				二二・八	二二・九	二二・八	二二・七	米粉	米粉	楮二、三
						米粉	米粉わずか	米粉						米粉	米粉	米粉				二二・一	二二・七	二二・一	二二・一	米粉	米粉	
					一、三	糸目二六、二八、二九	一、三							一、二	楮二、三					二二・一	二二・七	二二・一	二二・一	米粉	米粉	

宿木二				橋姫																	
本紙全長	軸卷	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	見返し	表紙	縦	本紙全長	軸卷	第四紙(絵)	第三紙(詞書)	第二紙(詞書)	第一紙(詞書)	修理前(額装)		修理後(卷子装)		紙繊維組成・割合(%)	料紙調査	繊維長・その他(mm)	
														丈(cm)	幅(cm)	丈(cm)	幅(cm)				填料
/	/	二一・五	二二・〇	二二・〇	/	/	/	/	/	二二・一	二二・〇	二二・九	二二・九	/	/	/	/	八五・七	/	/	/
/	/	三八・〇	二三・〇	二四・二	/	/	/	/	/	四八・五	二二・七	二三・六	二三・九	/	/	/	/	三六・二	/	/	/
/	二三・五	二二・六	二三・〇	二三・〇	二三・五	二三・六	二三・五	/	二三・八	二三・二	二三・一	二三・一	二三・二	/	/	/	/	八五・七	/	/	/
/	三六・二	三八・二	二三・一	二四・四	二三・一	二三・七	/	一一二・一	三六・二	四八・七	二四・〇	二四・〇	二四・四	/	/	/	/	八五・七	/	/	/
/	/	楮九〇、雁皮一〇	楮六〇、雁皮四〇	雁皮一〇〇	/	/	/	/	/	楮九〇〇、三椗一〇〇	楮一〇〇	雁皮一〇〇、楮わずか	雁皮一〇〇、楮わずか	/	/	/	/	三六・二	/	/	/
/	/	米粉	米粉	/	/	/	/	/	/	米粉	米粉	米粉	米粉	/	/	/	/	三六・二	/	/	/
/	/	一〇二	一〇三	/	/	/	/	/	/	一〇三	一〇二	楮五・二〇七・二	/	/	/	/	/	三六・二	/	/	/

〔修理報告〕

国宝源氏物語絵巻の保存と修理の過程

四辻 秀紀

はじめに

- 一 巻物装から額面装へ
- 二 国宝源氏物語絵巻の保存修理
- 三 その後の修理と現状変更
- 四 今回の修理で見えてきたこと
おわりに

はじめに

国宝「源氏物語絵巻」は、十一世紀初頭に紫式部によって著された原作を十二世紀前半に絵画化した現存最古の物語絵巻である。伝来の過程でその多くが失われ、現存するのは当初の約四分の一度、徳川美術館に十帖十六段分、五島美術館に三帖四段分で、このほか諸家に分蔵される断簡類を含めても『源氏物語』全帖のうち二十帖分が知られるにすぎない。

尾張徳川家（以下「尾張家」と略称する）に伝来した徳川美術館本（以下「本

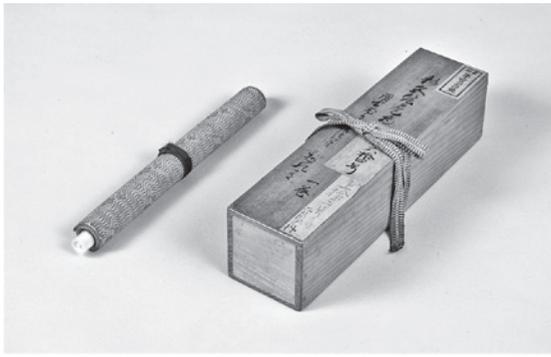
絵巻」と表記する）は、江戸時代には錯簡のある三巻の絵巻として伝えられたが、絵具の浮きや折れなど著しい損傷を生じていたため、昭和十年（一九三五）の徳川美術館開館を前に紙と紙の継目を剥がし、卷子装から桐箱の額面装に改装された（図1）。当時としては最善の保存法であったが、収納していた箱の歪みや本紙を貼り付けていた台紙の反り、江戸時代以来の表具の不具合などの理由により、平成二十四～二十七年度（二〇一二～一五）に絵と詞書の一部の保存修理事業を国庫補助金により実施した。修理設計段階では、本紙修理を終えた後は、元のような台紙貼装に戻す方針であったが、その修理途中に行われた文化庁との協議の結果、詞書・絵一段ごとに一卷の卷子装とする現状変更案が専門調査会で諮られて承認され、その結果、平成二十八～令和元年度（二〇一六～一九）に改装が行われた（図2）。

本稿では、その経緯や修理によって明らかとなった絵巻の特質について、既にこれまで報告したことがらも含め、纏めて記載しておきたい。

一 巻物装から額面装へ

尾張家に伝えられた本絵巻は江戸時代には三巻の絵巻の形であったことが知られており、明治時代以降これらは便宜的に甲・乙・丙巻と呼ばれていた(挿図1-1・2)。甲巻は名古屋城内に、乙・丙巻は二重の箱に収納され江戸の邸に留め置かれていたことが尾張家の道具帳によって判明している⁽¹⁾。

明治二十三年(一八九〇)に東京・上野公園内にあった桜ヶ岡美術協会列品館で初公開され、その翌年に岡倉天心らによって創刊された『國華』第十七・十八号(一八九一年発行)で紹介され、世に広く知られるようになった



挿図1-1 甲巻 旧箱・装丁



挿図1-2 乙・丙巻 旧箱・装丁

た。明治四十四年には尾張家十九代当主で後に徳川美術館の設立者となった徳川義親(一八八六〜一九七〇)によって東京帝国大学内の山上御殿でも公開されている。その後本絵巻の普及と保存を考えた義親は、模本や複製を数度にわたり製作している⁽²⁾。

大正十五年(一九二六)義親は古筆研究者でもあり復古やまと絵の第一人者・田中親美氏(一八七五〜一九七五)に摸写製作を依頼した。そして昭和二年(一九二七)から八年の歳月をかけ、江戸時代以来錯簡を生じて伝来していた本絵巻の順序をただして三巻の巻物に調巻した。

一方で義親は、巻物の状態では披巻の度に生じる剥離・損傷を危惧し、詞書は原則として二紙・絵は一紙ごとにして額面装に改めることを決断した⁽³⁾。周囲が猛反対するなか、義親から相談を受けた親美はしぶしぶ了承し、経師屋の相沢胤次郎を推薦した⁽⁴⁾。本絵巻の改装に先立って、まず昭和六年に尾張家伝来の段落形式の物語絵巻「葉月物語絵巻」(昭和二十七年重要文化財に指定)を試しに卷子装から額面装に改める試みを実施した。これに確信を得た義親は翌昭和七年一月十三日から三月二十六日にかけて、三巻の「源氏物語絵巻」の糊の継目を離して詞書二十八面・絵十五面を台紙貼りとし、各面を桐平箱に入れ額面仕立とした。それぞれ仰木政吉製作の桐観音開筆筒の内箱・黒漆塗り慳貪蓋造の外箱三樟に分けて保存・収納された(挿図2-1・2)。そして昭和九年に重要美術品指定、戦後になって昭和二十七年に国宝に指定されている。

義親や同家二十一代当主で徳川美術館館長となった徳川義宣(一九三三〜二〇〇五)は、徳川美術館の収蔵庫自体の開披も必要な際のみ限定していた。その中でも特に本絵巻の扱いについては厳しく臨み、展示期間の制限は勿論のこと、展示の際には毎朝桐箱の蓋を開け、夕方に閉めるような厳



挿図2-1 収納箆箱



挿図2-2 収納箆箱 収納状況

しい管理基準を定め、職員が作品に接する機会は、その出納の折に限られていた。その中であって昭和四十年代頃から、尾張家伝来の大名道具を紹介する展覧会に特別に出陳する場合もあり、また数年に一度と回数は多くないものの『源氏物語』関連の展覧会への貸与がおこなわれた。昭和五十四年に貸出しが行われた際の記録には数面に桐箱の割裂や歪み・台紙の反りが生じていたことが記されている。昭和四十七年の大阪・千日前デパートの火災事故を契機に指定文化財などの出陳に対しての基準規制が整備される以前には百貨店で行われた展覧会に出陳したこともあり、その貸出し中に、本絵巻の画面上に傷が発生したこともあったと聞いている。

また本絵巻とツレの所蔵者である五島美術館との取り決めにより、五島美術館と徳川美術館の両館で所蔵している本絵巻の全面公開は五年おきに東京と名古屋で開催することになった。

昭和六十二年秋には、地元の自治体や経済界・一般の方々からの協力や

寄付によって、昭和十年開館の本館（現在の第七・九展示室）に新館展示室が加えられて展示面積が拡大し、これに伴う展示作品数が増加するのにしたがって収蔵庫の開披の回数も増えていった。さらに毎年十一月下旬に一週間と期間を定め、本絵巻から二段分の場面を選び公開することとなった。

その後平成十年（一九九八）に、当時の通産省の補正予算事業の一環としておこなわれた企画『「国宝源氏物語絵巻」高精度デジタルアーカイブの試作』で、日立製作所とともに本絵巻全巻の高精度デジタルアーカイブやデジタル画像による剥落や褪色の部分再生を実施した。同時に、本絵巻に使用された色料の科学的調査を東京国立文化財研究所（当時）に依頼し、X線撮影・エミシオグラフィ・近赤外線撮影、顕微鏡写真撮影などを実施した。

また、この事業では、平行して復元模写製作も行われた。愛知県立芸術大学助教授であった林功氏（一九四六～二〇〇〇）に依頼して先ず「柏木三三絵の復元をおこなった。林氏が不慮の事故で世界された後、NHKの協力のもと、林氏の弟子や同僚の絵師達によって模写事業は継続され、徳川美術館本十五場面、さらに五島美術館本四場面と、平成十七年に現存する絵の全てが完成した⁽⁵⁾。

東京国立文化財研究所と徳川美術館との科学的調査は継続され、さらに五島美術館が加わり、蛍光X線分析・可視域内励起光による蛍光撮影などの分析の事業を平成十二～二十一年に遂行した。これらの調査によって、絵に使用された色料（岩絵具）の特定、経年による変褪色により痕跡をたどることが難しくなっていた文様や図様の可視化など著しい成果を上げることができた⁽⁶⁾。

二 国宝 源氏物語絵巻の保存修理

そうした中で、筆者は以前よりもまして本絵巻を観察する機会が多くなり、その傷み具合が気になるようになった。昭和七年の改装時には裏打ちを打ち替えるなどの作業を行っていなかったこともあって、長い伝来の星霜の中で生じた本紙の折れ、亀裂や絵具の剥落・剥離のほか、緑青や群青など粒子の粗い絵具層の膠着力低下による粉状化、緑青・群青・銀の酸化による料紙の劣化が生じていた(挿図3-1・2)。額面装への改装後八十年近い時を経て、先に述べたように多くの収納の桐箱の微妙な収縮や歪みもあって台紙自体が蒲鉾状に膨らみ、常に本紙自体にテンション(張力)がかかった状態が見受けられるようになっていた。特に「関屋」の絵



挿図3-1 「関屋」絵 酸化による劣化が著しく、剥離・亀裂・断裂が生じている(斜光)



挿図3-2 「柏木」絵 著しい料紙の折れ・皺・剥離および絵の具層の剥離(斜光)



挿図4-1 「関屋」絵 台詞の反り



挿図4-2 桐箱から外した台紙貼りの状態の「竹河二」詞書

の画面の著しい断裂は、当初箱の歪みが台紙の反りに影響していると考えられたため(挿図4-1・2)、本紙に加わるテンションを緩和するために桐箱の内側を少し削るか、もしくは若干ためられたが田中親美氏作成の金砂子で装飾された台紙の周辺を一〜二ミリ程度切り落とすかなど、文化財保存修理所の岡墨光堂とも改善策を検討してきた。

本絵巻の保存法を考慮する一方で、平成十七〜十九年度(二〇〇五〜〇七)にわたり、絵の傷みが顕著であった重要文化財「葉月物語絵巻」の修理に取りかかることになった。先にも記したように「葉月物語絵巻」は、昭和七年(一九三三)に「源氏物語絵巻」を額面装に改装する試みとして、先立って卷子装を解き額面装とされた作品である。

「葉月物語絵巻」の修理の結果、本紙天地に带状に付けられた金銀砂子装飾の足し紙が収縮し、本紙に多くの皺・波打ちを生じさせていることが明らかとなった。また額面装への改装時に、台紙の縁紙として付け廻された金・白金の切箔・野毛散らしの装飾紙は台紙表面にのみ貼られていたために引きが強く、台紙に反りを生じさせ、結果として本紙にも損傷を与える要因となっていたことが判明した。そこで後世の修理で施されていた補紙等は全て除去することとし、本紙料紙と同質の補修紙を作製して損傷箇所への補修を行い、その後裏打ちによって裏面より十分な支持を与え、これを台紙に固定し元の箱に納めた。また本紙天地や台紙の金・白金の砂子切箔の装飾紙は全て除去し、代わりに本紙の周囲には製作当初の絵巻としての印象を保持するために、無地のマットを配するのみにとどめた。またこのマットは鑑賞性を考慮して、黄土・胡粉・金泥・雲母を薄塗りして装飾したものを作成し、本紙自体の自然な伸縮の妨げとならないように、本紙の周囲に上から置くだけのものにした。今回の本絵巻の修理のために先行して実施したわけではないが、結果的には「葉月物語絵巻」の修理実績が参考となった。

その後も本絵巻についての保存・修理の方法について文化庁との協議を経て、平成二十三年十二月に徳川美術館において文化庁の技官や岡墨光堂・徳川美術館の職員とが合同で修理に向けて本絵巻の調査・検討を行った。その結果、平成二十四年～二十七年（二〇二一～二五）年度にわたり、左記の順序で本絵巻の国庫補助金による保存修理を岡墨光堂において実施することとなった。絵の修理を中心とし、詞書については状態の調査をする目的で着工した。

この保存修理に際し、確認できた損傷状況および修理工程については、

岡岩太郎氏の別稿「国宝 源氏物語絵巻の修理について」を参照されたい。

平成二十四年度

蓬生・絵 柏木一・絵 橋姫・絵 宿木一・絵 宿木三・絵

蓬生・詞書第三・四紙 柏木一・詞書第一・二紙 宿木一・詞書

第一・二紙 以上 絵五面・詞書三面

平成二十五年度

関屋・絵 柏木三・絵 竹河一・絵 宿木二・絵 東屋一・

絵 以上 絵五面

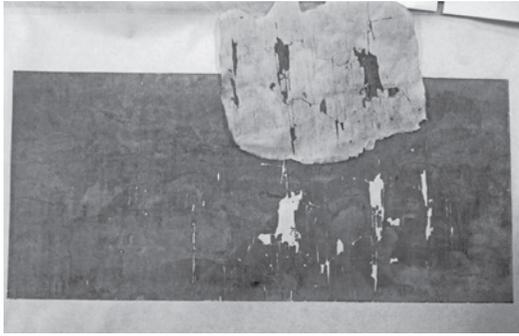
平成二十六・二十七年度

柏木二・絵 横笛・絵 竹河二・絵 早蕨・絵 東屋二・絵

以上 絵五面

先述のように、本絵巻は昭和七年に田中親美氏が卷子装から額面装（台紙貼装）に改装したが、修理に取りかかり解体してみると、当時の記録通りの状況であったことが確認できた。それは、本紙各紙の裏面は、江戸時代に付けられた赤金・青金の切箔散らしの総裏紙はそのまま、著しい折れや皺のある部分に応急的に折れ伏せを施し、その上に類似の箔散らしの紙を作成して貼り付けていたこと（挿図5）、本紙を平らにしてから縁紙を四周に付けて台紙に浮かして貼り付け、さらに金・白金の砂子・野毛散らし料紙で本紙の周りの縁を装丁していたことなどである。

その中でも「蓬生」「関屋」「橋姫」の損傷は著しく、特に「関屋」の絵については大きく目立った欠失があるのが確認された。「関屋」は戦前のコロタイプ写真画像でも著しい皺・断裂が認められていたが、画面右に描かれる鳥居の左右の山肌および画面中央、源氏の牛車の黒牛の下方に大きな欠落があり、その全体を覆うかのように裏面から大きな補修紙があてが



挿図6-1 「関屋」絵 欠損部分にあてがわれていた補紙(裏面反転)



挿図5 総裏紙。額面装への改装時には外されず、応急的な折れ伏せが施されていた。



挿図6-2 「関屋」絵 肌裏紙まで除去した状態での透過光写真(裏面反転)

われていた(挿図6-1・2)。これを除去した場合、修理後の本紙の見え方が大きく変わる可能性があったため、除去方針については、慎重な協議・検討がなされた。そのために修理後の補修紙を想定して三段階ほどの色調・濃さを調整した擬似補修紙を作製して比較検討した結果、旧補修紙は除去することに決定し、新しく補填した補修紙に施す補彩については、現状の見え方と比べ違和感のないものにする方針となった。

また、修理途中に肌裏紙を除去した時

点で、裏面から透過光写真・反射赤外線写真・透過赤外線写真の撮影を実施した。これにより、下描き線や描き直し、図様の変更など、これまで知り得なかった情報が明らかとなった。

「柏木三」の絵については、本絵巻に最初の科学的調査を実施した秋山光和氏によって、源氏に抱き上げられた薫の形姿は当初薫が手を差し上げる形で描かれていたとした指摘の通り、下絵の段階で薫の両手が明確に墨線で描かれていたことが判明した。その手も何度か修正が加えられていること、薫の顔も横向きや斜め横の線描が重ねられていた。さらに源氏の左手はかなり下に置かれていたことなど、下絵段階でかなりの彫琢の跡が見られた(挿図7)。

「柏木二」の絵では、柏木や夕霧の顔の輪郭線や烏帽子にも微妙な変更が加えられていたのをはじめ、柏木の背の後ろに描かれた衾(寝具)の広袖、夕霧の指貫の括緒の位置、夕霧右前に置かれた美麗几帳や廂間に女房と隔てるように置かれた几帳の角度や御簾の高さなども、下描きの墨線を修整して彩色が行われている。また画面左上にのぞく几帳は、当初の設計では屏風であった(挿図8)。



挿図7 「柏木三」絵 透過赤外線写真(裏面反転)

「竹河二」の絵では、簀子に坐す二人の女房の輪郭線も著しく筆が加えられている。向かって右の女房の顔の位置は頭一つ分ほど下に、左の女房の顔は現状より後ろ

で、上向き加減の構図であったことが明らかとなった(挿図9-1・2)。画面左の御簾越しに見える几帳の角度も変更されている。また、右に述べた二人の女房のほか、碁を打つ大君と中君の装束には下描きのアタリ線が何度も引き重ねられていた。中君の袖口の裏の線は現状でもうかがい知れるが、大君の山吹重ねの細長の袖口にも墨線が引き直されていた。このような著しいアタリ線の引き重ねは、損傷の激しかった「蓬生」「関屋」は別として、他に「柏木二」の画面左下の女房たち、「早蕨」の中君の下絵からも確認できたが、多くの場面では下絵は流麗で明快な線で描かれていた。

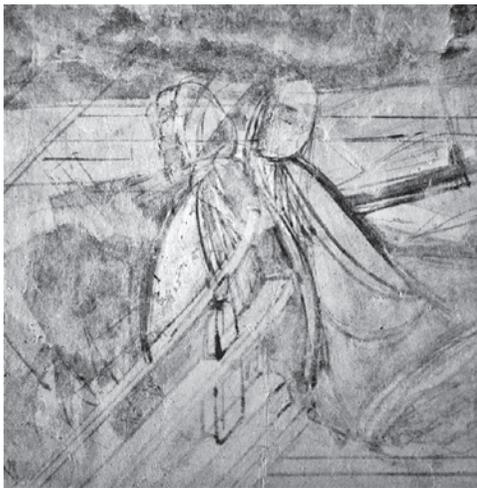
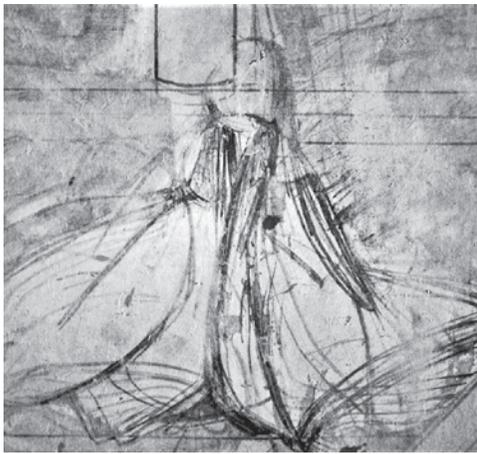
ところで五島美術館所蔵の「鈴虫」は、伝来途次の絵具の剥落のため、下描きの線とともに「き丁(几帳)」「た、み」「つまと(妻戸)」「えん(縁)」「みす(御簾)」「にわ(庭)」「すいかい(透垣)」「やりみつ(遣水)」「せさい(前栽)」「す、むし(鈴虫)」など十六箇所にあぶ文字の書き込みが確認

されている⁽¹⁰⁾。また、先の東京国立文化財研究所との科学的調査で、さらに三箇所(11)の文字と思われる箇所が見出されている。このような下描き段階での文字の書き込みは、他に「柏木二」の画面右、引き開けられた障子の左側の緑青で塗られた畳の部分の下に「タ、ミ」と片仮名の文字が、「夕霧」の母屋と廂間を隔てる障子の左右端に「な□」「セウシ(障子)」の文字の存在が知られていた。今回の修理で、どれだけの場面に新たな文字の書き込みがあるのか注目されたが、新たに確認できたのは「柏木二」の「タ、ミ」に加え、御簾の下部、壁代の部分に「ヒキモノ」の文字、緑青で彩色された御簾の帽額部分の下に記された「□□□」の判読不明の文字のみであり、他の画面については、下絵段階における文字の書き込みは一切見出されなかった。

これらの情報は絵の修復後に開催された徳川美術館・名古屋市蓬左文庫開館八十周年記念特別展「国宝 源氏物語絵巻」(会期：平成二十七年十一月



挿図8 「柏木二」絵 透過赤外線写真(裏面反転)



挿図9-1・2 「竹河二」絵 透過赤外線写真(裏面反転)

十四日(十二月六日)で紹介し、これに合わせて刊行した図録『国宝 源氏物語絵巻』(徳川黎明会 徳川美術館 平成二十七年十一月)に掲載しているため参照されたい。⁽¹²⁾

三 その後の修理と現状変更

修理設計段階では、本紙修理を終えた後は「葉月物語絵巻」と同様に台紙貼装に戻す方針だったが、台紙貼装が将来的に剥落や亀裂の原因となりかねず、保存上好ましくないことが懸念された。「葉月物語絵巻」の場合は、絵が十二世紀の成立に対し、詞書は何らかの理由によって十四世紀になって書き改められた作品であり、絵と詞書の紙質も異なっていたため、額面装の形で保存することとした。

しかし、本絵巻はいうまでもなく詞書・絵ともに一体となって製作された作品である。これまでの額面装は、言葉は悪いが恰度箱に入れられた標本のような状態であった。修理時に額面装を解き砂子・切箔で加飾された台紙から外した詞書や絵の姿は、周囲の雑音から解き放たれ、王朝時代の物語絵巻本来の繊細で美しい絵の姿が、およそ九百年の星霜を超えて眼前にひろがった。二紙あるいは一紙で額面に区切られ分断されていた詞書は、繋がる状態で仮置きしてみた時に、染筆された書の流れが甦り、筆運びのリズム感が明確に看取できるようになった。さらに詞書と絵とが響き合い醸し出された姿から、何物にも代えがたい気品と深い情趣や典雅さが甦ったように感じられた。

額面装は展示や調査のための閲覧時には扱いがしやすく、改装当時としては最善最良の保存法であった。しかし桐箱に収納されているとはいえず、

常に本紙表面が空気に曝されているままであった。しかも十二世紀に製作されて以来八百年近い年月を卷子装として伝えられてきたものが、まるでお年寄りの曲った背を強制的に伸ばしたような状態に改められていたため、本紙にテンションが常にかかった状態となっていて、保存には決して好ましくなかった。巻物や掛軸・冊子などは、本来巻かれたり閉じたりした状態で頻繁な開披は行われず、また空気や光に曝されることが無かったために良好な状態を保持してきた。

額面装はこのように優れた面もある一方、本絵巻を今後何百年と後世に伝えていくためにも、安全性と今後の公開を考慮して、台紙貼りによる額面装から改める必然性が浮上してきた。当初、錯簡を直し江戸時代以来の三巻の巻物にすることも考えられたが、これより先に京都国立博物館所蔵の国宝「病草紙」の保存修理⁽¹³⁾において、それまで本紙が貼り込まれていた台紙貼からはずし、詞書・絵一段ごとの巻物に改装された例を踏まえ、また展示公開の便宜性や今後の保存を考慮して、詞書・絵一段ごとに一巻の卷子装に改装することが最善であろうとする案が浮上した。

平成二十五年二月に修理監査のため、徳川美術館館長・徳川義崇(尾張家二十二代)とともに京都国立博物館内の国宝修理所を訪れた際に、修理中の本絵巻の状況を見しただうえで卷子装に戻す方針の了承を得た。これを踏まえ文化庁・施工業者とも協議を重ねた結果、詞書・絵一段ごとに一巻の卷子装に現状変更する案が、平成二十七年年度に開催された文化庁の専門調査会で諮られた。ここで一番問題となったのは、およそ九十年間とはいえず平面に伸ばされて保存されてきた本絵巻(特に厚塗りされた絵)が、うまく巻物に戻せるか、また今後の保存についての懸念であった。これに対して現在の装潢技術では裏打紙を安全に打ち替える乾式肌上げ法や太巻添軸に

巻いて保存することなどにより、卷子装に仕上げることが技術的に可能であるとの施工者の見解が出された。結果として一段ごとに分けて詞書とこれに伴う絵一段ずつの卷子装とする、「絵合」は絵が既に失われ詞書のみに、本来「関屋」に続く段であったため「関屋」と合わせて一巻として計十五巻とすることが承認された。こうして、まだ着手していなかった詞書の保存修理とともに、平成二十八〜令和元(二〇一六〜一九)年度にわたり、左記の通り卷子装に改めることになった。修理後の装訂は、表紙・見返し・軸首・軸木・紐等を新調すること、収納のために桐製太巻添軸および一巻ずつ納入する桐製屋郎箱を新調することになった。

平成二十八年年度

蓬生 詞書二面・絵一面 竹河二 詞書四面・絵一面

宿木三 詞書一面・絵一面 以上詞書七面・絵三面

平成二十九年度

関屋 詞書一面・絵一面 絵合 詞書一面

柏木一 詞書二面・絵一面 早蕨 詞書一面・絵一面

東屋一 詞書二面・絵一面 以上詞書七面・絵四面

平成三十年年度

柏木二 詞書四面・絵一面 柏木三 詞書一面・絵一面

宿木一 詞書一面・絵一面 東屋二 詞書二面・絵一面

以上詞書八面・絵四面

令和元年度

横笛 詞書一面・絵一面 竹河一 詞書二面・絵一面

橋姫 詞書二面・絵一面 宿木二 詞書一面・絵一面

以上詞書六面・絵四面

詞書修理に際しての特記事項を、事業完了後に作成された修理報告書の内容をもとに次に示しておく。

「蓬生」の詞書第一紙は、台紙装にされる前は甲巻の巻頭第一紙にあたり、他の詞書料紙と比べ損傷が著しく、欠失や亀裂が多く認められた。欠失箇所に施された補修紙が本紙と区別するのが困難な箇所も認められた。旧補修紙を除去することについて、文化庁と徳川美術館で協議・検討した結果、現状では旧補修紙が本紙に馴染んでいることや、除去した場合の視覚的变化を考慮して全て残すこととなった。補修紙と本紙の重なりが大きく、保存上問題がある箇所のみ裏面から削るなどの処置を施した。

「関屋」詞書第一紙と第二紙の紙継を外したところ、第二紙の一行目の文字が第一紙の左端に被って継がれていたことが分かった。このため、継下に隠れていた第二紙の文字部分を出して継ぐか、あるいは現状のままとするかについて協議・検討した結果、文字を全て出して継ぐこととした。また「関屋」詞書第二紙の肌裏紙の除去中に、左端裏面(継下)から絵の一部と思われる断片が付着していたことが確認された。この断片を詳しく観察したところ、これに続く絵の右端の一部であることが確認された。本紙の断片を絵の右端に戻すか、あるいは断片のみを別置保存とするかについても議論・検討した結果、本紙右端に戻すこととした(図3)。

「柏木一」詞書第一紙と第二紙の紙継部分は、第二紙の字の一部が切れていたが、紙継を外したところ、紙継の重なりの下から隠れていた字が出てきたため、修理後は紙継の重なりを出して継ぎ直した。

「柏木二」詞書第七紙の欠失部分に施されていた補修紙には、金銀切箔が散らされた料紙が用いられていた。この補修紙は、文化庁と徳川美術館が確認し、除去せず現状のままとした。

「横笛」の詞書第一紙と第二紙の下辺には連続した欠失が五箇所あり、それぞれに補修が施されていた。この補修紙は本紙料紙よりも厚みが極めて薄く、色調に統一感がなかったため、文化庁との協議を重ねた結果、除去し新たに補修を施すこととなった。

「宿木二」詞書第一紙と第二紙の紙継付近に欠失があり、欠失箇所には補修が施され文字の加筆が認められた。また第一紙と第二紙の紙継部分にわたって文字が記されている箇所も認められた。補修紙については除去を行うと文字が失われることもあり、協議を重ねた結果、今修理では除去せず現状のままとした。さらに補修紙は、本紙の紙継部分にわたって施されていることと、その他の文字もわたって記されている箇所があるため、通常は一紙ごとに解体して修理を進めるが、この「宿木二」詞書については、紙継を外さずに修理を行った(図4)(この補修紙は、周辺の厚みが薄くなった本紙料紙よりも厚く段差が生じていたため、本紙との重なる部分のみを削り、段差を解消した)。

「東屋二」の詞書第一紙と第二紙は、紙継の上に文字が書かれており、過去の修理等による字のずれは認められなかった。「宿木二」と同様に紙継を外さずに修理を行った。

また秋山光和氏がかつて「柏木二」「柏木三」「横笛」「橋姫」「宿木二」の各絵の場面に折り畳んだ痕がみられると指摘されていた。折り畳み痕は、絵十五面の内「柏木三」「橋姫」「宿木二」にそれぞれ二箇所、「柏木二」「横笛」に一箇所ずつ折り畳み痕があり、折れ線および折れ線際の絵具層の様子から、硬いヘラ状の物で真直ぐに筋を付けて折ったものと見受けられた。しかし山折りか谷折りかは、どちらとも判断できず、また明確に折り畳んだ痕と言いつけるほどの痕とは認められなかった。

修理中に、全ての料紙について裏面や紙継下などから極微量の紙繊維を採取し、高知県立紙産業技術センターにて紙繊維組成検査を行った。検査結果は、岡岩太郎氏の別稿に添付された表を参照されたい。

また、透過光などで観察した結果、紙漉きの際に用いられる竹あるいは萱のひごを糸で編んだ實^{すけた}の實目・糸目の痕跡は、詞書・絵ともに確認できなかった。料紙は、詞書・絵とも過去の修理で不均一に薄くされており、元の料紙の厚みが残っている可能性がうかがえる箇所もあったが、絵具層や装飾が施されているため測定できなかった。

本紙の修理を行うとともに、表紙・見返しは新たに作製した。表紙裂は、平安時代の文献や遺品を参考にして羅^ら(廣信織物業を本藍染にて濃い藍色に染色し(紺丸製、肌裏打ちを行った。見返しは、銀の酸化による料紙の損傷を避けるため白金および金の砂子を混合紙に全面に蒔き、唐紙の版木(本願寺本三十六人家集などに使用された唐紙文様の復刻(岡興造氏所蔵および西田継男氏製作・藤原彰子氏蔵)で文様を塗^{みか}付けとし、その上に金・白金の野毛や大小の切箔を散らした)。

軸首も各巻ごとに平安時代の趣向に合うような意匠とし、黒檀に螺鈿を施したものを北村昭斎氏・室瀬和美氏の二人の重要無形文化財保持者(人間国宝)に依頼し各巻ごとに新調した。

紐も紺地羅の表紙と響き合うように、多田牧子氏に依頼して萌黄薄茶歛組紐を作成した。

これらの新調した表紙・軸首・軸木・紐・軸巻き紙等を取り付け卷子装に仕上げた。またそれぞれ修理が完了した一巻ずつを新調した桐製太巻添軸に巻き、桐製屋郎箱(いずれも前田友斎製)に納入した。

四 今回の修理で見えてきたこと

本絵巻の絵は、これまでいくつかのグループに分けて製作されたと考えられ、秋山光和氏により次のような分類が試みられている⁽¹⁵⁾。

- A 1 鈴虫二、柏木二・三、(夕霧、横笛)
- 2 柏木一、御法、(鈴虫一)
- B 竹河一・二、(橋姫)
- C 1 宿木一・二・三
- 2 早蕨、東屋二
- 3 東屋一
- D 蓬生、関屋

(なお括弧内は、同じグループにあつてややニュアンスの異なるもの、あるいは比較が困難なものを示している)

先述の通り、東京文化財研究所との科学的調査によって本絵巻に使用された顔料を特定、その塗布された色面の濃度についても確認されており、それらのデータから卓越した表現力がうかがえるとされる「柏木グループ」の顔の彩色法でさえバラツキが見られることを指摘しておいた⁽¹⁶⁾。絵の下書きは、彩色にいたる前に、全体を統括するディレクター(墨画き)が、やや濃く強い線描によつて構図の変更や修正を加えていたさまが看取できるが、同じタッチで修正された墨線がグループを跨いで加えられている点にも留意しておく必要がある。

これに加え、今回の修理に際して行われた紙質検査の結果(岡氏別稿の表参照)、絵に使用された料紙は基本的に楮^{こうぞ}であつたが、以下のように場面

によつてバラツキがあつた。おおよそのグループ分けをすると次のようになる。

- 楮一〇〇%
- 蓬生 柏木一・三 竹河一 宿木一
- 柏木二(三極の痕跡) 東屋二(三極の痕跡)
- 楮九〇%・雁皮一〇%
- 宿木二
- 楮七五〇%・三極一〇〇%・二五%
- 横笛 竹河二 橋姫 東屋一
- 楮七五%・三極一五%・雁皮一〇%
- 早蕨
- 楮六〇%・雁皮四〇%
- 関屋
- 楮五〇%・三極五〇%
- 宿木三

楮一〇〇%の料紙が用いられた場面のほかに雁皮・三極が混入した料紙も使用されていた。「関屋」「宿木三」のように数値が著しく異なる料紙もあり、この違いについてはほぼ同時期に異なる場所で漉きあげられた紙を用いたのか、現在のように厳密な管理下とは違い材料の調査に若干の違いがあつたのかは定かではない。絵の製作時期にズレがある可能性も視野に入れて考えてみたが、同じ時期に絵の料紙が調達された可能性も否定できず疑問が残る。一方、詞書の紙質は、基本的には雁皮が用いられていたが、「関屋」第二紙・「柏木一」第三紙・「柏木二」第七紙・「柏木三」第一紙・「横笛」第二紙・「橋姫」第三紙・「宿木二」第二紙・「東屋一」第二紙

については楮が主体となっている。詞書の料紙の場合、雁皮の料紙に茶系統の染料による染めがあるものの、紫を主体とする量かし染め(村濃染め)は雁皮が染まりやすいとするデータが報告されており、楮を主体とする料紙には黄褐色の染料が量かして用いられており、染めによる加飾法の違いが要因かとも考えられる。また料紙に施された加飾は、染紙・胡粉下地・雲母引・胡粉の上に雲母を引いたものなどさまざまであるが、同手法の金銀切箔や野毛散らしは各段にわたって分散して用いられており、詞書料紙はほぼ同時期に作成されたと考えられる。

本絵巻の絵の画風の違いは製作時期の時間的な差に起因するのかと考えたこともあったが、グループが異なる詞書や絵も紙質を同じくする料紙が用いられており、もともと一具として製作されたとみなしてよいようである。但し面貌の彩色表現については、同じく絵が平安時代にさかのぼる物語絵巻「葉月物語絵巻」ともからめ、稿を改めて検討を加えたいと思っている。

おわりに

本絵巻に代表されるような文化財の修復は、その作品の経年変化や劣化や損傷が生じた場合に、将来に向けての保存や活用を踏まえた慎重かつ的確な判断と方針のもとに、それまでに培われてきた経験を踏まえた、その時代の最新最高の技術を駆使して行われるべきであろう。その判断を誤れば最悪の場合、星霜を経て護り継がれてきた作品そのものの価値をも失い、取り返しのつかない事態にも成りかねない。

十二世紀前半に爛熟した王朝文化の伝統を踏まえた、わが国を代表する

物語絵巻として著名な本絵巻は、およそ九百年の時空を超えて現在にまで生き続けてきた作品である。この魅力尽きない作品を後世に伝えるためにより良い方法で保存しようと、およそ九十年前に三巻の巻物装であった絵巻の姿を解体して額面装の形で保存することとなった。開披による損傷を軽減し、展示公開にも寄与できる最善の保存方法として決断されたが、当時には予期していなかった、経年による損傷や台紙貼り額面装仕立としたことによる不具合がその後確認された。その結果少なくとも二、三百年ぶりに本格的な修理を実施し、各段一巻の絵巻として保存すべく巻物装へと現状変更した。

この修理の中で、下絵段階での構図の変更や文字の書き込みをはじめとする作画過程での新発見や使用された料紙の紙質のデータが得られた。これらのデータをも含め、製作グループについての再検討やその背景など、今後に託された解明すべき課題は多いといえる。

註

- (1) 甲巻は尾張家の道具帳類のうち尾張家十二代齊莊(一八一〇～四五)の時代から明治初年まで用いられた「御側御道具帳」(旧原簿第三号)に記載され、江戸時代後期には名古屋城二之丸の良(東北)槽内の長持に保管されていた。乙・丙巻は江戸時代後期から明治初年まで使用された尾張家の道具帳「東京廻御側道具帳」(旧原簿二十号)に記載されており、江戸の市ヶ谷邸で御側御道具として収蔵され、さらに別の台帳から慶応二年(一八六六)には江戸から国許の尾張に移されたと判明する。
- (2) 吉川美穂「国宝 源氏物語絵巻の伝来と模本 江戸から昭和まで」(『国宝源氏物語絵巻』徳川美術館、二〇一五年)参照。
- (3) 尾張家の家令を務めた鈴木信吉氏が、昭和三十一年に纏めた「黎明会記録」(徳川美術館蔵)には次のように記されている。

七百余年の長期に亘り幸に保存宜しきを得たるを以て何等蠹魚の害を被らざりしと雖も元来厚彩色のものなるを以て披卷の都度剥離損傷の虞無しとせず。是より先(凡三十年前)侯爵徳川義親氏、帝国大学在学当時己に思いを是に致し、熟慮の結果巻物を各継目より解きて額装禎となし、各紙を個別に適當の容器に収蔵するを以て保存格納の最全なるものと稽へ、之を先輩識者に譲られたれども賛成するもの全く無かりき。然れども絵巻物の有様は到底巻物の儘にては此後永く保存し得ざるを想はれ、総ての反対を排して剥離の決心を為されたるものなり。

絵詞巻物は其当時は徳川侯爵の私有物に過ぎざりしも亦一面国の宝なる事を思へば軽々に処置するを得ず。熟慮方針を確定せられ、之を美術史家田中親美氏に囑られしが田中氏も亦此事美術界の大問題たるを以て遽に賛成するを得ず、苦心考究を重ねられし結果確信を得て同意せられたり。而も尚ほ直に着手する事を避けて先づ実験的に極めて類似せる紙本着色古物語伝土佐光頭絵六枚、詞六枚、(※のちに「はつきの物語絵巻」と命名)筆者注を剥離し、其方法に就て研究され愈々其結果の良好なるを確め、確信を以て此絵巻物の剥離に着手さるゝ事となれり。

(4) 田中親美氏は当時の事情について次のように語っている。

〔源氏物語絵巻〕の摸写に着手したころは三巻の巻物になっていた。(中略)義親さんは大英断で一紙宛(詞は原則として二紙宛)に継目から解き放つて台紙にとめ、薄い桐箱に納められたのである。巻物仕立だと披卷のたびに二度ずつ表面を摩り傷めるおそれがあるが、一枚ずつにすると、どの段を見たいというときでも他の箇所に影響なくすぐそこだけ見られて破損のおそれもなくないというわけである。「僕は思いきつてやりたいのだが、家職家来誰一人賛成しない。君の意見はどうだ」と問われたから、何しろ数百年間巻いたものとして今まで伝えられた名品であるから、なるべく手をおつけにならぬ方がよいだろうという「君までがそんな解らぬことをいう。誰がなんといつても僕はやるよ」と決意を定められた。これには私も敬服した。そこで「もしなざるなら」と相沢胤次郎という経師屋を推せんして、彼の手で現在のような一枚一枚にしたのだ(竹田道太郎「徳

国宝 源氏物語絵巻の保存と修理の過程

川本源氏絵巻を写す — 田中親美翁聞書 — 『藝術新潮』第十一卷第三号、一九六〇年。のちに名宝刊行会編『田中親美 平安朝美の蘇生に捧げた百年の生涯』一九八五年に再録。

(5) 『よみがえる源氏物語絵巻』平成復元絵巻のすべて(徳川美術館・五島美術館監修 NHK名古屋放送局・NHK中部ブレンズ、二〇〇五年)。

(6) 東京文化財研究所美術部編『光学的手法による国宝・源氏物語絵巻調査報告書』(独立行政法人文化財研究所 東京文化財研究所、二〇〇四年)。

徳川美術館・五島美術館監修『国宝 源氏物語絵巻』(中央公論美術出版、二〇〇九年)。

(7) 四辻秀紀「修理報告『葉月物語絵巻』の修理による新知見」(『金鯨叢書』四十二、徳川黎明会、二〇一五年)。

(8) 昭和七年の額面装改装については、註(3)で紹介した「黎明会記録」には次のように記されている。

改装には特に慎重を要し、絶対に原本に損傷を及ぼさず、且必要に応じては原態に復旧し得ることを主眼とせざるべからず。此為には額掾を取り、桐材の打ち着せ箱に納め、永久保存の方針を採れり。斯の如くして昭和七年一月十三日、茲に初めて之か実施に着手したり。乃ち先づ継目の表面には筆にて軽く水分を施し、徐々に継目を剥離し、裏面の絵裏料紙(徳川時代中期改装の節製作せるもの)は原本の継目に従い之を切断せり。而して折れ止めは水分含ましめたる白紙数枚の間に原本を挟み、数分後紙面の湿りてや、落着たるを見て裏面より生漉き美濃紙にて細く折れ止めをなし、更に絵裏同様の切箔紙を作りて是を押へたり。台紙張りには適宜に断ちたる生美濃紙を本紙の裏面四方の縁に七厘位の糊代にて貼布し、此附紙を以て台紙に張り張りをし、金、白金微塵砂子振詰の上に白金と金の野毛を撒きたる鳥の子料紙にて額縁を施し、更に同じ料紙にて台紙四方の小口を包み細縁をとれり。

(9) 秋山光和「源氏物語絵巻についての新知見」(『美術研究』一七四、一九五四)年。

(10) 註(9)参照。

(11) 名児耶明「源氏物語絵巻の書」(『開館五十周年記念特別展「国宝 源氏物語絵

巻」図録』五島美術館、平成二十二年。

- (12) 図録『国宝 源氏物語絵巻』(徳川黎明会 徳川美術館、二〇一五年)・徳川美術館・蓬左文庫開館80周年記念特別展「国宝源氏物語絵巻」(会期：平成二十七年十一月十四日～十二月六日)。

- (13) 国宝「病草紙」は、朝日新聞文化財団による文化財保護活動への助成が二〇一〇年度に決定、その後修理が実施され二〇一七年に完了した。

- (14) 註(9)参照。

- (15) 秋山光和『源氏物語絵巻』について』『新修日本絵巻物全集1 源氏物語絵巻』角川書店、一九八一年)参照。

- (16) 註(5)および(12)所載の四辻秀紀「国宝『源氏物語絵巻』——これにこそ道

くしく詳しくきことはあらめ」参照。A-1に分類されている「柏木二」「柏木三」「鈴虫二」を例にとつてみても、「柏木三」の光源氏や薫の顔に塗られた鉛分の数値が150cpsを越えるのに対し、「柏木二」の夕霧や柏木ではその四分の一度度、「鈴虫二」に至っては、先述の通り全く鉛白の使用はなされていない。さらに柏木グループA2と分類された「柏木一」の朱雀院や画面右上の女房、「御法」の光源氏では30cps前後であるのに対し、「御法」の紫上と「鈴虫二」の柱に身を寄せる女房の顔は紫色を呈し、鉛分の数値は80cps前後となっている。

- (17) 『修復』第2号「資料 飛雲(料紙装飾)」(岡墨光堂、一九九五年)参照。

(徳川美術館 特任学芸顧問・名古屋経済大学 特別教授)

This paper details the damage to the works that necessitated their dismantling and repair, including warping of the backing mats, uplifting of the pigment layers, delamination, and creasing, as well as the specifics of the restoration work that was carried out to restore their condition. After dismantling and repair, the works were not returned to the flat mounts, but underwent remounting for conversion to a new handscroll format. This report will also address the reasoning behind changing the mounting format after repair as well as the procedural requirements that were followed for altering the state of this kind of cultural property. This summary report of the eight-year conservation project further includes the results of the paper quality survey conducted during the repairs, and lists of the requisite materials that were used in carrying out the restoration work, and the components, such as mother-of-pearl inlay for the roller ends and the front and end cover silks, that were newly made for the new handscroll mountings.

Restoration Report

National Treasure *The Tale of Genji Illustrated Handscrolls* Conservation Report

YOTSUTSUJI Hideki

In 1935, the National Treasure *The Tale of Genji Illustrated Handscrolls* in the Tokugawa Art Museum collection were removed from their handscroll mounting and remounted in frames and a paulownia wood box, which was considered the best mode of preservation at the time. Later, when the wood storage box became warped, the mounting mats to which the paintings had been attached began to buckle, and other problems with the mounting methods used since the Edo period were discovered, a portion of the pictures and text underwent restoration between 2012 and 2015. However, having been stored stretched flat from being pasted to mounting mats for nearly eighty years after having been preserved in scroll form for more than 800 years, it was discovered in the process of restoration that the resulting state of tension was causing the paint to crack and delaminate, which was not good for the preservation of the work. Upon consultation with the Agency for Cultural Affairs, permission was granted to remount the works as handscrolls consisting of one section of text with illustration per scroll, and the work underwent restoration again between 2016 and 2019.

This paper reports on the restoration process and the features of the scrolls that were uncovered through the repair work. This project was supported by federal and prefectural government subsidies, as well as the Tokugawa Reimeikai Foundation “Activities Support Fund.”

circumstances surrounding how the embassy came to settle in Azabu Fujimichō, overcoming the difficulties of acquiring federal funds both on the Japanese and French sides at a time when the Japanese government was taking no measures to concentrate foreign diplomatic missions in certain areas.

As for the tea room of the Azabu Fujimichō mansion, it was moved to the family's Mejiro residence, then later reconstructed on the Tokugawa Art Museum grounds after World War II, and in 2014 it was designated a Tangible Cultural Property by the Japanese government. This tea room had been presented by the lumber dealer Ōtakara Seikan at the 1914 Tokyo Taishō Exhibition, where it received a gold medal. This article also presents the design plans and instructions for the tea room from the Tokyo exhibition.

Together with the two sections of Part 1, which appeared in the previous issue, this paper attempts to situate the Azabu Fujimichō mansion within the context of the Japanese peerage amidst the societal changes of the early twentieth century.

Introduction of Historical Material

Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 1)

NAMIKI Masashi

The *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) is a collection of 612 written communications, both public and private, that were received by the First Lord of Owari, Tokugawa Yoshinao (1600–1650), during his lifetime and have been handed down in the Owari Tokugawa family. Except for a few letters that were mounted as hanging scrolls for exhibition at the Tokugawa Art Museum, the documents were separated at the folds of their original binding and joined together horizontally with a simple backing that doubled as support for the areas of insect damage. The whole collection was stored in a single lidded wooden box, presumably made in the Taishō era (1912–1926). The title of the collection is taken from an inscription on the lid of this box. We plan to present an overview of the full collection in several parts over the course of the next few issues.

This collection of letters was restored and organized by the Tokugawa Institute for the History of Forestry between 1965 and 1975 and transferred to the Tokugawa Art Museum in 1990. It is projected that some of the yet unexamined documents may contain a great deal of new information and it is possible that these historical materials may further corroborate historical facts that were previously known only through books compiled in later periods. As such, the value of presenting this collection in its entirety is believed to be significant. This first installment of the series presents reprints of 100 of the letters.

Restoration Report

National Treasure *The Tale of Genji Illustrated Handscrolls*

OKA Iwatarō

In 1932, the National Treasure *Tale of Genji Illustrated Handscrolls* in the collection of the Tokugawa Art Museum were unmounted from their three-volume handscroll format due to deterioration and damage over the years and the component sheets of text and images were separated at the joins then remounted onto flat backing mats. However, after nearly ninety years since their remounting, further degradation of the works had progressed, so from 2012 to 2019, government-subsidized conservation of the works was conducted under the direction of the Agency for Cultural Affairs.

several essays in this bulletin. This first instalment presents the basic background information on the *kara-e* paintings in the Tokugawa Art Museum collection.

Firearms Management and Documentation in an Early Modern Daimyo Household: The Case of the *Osoba-Ontsutsu* of the Owari Domain

ITATANI Nozomi

This paper focuses on the firearms that were among the family holdings of the Owari Tokugawa clan and examines how the guns, known as *osoba-ontsutsu*, which were administered through the daimyo's private office of the *okonando* (personal cabinet), were used and managed by the Owari clan in the late Edo period.

Section 1 examines the Owari Tokugawa family equipment collection ledgers held by the Tokugawa Art Museum. It shows that the surviving records fall under two basic types—management logs and simple registers—and establishes the specifics of each document. It also clarifies how firearms collection ledgers were used at the end of the Edo period. Section 2 uses actual documented examples of the lending and return of *osoba-ontsutsu* holdings to shed light on the processes for lending guns by those who worked in close proximity to the daimyo. Section 3 investigates the handling of guns through the relationship between the steward in charge of lending and maintenance of the guns and a man named Andō Unpei. This examination demonstrates that this Andō Unpei, who was skilled in gunnery and the handling of firearms, was involved in the management of these guns. There are also indications that at first the maintenance of the guns was divided between the steward's office and Andō depending on the type of gun, but it is clear that later Andō took responsibility for all the maintenance. Furthermore, from Andō's written records, it can be seen that he was aware of the need to establish a system that would allow anyone to track the status of the *osoba-ontsutsu* at any time in response to the changing organizational structure of the domain.

Report on the Owari Tokugawa Family's Azabu Fujimichō Mansion (Part 2): Relocation of the French Embassy and Tea Room

KŌYAMA-HAYASHI Rie

The Azabu Fujimichō mansion of the Owari Tokugawa family was transferred to the French government on February 20, 1931, and in 1933 the French Embassy commenced operations in Azabu. The Embassy of France and French legation in Japan had previously been moved from Saikaiji (Mita) to Nagatachō and then to Iidachō. The former Nagatachō legation was destroyed by fire in the first month of 1887; the former residence of Ōkuma Shigenobu in Kijibashi, which was used as the legation in Iidachō, was devastated by the Meiji-Tokyo Earthquake of 1894; and the ambassador's residence that was then designed by Paul Sarda(1844-1905) and built in Iidachō burned down in the fires following the Great Kantō Earthquake in 1923. In the meantime, preparations had been made for a new embassy in Akabanebashi designed by Alexandre Marcel(1860-1928) in 1907, but the project was cancelled due to the depression after World War I.

It was in the wake of this sequence of events that the idea of transferring the Azabu Fujimichō residence was presented to the French Embassy. Ambassador Robert de Billy(1869-1953), who had been negotiating directly with the Owari family, decided to make the relocation his final mission before returning to France in 1929. This paper explores the

Tokugawa Ieyasu's favorite sword then was inherited by Tokugawa Yoshinao, the first Lord of Owari, and passed down as part of the family estate ever since. However, it is difficult to say whether the truth about this sword has been sufficiently verified. Accordingly, this paper identifies relevant historical documents from various periods and examines them to elucidate how the sword gained authority over time.

The earliest records of "Monoyoshi Sadamune" date from the time of the second-generation Lord of Owari, Mitsutomo (mid- to late 17th century). It is believed that Mitsutomo sought to ascribe authority to the sword by emphasizing its pedigree as a sword that had been owned by his grandfather, Ieyasu, and transmitted through his father, Yoshinao, thereby establishing it as a famed object known by the name "Monoyoshi Sadamune." This paper points out that in the early 18th century, during the time of 4th-generation Yoshimichi, the status of "Monoyoshi Sadamune" in the Owari Tokugawa family had increased and a special ceremony was established for the new head of the family to officially take possession of the sword upon succession to the family headship, indicating that it was already being treated as a legitimate family treasure. It further demonstrates that by the time of 8th-generation Munekatsu (mid-18th century), an official history of "Monoyoshi Sadamune" was compiled, further strengthening its authority. This paper argues that the successive heads of the family drew upon the provenance of "Monoyoshi Sadamune" and its connection with their ancestors, including Ieyasu and Yoshinao, and worked to further fortify its status as a family treasure in order to underscore their own legitimacy and authority both inside and outside the family.

Considering the Reception History of *Kara-e* Paintings in the Owari Tokugawa Family Collection (Part 1)

KATŌ Shōhei

One of the major distinctions of the Tokugawa Art Museum is that it has inherited both the objects owned by the Owari Tokugawa family as well as the collection catalogues that were used by the family to manage the collections. As a result, we are able to trace not only the timing of the acquisition of each work, but also the acquisition process, collecting trends, and collection management methods of the Owari Tokugawa family.

Drawing upon these special characteristics of the museum's collection, the Tokugawa Art Museum and the Hōsa Library of the City of Nagoya presented the special exhibition "*Kara-e*: Classic Chinese Paintings of the Owari Tokugawa Clan" from November 13 to December 12, 2021. Instead of taking an art historical approach, the exhibition was framed so as to present the works from the perspective of their reception history, focusing on three main points: how the Owari Tokugawa family used, acquired, and managed its collection of *kara-e* (that is, works that were understood to be Chinese paintings at the time). In preparation for the exhibition, a survey was conducted to identify all the works that had previously been introduced as Chinese paintings at the Tokugawa Art Museum; their boxes and accompanying materials were examined, and, in addition, all references found in the Owari Tokugawa collection records were transcribed and matched with the corresponding works.

Because the simple catalogue that was published on the occasion of the *Kara-e* exhibition had limited space, the reception history of the *kara-e* of the Owari Tokugawa clan in the Tokugawa Art Museum collection will be more thoroughly examined through a series of

struck the Gifu and Aichi region in 1891. The earthquake caused immense damage to the donjon, and concerned residents of what was then the town of Inuyama initiated a fundraising campaign to repair it. In 1895, Aichi prefecture transferred ownership of Inuyama Castle to the Naruse family on condition that it repair and preserve it. But Inuyama's general populace was completely indifferent to the castle's fate. The Naruse family, as the castle's owners, therefore sought to obtain broader support for preserving it by endowing it with a new role: spiritual symbol of the enduring bonds between themselves, as the former rulers of the area, and their former retainers and subjects.

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Articles

National Treasure, *Bodhisattva in Half-lotus Position* (traditionally identified as Nyoirin Kannon) in the Collection of Hōbodai-in, Gantokuji Temple and a Similar Ink-line Drawing (Part 1) —The Daianji Temple East Pagoda Mural Paintings and the Role of Kaimyō, a Daianji Monk who Traveled to Tang China—

YAMAMOTO Yasukazu

The National Treasure *Bodhisattva in Half-lotus Position* sculpture in the collection of Hōbodai-in, Gantokuji temple in Kyoto (hereafter referred to as “the statue”) is a late 8th-century carving from a single block of wood. The modeling of the figure's body and robes is of extremely high quality. Because the left hand of the figure from the wrist down was replaced at a later date, the statue was not named at the time of designation as a National Treasure, and since that time the subject has variously been tentatively identified as the bodhisattvas Nyoirin Kannon, Gakkō, a right attendant, Fugen, Kokūzō, and others, but conclusive evidence has been lacking for any of these names.

Recently, a historical record that may provide a clue to the identity of the statue was discovered in the handscroll of *Iconographic Drawings of Manifestations of Kannon [Avalokiteśvara]* (Important Cultural Property, Nara National Museum) produced by the monk Jōjin in 1078. Upon comparison with the statue, one of the images of the bodhisattva Shō Kannon from this handscroll was determined to bear certain similarities with the statue. In particular, the two locks of hair that are pulled through the ring on the figure's forehead and the swirl at the end of the scarf-like shoulder drape are details that are not seen anywhere else, proving that the two images were based on a common source. It would, therefore, seem appropriate to identify the statue as Shō Kannon as well.

The notes accompanying the Shō Kannon image state that it was painted on the four heavenly pillars of the eastern seven-story pagoda of Daianji Temple in Nara, and that the image was based on the belief outlined in the Lotus Sutra, “Fumonbon” chapter, which tells of Kannon appearing in thirty-three manifestations to bring salvation to all sentient beings.

In the next issue, Part 2 of this study will discuss the circumstances of the statue's production and the connection between the statue and Daianji Temple.

Transmission and Authority of the Famed Sword “Monoyoshi Sadamune”

ANDŌ Kaori

“Monoyoshi Sadamune” has long been claimed to be a family treasure that was once one of

Naritomo; the eleventh, Tokugawa Nariharu; the twelfth, Tokugawa Naritaka; and the thirteenth, Tokugawa Yoshitsugu.

Previous scholarship has taken a negative view of this period in the history of the Owari clan, regarding all four daimyo as “imposed heirs” whom the clan was forced to adopt from the shogun’s immediate family. This paper examines whether that view is accurate by attempting to reassess the period in light of contemporary documentary evidence. It reaches the following conclusions.

1. While all four daimyo have been characterized as “imposed” heirs, only one, the twelfth daimyo Tokugawa Naritaka, is so described in contemporary sources. The others succeeded to the headship of the clan in accordance with regular procedures. It is therefore erroneous to apply the term “imposed heir” to any daimyo other than Naritaka.

2. Because these four daimyo were adopted from the shogun’s immediate family, they advanced much more rapidly than their predecessors through the hierarchy of honorary court offices and court ranks. Naturally, they had close ties to the shogun. Like Tokugawa Yoshinao, the first daimyo of Owari at the beginning of the Edo period, they were sons and brothers of shoguns. (Yoshinao was the son of the first shogun Tokugawa Ieyasu and the brother of his successor Hidetada.) It can therefore be argued that the Owari clan’s ties with the shogun’s immediate family, having become tenuous since the mid-Edo period, were again strengthened in these years.

3. The paper examines the circumstances around the succession of the twelfth daimyo, Tokugawa Naritaka, the only daimyo considered an “imposed heir” at the time. This affair, previous accounts of which have been based on Owari clan sources, is here reconsidered from the viewpoint of the bakufu, which arranged the succession. It is concluded that in the absence of an heir to the headship of the Owari clan, the only acceptable successor was a son of the shogun; otherwise the clan would have been unable to maintain a dignity commensurate with its status as one of the three highest-ranking cadet branches of the Tokugawa family. The Owari clan thus had no reason to find fault with the prime movers behind the succession - the bakufu senior councilor Mizuno Tadakuni and the “attached elder” Naruse Masazumi.

4. Tokugawa Yoshikumi, the fourteenth daimyo at the end of the Edo period, was only distantly related to the shogun, unlike his immediate predecessors. He accordingly commanded less respect among the senior vassals of the Owari clan and senior bakufu officials.

Castle and former domain identity in the Meiji period: The case of Inuyama

HAYASHI Kōtarō

In the first half of the Meiji period, the castles that symbolized the ancien régime were slated for demolition, except those requisitioned for military use. In many parts of Japan donjons, turrets, and other castle buildings were sold off and dismantled. Some castles, however, were preserved as the result of local lobbying.

This paper examines one case in point, that of Inuyama Castle in the present-day city of Inuyama, Aichi prefecture. It analyzes the words and actions of the former ruling family of Inuyama domain (the Naruse clan), and their former retainers and subjects, in the campaign to preserve it. It thus sheds light on people’s perceptions of the castle.

A major turning point in the modern history of Inuyama Castle was the earthquake that

a hereditary post held by the Naiki clan, in regulating birdlime production and distribution. It presents the following findings.

First, production of birdlime flourished in Kashimo throughout the Edo period. A framework was in place for regulating its production and distribution, under which the administrator of forests monitored sites of production and the number of products shipped. This framework was gradually established by the administrator of forests and the Kiso timber commissioners, who oversaw forestry policy in Owari domain, after problematic practices came to light in Kashimo during the mid-Edo period.

Second, many villagers in mid-Edo period Kashimo engaged in unlicensed birdlime production. The administrator of forests was concerned that this could result in damage to tree species reserved for the domain's future use. He therefore called on the Kiso timber commissioners to clamp down on and institute regulations against it.

Third, after problems with forest use by the villagers of Kashimo were exposed by the administrator of forests in the mid-Edo period, regulations were established on forest use and a regulatory framework was put in place. This development, it is concluded, led to the hereditary forest administrators of the Naiki clan gaining greater control over forest management in Kashimo.

The secondary residences of the daimyo of Owari domain: Their origins, functions, and demise (Part I)

HARA Fumihiko

This paper is a study of thirteen secondary daimyo residences established by Owari domain on its territory: those located in Komaki, Arai, Asamiya, Sakashita, Mizuno, Hagiwara, Kariyasuka, Saya, Tsushima, Yokosuka, Ōno, Gifu, and Tsuchida. It collates records documenting the circumstances of their establishment, their design, and evolution. Each of these residences was established under the first two daimyo of Owari, Tokugawa Yoshinao and Tokugawa Mitsutomo. Most such secondary residences ceased to function as such during the seventeenth century, except the two in Atsuta, Nishihama Palace and Higashihama Palace.

The thirteen residences were established as rest houses for the daimyo when hunting. The residences at Hagiwara, Saya, Tsushima, and Gifu also served as guest houses for high-ranking individuals traveling the highway. The residence built by Mitsutomo at Yokosuka is noteworthy for being one of the few daimyo villas in the entire country situated on the seashore.

Each residence was cared for by a local notable paid a stipend by the han, as evidenced by the villas in Komaki, Arai, Mizuno, Tsushima, and Saya. Cases can be identified where the office of caretaker survived until the end of the Edo period, even though the residence itself had ceased to exist.

In the next issue, the functions and significance of the secondary daimyo residences established within Owari domain shall be examined in light of the same thirteen examples.

The issue of the Owari Tokugawa succession in 1839

FUJITA Hideaki

This paper focuses on four heads of the Owari Tokugawa clan who were close blood relations of the eleventh shogun Tokugawa Ienari: the tenth daimyo of Owari, Tokugawa

Summaries

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

Articles

Maps of the main palace of Edo Castle in the Genroku era (1688-1704): A reconsideration

FUKAI Masaumi

This paper analyzes the layout of the main palace of Edo Castle during the reign of the fifth shogun, Tokugawa Tsunayoshi. It examines two maps of the complex: *Gohonmaru oku omote ezu* (Map of the inner and outer main enclosure) in the Tokyo Metropolitan Archives; and *Edo-jō honmaru ozashiki no zu* (Room map of the main enclosure of Edo Castle) in the Tatsuno City Museum of History and Culture. The following conclusions are reached.

Both maps are largely similar to one in the possession of the Nakai family, hereditary master builders of the bakufu. They can therefore be considered highly reliable. Nonetheless, a close examination of the interior details of the two maps reveals that while on the whole they depict what the complex looked like in the Genroku era (1688-1704), some of the features portrayed are probably from an earlier period. Since palace maps may thus conflate elements from different periods, caution must be exercised in dating them.

An estimate of forest stocks in the nineteenth-century Nanbu realm

WAKINO Hiroshi

The Nanbu realm refers to the combined territories of Morioka and Hachinohe domains in northeastern Honshu, which were both ruled by the Nanbu clan.

This paper presents an estimate of the Nanbu realm's forest stocks in the nineteenth century. This estimate is based on data on fuelwood consumption and forest stocks in Iwate prefecture compiled in 1881 by the Aomori greater regional forestry bureau (*dairinkusho*). It also uses statistical reports from Iwate, Aomori, and Akita prefectures prepared between 1881 and 1883.

It is estimated that in the nineteenth century, the Nanbu realm had 1.4 million hectares of forest, with some 70 million trees. An estimate is also made, based on data compiled by the Aomori greater regional forestry bureau, of fuelwood consumption in the Nanbu realm. This finds that the region's forests had enough reserves to cover nine years' fuelwood consumption. Until now, felling of Japanese cypress was thought to be the dominant form of forestry in the Nanbu realm. This paper reveals, however, that a total of 1.14 million Japanese cypress trees were felled for timber between 1751 and 1829, or an average of 15,000 per year - a mere fraction of the region's forest stocks.

Birdlime production and distribution in early-modern Kashimo village: The emergence of a regulatory framework

KAYABA Masahito

This paper considers how birdlime was produced and distributed in the village of Kashimo in the mid-Edo period. It also examines the role of the administrator of forests (*oyamamori*),

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

Contents

Articles

- National Treasure, *Bodhisattva in Half-lotus Position* (traditionally identified as Nyoirin Kannon) in the Collection of Hōbodai-in, Gantokuji Temple and a Similar Ink-line Drawing (Part 1) —The Daianji Temple East Pagoda Mural Paintings and the Role of Kaimyō, a Daianji Monk who Traveled to Tang China— YAMAMOTO Yasukazu (1)
- Transmission and Authority of the Famed Sword “Monoyoshi Sadamune”
..... ANDŌ Kaori (25)
- Considering the Reception History of *Kara-e* Paintings in the Owari Tokugawa Family Collection (Part 1) KATŌ Shōhei (53)
- Firearms Management and Documentation in an Early Modern Daimyo Household: The Case of the *Osoba-Ontsutsu* of the Owari Domain ITATANI Nozomi (87)
- Report on the Owari Tokugawa Family’s Azabu Fujimichō Mansion (Part 2): Relocation of the French Embassy and Tea Room KŌYAMA-HAYASHI Rie (129)

Introduction of Historical Materials

- Introducing the *Keikō irai raikan* (Letters to Tokugawa Yoshinao) (Part 1)
..... NAMIKI Masashi (151)

Restoration Report

- National Treasure *The Tale of Genji Illustrated Handscrolls*
..... OKA Iwatarō (185)
- National Treasure *The Tale of Genji Illustrated Handscrolls* Conservation Report
YOTSUTSUJI Hideki (207)

THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

8-11, Mejiro 3-chōme, Toshima-ku, Tokyo 171-0031, Japan.
(phone) (03)-3950-0111

THE TOKUGAWA INSTITUTE FOR THE HISTORY OF FORESTRY

address as above.
(phone) (03)-3950-0117

THE TOKUGAWA ART MUSEUM

1017, Tokugawa-chō, Higashi-ku, Nagoya 461-0023, Japan.
(phone) (052)-935-6262

KINKO SŌSHO
BULLETIN
OF
THE TOKUGAWA REIMEIKAI FOUNDATION

NO. 49

March 2022

THE TOKUGAWA INSTITUTE
FOR THE HISTORY OF FORESTRY
(Tokugawa Rinseishi Kenkyūjo Kenkyū Kiyō Vol. 56)

Contents

Articles

- Maps of the main palace of Edo Castle in the Genroku era (1688-1704): A reconsideration
..... FUKAI Masaumi (1)
- An estimate of forest stocks in the nineteenth-century Nanbu realm
..... WAKINO Hiroshi (21)
- Birdlime production and distribution in early-modern Kashimo village: The emergence of a
regulatory framework KAYABA Masahito (35)
- The secondary residences of the daimyo of Owari domain: Their origins, functions, and
demise (Part I) HARA Fumihiko (51)
- The issue of the Owari Tokugawa succession in 1839 FUJITA Hideaki (83)
- Castle and former domain identity in the Meiji period: The case of Inuyama
..... HAYASHI Kōtarō (105)

〔Activities〕

- Research and Dissemination Activities in fiscal year 2021 (125)

Appendixes

- A catalog of historical materials concerning the Owari Tokugawa family-Part Eighteen
..... (1)
- A catalog of historical materials concerning the Ishiko family who was a retainer of the
Owari Clan-Part Fourteen (1)

金 鯨 叢 書 第四十九輯 (年一回刊行)

— 史学美術史論文集 —

令和四年 三月 三十日 編集
令和四年 三月 三十日 印刷・発行

編集者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
深 井 雅 海
徳 川 義 崇

発行者

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
公益財団法人 徳川黎明会
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒171-0031 東京都豊島区目白三ノ八ノ十一
徳川林政史研究所
電話 (3950) 〇一一七番(代)

〒461-0023 名古屋市中区徳川町一〇一七
徳川美術館
電話 (935) 六二六二番(代)

〒605-0089 京都市東山区元町三五五
株式会社 思文閣出版
印刷所
電話 (533) 六八六〇番(代)

